

2014 年度 年度報告書

桜美林大学

目次

I. 「理念・目的」について	1
I-1 大学全体	2
I-2 リベラルアーツ学群	5
I-3 芸術文化学群	6
I-4 ビジネスマネジメント学群	7
I-5 健康福祉学群	9
I-6 基盤教育院	9
I-7 教職センター	11
I-8 インターナショナル・インスティテュート	14
I-9-1 大学院	15
I-9-2 国際学研究科	16
I-9-3 老年学研究科	17
I-9-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	17
I-9-5 経営学研究科	18
I-9-6 言語教育研究科	19
I-9-7 心理学研究科	20
II. 「教育研究組織」について	21
II-1 大学全体	22
II-2 人文学系	24
II-3 言語学系	25
II-4 芸術・文化学系	27
II-5 法学・政治学系	28
II-6 経済・経営学系	29
II-7 心理・教育学系	30
II-8 自然科学系	31
II-9 総合科学系	32
II-10 リベラルアーツ学群	33
II-11 芸術文化学群	35
II-12 ビジネスマネジメント学群	37
II-13 健康福祉学群	38
II-14 基盤教育院	39
II-15 教職センター	41
II-16 インターナショナル・インスティテュート	44

Ⅲ. 「教員・教員組織」について	46
Ⅲ-1 大学全体	47
Ⅲ-2 人文学系	50
Ⅲ-3 言語学系	52
Ⅲ-4 芸術・文化学系	54
Ⅲ-5 法学・政治学系	55
Ⅲ-6 経済・経営学系	56
Ⅲ-7 心理・教育学系	57
Ⅲ-8 自然科学系	58
Ⅲ-9 総合科学系	59
Ⅲ-10 リベラルアーツ学群	62
Ⅲ-11 芸術文化学群	64
Ⅲ-12 ビジネスマネジメント学群	66
Ⅲ-13 健康福祉学群	68
Ⅲ-14 基盤教育院	69
Ⅲ-15 教職センター	70
Ⅲ-16 インターナショナル・インスティテュート	72
Ⅲ-17-1 大学院	73
Ⅲ-17-2 国際学研究科	75
Ⅲ-17-3 老年学研究科	76
Ⅲ-17-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	77
Ⅲ-17-5 経営学研究科	77
Ⅲ-17-6 言語教育研究科	79
Ⅲ-17-7 心理学研究科	80
Ⅳ. 「教育内容・方法・成果」について	82
Ⅳ-1 大学全体	83
Ⅳ-2 リベラルアーツ学群	89
Ⅳ-3 芸術文化学群	96
Ⅳ-4 ビジネスマネジメント学群	102
Ⅳ-5 健康福祉学群	106
Ⅳ-6 基盤教育院	108
Ⅳ-7 教職センター	113
Ⅳ-8 インターナショナル・インスティテュート	116
Ⅳ-9-1 大学院	120
Ⅳ-9-2 国際学研究科	124
Ⅳ-9-3 老年学研究科	126
Ⅳ-9-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）	

教育課程)	128
IV-9-5 経営学研究科	136
IV-9-6 言語教育研究科	140
IV-9-7 心理学研究科	143
V. 「学生の受け入れ」について	146
V-1 大学全体	147
V-2 リベラルアーツ学群	151
V-3 芸術文化学群	153
V-4 ビジネスマネジメント学群	154
V-5 健康福祉学群	155
V-6-1 大学院	156
V-6-2 国際学研究科	157
V-6-3 老年学研究科	158
V-6-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信 教育課程)	158
V-6-5 経営学研究科	159
V-6-6 言語教育研究科	160
V-6-7 心理学研究科	161
VI. 「学生支援」について	163
VI-1 大学全体	164
VII. 「教育研究等環境」について	170
VII-1 大学全体	171
VIII. 「社会連携・社会貢献」について	180
VIII-1 大学全体	181
VIII-2 大学院	187
X. 「内部質保証」について	189
X-1 大学全体	190

I. 「理念・目的」について

I. 「理念・目的」について

I. 「理念・目的」について

I-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

学校法人桜美林学園（以下「本法人」という。）は、「学校法人桜美林学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）」第3条第1項において、本法人の目的を明確に定めている。

「学校法人桜美林学園寄附行為」第3条第1項
この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき基督教主義により男女青少年に知識技能を授け、人格教育を行い、国家及び世界のため貢献する有益な人材を育成することを以って目的とする。

また、本法人の設置校である桜美林大学（以下「本学」という。）では、法人の目的に沿って、学士課程については「桜美林大学学則（以下「本学学則」という。）」第1条において、大学院については「桜美林大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）」第1条において、それぞれの目的を明確に定めている。

「桜美林大学学則」
第1条 桜美林大学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを目的とする。

「桜美林大学大学院学則」
第1条 本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要的能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする。

開学後の主な歩みとして、英語及び中国語の言語学・文学を基盤としながら、経済学や商学、国際学へと展開してきたことが挙げられる。さらには、ビジネスや芸術文化、健康科学、福祉といった教育研究領域へと発展、拡大してきた。

近年の大きな特徴は、学士課程において、「学部・学科制」から日本の私立大学で初となる「学群制」に移行したことである。学群制の基本的な考え方は、中央教育審議会が2005年1月に答申した「我が国の高等教育の将来像」における大学の「機能別分化」に基づいている。本学においては、機能別分化した各学群を「クラスター・カレッジ」と呼び、それぞれの教育研究の特色や個性を出せるようにした。このクラスター・カレッジを、「リベラルアーツ系」のリベラルアーツ学群と「プロフェッショナルアーツ系」の芸術文化学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群に分類し、前者は「総合的教養教育」を、後者は「幅広い職業人養成」及び「特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究」を推進する体制とした。これにより、幅広くユニークな教育研究を行うことができる組織を維持している。

開学当初よりこの理念・目的を堅持し、収容定員7,799人、学生数8,774人の大規模大学へと発展を遂げている。

I. 「理念・目的」について

(2) 理念・目的の大学構成員への周知、社会への公表について

理念・目的は桜美林大学公式 Web サイト（以下「本学 Web サイト」という。）、『大学案内』に掲載し、広く社会に公表している。『履修ガイド』に理念・目的を掲載することで全学生と全教職員に対して周知を図っている。特に新生には入学式において、新任教職員には新任教職員研修会において、学長自らが説明を行っている。

また、学士課程及び大学院において教員を対象に定期的実施されるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の機会を利用して周知に努めている。

(3) 理念・目的の適切性の検証について

理念・目的の適切性については、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」第7条により、大学・学群・研究科等の理念と目的の適切性について自己点検・評価委員会で審議することになっている。年度ごとに各組織の長が年度報告書を作成しているが、その作業を通して当該組織に関しての検証が行われている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成する」という目的を達成するために、キリスト教センターを中心としてキリスト教の理解教育、ボランティア活動等が活発に行われ、「学而事人」の大切さを学生が実践の中から理解できるような取り組みが行われている。また、29か国地域、142校・9機構（2015年3月現在）との間で提携を結んで国際的な学術交流を行っている。2014年度には各種留学プログラムを利用して687人の学生（ただしフライト・オペレーションコースを除く）が海外で学んだ。孔子学院、インターナショナル・インスティテュート、多種にわたる外国語教育科目を設ける等、国際的人材の育成に着実に成果を上げている。

『大学ランキング 2015』（朝日新聞出版）の留学生派遣制度ランキングにおいて、762大学中、本学が第5位に位置づけられていることを例にとってみても、理念・目的に沿って着実に成果を得ているといえよう。

改善すべき事項

18歳人口の減少に伴い、大学を取り巻く情勢は年々厳しさを増している。このような状況下であればこそ、寄附行為第3条に定められた建学の精神と本学学則第1条の目的を堅持しつつ、桜美林大学独自の教育に邁進していかなければならない。

『大学案内』、『学生募集要項』、本学 Web サイト、種々の広報媒体を活用して、本学が実践している多くの特徴的な教育への取り組みやプログラムを受験生や保護者はもとより、学外者に広く理解してもらえよう、迅速かつ的確な情報の発信を行うための体制を整備することが必要である。在学生に対しては『履修ガイド』や学期ごとのオリエンテーション、アカデミック・アドバイザーによる個別相談等を通して理念・目的の更なる周知を図っていくことが肝要である。また、全国20か所以上の会場で毎年開催される後援会支部活動を通して、在学生の保護者にさらに多くの情報を伝えていくことが必要である。

I. 「理念・目的」について

卒業後の進路先である企業に向けては、学内外の合同企業説明会、会社訪問等の機会を活用して、本学の特徴的な教育研究について明記されているリーフレット等の資料を配付するとともに、企業との連携を一層強化するための努力が必要である。これらに加えて、近年、最も効果的な情報発信媒体となっている Web サイトを最大限活用して、必要な情報をわかりやすく伝達できるように努める。

在学生とその関係者のみならず、同窓生向けの情報誌の掲載内容をさらに充実すること及び同窓会の組織強化を図ることに努め、同窓生の本学への関心や意識をより一層高めるための取り組みが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

本法人は 2021 年に創立 100 周年を迎えるが、1966 年に大学が開設されてから今日まで、学園の中軸を成す大学は歴代の学長の指揮の下で、大きく発展と変貌を遂げてきた。創立 100 周年を目前にして、これまでの成果の検証を行い、効果が上がっている点はさらに発展させ、改善を要する点については早急にその改善に努める作業を進める。また一方で、理念・目的がさらに具体的な実践活動に結びつけられるような組織の構築及び改編に積極的に取り組み、より一層質の高い教育研究の実現を目指す。

2003 年度には第 2 次教育課程検討委員会が発足し、全学部組織を学群制に改組する大学再構築の作業に着手した。その結果、2005 年度に総合文化学群（2013 年度より芸術文化学群と改称）、2006 年度にビジネスマネジメント学群と健康福祉学群、2007 年度にリベラルアーツ学群を開設した。着手から 7 年を費やして学群制度を確立した。その後、2007 年度から 2008 年度にかけて大学院を通学課程 6 研究科と通信教育課程 1 研究科として独立させ、それぞれの教育研究の目的を明確にした。

今後は現行の教育課程での教育効果ないし成果についての検証を継続的に行うとともに、現代社会の需要と合致する教育課程の再構築の作業に取り組むことで、社会が真に求める人材を育成する。

今日まで進めてきたいずれの改革も本学の基本理念に基づいて実施されたものである。本学の理念・目的を持続的ないし発展的に次世代へ確実に継承させていくためにも、今後、検証ないし見直しの作業を定期的かつ継続的に行う必要がある。また、時代の要請と社会の需要に迅速対応が可能となる柔軟性と機動力を備えた組織を構築することが要望される場所である。本学の理念や特長を学内外に周知させるためには、Web サイトの更新を含めた現行の広報手段の見直しを行い、それに加えて充実やスマートフォン・タブレット等、ICT ツールを最大限に活用した情報発信ができる環境整備を目指す。

I. 「理念・目的」について

I-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

リベラルアーツ学群は、本学の教育理念である「キリスト教精神に基づいた国際的教養人の育成」を、その根幹の目的としている。次に、リベラルアーツ学群の養成する人材については、「リベラルアーツ学群は、広範な知識と深い専門性に裏付けられた思考力、分析力、柔軟な発想力を身につけた人間性豊かな人材の養成等を目的として、総合的教養及び専門的基礎学術に係わる教育等を行う」と定められており、これらは、いずれも本学学則に記載されている。2008年に答申された『中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」』では、「学生の学習成果に関する目標を掲げるにあたり、21世紀型市民として自立した行動ができるような、幅の広さや深さを持つものとして設定することが重要」であり、「自己決定力の未熟な学生も目立つ中、入学してから時間のゆとりを持って専門分野を選択できる、あるいは柔軟に変更できる仕組みづくりも検討課題とすべきである」と記載されている。このことから、本学リベラルアーツ学群で取り組んでいる「広範な知識と深い専門性」を目指す学士課程教育は、社会の動き・時代の変化に合致したものであり、時代の要請に応えた適切な人材養成の目的を持つ教育組織であるといえる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

前項の「広範な知識と深い専門性」という目的を達成するために、多様な学問領域に及ぶ37の専攻プログラム（内、主専攻として選択できるのは34）を用意し、各分野に専門教員と関連科目を設置している。なお、後述するが、2016年度より専攻プログラムの内容と数に若干の変更を加えることが、2014年度に決定した。これに対して、学生は入学前あるいは入学時に専攻を決定するのではなく、学びの中で専門を決めていくという、いわゆる「Late Specialization」を実践している。この学びのプロセスは、自立した学習プロセスを要求するものとして、学生の自己決定力の育成に大きく寄与している。また、1つの専攻プログラムを主専攻として選択し、その修了を卒業要件としているが、それに加えて、他の専攻プログラムを主専攻あるいは副専攻として選択するよう学生に指導・推奨しており、これにより幅広い視野からの専門性の追究を実践している。

改善すべき事項

多彩な専攻プログラムを特色とし、入学後の学びの中で自らの専門を決めるリベラルアーツ学群であるが、実際に学生が主専攻として選択する専攻プログラムには偏りがみられる。この状況を改善するには、主専攻を決定するまでの基礎教育の部分についての工夫、アカデミック・アドバイジングの更なる充実、そして専攻プログラムの構成の見直しといった点が考えられる。また、専攻の決定においては、より多くの学生が複数の専攻プログラムを選択し、修了するように促すことも必要とされる。これらの改善すべき点について、実施予定のものについては後述する。

I. 「理念・目的」について

3) 将来に向けた発展方策

2007年4月の本学群開設時より少しずつ検討を進めてきた、基礎教育のカリキュラム改革について、2016年度から実施するべく、最終案が学群教授会により承認され、大学執行部の了承も得ることができた。この改革の目的は、入学後の学生に、リベラルアーツ教育の特徴を活かした学際的で、柔軟かつ多彩な視野から複眼的に物事を考える基礎的な授業を提供し、同時に学ぶことの楽しさを学生に体験してもらうことにある。現状の基礎教育科目で専攻教育に関わる部分（学問基礎科目）については、その内容やテーマが授業担当者の裁量に任されている部分が大きく、カリキュラム全体としての整合性があまりとれていない。そこで、改革後の新学問基礎科目の開講に際しては、科目内容の再吟味を踏まえて、授業担当者へ科目の目的と内容に関する確認と依頼を丁寧に行う予定である。このように、いわば「基礎教育のリベラルアーツ化」によって、更なる理念の達成に近づくとともに、教育現場においては、学生が1～2年次を通して自らの興味や関心を明らかにできるようなカリキュラム構築を目指している。

I-3 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本学の建学の精神は、「キリスト教主義の教育によって、国際的人物の育成」を目的とし、「キリスト教主義と語学、この二つをよく体得した人材を能うだけ多数教育せんとする」としている。

そして、本学は、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養するため幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを目的とする」を教育目標に掲げている。

これらを踏まえ、芸術文化学群では、「キリスト教主義に基づき、教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを基本とし、芸術分野における専門知識と技能を身につけ、グローバルな視野を持って芸術文化の振興に貢献する人材を育成すること」を目的としている。

本学群の理念・目的は、建学の精神と本学全体の教育目標を踏まえ、その趣旨を芸術文化の分野で実践するものであり、かつ目指すべき教育の方向性を明確に示している。

また、芸術の専門知識と技能を修得し、グローバルな視野で芸術文化の振興に貢献する人材を育てるといふ、高等教育機関でしか成し得ない目的を踏まえて設定されている。この理念・目的は、各専修の成し遂げてきた成果に照らし、その適切性は十分に証明されている。

この理念・目的は、『履修ガイド』や本学 Web サイト等で公開されるとともに、入学時の新入生へのガイダンスや在学生のオリエンテーション、あるいは授業の中で折に触れ説明されている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群は、演劇専修の群読音楽劇「銀河鉄道の夜」（平成 26 年度文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」採択事業）の 8 年目の開催や国内各地で展開しているアウトリーチ活動、音楽専

I. 「理念・目的」について

修の（独）宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）とのコラボレーションによる「宇宙と音楽のタベ」の開催、造形デザイン専修の地域プロジェクトにおける貢献、映画専修の制作作品の受賞・放送等、全国的にも地域的にも着実に成果を上げ、本学の声価を高めることにつながっている。

改善すべき事項

本学群の学生は、個人差はあるが、リベラルアーツ学群やビジネスマネジメント学群と比較して、語学にやや苦手意識を持つ学生が多いと推測される。こういう傾向は芸術分野を目指す学生にとってやむを得ないものという考えもあるが、本学群としては建学の精神に一步でも近づくため、学生の眼を少しでも世界に向けさせるよう努力していきたい。

3) 将来に向けた発展方策

現在各専修が春休みに海外短期研修を実施している。それぞれが有意義な研修で成果も上がっているが、これらはあくまでも短期の研修であり、国際人として通用する語学力の向上にはつながりにくい。そこで本学群も、1セメスター程度は現地に滞在し、語学力を強化しながら芸術系専門科目も学べる「芸術文化学群グローバル・アウトリーチ（芸文GO）プログラム」を開始する。2015年度に第1回となる学生を派遣するが、その実施状況を点検しながら、制度の改良・強化を図っていきたい。

I-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

ビジネスマネジメント学群は、本学の教育理念である「キリスト教精神に基づいた国際的教養人の育成」を受けて、国際社会で活躍できるビジネス感覚を養い、企業経営の諸課題に対応できる広い知識と深い論理性を身につけた専門職業人の育成を目指している。ビジネスマネジメント学群は、ビジネスマネジメント学類とアビエーションマネジメント学類の2つの専門課程を持つ。

ビジネスマネジメント学類は、新しい時代の多様な産業群に優れた人材を送り出せるように高度で柔軟な知的人材を育成する。一方、アビエーションマネジメント学類は、巨大産業に発展した航空産業界に高度な専門職業人を送り出せるように特殊専門化した教育を提供して、この業界の要求に応える人材育成を目指している。これらは本学学則に明記して、本学の教育理念・目的としている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ビジネスマネジメント学類は、ビジネス系とマネジメント系に分けて8専攻の教育プログラムを編成している。また、アビエーションマネジメント学類はその専門性を考慮して、3専攻のコ

I. 「理念・目的」について

ースプログラムを編成している。ビジネスマネジメント学類の各教育プログラムには、多様な科目群とスタッフを擁して学生のニーズに対応している。そうした科目はビジネス系とマネジメント系で相互に利用できるように体系づけられている。一方、アビエーションマネジメント学類は、個性的な3専攻を高度に運用できるように、それぞれの専門性と実践性を考慮した体系で科目編成が組まれている。両学類とも国内外での実習・研修プログラムが豊富に用意し、演習教育に重点をおいたきめの細かい教育を図ることで、学生満足度の高い教育効果を導いている。

改善すべき事項

ビジネスマネジメント学類は、8つの専攻プログラムを以て多様な科目群を編成していることから、科目が複雑で専門的思考体系と科目体系の相関が不明瞭になっている。そのため、科目数が多い割には総花的で同類の科目が混在している。知識の体系的蓄積を図るには複雑で、深い学習効果を期待するには無理がある。また、専攻に偏りがあり、必ずしも学生のニーズを満たす構造になっていない。そのことから、現在の8専攻プログラムは根本的な見直しが求められるであろう。一方、アビエーションマネジメント学類は、特殊専門的教育を特徴としていることから、理論的専門性と実践的専門性の相関を考慮してきめの細かい指導を図っている。そのためスタッフの負担が大きくなっている。また、フライト・オペレーションコースは、当初意図した定員を確保できなかったことと、管理上の不備が発生したことから、制度上の見直しを必要としている。

3) 将来に向けた発展方策

ビジネスマネジメント学群の使命は、企業経営の第一線で活躍できる人材を育てて広く社会に送り出すことである。そこにはまず、就職を確実なものにできる教育体系と教育態勢が必要である。教育体系では学んだ知識が確実に蓄積されていく構造が必要である。そのため今の総花的科目群を蓄積型の科目体系に改める必要がある。具体的には入門科目、専門基礎科目、専門科目、専門応用科目を重層的に編成し直すことである。こうした体系での専門的高等教育を図るには、大学教育の本質を指導できる初年次教育が欠かせない。この役割を担うのが基礎演習である。現在は「社会人基礎」が基礎演習の代用として配置されているが、内容はハウツウ的で、考える力を養うという大学教育の根幹を学ぶための入口教育になっていない。

さらに学生の主体的学習を支える「専攻演習」の充実が求められる。「専攻演習」は大学教育の根幹をなすものであり、知的職業人としての問題解決能力を養う最大のフィールドである。大学は学生を社会に送り出したことでその責任が終わるものではない。そこには就業力が問われる。就業力の獲得は大学教育の総括に係わる。それは他でもなく「卒業論文」によって結実する。「卒業論文」に取り組む学生の減少傾向（現在の履修者数は25%程度）は大学教育の欠陥を示している。

これら諸問題の解決が、ビジネスマネジメント学群の将来にとって極めて重要な意味を持つ。

I. 「理念・目的」について

I-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

健康福祉学群は、将来構想検討委員会を中心に、建学の精神である「キリスト教精神に基づく国際人」として、「学而事人」を実践できる人材の養成を、理念・目的として掲げることをコンセンサスとしている。また、2014年度はそれに基づきアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの改訂を決定した。現在の高等教育の置かれる状況として適切な理念・目的であると考えている。今後、文部科学省のアドミッションポリシーに関する基本方針を確認して3つのポリシーを『履修ガイド』等に反映する予定である。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学学則に示された教育理念・目標に準じたアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明らかにし、改訂することができた。

改善すべき事項

教育目標やカリキュラムは、資格関連の所轄省庁による規定に準じて配置する必要があり、自由度が高いとはいえないが、3つのポリシーを反映する形で養成する人材像に設定された身につけるべき知識・技能のカリキュラム及び個々の授業の内容、形態におけるより一層の体現を目指したい。

3) 将来に向けた発展方策

社会の変化等に対応するべく、カリキュラムの改革を検討していくことが必要と考える。その際専修の再編も視野に入れ、引き続き検討を重ねていきたい。また、社会的に高いニーズを背景とした心理士の国家資格化に向けた法案の成立も期待できるため、カウンセリングマインドをもった人材育成を目指す健康福祉学群において、国家試験受験資格の基準を満たすカリキュラムをもつ心理師コースの増設に対応するべく用意をしていきたい。これにより、既存の各専修の更なる活性化も期待することができる。社会のニーズに則したスペシャリストとしての人材育成に向けた明確な目標への関心度が、一層高まると確信する。

I-6 基盤教育院

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

基盤教育院では、本学の学生一人ひとりが自律的な学習者として主体的な学びを可能とする基盤を身につけるための教育を施すことを目的としている。初年次教育として、学群を問わず大学

I. 「理念・目的」について

での学びの「礎石」となる、必要不可欠な知識や技能の基礎を教授することのみならず、大学生活の全期間を通して、「キリスト教精神に基づく国際人の育成」及び「学而事人」という建学の精神や教育理念を体現してよき市民となるための礎石作りも行っている。初年次教育の部分は全学必修の「英語コア」、口語・文章による自己表現の技術、「コンピュータリテラシー」等の科目を担っている。また、建学の精神、教育理念を理解し実践できる学生の育成のために、キリスト教関連科目、海外研修、国内外でのボランティア活動を織り込んだ国際理解教育、地域社会参加等のサービス・ラーニング科目を提供している。加えて、国際理解に不可欠な語学教育を深く幅広く提供することで、理論と実践の両面から建学の精神を体得できるようにしている。

全学共通の初年次教育科目は、学生と教員とが十分なコミュニケーションを図れるよう少人数制を基本とし、「主体的学びに必要な基礎的知識」と「積極的な学びの姿勢」を身につけられるように工夫している。また、少人数教育の利点を生かし、学習、精神面で問題を抱える学生を早期に発見し、学群と連携して問題の解決に結びつけている。

また、サービス・ラーニング科目では、個々の学生の個性と興味を生かすべく、貧困問題、災害支援、地域の福祉や、外国籍の人々や学校での活動等、様々な活動の現場を提供している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

全学群に共通するコア科目では、各コーディネーターの下にカリキュラムや授業、評価方法を集中的に管理、運営することにより、より効率良く、効果的に質の担保がされた教育を行うことができている。自由選択科目においては、特定の学群に偏ることなく、建学の精神を体現する学生の育成のための、大学全体を意識したカリキュラム編成が可能である。様々な学群の学生が同じ科目を履修することで、履修生相互の学び合いにより、学びの幅が広がる効果も出ている。

改善すべき事項

基盤教育院の選択科目が各教育組織及び学生に周知しきれていない現状を改善し、より深く理解されるように働きかける必要がある。それにより各教育組織との協力体制を強化し、「建学の精神を体現する学生の育成」という目標の達成が可能になる。基盤教育院の教育目標の効果的達成のためには、長期的観点にたって、目的に相応しい人員配置がなされていく必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

2014年度半ばに教育組織の再編成案が浮上し、2016年度より組織としての基盤教育院は発展的に解消されることになり、教員は各学群へ異動することが決まった。しかし、2017年度までは現在の基盤教育を継続して行うことになっており、教育の質の担保のためには、現在のように科目ごとに一元化して、カリキュラム管理、評価方法の統一、非常勤教員へのFDや出講時間の管理と時間割作成、雇用関連等を継続して行うことが必要である。そのためには、当面は組織は変わっても、基盤教育に携わる教員が、実態としてはできるだけ現在の体制を維持して教育に当たる必要がある。

2018年度から学群ごとの基礎教育を行うように移行していくにしても、学生の多様化に対応で

I. 「理念・目的」について

きるよう、学力と意欲の高い学生に特化してさらに力を伸ばす方策と、高等学校までに学び残してきた部分を持つ多数の学生の手当てとしての方策の両方を行うことにより、就職率の向上、又は本学のブランド化に繋がるような教育はこれからも重要であり続けるものであり、各教育組織と連携しながら検討をしていきたい。

また、キリスト教主義という本学の特徴を生かし、サービス・ラーニングを取り入れた授業も、全学的に各学群の専門科目の中にも広がるよう基盤教育院から働きかけていく。既に東北の被災地等で、一定の評価を得ている本学のボランティアやサービス・ラーニングの活動をさらに発展、強化して、地域への貢献も含め、本学の特色の一つとなるようにしたい。

I-7 教職センター

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本学における教員養成教育、博物館学芸員養成教育の理念は、本学の建学の精神、とりわけ創立者たちの教育実践に深く依拠している。

本学園の創立者である清水安三、郁子夫妻は戦前・戦中において、中国・北京で崇貞学園を運営していた。崇貞学園は貧困にあえぐ中国の女子に文字と生活の技術を教えるため、1921年設立した学校であった。戦時下にあっては、中国、朝鮮、日本人の民族間の共学を通して国際的で、キリスト教的人道主義に立った教育を実践した。そして、清水安三・郁子夫妻は中国人、朝鮮人の学生を積極的に日本に留学させて、教員を育成していた。戦後、それぞれの国において教職に就いて活躍した卒業生は少なくない。

また、1938年に学校内に図書館を建設したが、創立者たちはその一隅に「崇貞ミュージアム」を設置して、紀元前4000年頃の土器や各時代の土器、玉、銅器等を陳列、その他岩石の標本箱、理科標本を陳列して、生徒たちが直に本物に触れて学ぶ教育環境を積極的に整えた。創立者たちは言葉による教授だけではなく、人や物を通して互いの文化や人間性をより深く理解して平和な世界の実現を目指した教育を志向した。

敗戦により清水夫妻は日本に引き上げたが、日本再建のための人材養成を願い、再び北京での教育を復活すべく、本学園を1946年に創設し、崇貞学園での実践を継承して教員養成及び学芸員養成に積極的に取り組んできた。本学教職センターは「学びて仕える」という創立者たちの教育理念に基づき、人格の尊重と国際平和を志向する教員と学芸員の育成に取り組んでいる。

本学はその建学の理念から障がいのある学生を早くから受け入れてきたが、それらの学生の中でも教職や学芸員資格を希望する学生がおり、その指導も積極的に行い、現在教員として活躍している者もいる。さらに、海外で教職についている卒業生も少なくない。博物館学芸員課程においては、全盲の学生を受入・指導して、2012年3月に全国初の全盲の有資格者を輩出し、全国の関係者から注目を浴びている。

I. 「理念・目的」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

特に、以下のような教育機会において建学の精神が学生に浸透するよう指導している。

『教職課程履修のてびき』の冒頭に「建学の精神と教師教育の指針」の一文を掲げ、教職を履修する学生に、建学の精神に依拠した教員養成を実践していることを伝えて指導している。

全学教職課程委員会に桜美林中学校・高等学校の教員が参加しており、本学で展開している教員養成教育が、常に本学園全体の理念、目標に合致している否かを広く検証している。また、同会議では大学全体の中での教職課程の基本的なありようを検討・実施しており、教員養成教育の目標が大学全体の目標と常に整合しているよう検討、検証している。

「教育実習事前・事後指導B」、「教職実践演習」等の授業において、桜美林中学校・高等学校の教員を講師に招き、中学校・高等学校教員がいかに本学園の理念を意識して教育実践を具体的に展開しているかを学習する機会を設けている。

2012年度から、教職課程では「学年別課題読書と読後感の作文」の作成を学生に課しているが、2年生の課題図書テーマは「創立者から学ぶ」である。読書を通して建学の精神を理解するとともに、本学を代表して実習生として実習に臨むことができるよう指導している。学生の読後の感想文から、創立者達の思想や教育観を学ぶ機会となり、本学で教職を履修している意義を積極的に捉えられるようになってきていると推測される。

建学の理念をより広く社会に広げて社会貢献していくには、大学と卒業生教員との交流を積極的に行い、無形の一環教育を充実させることが重要である。そのために、2014年度第1回「卒業生教員研究交流会」を開催した(7月)。卒業生教員、在学生、教職員が60人以上集まり、研究・交流を深めたが、さらに全国の卒業生教員との交流を活性化するためにニューズレター『卒業生教員研究交流会通信』を発刊して、全国の卒業生教員に配布した。卒業生教員からは、本学の教員養成への協力の申し出も多々あり、また、在学生の教職相談に応じて指導している卒業生も増加している。

博物館学芸員課程は全学に開講されており、「博物館学芸員課程運営委員会」を設置し、全学群にまたがる教員の支援を受け運営している。「博物館実習」における「学内実習」では、現場経験のある専任教員に加え、博物館現場の学芸員を積極的に非常勤教員として採用し、実務的・実践的実習を展開し、派遣先の各実習館園からも高い評価を受けている。

本学の博物館学芸員課程教育の特色となっている「学内実習」では、創立者の旧蔵物や原文書等の整理を取り入れて、実践的自校史教育を実施している。また、障がいのある学生の受け入れ指導を行った経験をもとに、全国でも特色のある実習プログラムとして、健常者も対象とした「バリアフリー実習」に取り組んでいる。さらに、「草の根国際理解教育支援プロジェクト」が有する国際民族資料コレクションを活用し、建学の理念の一つである国際人の養成に繋がる「異文化理解教育実習」も実践している。

これらの教育をベースとして、学芸員課程を履修する学生を対象に、本学独自の「学生学芸員」制度を設け、学園の「資料展示室」の運営を行う指導をしている。1年次の「リベラルアーツセミナー」の時間を利用し、建学の精神と学園の歴史を学ぶため、「資料展示室」見学を実施しているが、先輩である「学生学芸員」が後輩の新生にそれらを伝える仕組みができており、他大学

I. 「理念・目的」について

にはない自校史教育の特色となっている。また、保護者や卒業生の拠りどころとしても、その役割はますます高まっている。

改善すべき事項

桜美林中学校・高等学校と大学との協力関係をさらに密にして、教育活動において協働で建学の精神を教育実践においてどのように具現化できるのかの議論を深め、建学の精神をより深く学べるカリキュラムを開発する必要がある。

「学年別課題図書を読む」として、学生に課すだけでなく、より深く建学の理念を理解できる学習の機会をより多く企画することによって、さらに学生の学習効果を高めるべきである。また、学生に本学の理念をより理解できる適切な著作を大学として作成すべきである。

「卒業生教員研究交流会」を継続して、在学生には本学の特色ある教職教育の理解の場を設定し、卒業生教員には更なる教員への発展を促す機会を提供する必要がある。

以上の活動をより充実させるために、専任教員の増員と助手の配置が必要である。人材の充実により、さらにきめ細やかな学生指導が可能になり、より高い実績を上げられるであろう。

本学園の「資料展示室」では、桜美林中学校・高等学校の新生を対象とした「資料展示室」見学もあるが、必ずしも十分な連携が取れていないため、今後の連携強化が必要となっている。

さらに、博物館学内実習と「学生学芸員」の活動を充実させ、本学の理念をより深く理解した学芸員有資格を広く社会に送り出すために、当該施設の博物館としての拡充や、専任職員・学芸員の配置等の改善が望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

教育目標に合致した教育実践を指向していくには、ぜひとも専任教員の増員と助手の存在が必要である。教員、助手、職員との連携による教育活動を展開できるなら、さらに建学の精神に基づく特色ある教師教育・学芸員教育を発展できるであろう。

2014年度に初めて開催した「卒業生教員研究交流会」を継続させ、卒業生とのネットワークをさらに進めて卒業生教員との連携を深めることが肝要である。卒業生教員同士の研究交流の場を広げる一方、在学生が参加することによって建学の精神に基づいた教職教育の場となった。学内の関連諸機関（教員免許状更新講習講座、「草の根国際理解プロジェクト」の活動、大学院の案内）との連携した取り組みの中で、学生が自主的に本学の理念を理解する幅を広げられる。そうした体験を通して育てた学生を多く輩出すべきである。このことが継続的に循環していけば、卒業生教員が教えた生徒を本学において育て更なる付加価値をつけて社会に輩出することにより、無形の一貫教育による人材育成が可能となり、社会的貢献の幅が広げられる。

現在、学生の多くは『石ころの生涯』を読んでいるが、同書は間違いが多く、史実と異なっていて問題がある。建学の精神を正しく学生に理解させるためには、歴史的に検証したテキストの刊行が望まれる。大学はそのようなテキストの刊行を積極的に取り組むべきである。

現在、多くの大学が自校史教育に取り組んでいる。その効用として、学生が自己の学習する意味の発見や動機づけ、その大学で学んでいる意味の確認等の学習効果が報告されている。本学においても大学全体のカリキュラムに本格的に自校史教育を導入する等して、もっと積極的に建学

I. 「理念・目的」について

の理念を学生が理解できる機会を広げることが必要である。そのためには、理念教育の拠点となる「大学博物館」もしくは「大学資料センター」を一日も早く設置し、実際の資料を活用しての教育実践を広げられれば、建学の理念に関連した教育を発展することができるであろう。

I-8 インターナショナル・インスティテュート

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本法人の根本規則である寄附行為には、「教育基本法及び学校教育法に基づき基督教主義により男女青少年に知識技能を授け、人格教育を行い、国家及び世界のために貢献する有益な人材を育成することを以て目的とする」とある。一般的な表現で、「キリスト教主義の教育によって、国際的人物を養成する」ことをもって目的としている。

寄附行為に沿って、ひとつの教育組織として「インターナショナル・インスティテュート」（以下「インスティテュート」という。）を2013年4月に設立した目的は以下の3点である。

- ①各学群の教育目標を達成するにあたり、カリキュラムが構築されているが、昨今の国際化、グローバル化に対応する中で、日本語のみならず、英語や中国語で開講する科目を増やし、国籍や民族、文化的背景の異なる学生達が共に学ぶ環境を構築すること。
- ②学群横断的な体制を構築することにより、各学群の国際化、グローバル化を推進する母体となる。
- ③留学生向けのプログラムを改善、開発し、本学で学ぶ留学生数を増やし、自然な形で国際的な環境＝インターナショナル・ラーニング・コミュニティを構築する。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

インスティテュートの設立以来、本組織が英語や中国語で開講される科目群やプログラムを管理運営する中心的な母体として認識されるようになり、大学の教育研究の国際化を後押しする力となっている。

リベラルアーツ学群のマイナープログラムである「日本地域研究(E)」、「日本地域研究(C)」と、短期留学・交換留学で来日した留学生向けに展開している「Reconnaissance Japan」や「考察日本」がきちんと区別され、それぞれの目的が明確になると同時に、日本人の学生と外国人留学生が共に学ぶ環境が整ってきた。国際的なラーニング・コミュニティを構築し、全学的に広まりつつある。

改善すべき事項

教育組織としては、単に英語や中国語で科目を開講するだけではなく、学修プログラムを開拓する機能を強化しなければならない。現在は、「日本地域研究」というコンセプトで科目群を編成しているが、全体的にはまだまだ一般的、教養的である。短期留学生と交換留学生向けのプログ

I. 「理念・目的」について

ラムではあるものの、体系的なプログラム、たとえば、サーティフィケート・プログラム (Certificate Program) やディプロマ・プログラム (Diploma Program) を提供できる組織にならないといけない。

3) 将来に向けた発展方策

中期目標に沿う形で、全学すべての科目の25%程度を英語や中国語で開講するように整え、正規留学生や短期留学生の履修を促すと同時に、日本人の学生が外国語で履修することも促進したい。

英語や中国語で展開するプログラムを「日本地域研究」だけではなく、「グローバル・スタディーズ」「ビジネス」「アジア学」という形で広げたい。

I-9-1 大学院

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

大学院では、本学大学院学則第1条で、大学院全体の目的を「本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要な能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と規定し、さらに同第3条において「修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」、「博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を課程ごとに定めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学院及び構成する各研究科の理念・目的は明確に定められ、実績や資源からみた理念・目的の適切性が認められ、多様化及び個性化への対応を十分に果たしていると判断できる。大学院ないし研究科の理念・目的の適切性は、年2回開催される大学院研修会や、研究科独自のFD等の種々の機会や媒体を活用して定期的に検証されている。

その他大学院独自に毎年度『年度報告書』を作成し、大学院全体、各研究科・専攻、各委員会、各会議体等について年度ごとの検証と総括を行っている。

改善すべき事項

本学大学院学則第1条で「広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と謳われている。さらに、本学の建学の理念が「国際的人物を養成する」であることから、その

I. 「理念・目的」について

目的を達成させるためには、今後、学生の外国語（主に英語）の運用能力の一層の強化を図ることが必要である。

また、上述の理念・目的に基づいたカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを専攻ごとに設定しており、カリキュラム編成や科目の改廃時には常に意識したものとし、これに即した学位授与を行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

7 研究科に独立したことで、研究科ごとの目標と特徴が明確になった。今後は、急激に変動している現代社会への対応が十分に為し得るような、重厚かつ柔軟性のある教育課程の構築を図り、社会のニーズに十分に応えるとともに、独自のブランドとなり得るような魅力的なプログラムを構築するための取り組みが強く望まれる。2013 年度より（大学アドミニストレーション研究科は 2014 年度より）、本学の中長期計画の一貫として、教育の質の一層の向上と教育の質の担保を目的とする大学院カリキュラム改編を行った。完成年度を迎えた研究科においては、この改編についての検証を行っているところである。

また、学生の外国語の運用能力強化として、全研究科学生を対象に「Academic English」を開設し、好評を得ている。今後は、全て英語にて行う授業、専攻の設定も視野に入れ、カリキュラムの構築を図る。

I-9-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

理念・目的については、本学大学院学則において、国際学専攻（博士前期課程）、国際協力専攻（修士課程）、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）の 3 専攻それぞれについて定められており、明らかである。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

上記 3 専攻について、それぞれアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明らかにし、国際学専攻（博士前期課程）は 2013 年度より新教育課程を実施した。

また、国際協力専攻（修士課程）は 2012 年度より既に新教育課程を実施している。なお、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）については、細分化されていた研究指導分野の見直しを行い、各研究科の修士課程の専攻レベルにあわせた研究分野に統合・再編した。

改善すべき事項

新教育課程が完成したところであり、現在改善すべき点は見あたらない。今後改善すべき事項があるか検討を続けていく。

I. 「理念・目的」について

3) 将来に向けた発展方策

2013年度（一部、2012年度）から開始された教育改革の成果を検証しつつ、各専攻にとって特長的でかつ社会的ニーズに適う教育課程の更なる構築を目指す。

I-9-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

老年学研究科は、本学の教育目標、建学の精神に従って、教養豊かな識見の高い国際人を育成すること、高齢社会の諸問題の解決に貢献できる人を育成することを目指している。豊かな教養を有し学際的老年学の学識を持ち、教育・研究において国際交流を促すことを目指し、これらはアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに反映されている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

専門的背景の異なる多様な社会人及び留学生を積極的に受け入れている。国内外の高齢者関連領域で研究・教育及び実践活動を行う人材を輩出している。専任教員を中心として文部科学省科学研究費補助金をはじめとして外部資金を獲得することによって、学生に研究フィールドを提供するとともに、多くの成果を上げている。また、海外の大学との連携に関しては、アクデニズ大学（トルコ）から老年学の教員3人を迎え、本研究科教員との合同セミナーを開催する等積極的に交流を行っている。

改善すべき事項

修了生と在学生、教員の交流を図り、本学における教育・研究を社会活動の促進と結びつける必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

加齢・発達研究所や国内外の大学、研究機関との連携を進めるとともに、質の高い留学生の受け入れ拡大を図る。

I-9-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

I. 「理念・目的」について

本研究科では、本学大学院学則第3条の3第1項第5号で養成する人材像を定め、『履修ガイド』、『学生募集要項』、本学 Web サイトを通して、在学生や学外に明示している。本研究科の養成する人材像は、次の通りである。

「大学アドミニストレーション専攻修士課程は、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的として、教育研究を行う。」

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

「養成する人材像」を明確化し、本学大学院学則に定めたことで、本研究科所属の教員間で本研究科が養成すべき人材像を共有することが可能となった。また、「養成する人材像」が定められたことで、ここに掲げられた人材を育成するうえで必要なカリキュラムが明確となり、通学課程のカリキュラム改革を実施した。2014年度より新カリキュラムによるプログラム運営を開始した。

改善すべき事項

「養成する人材像」に設定された身につけるべき知識・技能について、個々の授業内容や授業形態におけるより一層の体现を目指す。

3) 将来に向けた発展方策

「養成する人材像」に沿って改革が行われた新カリキュラムによるプログラム運営を適切に実施していく。

I-9-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

経営学研究科は、その理念・目的の設定については、本学大学院学則第1条で示されている大学院全体の目的と同第3条で定めている規定及び人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を課程ごとに定めている諸理念・目的に従って行動している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科における理念・目的は明確に定められている。実績や資源からみた理念・目的の適切性が認められ、個性化への対応も十分に果たしていると判断できる。研究科の理念・目的の適切性は、年2回開催される大学院研修会、毎月研究科委員会で行われているFD等の種々の機会や媒体を活用して定期的に検証されている。その他、大学院の『年度報告書』に、経営学研究科経営学専攻、各委員会、研究科委員会等について年度ごとの検証と総括を行っている。

I. 「理念・目的」について

改善すべき事項

本学大学院学則第1条では「広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする」と明記されている。目的の達成のためには、引き続き大学院生の外国語（主に英語）の運用能力の一層の強化を図ることが必要である。

なお、本研究科では2013年度からの大学院改革に併せて、上述の理念・目的に基づいたカリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを設定しているが、これに即したカリキュラム編成と学位授与を行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

2013年度より、大学院の歩調に合わせて本学の中長期計画の一貫として、教育の質の一層の向上と教育の質の担保を目的とする改編を行った。社会のニーズに応じて国際標準化研究領域を設置した。中小企業からは高い関心を寄せられており、今後、学生満足度や学生募集状況検証をしながら更なる向上を図る。

また、大学院生の外国語の運用能力強化として、全研究科学生を対象に開設されている「Academic English」、「Academic Japanese」を履修するよう指導し、本研究科の大学院生からも好評を得ている。今後は、全て英語（段階的に中国語も）で行う授業の実施も視野に入れ、カリキュラムの再構築を図りたい。

I-9-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

本研究科では、本学大学院学則第3条の3第1項第7号及び同第8号で養成する人材像を定めている。

専攻ごとにアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを作成し、これを『履修ガイド』等に反映させ、一層の徹底を図っている。

両専攻とも現職で従事している人材のリカレント教育及びより高度な実践研究の能力を備えた日本語教員・英語教員の養成等を目的として、教育研究を行う。加えて、英語教育専攻においては、2013年度から教場を町田キャンパスに移し、ストレートマスター（修士課程へ直に進学する学群生）も対象とした。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

日本語教育専攻では、専門的背景の異なる多様な社会人及び留学生を積極的に受け入れている。

英語教育専攻では、従前の現職教員に加えてストレートマスターも引き受けるため、多様な学生構成となっている。研究科の理念・目的に沿った形で、部分的ではあるがカリキュラムに変更

I. 「理念・目的」について

を加えた。共通科目は両専攻の留学生と日本人学生が意見交換のできる場としての役割も果たしている。

改善すべき事項

日本語教育では話しことばの研究をする留学生が多いため、英語教育の日本人ネイティブに協力を依頼する事例が見られる。日本語教育への日本人入学者が長期にわたって伸び悩むようであれば、留学生の研究テーマをべつの方向に向けさせる必要が出てくるだろう。

3) 将来に向けた発展方策

理念・目的及び身につけるべき知識・技能・研究能力の一層の向上を図るため、様々な分野で非常勤教員の採用を求めてきたが、首都圏周辺から非常勤教員を求めることが望ましい。研究上の助言や、副査の依頼等を容易にするためである。専任教員でカバーできない分野ではこうした条件の厳守が望ましい。

I-9-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(1) 理念・目的の設定について

理念・目的については、本学大学院学則において、臨床心理学専攻及び健康心理学専攻それぞれに定められており、明らかである。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

上記の2専攻について、それぞれアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明らかにし、2013年度より新教育課程を実施した。

改善すべき事項

養成する人材像に設定された身につけるべき知識・技能のカリキュラム及び個々の授業の内容、形態におけるより一層の体現を目指す。

3) 将来に向けた発展方策

2014年には、社会的な高いニーズを背景とした心理士の国家資格化に向けた議連の活動が活発化し、法案の提出を目指す準備が進み、資格実現に向けた大きな一歩が始動する予定であることが明らかになった。心理学研究科は、国家試験受験資格の基準を満たすべくカリキュラムを見直し、人材の育成に向けた明確な目標を掲げていきたい。

Ⅱ. 「教育研究組織」について

Ⅱ. 「教育研究組織」について

II. 「教育研究組織」について

II-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学には、理念・目的を実現させるために、教育組織として、学士課程に4学群〔芸術文化、健康福祉、ビジネスマネジメント、リベラルアーツ〕を設けている。それに加えて全学群の教育目標と連携させながら、個々の学生の「学びの礎」(Cornerstone)を作り、学生に個々の目標を達成する力を身につけさせるためにカレッジの一つとして「基盤教育院」を置いている。これらのカレッジが集まって桜美林大学というユニバーシティを形成しており、相互に連携することで社会的な要請や学生のニーズに十分に応えることのできる教育組織を形成している。

大学院には、博士後期課程に2研究科2専攻—国際学研究科〔国際人文社会科学専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕、博士前期課程・修士課程に7研究科10専攻—国際学研究科〔国際学専攻・国際協力専攻〕、経営学研究科〔経営学専攻〕、心理学研究科〔臨床心理学専攻・健康心理学専攻〕、言語教育研究科〔日本語教育専攻・英語教育専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕、大学アドミニストレーション研究科〔大学アドミニストレーション専攻〕、大学アドミニストレーション研究科〔通信教育課程〕〔大学アドミニストレーション専攻〕を設けている。

本学は大学教育開発センターを設置している。当該センターは、大学の授業（大学院にあつては研究指導を含む。）の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修ないし研究を支援・推進すること、並びに本学の教育研究活動等の状況を明らかにして、広く国内外の理解と支持を得るための諸施策を支援・推進することを目的としている。加えて研究の発展と推進を期して、国内はもとより国際的な水準において、学術・教育・社会の発展・向上に寄与することを目的に、9研究所、1センター、2プログラムを擁する総合研究機構を設置している。

教員組織として、研究上の目的に応じかつ教育上の必要性を考慮して学系を置いている。研究に関する事項及び専任教員の任用及び昇格審査等、人事に関わる管理を学系に委ねている。本学のすべての専任教員は8学系（人文学系、言語学系、芸術・文化学系、法学・政治学系、経済・経営学系、心理・教育学系、自然科学系、総合科学系）のうちのいずれか1つに属している。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教育組織の適切性の検証については、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」第7条により、自己点検・評価委員会で審議することになっている。大学全体の教育研究組織に関わる諸事項については大学運営会議で審議され、情報の共有化が十分に図られている。学士課程と大学院の教育に関わる事項については、原則月1回開かれる教学部門長会議において全学的に審議している。

各教育組織に関わる事項については、学士課程では、各学群教授会ないしFD会議等において定期的に検証が行われている。基盤教育に関わる事項は、基盤教育院会議を基幹会議体とするものの、教育内容が広範囲に及んでいるため、基盤教育デパートメント会議、外国語教育デパートメント会議、フィールド教育デパートメント会議で検証を行っている。大学院では、大学院委員会、各研究科委員会、各専攻会議、教務委員会、大学院研修会、FD会議において定期的に検証を行っている。

教員の研究に関わる事項については、学系長会議及び各学系会議で審議と検証を定期的に行っ

II. 「教育研究組織」について

ている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育機能分野別に学士課程を4学群に集約したことで、社会の要請とグローバル化時代に適応した教育実践が可能となり効果が上がっている。大学院を7研究科体制に再編したが、これは時代の要請と社会の需要に対処させたもので、本学が取り組むべき高度な職業人養成の目的と合致したものとなっている。大学全体の教育研究活動に関わる運営組織は、大学運営会議、教授会、大学院委員会、研究科委員会等の本学学則及び本学大学院学則に規定されている会議体に加え、組織横断的な教学部門長会議、学系長会議等があり、相互に連携しながら機能的な運営がなされている。

2014年度現在、すべての教育組織ないし教育課程が再編され、中期計画に沿って更なる改善策が各組織で検討されている。FD及びリトリート等を通して、各教育組織が現況の検証ないし多様な学生に対する教育上の対応等について定期的に検討作業を行っている。具体的にはカリキュラムの定期的な見直し、適正な教育環境の整備等に努めており、着実に改善発展している。

改善すべき事項

大学の教育機能をさらに強化し、発展させるためには不断の教育研究活動の推進を図ることが肝要である。本学が掲げる中期計画と各教育研究組織の現状とを照らして、具体的な問題点を明確にするための再点検を行うことが強く求められる。具体的には、履修学生数と開講クラス数のアンバランスな状態及び抽選科目の課題等、解決を要する事項が散見される。また、グローバル社会への対応のために、英語で行う授業数を増やし、英語で学位取得が可能となるようなプログラムを構築することも今後の課題である。

中学校と高等学校のゆとり教育に起因すると考えられる学生の学力低下への対応が大学として急務である。そのためには、大学入学者選抜の在り方について検証すること、入学前教育の充実を図ること、高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携強化を図ること、初年次教育の充実に向けての具体的な対策を早急に練ることが必要である。大学としての質的転換に迫られているが、基盤教育院ないし各学群において、コア教育の在り方を含むカリキュラムポリシーないしディプロマポリシーの見直し、授業運営の改善に努め、教育の実質化を図り、大学に相応しい質保証に取り組むことが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

本学では、「教育力」及び「教育の質の向上」を目指して、様々な教育制度の改革に取り組んできた。2000年度より客観的で厳格な成績評価の実施とGPA制度の導入、学生へのきめ細かな指導を行うためのアカデミック・アドバイザー制度の導入、履修単位のキャップ制度の導入、科目コード（ナンバリング）の設定、シラバスの実質化作業、単位制度の実質化への取り組み等、ハード面での整備を先進的に進めてきた。今後、多様化している学生を念頭において教育実践の仕組み作りを早急に行うことが求められる。それによって退学者ないし休学者の数を減少させることに繋がるものと考えられる。FD等を通して教員一人ひとりの教育方針、教育内容、教育方

II. 「教育研究組織」について

法についての見直しを行い、教育力の向上に努めることが望まれる。

基盤教育院はコア教育からインターンシップに至るまで充実したプログラムを提供している。

2013年度よりサービス・ラーニング・センター及びライティング・サポートセンターも本格的に始動した。また、入学前教育としてeラーニングを活用した「さくら～にんぐ」を提供し、新入学生が大学の授業をスムーズに受けられるようにするための教育も実施している。基盤教育院内にコーナーストーン・センターを開設して、学生サポート体制も確立しているが、更なる改善に向けて検証を行うことが望まれる。

大学全体としての将来に向けての発展方策の一つとして、eラーニングを活用した、基礎から専門分野に至る「層の厚い学士力の醸成」のための更なる取り組みが挙げられる。本学ではeラーニングによる教員免許状更新講習に試行制度の段階から取り組んでおり、講義、試験、本人同定に至るまで、教育GPの選定に伴う国からの財政支援を受けてノウハウを蓄積してきた。「新入生のためのリメディアル教育」に止まらず、「通常講義の補完や確認テスト」としても活用されている。PCのみならず、その他のICTツールも利用が可能になるような環境整備も進めている。今後はリカレント教育や通信教育の分野で幅広い活用を目指すとともに、将来的には学士課程ないし大学院の多くの授業にeラーニングを導入することも検討したい。

II-2 人文学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

教育研究組織としての学系は月例の定例会議を開催し、学系長は学系長会議、全学人事委員会、大学運営会議で議題となった大学の諸問題についての詳細な報告によって、本学教員に求められていること、研究力向上の必要性、文部科学省の考え方等に関する認識を高めている。また、学系人事委員会は、学系としての適正な教員構成の維持のため、必要な採用人事、公正な昇任人事、任期付き教員の専任教員としての任用等、学系の教員構成に絶えず留意しながら活動を行っている。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

学系紀要（『人文研究』）を年度ごとに発行しており、2015年3月刊行の第6号には、人文学系教員10人の論文等が掲載されている。（人文学系の構成員は、学外研修者を除くと39人）

科学研究費助成事業の2015年度新規申請者（2014年度に申請）は1人（分担者等を除く）であったが、継続分、分担者を含めると、14人が科学研究費補助金（以下「科研費補助金」という。）の受給を得て、研究を進めている。

教員に対し年度ごとに「研究成果報告」に関する文書の提出が求められ、学系長がこれにコメントを付し、副学長・学長を経て、本人に戻されるシステムになっている。

II. 「教育研究組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学系誕生の時期においては、教育組織とは異なる使命を持った学系が、教育現場の教員増の要求を多少なりとも抑制できるような条件ができ、そのような案件もあった。しかし、教員の新規採用が強く抑制されている昨今、2014年度には新規任用人事は発生せず、学系の在り方が当初の想定とは異なってきている面もある。この点、再検討が必要なのかもしれない。

教員の昇任人事に関しては、学系は一定の役割を果たしていると思われる。

学系の紀要『人文研究』は、定期的に発行されている。また、上記の「研究成果報告」の提出等は、研究への取り組みに一定の刺激になっていると思われる。

改善すべき事項

大学が適切な人的リソースを維持・存続させていくには、常に教員・教育組織を自己点検していかなければならない。その意味では、学系長は人事と研究についてはリーダーシップを発揮する必要があるであろう。しかし、実際にはその発揮のための条件が備わっているとは言いがたく、学系の在り方の検討が必要であるのかもしれない。

3) 将来に向けた発展方策

18歳人口の減少が進行するなかでは、大学の在り方をスピーディに再検討することが求められているが、学群や学系の構成についても検討が必要であろう。

II-3 言語学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

●教育研究組織の編成原理

言語学系は、言語に関する研究を行う専任教員から編成されている。教員の専門とする言語の種類は日本語、英語、中国語、フランス語、スペイン語である。研究内容の内訳としては、言語としての日本語・英語・中国語の研究を行う教員、これらの言語を母語として用いる人間の言語知識を研究対象とする教員、これらの言語を外国語として教える教育法の研究やその教員養成に関わる研究をする教員、コミュニケーション学研究とその教育に関する研究をする教員、新聞・テレビ等のメディアに関する研究をする教員、文章表現・口語表現に関する研究に携わる教員から構成されている。教員はことばを通しての国際理解の推進と、言語教育を通しての世界の平和に貢献できる国際人の養成という本学の目的に沿うべく教育、研究に携わっている。

●理念・目的との適合性

国際理解、国際人の養成という目的にかなうべく、本学系には上記の様々な言語の教育にあたる教員がいて、直接自分の研究する言語だけでなく、非常勤教員が担当するイタリア語・カンボジア語・モンゴル語・ラテン語・ロシア語等さらに数多くの言語教育においてもコーディネーターの役割を果たしている。また、ELPの英語教員もアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラ

II. 「教育研究組織」について

リア、ニュージーランド、日本と様々な国籍の教員が、様々な観点から単独又は共同で研究を行っている。

●学術の進展や社会の要請との適合性

日本人学生に対する語学力の養成及び広く外国人留学生の受け入れが社会から要求される中で、日本人学生への外国語教育及び外国人留学生に対する日本語教育を通して、社会の要請に答えている。また、教員は語学教育の研究成果を学会・研究会・公開講座等で学外に発信している。本学系の教員が様々な言語の研究や教育領域を持っていることは、英語だけでなく複数の言語を学ばせ、複眼的な発想を身につけることが求められるこれからの社会の要求にも合致している。さらに、本学は、創立以来、英語と中国語を中心に語学教育に力を入れている。そのような意味で、この言語学系は、本学の「真の国際人を育成する」という理念・目的を実現するために相応しいものであるといえる。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教員は、教員データベースへの記入及び随時の更新、また、年度末に「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を提出し、これによって、学系長は一年間の研究活動、研究内容が研究領域に相応しいものかを検証できるようになっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

言語学系として、各言語の研究・教育に携わる教員の組織ができ、学系の紀要が発行されることで、大学院、リベラルアーツ学群、ビジネスマネジメント学群ビジネスマネジメント学類、ビジネスマネジメント学群アビエーションマネジメント学類、健康福祉学群、基盤教育院、インターナショナル・インスティテュート、日本言語文化学院（留学生別科）等異なる教育組織で業務に携わる教員間での研究や教育に関する情報交換の機会が生まれ、異なる言語間での研究、教育に関する情報の交換や、研究の交流の可能性が開けた。

改善すべき事項

研究面においては、個々の教員が、又は同じ言語の教員が共同で活発に研究活動を行って、それを教育に還元しているが、学系全体として、異なる言語間の共同での研究活動には至っていない。これは、2013年度の年度報告書においても「改善すべき事項」の一つとして挙げたが、今後、言語教育の充実を図るためにも、学系全体として、言語や言語教育に関わる研究への取り組みが求められるため、2015年度以降の課題の一つとしたい。

3) 将来に向けた発展方策

学系の分け方として、言語学系と人文学系に分けられているが、言語ごとに分けた場合に、例えば、同じ英語や中国語を専門としている教員でも、言語学や教育学を専門とする教員は言語学系に所属し、文学を専門とする教員は人文学系に所属している。どのように学系を分けても、何かしらの問題は出てくると思われるが、言語学系は他の学系に比べても、人数が多く、学外研修等の問題についても、公平性に欠けるという意見も出ているため、将来的に学系の再編も考えて

II. 「教育研究組織」について

いく必要があるであろう。

また、学群組織と学系組織という二重構造は、大学運営上の長所もあるかもしれないが、会議の数が増えたり、非常勤教員と専任教員の窓口が異なり、情報の共有に手間がかかる等、短所も多い。今後、早急にこの二重構造の長所と短所を整理し、より大学全体の発展に備える必要がある。

II-4 芸術・文化学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

芸術・文化学系の理念は、学問的に構築された芸術論に基づく芸術・文化活動と教育である。現在 26 人の教員が所属しているが、その中には活発な芸術・創作活動によりわが国の文化的発展に関与し、かつ後進の育成に大きく貢献している者と、研究・執筆等の研究活動により芸術・文化の基底を支える者がバランスよく組み入れられている。芸術を通して実践される地域社会との連携は、これまでも高い評価を得てきたが、今後ますます社会的に期待されるものである。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

芸術・文化学系の所属教員は芸術文化学群とほぼ重なっている。この状況は、芸術という抽象的な分野の実践者・研究者を教育組織に不可欠な存在として捉えつつも、本学の研究組織体構成員として評価できる存在であるかどうか、その両面からはかるに適した形態といえる。大学での芸術教育は学問的理念に支えられることは必須であるが、同時に優れた表現者が大学に連なっていなければいけない。本学系所属教員による教育研究活動は、この両面を十分に満たすものであり、組織としての適切性を検証することができる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学系の教員は、その活動を通してわが国の芸術組織の中核にかかわっている者が多い。特に各分野の芸術賞審査員を務める者が 7 人にのぼる。また、地域と連携した活動は本学系の特徴となっている。美術分野においては、アートラボはしもと、小山田トンネルアート、町田警察署企画による犯罪防止ポスター製作、JAXA との協力によるイベント「宇宙と音楽」、淵野辺駅の電車発着チャイム作成等である。この中には学生の活動を交えた企画もあり、芸術活動と教育が実り多いつながりを見せ、本学の特色を作り出している。

改善すべき事項

教員の芸術・文化活動が学内のみならず学外で展開されることは、社会的にも教育的にも重要なことであるが、学術的な形態での発表、及び執筆においてはさらに活性化を検討する余地がある。

II. 「教育研究組織」について

3) 将来に向けた発展方策

今後は学生が卒業後専門家として芸術分野で活動できるよう、学内のみならず社会的にもその環境を改善する努力が必要である。教員は各々の分野の活動を通し、社会的にも働きかけていく必要がある。

II-5 法学・政治学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学は、大学の設置理念の実現に向けて、研究組織として学系と教育組織として学群の2つの組織を設け、教員はそれぞれの組織に所属し、これにより、教育活動には柔軟に対応し、一方で専門性に応じた研究活動を行うことを目指している。この組織形態は、教員の任用・昇任等の人事に関して学系が研究者としての視点で専門性の高い判断による選考を行うことを可能としたものであり、教員の質の向上を図ることが実現されている。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学系は、法学、政治学、社会学の教員17人で構成され、教員の所属する教育組織は、リベラルアーツ、ビジネスマネジメント、芸術文化の各学群にまたがっている。学系を構成する3つの専門分野はそれぞれ隣接しているために、学系内において研究活動に関する議論に際し、テーマへの共通認識は十分に得られている。

学系が所掌する任用等の人事においては、専門的な見地からの審査と判断が行われ、結果は所属する教員が共有するプロセスが定着している。したがって、人事に研究組織の専門性を生かす学系の理念は適切に機能している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

昇任、任用等の人事に関しては、いずれの場合でも学系内に設けた人事委員会や審査委員会に必要な資料等に基づいて審査がなされ、結果は学系所属教員に開示される。これを踏まえ教員の議論を経て結論が出される。したがって、学系組織の役割の一つである人事に関しては、手続きが適切に担保されながら実施されている。また、所属教員の研究活動の支援については、科学研究費助成事業の申請等について随時情報の提供がなされ、ここでも組織としては十分に機能している。

改善すべき事項

研究組織としての観点からの改善すべき事項は、従来と同様に、学系構成員の充実した研究活動に向けた時間と費用の確保であり、時間については、教員の担当する授業と学内業務の更なる平準化が望まれる。費用については、科研費補助金等、外部資金の取得が有益であるが、本学系では所属教員が科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の申請に積極的であるものの採択

II. 「教育研究組織」について

に至らないものが多い。この点は、申請方法の検討等が必要であると思われる。

3) 将来に向けた発展方策

学系は、教員の研究活動の活性化に向けてFDを実施している。2014年度は、学系内教員の研究活動の紹介と、学系内教員の学際的な研究活動に向けて、紀要を使った統一テーマの研究を施行したが、あまり良い結果は得られなかった。しかし、学系の研究組織としての特徴を生かす活動は、継続すべきである。

II-6 経済・経営学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

経済・経営学系は、そのディシプリンに基づき、経済学と経営学・商学関係の専任教員によって組織されており、これら分野の教育・研究面での組織的充実と教員各自の資質と能力の向上が求められている。

本学系は主として研究、人事、教員各自の研究上の点検評価を職責としている。そのために本学系は経済学、経営学・商学の2グループ構成とし、それぞれの分野からその委員を選出し、その職務を遂行するようになっている。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学系の2014年度の構成は、専任教員は教授33人、准教授10人、講師2人の計45人である。この構成メンバーにより、主に研究、人事等の職務を果たすため、研究委員会、人事取扱委員会を設置し、前者に関しては経済学と経営学・商学分野それぞれに委員を決め、2種類の『紀要』を発行している。また、教員各自の研究上の点検評価については、教員各自が行い、学系長がこれにコメントを記入し、各教員に返却することになっている。

人事に関しては、「桜美林大学教員任用・昇任規程」の下位規程として、「経済・経営学系の専任教員採用審査についての内規」、「経済・経営学系の専任教員昇任審査の実施についての内規」、及び「任期制専任教員の再任用審査に関する内規」等が規定され、それぞれの審査手続きは明確になっており、それに基づいて審査している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

研究面では経済学、経営学・商学の2グループに分け、それぞれの分野から研究委員会の委員を選出し、2分野の『紀要』を発行しているので、一定の成果が上がっている。また、人事面でも教員の任用、昇任、再任用に関して明確な基準に沿って厳格な審査をしているので、公平性、客観性、及び透明性が確保できている。さらに、それらの審査プロセスの重要な局面には学系長が参加し、公平性、客観性についても点検している。

II. 「教育研究組織」について

改善すべき事項

ここ数年、経済学、経営学・商学のグループの専任教員が退職したにもかかわらず、その補充が十分になされていないため、その補充が必要である。特に経済学の専任教員の補充がないため、経営学・商学グループとの間で人数面のアンバランスが生じている。2014年度は経済学グループは15人、経営学・商学グループは30人であった。この点について、改善の余地がある。

3) 将来に向けた発展方策

学系組織は主として研究を促進させる組織であるが、それを活発にする努力が十分になされていないと同時に、その方策も不十分である。定期的な研究会の開催やFD等を通して、各教員の研究を活発にするための方策を検討する必要がある。

II-7 心理・教育学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学系は心理学と教育学を専門とする教員集団であり、30名の専任教員によって組織されている。教員の「主たる教育業務」先の内訳は、健康福祉学群8名、リベラルアーツ学群7名、基盤教育院3名、教職センター3名、大学アドミニストレーション研究科9名、である。教育組織の必要に応じて、いくつかの教育組織の授業を兼担している教員も多い。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学系の運営は、すべての学系教員で組織している「心理・教育学系会議」と、教授のみで組織している「心理・教育学系人事教授会」とで行っている。学系会議においては、学系長会議、全学人事委員会、大学運営会議で検討された諸問題を主たる報告事項および審議事項とし、学系の教員からの発議事項も加えて協議している。学系長は以上の3つの会議に出席し、大学全体にかかわることを教員に伝えるとともに、学系内の意見を集約して関連諸会議において発言・報告するなどして、大学と学系の組織的連携をはかっている。委員会は「学系人事委員会」と「学系紀要委員会」が組織されている。人事案件の審査は、その都度、人事委員会から依頼をしており、本年度は他学系の教員一人に審査委員をお願いした。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

前述の通り、本学系の構成員は「主たる教育業務」先が5つの組織に渡っている。学系会議で大学全体の運営に関わる事項が議論されることによって、それぞれの教育組織に固有の課題や他の教育組織と共有する課題を意識することができ、広い視野で問題を検討できた場面がいくつかあった。特に、学校教育法改正に伴う本学のガバナンスの改革問題については、大学アドミニストレーション研究科の教員から、その知見に基づいた具体的な指摘を得られた。

II. 「教育研究組織」について

改善すべき事項

大学運営会議の報告は教育組織の教授会でもされるので、学系に関わることに焦点を当て、報告事項も絞るなどして議論の時間を確保できるようにする必要がある。学系会議の時間を短縮して、研究談話会の時間を確保することも考える必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

心理学と教育学という、関連しつつも独自である2つのディシプリンで構成されていることを踏まえ、それをむしろ生かしていくような学系の活動を考えたい。将来的には心理学と教育学の学際的な共同研究などで科研に応募するなどのことがあってもいいのではないかと考える。

II-8 自然科学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

自然科学系は老年学、医歯薬学、理学、航空工学の4分野を専門とする24人の理系教員からなる組織である。

全体を統括する学系長を置き、学系会議を招集して全学的な会議での決定事項、課題について報告するとともに研究上の問題を審議する機会を設け、学系運営がなされている。また、学系内には学系人事委員会を組織し、採用人事、昇任人事等の人事案件について対応している。

老年学分野は臨床心理学、社会心理学、公衆衛生学、健康科学等を、医歯薬学分野は精神医学、衛生学、心身医学、地域保健学等を、理学分野は数学、物理学、化学、生物学、地球科学を、航空工学分野は操縦・管制、航空気象、航空機器等をそれぞれ専門とする教員で構成されている。

高齢化社会にかかわる問題、地震・気象等の自然災害、環境化学、航空技術を専門とする教員による研究活動は社会の要請に十分こたえ得ると考えられる。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

研究業績等は随時教員業績データベースに登録され、それを学系長が確認・承認する体制ができている。また、各自が年度末には年度結果報告書を提出し、学系長が確認しコメントを付けて返却するようになっている。このようなプロセスを通して研究活動が適正に行われているか検証がされている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

研究論文、学会での発表、科研費の採択等で成果が出ている。2014年度の発表論文数は国内外を合わせて24点、研究発表数は国内外を合わせて46点以上、著書は共著を含め12点であった。また、科研費は新規に採択されたものが分担を含め9件、継続中のものが分担を含め6件であった。その他に研究助成金を5件、受託研究を4件獲得している。

II. 「教育研究組織」について

改善すべき事項

異なる分野からなる組織であり、それぞれの分野ごとにみると構成員の数は少なくなる。研究組織として発展させていくには、人員の補充とインフラの充実が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

研究用のインフラを整備し、研究活動が十分に行える環境をつくる必要がある。

II-9 総合科学系

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学では、教育組織が教育課程を柔軟に変更・再編できるようにするため、学系制を取り入れている。総合科学系は、特に学際的な領域から構成されている。大きく分けると情報学・環境学、健康・スポーツ科学及び福祉学・生活科学の3分野からなる幅広い応用科学を中心とする教員27人で構成されている。

これらの分野は本学の建学の精神で謳われている「教養豊かな識見の高い国際的人材の育成」において欠かすことのできない学問分野である。また、どの分野も社会的なニーズが急激に高まっていると同時に著しい発展を示しているのが特徴であり、まさに現代社会の要請に適合した分野から構成されているといえることができる。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

総合科学系は、情報学・環境学、健康・スポーツ科学及び福祉学・生活科学の3研究分野から構成されている。構成する教員の主な教育組織は、リベラルアーツ学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群、芸術文化学群と本学のすべての学群に広がっている。この意味でも教育組織と分離した研究組織としての学系組織が適切に構成されているといえることができる。

学系組織は所属する教員構成が明確にされ、学系長が責任を持って運営に当たる体制が構築されている。学系会議が毎月開催され、大学運営会議、全学人事委員会、学系長会議等の報告が構成員に対してなされている。また、教授で構成される学系人事委員会が必要に応じて開催され、特に学系内の人事に関して検討審議する体制が構築されている。これら会議は事前に開催通知がなされ、欠席の場合は委任状を提出する等、会議運営の方法も適正化されている。

人事に関する手続きは学系の中で明確にされ、学系人事委員会が審査委員会(3人)を選出し、その報告を受ける手続きが明確化されている。また、紀要に関しても3分野の紀要委員が集まり紀要委員会が構成され紀要に出版に関する連絡・検討を行う体制が構築されている。

運営の責任者は学系長であるが、任期2年(再任1回を限度とする)で選挙によって選出される体制が整えられてきた。2015年度以降の学系長は学長の任命制に変更された。

II. 「教育研究組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学系会議は原則第4水曜日に開催されている。大学運営会議、全学人事委員会、学系長会議等の主要な報告がなされる最初の会議になっており、その意味でも大学運営に関する情報共有のために効率的であるといえる。また、4学群の教員から構成されており、全学にまたがる視点構築、情報交換の効果が上がっていると言えることができる。

人事に関して教育組織ではなく学系が司る方式は、教育組織が行う方式に比べニーズの客観性、人選の公平性を担保する方式として優れており、効果が上がっていると言えることができる。この伝統は今後とも維持していくべきと考えられる。

改善すべき事項

研究組織として発足した学系であるが、総合科学系は異なる3分野から構成されている。その意味で同一の研究目的を有する組織とは必ずしもいうことができない。学系の本来の目的である研究の促進のためには何らかの体制構築を検討すべきである。

人事に関して学系が書式を発信している。この方式は学系が発足してから変わらないものであるが、教育組織からの要望を受け取るためには、学系と教育組織が密に連絡を取る体制が必要である。また、教育組織に対して人事の検討依頼が学系に連絡なしに出されることがあったが、これは正しい方法とは言い切れない。

3) 将来に向けた発展方策

総合科学系の情報学・環境学、健康・スポーツ科学及び福祉学・生活科学の応用科学3分野における可能な共同研究を模索するとともに、研究機能を高めるための分野ごとの研究会を定期的実施する。

II-10 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本項及び「2) 点検・評価」においては、本学全体が「学群」と「学系」という形で教育と研究を分けた組織編成になっていることから、ここでは教育組織としての学群という観点からのみ記述する。

リベラルアーツ学群の目的である「広範な知識と深い専門性」の追究を踏まえ、人文科学、社会科学、自然科学の広い分野にまたがる多数の教員が本学群に所属している。本学群内には、37の専攻プログラムが設けられ(2016年度からのプログラム数の変更については、「2) 点検・評価 改善すべき事項」を参照)、学生はその中の任意のプログラムを最低1つ「メジャー(主専攻)」として選択する。

専攻プログラム間にはいわゆる「障壁」がなく、当該専攻プログラムを選択した学生のみに提供される授業も、ほとんどない。したがって、学生は専攻プログラムを超えて、ほぼ自由に科目

II. 「教育研究組織」について

を履修できる。また、卒業要件である1つの「メジャー」に加えて「マイナー（副専攻）」という選択方式があり、複数の専攻プログラムをメジャーあるいはマイナーとして選ぶことが、学生には推奨されている（「ダブルメジャー」、「1つのメジャー＋1つのマイナー」等）。つまり、37の専攻プログラムを有機的に連関させてリベラルアーツ学群という一つの教育組織が構成されている。こうした多様かつ緩やかな組織編成は、リベラルアーツ教育の実践にあたっては当然かつ不可欠である。

（2）教育研究組織の適切性の検証について

上述のように37に及ぶ多彩な専攻プログラムからなるリベラルアーツ学群であるが、こうした組織の適切性については、まず学群教授会が責任主体として検討・議論・決定する。しかし、分野が多彩で数も多い専攻プログラムの在り方について、すべてを学群教授会で問題の出発点から扱うことは困難なため、「III. 教員・教員組織」の本学群の項で説明する「区分」が大きな役割を負っている。「区分」の下には、37の専攻プログラムが分属しているが、分野によって異なる教育方法や内容、所属教員の人数の違い等を考慮して、区分あるいは専攻プログラムのレベルでは、あえて検証の手続きや権限を本学群として統一することは行っていない。つまり、こうした組織の適切性の検証については、まだ学群全体として一括して取り組むには至っていない。その理由としては、リベラルアーツ学群は学生数・教員数ともに多く、組織の日常運営において案件が山積しており、それを処理することに追われている現状と、本学群が創設されてから時間が経過していなかったことが挙げられる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

37の専攻プログラムは、本学群の目標を追究するには十分な多様性であり、所属する教員の専門分野も多岐にわたるため、学群全体としてはリベラルアーツ教育の特徴を活かしつつ、学生の育成を行っている。また、いわゆる自然科学系の専攻プログラムの存在は、本学には見られなかった新たな分野と視点を加えることとなり、本学群のみならず大学全体のイメージと内容の充実に寄与している。

改善すべき事項

前項で述べた37の専攻プログラムの存在は、リベラルアーツ教育の強みとなる反面で、教育実践や組織運営において困難な状況を生み出すことになる。カリキュラム自体が複雑であるため、教務、入試、将来構想、人事等をはじめとして、各種委員会の業務も複雑化しており、さらには学生数が格段に多いことによって（入学定員950人、収容定員3,800人）、教員の全体的な負担は確実に肥大している。

「1）教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて」の冒頭で述べたように、本学では学群と学系で組織が異なるため、これがさらに教員の日常的業務を増やすことにつながっている。こうした全学的な問題とは別に、リベラルアーツ学群としては、リベラルアーツ教育の特徴である「幅広い視野と高度な専門性」を維持しつつも、専攻プログラムの編制の見直しを含めて、検討を進めて行く予定である。

II. 「教育研究組織」について

なお、2014年度に入り、新たに「グローバル・コミュニケーション学群」を設置計画することが決定し、リベラルアーツ学群の教育内容と重複する部分については、急遽、既存の専攻プログラムの内容と数に変更を加える議論を始め、既に最終的な案が教授会によって承認され、大学執行部の了承を得た。この改革は、グローバル・コミュニケーション学群が開設される予定の2016年度に合わせて実施される。これにより、専攻プログラムの総数は37から35になる（内、主専攻として選択できるプログラムの数は33）。具体的には、「英語専攻プログラム」と「英米文学専攻プログラム」を統合して、「英語学・英文学専攻プログラム」に、また、「中国語専攻プログラム」を「中国文学専攻プログラム」を統合して、「中国言語文化専攻プログラム」とする。さらに、「博物館学専攻プログラム」については、従来は副専攻としてのみ選択可能だったが、これを主専攻として選択できるようにする。

3) 将来に向けた発展方策

本学全体の組織編制として、学群／学系の形で教育と研究を分けていることは既に述べたが、果たしてそれが適切か。本学のように、学生の教育に大きな力を注いでいる中規模の私立大学において、教育と研究を明確に分類できるか。現状の学群における組織的な問題を中・長期的に検討するならば、この問題を避けて通ることはできない。

II-11 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学の学士課程教育は教養型教育組織（リベラルアーツ）と専門教育型教育組織（プロフェッショナルアーツ）に分かれている。芸術文化学群は後者に属している。本学群は、演劇、音楽、造形デザイン、映画の4つの専修で構成され、これらの分野のプロフェッショナルとして将来活躍できる人材を育成している。

本学群は、「芸術の専門知識を身につけ、芸術を学ぶことで人格形成を行い、幅広い分野において芸術文化を支える人材を育成する」という理念に基づいて「芸術を学びの中心に据えながら、幅広い知識と教養を身につけ、個人の価値を尊重して創造性を培う専門家を育成すること」を目的としている。芸術は、人間が生きていくうえで、その生をより豊かなものにする必要不可欠なものである。価値観が多様化し、生きる意味も見失われがちなこの混沌の時代に、芸術を通して人格形成を行うことは極めて重要であり、教育の目的として適切である。

本学群の理念・目的は、新入生の入学オリエンテーションを始めとして、その後も機会あるごとに学生に伝えている。『履修ガイド』には教育課程の解説や卒業要件の説明を記載し、全教員、全学生に周知を行っている。また、基礎教育科目である4専修のガイダンス科目でも各専修の理念・目的が理解できるような内容になっている。さらに、本学 Web サイトの学群及び専修の案内にはその特色について詳しく記載し、本学群の教育目標を広く公表している。加えてカリキュラムについても本学 Web サイト上で公開し、本学群の方針を学外にも広く周知している。なお、『大学案内』にも教育目標や本学群の特色を明示し、その使命や目的を明確に記している。

II. 「教育研究組織」について

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学群は、2013年度から名称を芸術文化学群に変更した。その前身である総合文化学群は2005年度に開設し、演劇・音楽・造形デザインの3専修が2008年度に完成年度を迎えた。また、2007年度に開設した映画専修も2010年度に完成年度を迎えた。現在、収容定員1,000人に対して専任教員27人が専攻科目等を担当している。また、施設面においては、専門科目の指導に適した教室、劇場、音楽ホール、アトリエ、コンピュータ室、映画試写室等を配置している。教育施設に必要な機能は常に点検し、必要な改善や増設を行っている。

4専修は、それぞれの独自性を尊重しつつ、講義科目と一部の実技科目を他専修にも履修可能にして、総合的に芸術を学ぶ機会を提供している。また、総合大学に属することから他学群の科目も履修可能であり、幅広い視野を持ち、グローバルに活躍できる専門家の育成を目指すことを特色としている。

本学群は、プロフェッショナルの育成を重要な教育目標としているが、それだけでなく、その分野以外においても、応用力と適応性を発揮できる有能な人材の育成を教育目標としている。しかしながら、近年の社会状況の変化により大学に求められる使命も徐々に変化しつつある。この変化に適切に対応するため、本学群の理念・目的を日常的に検証し、カリキュラム改革へとつなげている。各専修は、毎月開催される専修会議等において、その理念・目的を確認し検証している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学群の学生の学内外での作品発表、公演等の芸術活動はきわめて旺盛であり、学生の作品も外部で複数受賞している。また、卒業生の各芸術分野での活躍や受賞もあり、本学群の芸術教育はプロフェッショナルスクールとして十分な成果を上げ、優れたプロフェッショナルを育成するという目的を果たしている。

また、地域との連携や貢献も着実に実績を上げ、アウトリーチ活動も単なる公演や作品発表ではなく、その芸術活動を通して社会と強くつながり、社会の活性化に一定の役割を果たしている。

改善すべき事項

本学群の4専修はそれぞれ個性が異なり、その独自性を際立たせながら成果を上げてきたが、その反面、各専修の壁がやや高くなり、芸術を総合的に学ぶという特色が若干薄れている。

総合的に芸術を学べる実効的なカリキュラムが作れるか、総合大学での芸術教育という本学群の特性をどう活かせるかが、改善すべき事項である。

3) 将来に向けた発展方策

若年人口が年々減少していくのに加え、芸術系は景気が回復しても就職につながり難いという印象の中で徐々に志望者が減少している。こういう厳しい状況の中で本学群の教育研究の水準を維持するためには、やはり安定的に学生を確保することが重要である。その実現のためには強力な広報と他大学に優る施設の整備が重要な鍵となるであろう。

II. 「教育研究組織」について

また、現代社会が大学での芸術教育に求めるものは何なのか、これまで価値があると考えてきたものが今後もその価値があるのかどうか、積極的に議論して検証し、カリキュラムにつなげていく必要がある。

II-12 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

ビジネスマネジメント学群は、専門職業人の育成という使命を果たすために、教育の現場に実務経験者を多用して実務教育を推進してきた。また、実践的経験を教育の一貫に組み込むために実習、研修等のプログラムを充実させつつある。今日の学生は社会性に欠けるといわれる視点から鑑みれば、こうした教育の傾向は必ずしも否定されるものではない。しかし、この傾向が過度に偏ることは、考える力を育成するという高等教育の使命を損ねることになる。大学教育の根幹は過去の知的財産を学ぶことから始まるのであり、論理的思考力は問題の本質を見抜く力と分析力が重要な意味を持つ。企業の求める人材は、見えない問題を可視化してその解決を図れる知的思考力を持つ者にある。そのためには学問の神髄に触れる教育を怠ってはならない。本学群の課題は、この学問の神髄に触れる教育が浅くなってきているところにある。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

本学は、教育組織と研究組織を明確に二分した体制を敷いている。ビジネスマネジメント学群にあつては、ビジネスマネジメント学類とアビエーションマネジメント学類に分かれる。各学類では学類会議が毎月開催され、学類内での教育上の諸問題を審議して解決に向けた対応を図っている。一方、両学類を統合した会議として学群教授会を設置、学群全体に係わる教育上の諸問題を審議して解決に向けた対応を図っている。また、教授会の下部機関として各種委員会を設置し、問題の洗い出しと分析並びに解決案の策定を審議している。そうした委員会には、入試委員会、教務委員会、就職委員会、国際及び学生委員会、図書委員会、全学共通委員会等が置かれている。

しかし、教育現場の諸課題が山積する中であつて、委員の負担が大きくなっている。特に、入試・教務関係の作業量が極めて大きくなっている現状を踏まえて、全教員は入試委員会と教務委員会に所属したうえで他の委員会委員を兼務する態勢を取ってきたが、その結果、委員の職務は多様化し、集中した深い審議に入り込めない状況にあつた。2013年度からこの状態の改善に取り組んできたが、委員会構成は改善されたものの審議の深化には至っていない。

一方、研究組織は学問領域を考慮した学系体制を敷いている。この学系において研究と人事の諸案件を審議して解決に向けた対応を図っている。しかし、学系の機能を越えた人事が行われたことによって、教育現場に無用な混乱を来していることは残念である。

高等教育は個々の教員の研究の成果をもって初めてその役割と責任を果たすことができる。しかし、教育組織と研究組織の分離は、研究と教育の融合を必ずしも機能的にしているとは言えない。そこには、教育成果、研究成果ともに更なる向上の努力が必要である。

II. 「教育研究組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ビジネスマネジメント学群は専門的知識を持って広く社会で活躍できる人材を育てている。その一貫が実務経験の豊富な教員による実務的教育である。その成果は就職内定状況に現れている。

厳しい就職環境の中で一貫して高い就職内定率を確保できているのはこうした実務的教育の成果である。しかし二次・三次希望に甘んじなければならない大方の内定状況を鑑みると、深い思考力を養える教育の問い直しを図らなければならない。そのためにはFDが大きな意味を持つことになる。

改善すべき事項

教員の職務が教育にあることを鑑みれば、教育とその準備に費やせる時間を適切なものにしておくことは重要である。そのためには、本来の主要業務に多くの時間を費やせるようにすることが必要であり、補助業務は可能な限り最小に留めることが求められる。委員会業務や支援的業務については一層の合理化が求められる。また、教員は研究に一層努力することが求められ、その成果は常に学生達に還元・提供できるよう準備しておくことが必要である。激しく変化する環境にやみくもに学生を放り出すのは無謀である。形式的な支援ではない寄り添える支援が求められている。ここには就活力もさることながら、就業力の強化が課題になる。

3) 将来に向けた発展方策

教員の委員会業務負担を軽減するために、集中審議のできる委員会体制への見直しが必要である（委員会業務の集約）。

授業・教育の内容は教員の研究成果を通して提供できるものでなければならない。そのためには、研究成果は形あるものにして学生の求めに応じられるようにしておかなければならない（研究成果の可視化）。

昨今の学生の特性を鑑みると、入学から卒業まできめの細かい支援態勢を提供できる体制づくりが必要である。また、卒業後も母校に関心を持ち続けていける教育を構想し、構築していくことが必要である（大学ゼミ教育の充実）。

II-13 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

「I. 「理念・目的」について (1) 理念・目的について」のように学群の理念・目的として、本学の教育理念である、キリスト教主義に基づく教養豊かな識見の高い国際的人材の育成をすることが重要であると考え。その目的を果たすべく、現在社会福祉専修、精神保健福祉専修、健康科学専修、保育専修の4専修での教育が行われている。学而事人を実践できる有意な人材の養成に相応しい構成となっている。

II. 「教育研究組織」について

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教育組織の活動及びその適切性については、学群長を議長とする学群教授会にて審議、検討されるが、権限や手続きについては、健康福祉学群教授会細則で明確に定められており、検証プロセスを含めて適切に機能している。教授会細則は学群の共有サーバに掲載し、専任教員は随時確認できる。また、それぞれの専修の教育が適切であるかは、国家試験の合格率や教員採用試験の結果から間接的に把握できるが、いずれも向上している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

健康福祉学群教授会細則については、必要に応じて随時見直されている。

改善すべき事項

本学の組織は、現在教育組織と研究組織が分けられているが、両者は連動するものであり、連携をとり、一体化して進むことができるよう改善を希望する。

3) 将来に向けた発展方策

上記の点について、大学全体で検討を進めることを希望する。

II-14 基盤教育院

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

本学は学群制を採用し、各教員の所属は学系、科目の所属は教育組織となっているため、基盤教育院で提供されている科目は、異なる学系に所属する教員が基盤教育院科目を教えるという形で運営している。会議は基盤教育院を主たる教育組織とする専任教員によって運営されており、基盤教育院会議、チェア会議、デパートメント会議、科目担当者会議等が定期的に行われている。

全学的な委員会に対しても教育組織単位で委員を出しているのは、学群と共通するところである。基盤教育院を主たる教育組織としている専任教員は、教授9人、准教授4人、専任講師20人、助教2人、助手1人（計36人）である。他にシャンシー・フェローが3人、メンフィス大学よりの特任講師1人、特任准教授1人、特任教授1人、186人の非常勤教員が在籍している（2014年9月16日現在）。

基盤教育院が提供する多くの全学共通科目は、基盤教育院の専任教員に加え、多数の非常勤教員が担当している。基盤教育院の専任教員はコーディネーターとしての役割を果たしており、カリキュラムの作成、授業の均質性、質の担保を図っている他、開講科目数や時間割調整等を行っている。

研究組織としては、主たる教育組織を基盤教育院とする教員間で、共同研究を行っている。

II. 「教育研究組織」について

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

基盤教育院では、各デパートメント（基盤教育デパートメント、外国語教育デパートメント、フィールド教育デパートメント）や科目群単位で少なくとも月に1回は教員会議を実施して、情報の共有を行っている。各科目に関する直接の責任は、まずはコーディネーターが持ち、コーディネーターが各デパートメントチェアに報告を行い、デパートメントチェアは基盤教育院長を含むチェア会議（月2回以上）で報告、審議を行う。

各教員の授業評価アンケートの確認とコメント記入も、まずそれぞれの科目のコーディネーターが行い、コーディネーターの授業評価等はデパートメントチェアが、チェアの評価の確認は基盤教育院長が行うようになっている。

基盤教育院の教員間の意思疎通は、多くの委員会や会議を通して緊密に行われている。

研究面における検証は、学系単位となる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教員会議や研修会等を通して、基盤教育院の目指すべき教育の共通理解が進んでいる。各学期授業開始前や授業期間中に行われる担当者会議、E L Pでは昼休み等を利用した教員を対象とした研修会も資質の向上の助けとなっている。イングリッシュ・レクチャーシリーズは、2013年度から始まり、隔月程度で、様々なテーマにしたがってE L Pの専任教員を中心に行われ、これも月を追うごとに来場者を増やしており、英語学習に対する学生の動機づけに役立っている。2014年度より開始した「英語パスポートコース」で学ぶ学生が高い学習意欲を保って成果をあげ、2015年夏からの正規留学に向けて準備をしている。

改善すべき事項

専任教員 36 人のうち、2014 年度末での退任者に対して欠員補充がされなかったのは4人であり、専任教員数は年々減り続けている。英語に関しても、新入生だけでも 2,000 人余りが 25 人以下の少人数クラスで週 4 回、レベル別に行う全学必修科目のクラスは膨大なコマ数とともに、70 人以上の非常勤教員をコーディネートする必要がある。2014 年度現在、E L P の 13 人の専任教員が、全員更新の可能性のない任期付である現状は、定期的に優秀な人材を失うことにつながる。

本学の定評ある英語教育の質を維持するためにも、長期的視野に立って教育に邁進できるよう、早急に E L P 内に複数の任期のつかない教員を持つことが待たれるとともに、任期満了後も欠員補充に応募し、公平な審査で認められた場合は任用可能な方式が実現されることを希望する。

3) 将来に向けた発展方策

将来的に学群ごとに基礎教育を構築する方向が打ち出されているが、学群を問わず共通に必要な基盤として残る基礎教育の部分は、学群ごとのアレンジを加えつつも、今後もカリキュラムダイベロップメント等に関しては、本学のプログラムとして一つのまとまりを維持し、知見を共有していくことが効果的な教育方法であると思われる。

Ⅱ-15 教職センター

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

教職センターは現在、教職課程と博物館学芸員課程を設置しているが、本センターの教育研究組織編成原理は以下の2つに規定される。一つは、本学の建学の精神であり、もう一つは国の教育政策である。

本学の教育理念は、国際的かつキリスト教的人道主義に立った教育実践を行い、国際平和を実現する人材の育成を目指すものである。この理念・目的のもとに、教育を通して人材を育成することの当然の帰結として教職課程と博物館学芸員課程を設置し、学校教育、社会教育を担う人材を世に送り出している。

大学の目的（学校教育法第52条）を尊重し、大学設置基準の第6章教育課程に定められている教育課程の編成方針（第19条）等に則って教育課程を運営している。また、教育職員免許法に基づく教職課程と博物館法に基づく博物館学芸員課程を、その施行規則により運営している。

2007年度には教育三法の改訂が行われ、特に、教育職員免許法の改訂により教員養成の厳格化が求められている。本学においても、教職課程の履修指導と教職指導を徹底し、教職への意欲が十分で、かつ教職の使命を強く認識できる教員の養成に取り組んでいる。

本学の博物館学芸員課程は、1995年度に開設し、全学の学生に開講している。本学の建学の精神に基づき、実習プログラムには国際的視点を含めたもの、人格形成にもつながる物の見方や考え方、人との接し方、さらにはバリアフリー等の視点を含めた実習を準備している。

2008年度の博物館法の改訂に伴い、2009年度に同法施行規則が改訂公布され、学芸員養成のための必修科目増が2012年度から実施された。本学では、既に法改正の前からこの準備に取り組み、博物館実習に「学内実習」を位置づけ、「博物館展示論」を先行開講する等、先進的な取り組みを行ってきた。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

教職センター内の課題及び関連機関に関する課題を検討、連絡する定例のセンター会議、教職課程独自の課題を検討する教職課程会議・全学教職課程運営委員会と博物館学芸員課程の固有な課題を検討する学芸員課程運営委員会で組織されている。なお、本センター内の教職課程は、主として中学校・高等学校の教員養成に関する課程の教育を担当している。

教職課程の運営のため、大学全体で教職課程に取り組む組織である全学教職課程運営委員会を設置している。同会議は年2回程度開催され、大学全体での協議や意見交換を行い、教職の全学的な課題やカリキュラムの改善に取り組んでいる。2014年度は特に、相模原市の大学推薦に応募する推薦学生の選定作業を同委員会が中心となって進めた。秋には大学推薦に関する内規を作成する作業委員会を立ち上げ、次年度以降の大学推薦の方針、運営方法等を検討して決定した。

全学教職課程運営委員会での意向に即して実務的に中学校・高等学校教員養成教育を運営していくために、定例の教職課程会議・全学教職課程運営委員会を設けている。同会議は本センター所属の専任教員（教職課程）と教職センター事務職員で組織している。中等教員養成教育に関するカリキュラム運営、教育実習に関する手続きや指導、採用試験対策講習等により教員養成教育

II. 「教育研究組織」について

を展開している。教職課程の運営は、専任教員（教職課程及び博物館学芸員課程）と事務職員で構成する定例のセンター会議に報告、検討している。

本学の教職課程をより円滑に進め、かつ、より発展するために学外の研究連絡機関である関東私立大学教職課程協議会、東京都教育実習連絡協議会に参加して、本学教職課程の運営状況を点検して改善を図っている。また、地域の教育委員会とも協力関係を築いて広く情報を得て本学の教職課程を運営している。2014年度は横浜市と大学との協働委員会に参加して、情報収集、実習校確保等の面において、成果を上げることができた。

また、博物館学芸員課程の運営のため、大学全体で学芸員課程に取り組む組織である学芸員課程運営委員会を設置している。同会議は年5回程度開催され、大学全体での協議や意見交換を行い、学芸員課程の全学的な課題やカリキュラムの改善等に取り組んでいる。

博物館学芸員課程の日常的運営は、専任教員及び教職センター事務室との定例会議であるセンター会議において、協議・報告し検証している。実務的な運営に関しては、科目担当専任教員、実習担当専任教員で組織している学芸員課程運営委員会を設置して、カリキュラムや学生指導等について協議し運営している。

近隣市町・都県・国での博物館協議委員会や評価委員会への参画や、学外研究機関である全国大学博物館学講座協議会及び同東日本部会での研究会や協議会に積極的に参加する等して、本学学芸員課程の運営状況を省察し、改善を図っている。

なお、本学は現在、全国大学博物館学講座協議会東日本部会の会長校及び、全国大学博物館学講座協議会の全国委員校の要職にあり、全国大学の博物館学芸課程教育の充実のために関係各校とともに活動をしている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

文部科学省より、大学教育全体を通しての教職課程教育の組織、運営を強く求められている。本学では従来から全学教職課程運営委員会を設けていたが、全学的な同意に基づき教職課程を運営する機能を充分果たしていなかった側面もあった。しかし、2014年、大学推薦応募の多数の推薦学生を選定する作業を通して、実質的に全学的な規模で取り組む機会となった。教職課程では推薦学生を選定までの道筋、事務手続き等の詳細な原案を立案、提示して、全学教職課程運営委員会に諮りつつ作業を進めた。秋には、作業委員会を立ち上げて大学推薦制についての手順の内規の制定を検討して、全学教職課程運営委員会の実質的な役割を明らかになる活動を行った。今後においても、各学群との連絡を密にして、本学の教職課程の運営の中心が同委員会であることが全学的に浸透するよう務めたい。

定例の教職課程会議・教職課程運営委員会では、本学の理念の実現としての教職課程教育の展開のありようを中心に教職課程登録学生への具体的な指導、支援を主たる議題として検討、実践している。検討事項は通常のエデュケーション活動の運営が中心であるが、その他、学内との調整、連絡に関する事項、他大学や教育委員会との連携に関する事項、正規の授業外の教職指導室の運営やエキストラカリキュラムのプログラムの立案、卒業生教員への支援等多岐の課題を扱っている。

特に、教職課程、博物館学芸員課程の教育、研究において、大学の内と外との連携、協力していく必要があるが、教員・職員とも協力的に運営している。しかし、あまりにも少ない人数で対

II. 「教育研究組織」について

応しているのが現状である。教員、職員とも余裕のない状況で、十分満足する成果を上げることはできなかった点もあった。より成果を上げていくためには、教員、職員の増員が不可欠である。

博物館学芸員課程では、2012年春に国内で初となる全盲学部生の学芸員有資格を輩出した実績をもとに、全国で唯一の健常者を含めたバリアフリー実習を展開している。桜美林資料展示室の運営や資料整理を通じた「学生学芸員」の活動や「展示室だより」の発行を、学生の主体的な取り組みとして実践し、学生の意識を高めている。

2011年度に90周年記念展示として開催した「J. F. オベリン記念展示」は、2012年度から多摩アカデミーヒルズに常設化され、学園展示公開の場と博物館実習の場が拡大し、学生の学びの場が拡充されている。また、町田市立博物館等、地域の博物館との連携による研究活動の進展や、相模原市の「アートラボはしもと」と大学との提携により、博物館実習の場を拡大するとともに、広かれた学芸員養成教育をより強化している。

改善すべき事項

教職課程の運営において、全学的組織である全学教職課程運営委員会の存在をさらに明確化してその機能の強化を図るべきである。すなわち、各学群と教職課程との連絡を密にして理解を深めて、課題を共有して全学的視野に立った教職教育をより充実させていく必要がある。

より高次の教育、研究組織に改善していくためには、各教員がもっと余裕をもって、外部との活動に積極的に参加し、その活動からの情報を学内で共有して、各課程の状況を検証、検討して向上できるようすべきである。そのためには、専任教員、助手、職員の増員が不可欠である。

地元の博物館と提携した博物館実習や、学内での展示会をより推進するためには、専任学芸員の確保が必要である。

また、「資料展示室」を発展させて「大学博物館」を設置し、全学的な学園史教育及び、学芸員養成のための本格的な実務実習教育の場とするよう改善を図るべきである。

3) 将来に向けた発展方策

学内の教職課程に関係する部局や免許更新講習講座等関連する関係部署の統合、再組織化して、全学の教職課程が統一的な教育研究組織を形成することによって、より建学の理念を顕在化する合理的な運営が可能となるであろう。

また、これまでのように、教職課程は単に教員の免許取得を目的とする、博物館学芸員課程は学芸員の資格習得を目標にするといった狭義な教育目的観から脱却する必要がある。

教職課程においては、「卒業生教員研究交流会」や免許更新講習講座等を通して、卒業生教員、卒業生との連絡、関係を密にして、生涯を通して学び続ける教員の育成に本学が系統的に取り組むことがより可能となり、無形の一環教育が実現でき、本学の建学の精神をより広く社会に流布することができるであろう。

本学の歴史、創立者清水安三、清水郁子は日本の歴史において注目されてきた対象であり、現在の日本のありようや国際平和を検討する際、貴重な示唆を提供できる存在である。創立100周年が良い機会となるが、学園史等を中心とした大学博物館や資料センターを設置することにより、本センター内の教育を充実させるだけでなく大学として発展することができる。

第一に、大学博物館や大学資料センターを拠点とする特色ある学芸員教育を発信することがよ

II. 「教育研究組織」について

り可能となり、全国の大学での博物館学芸員課程のモデルとなろう。第二に、大学博物館や大学資料センターが設立されれば、卒業生、関係者をはじめ、研究者の訪問や交流が可能となり、学園史を軸とした社会貢献が積極的に展開できるであろう。

本学での教職課程や博物館学芸員課程の履修が、学生のより豊かな人生の実現に役立てることができるよう、意味のある学習とすべく、2014年度は1年次で行う「ガイダンス」において、履修に向けた動機づけの確認と学ぶ意欲の喚起を丁寧に行うよう積極的に取り組んだが、さらにプログラムの改善を試みたい。

教育実習及び博物館館務実習に派遣される条件を厳しくすることで、中学校・高等学校や博物館等の信頼を得て、より質の高い教員、学芸員を輩出すべきである。精選した学生グループの派遣を継続することで、実際の教員及び学芸員として社会に本学の人材を送り出す等の取り組みをより積極的に行うべきである。

また、卒業生との交流の機会を企画運営して、専任教員、本学卒業教員、在学生を含んだ教育現場における課題を共有して、共同研究の場を広げるべきである。

II-16 インターナショナル・インスティテュート

1) 現状の説明

(1) 教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて

インスティテュートは本学の「学群・学系」を基軸とする教育研究体制の中で、「その他の教育組織」のひとつとして機能している。独立した組織として、コアになる教員が所属し、インスティテュートの主たる教育研究事業を管理運営している。

インスティテュートの設置方法は学群横断的な大学共通組織であり、かつ、学際的な取り組みを推進していることもあり、学群からの代表教員にもインスティテュートの運営に携わってもらっている。これが可能となるのは、学群・学系制度において、教員は学系に所属し、異なる教育研究組織に向いて職務を遂行する形をとっているからであり、複数の教育組織の業務を担当することにも特に問題はない。

大学全体の教育研究において、国際化やグローバル化が声高々に叫ばれる現代社会の要請に応える教育の国際化推進部門として機能している。

(2) 教育研究組織の適切性の検証について

インスティテュートは複数のプログラムを管理運営しているが、管轄する科目自体は、教育基本組織である「学群」に所属し、それぞれの科目別表上に記載されている科目を活用してインスティテュートのプログラムを構築している。つまり、英語や中国語で開講されている科目をパッケージ化し、プログラムとして運営している母体がインスティテュートである。したがって、教員の教育組織上の所属もその職務遂行としては学群とインスティテュートの「ダブルトラック」である。

ただし、特別なプログラムを提供する「その他の教育組織」であるので、「インターナショナル・インスティテュート長」（以下「インスティテュート長」という。）を定め、コアの教員を中心に

II. 「教育研究組織」について

プログラムごとのコーディネーターを置き、大学横断的に協力を得ながら運営している。独自のファカルティ・ミーティングを置き、責任の所在や管理運営の手続き等も明確にしている。本学学則上の重要な意思決定会議（大学運営会議）にもインスティテュート長が出席、参画している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

主たる教育組織として独立した機能を持たせたことによって、プログラムの管理や運営が明確になり、履修する学生達や留学生の集団が把握でき、かつ、PDCAのサイクルも適用しやすくなった。また、語学やコンテンツコース、留学生の学生サービス等分散して運営されていた状況から、全体的にまとめられる組織になってきたことから、総合的なケアができるようになった。

なお、開設2年目を迎えたインスティテュートは、他学群から2人の専任教員の移籍を受け、英語でファカルティ・ミーティングを開催し、議事録も英語で作成している。

改善すべき事項

展開しているプログラムや科目数、留学生の数や出身国数の現状からすると、現在の体制で対応できない部分も出てくるので適切な教員数の見直しが必要である。個々の教員のワークロードを踏まえ、異なる教育研究組織で業務を遂行していることから各教育組織の長と連携して進めることが肝要である。

教育組織としてのインスティテュート、学生支援としての国際学生支援課、そして、機関間の連携を調整する国際センターの3部門の協力体制が必要である。これについては全学の留学生・国際交流委員会や各学群の委員会等を通して改善する。

3) 将来に向けた発展方策

インスティテュートの機能やプログラムが固まってきた段階で、次の発展のための具体的なプランを設定する。特に、単学期や1年というスパンのプログラムが中心であるが、複数年にわたって修得できるサーティフィケート・プログラム (Certificate Program)、ディプロマ・プログラム (Diploma Program) の開発を行っている。そのためには、本科に留学する学生も視野に入れなければならないので、学群との共同開発になる。なお、これらの開発プログラムの内容は、現在構想中の新しい学群である「グローバル・コミュニケーション学群」への応用も可能としている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ－１ 大学全体

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

本学では、教員の新規採用・昇任は「桜美林大学教員任用・昇任規程」に則って資格要件等を踏まえて適格な教員審査を行っている。昨今、多様な学生が学士課程で学んでおり、専門科目の学びの礎となる基礎的知識を確固たるものとするための基礎教育の充実が以前にも増して重要視されるようになってきている。教育課程の見直しや再編等の必要性も然ることながら、学生を指導する教員にはより一層の教育力の強化、授業デザインを発展させる等の職能開発が求められる。今や教員の職能開発無くして学士課程教育の実質化は望めない。

本学が教員に求めるべき能力・資質等は、上記のような学士課程教育に十分対応が可能で、成果が期待できる教育力を備えていて、熱意を持って授業に臨み、学生を大切に育てようとする思いを有する者であることである。優れた教育を実践しようとする者は、教える技術と教えるべき内容及び知識とが車の両輪のごとくに備えていなければならない。ただし教育は決して情報や知識の授受のみで完結するものではなく、学生とコミュニケーションが十分にとれること、学生指導に熱意を有する人材であることも必要条件となる。昨今、教育と研究を分離して考えようとする傾向があるが、両者は相関するものである。そのため大学の教員には、教育力のみならず研究力も要求される。

本学では、従来の学部・学科制の縦割り組織を廃して、教育組織が教育課程を柔軟に変更・再編できるようにするために、学群制と学系制を採用している。学系は教員の大学における「本籍」（専門領域・研究領域）であり、学群等の教育組織は「現住所」（授業担当）に例えられる。学系長は各教員の「戸籍」を管理するとともに、研究と教育の両面での「活動状況」を把握し、指導や助言等を行う役割を担っている。この制度を基盤として、各教育組織はその目的に従って教育課程を編成し、その運営に必要な人材を学系に求めるという構造になっている。

授業科目と担当教員の適合性を判断するために、まず採用選考時に書類審査において教育研究業績、経歴等の審査を行い、一次面接時に意欲、熱意、協調性等の人物面の確認を行うとともに、模擬授業を課して教育力についての確認と判定を行っている。

2014年度（4月1日現在）の教員数は、専任等 266 人（うち教授数 163 人）（男 193 人、女 73 人）、非常勤等 692 人（男 434 人、女 258 人）となっている。また、専任教員として助手 15 人（男 6 人、女 9 人）を擁する。非常勤教員が 71.1% を占めており、非常勤教員の依存率が高い状況にある。

学系別の専任教員数（266 人）は、人文 41 人、言語 55 人、芸術・文化 26 人、法学・政治 18 人、経済・経営 45 人、心理・教育 30 人、自然科学 24 人、総合科学 27 人となり、構成人数の点で最も多い言語学系が 55 人であるのに対して、最も少ない法学・政治学系は 18 人でおおよそ 3 倍の差がある。

一方、主たる教育組織（学群等）別の教員数（281 人）（なおこの数値には、助手 15 人が含まれている。）は、以下の通りである。「学士課程」一リベラルアーツ学群 102 人、芸術文化学群 34 人、ビジネスマネジメント学群ビジネスマネジメント学類 29 人、ビジネスマネジメント学群

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

アビエーションマネジメント学類 12 人、健康福祉学群 34 人、基盤教育院 39 人、教職センター 5 人、インターナショナル・インスティテュート 4 人。「大学院」—国際学研究科 1 人、老年学研究科 4 人、大学アドミニストレーション研究科 6 人、言語教育研究科 2 人、経営学研究科 3 人、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程） 4 人。「その他の組織」—日本言語文化学院（留学生別科） 1 人、総合研究機構 1 人。全体の 36%の教員が、主たる教育組織をリベラルアーツ学群としている。また、非常勤教員に最も依存している教育組織は、基盤教育院の 185 人（26.7%）であり、次いでリベラルアーツ学群の 171 人（24.7%）である。

全専任教員は、いずれか 1 つの学系に属しており、原則毎月 1 回開催される学系会議（教育組織における教授会に相当）に出席することになっている。また、全専任教員は、いずれか 1 つの教育組織を主たる業務と定め、原則月 1 回開催される学群等の教授会に出席することになっている。全教員が学系会議と学群等の教授会に出席することで、情報の共有化が十分に図られ、連携体制が整っている。学群教授会と学系会議に出席し教育研究に関する審議に加わることで教育並びに研究について責任を共有することが可能な構造になっていることから、教員の組織的な連携体制と教育研究に関わる責任の所在は明確化されている。

また、教員数、教授数、研究指導教員数、研究指導補助教員数についても設置基準を満たしている。

なお、2013 年度より新規採用の専任教員（講師、准教授、教授）については、原則として任期なしで採用する方針に変更した。

（3）教員の募集・採用・昇格の適切性について

学士課程教員の募集・採用・昇任に関して「桜美林大学教員任用・昇任規程」、「桜美林大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」、「桜美林大学学系会議規程」、「桜美林大学教授会規程」及び「桜美林大学大学院研究科委員会規程」において明確化されている。

専任教員の採用人事は、公正を期するために公募を原則としている。2014 年度現在、本学の専任教員数は、大学設置基準上で必要とされる専任教員数の 1.8 倍程度になっている。そのために原則として 1 教員の退任に対して 1 教員の補充を行うことはせず、学問領域や履修者数等の点を勘案し、必要最小限の補充に止めている。その手続きは、教育組織から出された要望を学系長が取りまとめ、全学人事委員会に発議することになっている。

専任教員の採用及び募集については、教育組織等の要望をもとに全学人事委員会で任用の必要性、募集方法等について審議する。全学人事委員会で承認が得られた案件については一定期間募集を行う。各学系が定める人事委員会内規に則って、応募者の中から推薦候補者の選考を行う。選考に関する手続きは学系ごとに細部の相違はあるものの、書類審査、面接、模擬授業等を実施し、厳正な手続きにて審査が行われ、候補者を数人に絞って学長に推薦する。それを基に学長が面接を行い採用の可否が決定される。

一方、助手と非常勤教員の任用については、各教育組織の長から任用の要望が出され、それについて全学人事委員会で審議し、承認が得られた案件については、募集を行い、教育組織の人事委員会が規程に従って候補者選定の審査を行っている。

大学院の教員の募集、採用、昇任等に関する手続きは、まず当該研究科と大学院委員会での審

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

議を経て、専任教員の採用については関連領域の学系に諮り、学系長を通して手続きを進める。

非常勤教員の任用については大学院部長が全学人事委員会に審議の要請を行う。いずれの場合も規程に従った適正な手続きがとられている。

人事案件を含む教育組織の運営に関する案件を審議する学内の協議機関としては、学系会議（本学学則第 21 条の 2）、学群教授会（本学学則第 20 条）、大学運営会議（本学学則第 13 条）、修士・博士課程の研究科委員会（本学大学院学則第 10 条）がある。これらは定期的開催され、組織的な連携体制が整備されている。大学運営会議の構成員には学長、副学長に加えて、教育組織の長である学群長等と研究組織の長である学系長が含まれることから、教授会や学系会議との連携が図られており、本学の運営に関する企画立案や学内の意見調整は大学運営会議に一元化されている。

（4）教員の資質の向上を図るための方策について

本学では、年度ごとに専任教員に提出を求めている「教員評価（目標計画）」と「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」及び学生による「授業評価アンケート」を基に教員評価を行うことが可能な環境にはなっているものの、現段階でこれらのデータは実質的な教員評価に十分活用されているとは言い難い。

2種類の教員評価のうち、「教員評価（目標計画）」では、翌年度における目標計画の諸項目（教育活動、研究・創作活動、学会活動・社会活動、大学行政・運営活動、その他）について年度末に記載を求めている。また、前年度に立てた目標計画の到達度とその結果を記した「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を翌年度の初めに提出を求めている。その記載項目は「教員評価（目標計画）」と連動する内容になっている。当該年度の教育研究活動等について教員自らが自己点検を行い、それを記す「自己点検評価」（記入必須）欄が設けられている。提出された2種類の「教員評価報告書」については、当該教員が所属する研究組織の長（学系長）が点検を行い、所見を記入したものを学長宛に提出するとともに、当該教員にもその写しを戻している。

「授業評価アンケート」は、「より良い授業を学生に提供すること」を目的として実施している。

アンケートの結果を基に、各授業の内容や方法等についての評価が数値的に把握でき、授業の質を経年的、相対的に掌握できることから、各教員が授業運営の改善に役立っている。「授業評価アンケート」には、学生自らが当該授業について当初「期待したこと」、実際に「受講した感想」を自由に記述できる欄が設けられており、学生の生の声を聞くことができる。

また、教員の昇任ないし（任期付教員の）任期更新の審査の際には、規程に則った業績審査が組織的に実施されている。研究業績の評価については、比較的基準が設けやすく、評価しやすいが、教育業績の評価については、未だ基準が作られていない。

各教育研究組織や大学教育開発センターにおいて、教員の資質向上を目的にFD、セミナー、講演会等が実施されている。それに加えて学内外で開催される教育研究に関連する研修会等への教職員の積極的な参加を促している。

また、2013年度より、研究支援課が科研費補助金等の外部助成金獲得件数及び応募者の増加を目的として、専任教員ないし外部の講師による講演会、講習会、説明会等を実施して、研究活動の活性化に努めている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

昇任については、教育組織の意向を受けて、全学人事委員会において学系間の不均衡を調整し、それに基づいて各学系人事委員会が候補者の審査を行っており、手続きは公平かつ適切に進められている。教員評価制度は 2005 年度から実施しており、学内には十分定着したことが認められる。

なお、2014 年度の専任教員数及び教授数は、大学設置基準で定められている教員数を十分満たしている。

改善すべき事項

専任教員の年齢構成（2014 年 4 月 1 日現在）は、助手を除く全教員 266 人のうち、51 歳以上が 189 人（71.1%）（うち、61 歳以上が 104 人（39.1%））を占めており、50 歳以下は 77 人（28.9%）となっている。今後、30 代と 40 代前半の年齢層がある程度厚くなるような年齢構成とすることが望まれる。

FD 活動の有効性を検証するための基準、FD の実施方針等については、現時点で組織的に確立されていないため、この点は今後の課題である。

研究組織としての学系は、現時点で学系長を中心に、専任教員の人事と研究紀要の発行に関する案件にほぼ限られているため、教員の研究活動を活性化させる手立てを講ずることが強く求められる。また、学群と学系とが一層密接に情報の共有化を図ることが可能となる仕組みを作ることが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

今後、現行のカリキュラムの見直し作業と関連付けて、各教育組織の専任教員数の定員化及び教員構成についての人事計画を中長期的な視点に立って策定することが強く求められる。

客観的かつ実質的な教員評価を行うための基準と評価体制を早急に作る必要がある。また、教育業績を客観的に審査することは容易なことではないが、可能な限り客観性の高い基準を策定し、教育力の測定を行うことが不可欠である。それと連動させて大学の教育の質の向上、教員の教育力の向上のための方策の一つとして全学的に授業参観・公開制度を設ける、他の教員の模範となるような優れた教育を実践している教員を表彰する制度を設ける等の体制を敷くことが必要である。

Ⅲ-2 人文学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

学系は、人事委員会内規を基に、全学人事委員会で承認された募集・採用・昇任の人事を行っている。学系に係る教員採用人事は、公募を原則としている。その選任過程でも、関連専攻分野

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

の教員は1人参加させるが、直接に利害関係のない委員からなる人事委員会が書類審査や面接にリーダーシップをとる。研究業績審査員3人の審査報告書や面接・模擬授業での評価を基に、本学にとって適切な能力（研究力、教育力、行政能力）を有する人材を選んでいる。そして、この人事委員会による評価を、代議員3人に、人事委員会の使用したすべての人事資料を開示して審議してもらい、その合意を得たうえで大学に推薦している。ただし、2014年度は新規人事案件がなかった。

学内における昇任人事、任期付き教員の専任教員としての任用人事についても、この採用人事に準じた基準で実施している。

教員の教育研究活動等の評価については、大学全体として「教員評価」「個人別担当業務一覧」（研究成果報告を含む）を実施しており、学系長は所属教員の研究成果を把握している。

（4）教員の資質の向上を図るための方策について

人文学系会議の中での様々な議論はあるが、FDという形で、特定の時間設定をしての実施には至っていない。教育組織である学群でのFDは実施しており、それとの連携を勘案しながら、学系全体としてFDをどうするのか等、今後検討すべきであろう。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

人文学系として、2014年度の研究業績を集計した結果は次の通りである。

①著書：単著2、共著13、②論文53、③口頭発表：国内58、国外15

科研費については、「Ⅱ－2人文学系 1）現状の説明 （2）教育研究組織の適切性の検証について」に記載の通りである。2010年度以降、教員業績データベースを本学Webサイト上で公開するようになり、2011年度以降、全員が公開している。

改善すべき事項

外部資金を得ての研究という点では、科学研究費補助金の取得率は低いわけではないけれども、一層の改善が求められている。教員の研究業績公開は一定程度進んだが、それが教員の研究上の相互理解に結びつくという点では、更なる工夫が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

教員は、研究組織である学系に所属して研究を継続する責任を、教育組織では授業を行う担当者として絶えずよりよい授業を提供する責任を負っている、それだけにとどまらず、教員自身も経営的なセンスを持ちつつ、教育・研究活動の面から捉えた大学組織の運営に関わるような意識改革が必要であろう。

Ⅲ－３ 言語学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

●教員に求める能力・資質等の明確化

2014 年度に、新規採用・任期更新・昇任に関わる、学系内での能力・資質等の明確化を図り、「言語学系人事委員会内規」を学系全体の同意を得たうえで作成した。

●教員構成の明確化

2015 年 3 月現在、本学系に所属する教員は 55 人で、職位の内訳は教授 20 人、准教授 13 人、講師 21 人、助教 1 人であった。言語学系は、言語に関する研究、言語教育に関する研究を行う専任教員から編成されており、各言語についての言語学、言語と文化、言語運用能力の養成等を中心とした授業を行っている。学系に所属する教員の主たる教育組織は基盤教育院が最も多く 29 人、次いでリベラルアーツ学群 18 人を中心に、健康福祉学群 1 人、ビジネスマネジメント学群 3 人、日本言語文化学院 1 人、大学院言語教育研究科 1 人と多岐にわたっている。

●教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

学系内での教員の組織的な連携は、『桜美林論考：言語文化研究』を発行することによって図られている。教育研究に係る責任の所在は、年度末に各教員から提出される「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」に学系長が目を通すことによって、責任の所在を学系長に置いている。

また、学系内の同じ教育領域の教員間で、また、他大学、他組織も含めての共同研究や、科学研究費補助金による共同研究を行っている。

分野によって研究論文や口頭発表の数には違いはあるものの、口頭発表等積極的に複数回行っている教員も多い。また、同学系内の教員による共同執筆の著書も多い。また、学系の性格から、日本放送協会（NHK）の語学のテキスト等のシリーズを共著で執筆している例もあり、学外に向けても教育面で貢献している。

2014 年度の言語学系における、著書、論文、口頭発表の総数は以下の通りである。

著書：9（単著 3・共著 6）、論文：16、講演 8、口頭発表：23、テキスト 1、
科研費補助金：8

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

学系内では、特に研修会等は行っていないが、科研費等学内で開催される講習会については、学系会議内で逐次報告し、できるだけ参加を呼び掛けている。また、学系長が、「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」に目を通し、必要に応じて、研究面等についてコメントをすることによって、資質の向上を図っている。また、学系長は、学系所属の教員等から、論文投稿等に関する研究面での相談を受けた場合には、その都度必要に応じたアドバイス等で対応している。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育組織と教員組織の2本立てになっていることにより、任期更新人事・新規採用人事は個々の教育組織の希望だけで人事がなされるのではなく、教育組織と学系の協議を経るというチェック機能がはたらき、さらに全学人事委員会の場で、全学的な見地からの公平な判断が反映されるようになっている。また、昇任人事においても、教育組織と学系で協議したうえで、学系から推薦することで公平性がある程度保たれ、さらに学長室において全学的なバランスが考慮されたうえで決定されるという透明性のある人事が可能になっている。

改善すべき事項

学系長は、学系教員が提出する「教員評価（目標計画）」「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を読み、教員の研究活動状況や授業の担当コマ数、委員分掌等をチェックするが、担当分野等による授業コマ数等の不均衡が認められる。教員間で指摘される点として、大学院と学士課程を兼担する教員では、授業、研究指導に加え、双方の教育組織から入学試験、説明会を始めとする学内行政、委員分掌の負担を求められ業務が集中する傾向にある、という点がある。

コマ数も含めて教員間の負担の平均化は難しい課題であり、教員の専門性を生かす業務は必須ではあるが、それ以外の部分で軽減措置が取られることが望まれる。大学院、学士課程、人事課、入試広報センター等の各部署で、個々に業務を依頼するのではなく、一人の教員に求められている業務の内容を把握できるよう各組織で連携を取り合って、できる限り業務の負担の均等化を図る必要がある。教員の業務全般についての把握が可能なのは学系長ではあるが、問題点が発見されても、その改善については、学系長の業務の範囲外であるため、そのような問題点が発見された場合に滞りなく改善されるシステムの構築が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

全体として学生数に比べて教員数が非常に多いことが指摘されている本学では、各学系に対し教員数の削減が求められている。一人減ったから一人増やすという機械的な欠員補充は行わず、必要性を十分に考慮して新規採用人事を行うという採用人事がここ数年行われているが、各教育組織は、教育の充実を求めるがために、科目数や開講数の削減には消極的になりがちである。大学の存続のためにも、各学系は教育の質を見据えながらも、教育組織と協議のうえ、適切で全学的に見てバランスの取れた人事計画を遂行していく必要がある。

また、現在、退任・任期更新・全学人事委員会開催日についての人事情報は、学系長には示されるが、教育組織の長は学系経由で知る状況になっている。一人の教員が複数の教育組織で授業を担当するケースもあることから、授業担当の人事計画を立てるうえで、学系と教育組織の間の人事情報等の共有の場が全学的に必要なものである。

Ⅲ－４ 芸術・文化学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

本学系の教員は芸術・文化の各分野において、社会的に認められる十分な実践力、影響力を備え、なおかつ学生のために適切な教育を実施できる者でなければならない。現行の教員組織は、教授 16 人（音楽 4、美術・造形 3、演劇・映像・パフォーマンス 9）、准教授 4 人（演劇・映像・パフォーマンス 4）、講師 6 人（音楽 2、演劇・映像・パフォーマンス 4）の計 26 人となっている。2015 年度に向けての昇任は、講師から准教授への 2 人が認められた。いずれも昇任にあたっては学系人事教授会が招集され、その中から適切なメンバーによる小委員会が組織されて業績審査を行っている。本学着任以降の芸術活動の質と量、出版物、学内業務における功績等のすべてを審査し、厳正に判断された。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

2014 年度 F D は実施しなかった。芸術文化学群の F D に相乗りする形がとられている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2014 年度の業績は、芸術活動（公演、演奏、展覧会等）57、著書 1、論文 9、口頭発表・講演 8 であり、研究・社会貢献・芸術活動ともに活発である。これらの活動は学生にも大きく影響を与えており、刺激となっている。

教員の任期満了に伴う再任用人事が 2 人の講師に関して行われたが、審査の結果 2 人とも任期を伴わない任用となった。うち 1 人は准教授に昇任した。各人順調に業績を上げている。学系の運営、発展のうえで喜ばしいことである。

改善すべき事項

2014 年度末で退職が決まっている教員が 2 人ある。適切な補充の実施が望まれる。

3) 将来に向けた発展方策

新規採用人事が行われず、本学系の年齢層の高さは依然解決していない。26 人の教員のうち 12 人が 60 代である。我が国の芸術・文化のグローバル化、スキルの進化、社会の変容に伴い、若手の気鋭が加わることは急を要している。優れた若手の任用に取り組みたい。

Ⅲ－５ 法学・政治学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

教員は、高度な専門的知識が必要であり、それを教育活動に活かすことが必要である。さらに、研究活動を通して専門的な知識を維持・向上させ、社会への貢献等の多様な活動が求められる。

本学系は、隣接する専門領域により構成されているが、学系が組成されて以来、紀要の編集・出版、人事、学系FD等の実施にあたっては構成員が極めて協力的であり、専門領域を接する専門家の集団としての学系の一体感が生まれ、学系組織として適切に機能しているものと考えられる。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本学系は、構成員に向けてFDを行っている。当初は構成員の専門分野の相互理解に向けた研究活動報告から始まったが、その後、テーマを、研究活動における一般的な課題と解消策の共有化を図ることや、学系内の教員による学際的研究活動の摸索等のための検討、効果的な科学研究費助成事業の申請方法等、多様なものを取り上げて、構成員の研究活動への情報提供や知識の共有を図ってきた。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学系で実施したFDには、学系の構成員のほぼ全員が参加しており、これが構成員に対して科研費の申請件数が多いことに現れているものとする。ただし、採択に至っていないことについては、今後の検討課題である。

改善すべき事項

教員の教育活動には、授業コマ数や専攻演習あるいは卒業論文の履修者数について違いがあり、一部教員に負担増がみられる。これは、研究活動の充実の観点からは決して好ましくない。授業に関する教員の負担の違いは、授業内容を勘案すればある程度は止むを得ないが、研究活動のより一層の向上を目指すためには、履修の平準化が強く求められる。

3) 将来に向けた発展方策

学系における構成員の研究活動の充実発展に向けて、FD等の活動を行っている。研究活動に関するFDには、学系構成員以外の講師が必要なこともあり、2013年度と同様であるが、これらの活動を容易にするためには、学系に一定程度の予算措置が強く求められる。

Ⅲ－６ 経済・経営学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

本学系は経済学、経営学・商学関係の専任教員によって組織されており、これら分野の教育・研究面での教員各自の能力と資質の向上を目指している。このため、組織編成も経済学と経営学・商学の2つのグループに分けられ、それぞれの担当職務を遂行するようになっている。研究、人事等の職務を果たすため、本学系では研究委員会、人事取扱委員会を設置している。また、この2つのグループは共通する課題については、必要に応じて連携して職務を果たすようにしている。

教員の採用や昇任については、「桜美林大学教員任用・昇任規程」の下位規程として、「経済・経営学系の専任教員採用審査についての内規」、「経済・経営学系の専任教員昇任審査の実施についての内規」及び「任期制専任教員の再任用審査に関する内規」等が規定され、そこで教員に必要な能力や資質等、明確な基準を設けている。

2014年度には「経済・経営学系の専任教員昇任審査の実施についての内規」に一部を追加した。その審査資料に関して、研究業績について、教授の場合は「少なくとも査読付き論文2点を含む」を、准教授の場合は「少なくとも査読付き論文1点を含む」を追加した。

なお、2014年度はこれらの基準によって、昇任人事1件、任期制専任教員の再任用審査6件を審査した。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員の教育研究活動の資質や能力の向上を図る方策については、各教員が自己点検評価（年度目標と年度結果）を提出し、学系長がコメントを付し、各教員に返却し、教員自身の資質や能力の向上に資している。また、経済学、経営学・商学の2つの分野で、それぞれ『紀要』を発行し、教員に研究成果の機会・公表の場を提供している。

教員の研究・教育能力の向上を目的にした、成果発表の研究会やFDについては、2014年度は実施しなかった。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

各教員の自己点検評価（年度目標と年度結果）については、その項目が精緻化されるにつれて、記入内容も具体的になり、それだけ各人の教育・研究意識だけでなく、実質的な成果も高まっている。また、専任教員の採用・任用に際しては、2013年度から専門科目の担当者でも英語で講義ができることを応募条件にしたため、この面での資質のある人材の採用・任用が可能になっている。

改善すべき事項

教員の教育・研究活動の資質や能力の向上を図る方策として、教員間の連携を一層図ると同時に、各教員の研究成果を発表する研究会やFDを実施する必要がある。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

3) 将来に向けた発展方策

経済学と経営学・商学の2つのグループが教育研究の両面で一層連携し、研究会等を組織し、各教員の研究成果を発表する機会を増やす必要がある。また、学内の既存の研究組織とも連携する必要がある。

Ⅲ-7 心理・教育学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

教員は学系に所属し、それぞれが「主たる教育業務」先で教育を担うという本学の組織の在り方にもとづいて、学系では専任教員の人事（採用、再任用および昇任）を担い、研究と社会活動等の把握と奨励を主な課題としている。本年度は、専任採用の人事を1件公募で行い、多くの応募者を得て、研究と教育において実績があり今後の活躍が期待できる中堅教員を採用することができた。人事委員会、審査委員会、人事教授会の連携と協力がこの成果に結びついたと考える。

3件の再任用も審査結果をふまえて実現したが、教授昇進人事については、審査をすることの了解を得て3人の審査委員を委嘱して厳正な審査をした上での学群人事教授会の決定が「若いから」という（最初から分かっているはずの）理由で最後に却下されたのは大変残念なことであった。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本学系が2つのディシプリンを基盤とする教員集団であることから、所属教員の研究交流による相互理解のために2011年度より榑松学系長（当時）のもとで学系の「研究談話会」が発足した。

本年度は、中堅教員2人の研究発表と、退職教員のこれまでの研究の報告という形で3回実施した。

教育力向上が数年来の課題として求められてきた教員については、学系および関係教育組織の長が共同でとりくみ、授業負担の軽減（コマ数と履修者数）、同一科目担当教員による指導と協力体制の構築など、具体的な取り組みをスタートさせた。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

「研究談話会」は2013年度より1回増の3回実施できた。今年度は若手教員は登場していないが、「談話会」での発表を意識することで、若手の研究活動を励ますことも引き続き必要である。

改善すべき事項

「研究談話会」の開催回数は増えたが、1回あたりの参加者が減る傾向にある。教員の多忙が根本的な問題としてあると思うが、そういう中でも他の学系メンバーの研究・教育活動に関心を

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

持つという点での同僚性を「研究談話会」の核として位置づける必要がある。学系紀要への執筆者を増やすことも課題である。研究成果報告書等を見る立場にある学系長が、業績が少ない傾向にある教員に声をかけるなどのことも必要であろう。

3) 将来に向けた発展方策

「研究談話会」の担当が一巡したら、より日常的な形で定着させていくことが望まれる。学外研修や特別研修の報告、科研費研究の報告、学系紀要の合評会、ドクター論文の構想や中間報告、著作の紹介、退職教員の研究の総括など、いろいろやれることはあると思う。

Ⅲ－8 自然科学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

学系には学系人事委員会を設置し、採用・昇任の人事案件についてその適性について検討している。各案件を進めるうえでは、案件ごとに審査委員会を組織し対応するようにしている。審査委員会を組織するに当たっては、案件の分野に偏ることなく公平性を保ち、必ず5人以上で組織するようにしている。審査に当たっては、研究業績・教育業績・委員会活動・社会貢献等について審査し、専門性・教育力等本学での教育・研究に対応可能か十分に検討し結論を出している。

また、採用人事では書類審査の後に面接審査を行い、模擬授業を通しての教育力の判断や人柄等本学に相応しいか判断をしている。このようなプロセスを通すことにより、本学の教育・研究活動に相応しい人材を確保できている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

研究分野が異なり、学系としてFDを行うのは難しい。2014年度は実施できなかった。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

人事において、航空工学分野と老年学分野で有能な人材を採用できた。老年学分野においては人材補充により加齢・発達研究所の機能強化が期待できる。

改善すべき事項

異なる分野の教員で構成されているため、全体でのFDの実施は困難であるが、分野ごとにFDを実施していく等の工夫が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

各分野を構成する教員が少ない、特に理学分野は教育・研究に対応できる最低限の人数である。

各分野とも教育・研究活動の向上のために教員を充実させることが望まれる。

Ⅲ－９ 総合科学系

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

●教員に求める能力・資質等の明確化

教員に求める能力・資質等の明確化については、「桜美林大学教員任用・昇任規程」において定められた職位ごとの資格を適用し、新任教員任用においては、学系として必要な職位を定め、その職位に応じた業績を求めている。また、昇任人事においては、本学教員歴、業績に基づいて昇任審査を行っている。

教員の再任用及び昇任に関して、公平性・客観性を担保することを目的として学系内で基準が作成されている。2013年度に「総合科学系の昇任の推薦要件に係る判断基準」及び「総合科学系の任期付き教員の再任用に係る共通判断基準」が作成され、昇任の推薦基準は2014年度から適用し、再任用の判断基準は2014年度以降に任用又は再任用される者から適用されている。

なお、2014年度では以下の昇任人事・再任用人事を行った。それぞれの審査に関しては、主査1人、副査2人、合計3人の審査委員を学系教授の中から委嘱し、審査結果が学系人事委員会（教授によって構成）にて報告され、審議のうえ決定する方法で行った。

教授昇任人事：1件

再任用人事：2件

2014年度における総合科学系の研究結果の具体的な成果は以下の通りである。なお（ ）内は2013年度の実績を表している。

・論文・書籍等（共著を含む）

情報学・環境学分野（6（4）人）：国内論文8（2）編、国外論文0（2）編、
書籍等4（4）編

健康・スポーツ科学分野（6（5）人）：国内論文8（8）編、国外論文4（7）編、
書籍等3（3）編

福祉学・生活科学分野（6（4）人）：国内論文6（5）編、国外論文1（0）編、
書籍等10（7）編

合計（18（13）人）：国内論文22（15）編、国外論文5（9）編、書籍等17（14）編

・口頭発表（連名発表を含む）

情報学・環境学分野（4（3）人）：国内6（6）件、国外0（1）件

健康・スポーツ科学分野（4（5）人）：国内7（7）件、国外6（5）件

福祉学・生活科学分野（3（2）人）：国内5（2）件、国外0（0）件

合計（11（10）人）：国内18（15）件、国外6（6）件

・紀要発行

2014年度は総合科学系と自然科学系の共同出版の桜美林論考『自然科学・総合科学研究』第6号が作成され、総合科学系から3編が掲載された。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

・外部資金の獲得

2014 年度における総合科学系の科研費補助金等の外部資金獲得は以下の通りであり、合計 1,066 万円であった。

科研費補助金新規採択数：基盤 C 1 件、挑戦的萌芽 1 件

科研費補助金継続数：基盤 C 4 件、若手研究（A） 1 件

●教員構成の明確化

総合科学系は、以下の通り教員構成が明確化されている。情報学・環境学（11 人）、健康・スポーツ科学（7 人）及び福祉学・生活科学（9 人）の 3 分野からなる幅広い応用科学を専門とする教員 27 人で構成されている。教授、准教授、講師の職位構成は、教授 14 人（分野順に 6、2、6 人）、准教授 8 人（同 3、3、2 人）、講師 5 人（同 2、2、1 人）である。

●教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

総合科学系は、3 専門分野の教員から構成されており、教員の主たる教育組織は 4 つの学群に渡っている。異なる学群の教員が、「学系」という組織に束ねられていることより、同一分野の連携、異なる分野間の情報共有を学系という組織運営を通して構築することができている。

教育に関する責任は学群が負っており、学系は議論することはない。一方、研究に関しては学系の責任であり、採用人事、昇任人事、再任用人事等を学系内で議論することにより、研究面で果たすべき成果等が共通認識を持つようになったことは特筆できる。

教員評価に関しては、学生による授業評価と教員が自ら行う教員評価の二本柱により教員の資質・能力向上を目指している。このうち学系では特に教員評価を通して教員の資質・能力向上を図っている。教員評価は、年度初めに評価を受ける各教員が年間目標を記入して目標・計画書を提出する。年度末には到達度とその教育活動、研究活動、学会活動・社会活動、大学行政・運営活動等の結果を基に、報告書を提出する。被評価者と所属長は、目標・計画書及び結果報告書に所見を記入し学長宛に提出している。

（4）教員の資質の向上を図るための方策について

●FDの実施状況と有効性

異なる分野で構成されている総合科学系はまとまってFDを計画・実施してこなかった。その結果、教員の研究成果向上のために組織的な活動が行われていない現状にある。この点は大いに反省すべき項目であり、今後計画を立案し実践すべき時に来ている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

●研究業績

2014 年度の総合科学系における研究業績に関して以下のように評価できる。

論文・書籍の総数が 44（2013 年度 38）編、口頭発表総数が 24（2013 年度 21）件であった。論文・書籍の項目、口頭発表の項目とも 2013 年度を上回ったと評価できる。さらに論文・書籍を発表した人数が 18（2013 年度 13）人になったことも評価できる。

科学研究費補助金等の外部資金も合計 7（2013 年度 9）件、合計 1,066（2013 年度 1,354）万

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

円を獲得しておりほぼ例年通りの成果が上がっていると評価できる。

また、これらの教員の研究成果は全員が頻繁に研究業績データベースを更新し、成果をリアルタイムで学系として把握する体制が確立されていることも評価できる。

●人事の公平性・客観性の評価

採用人事、再任用人事、昇任人事のどの審査でも、公平性、客観性が保たれ、かつ業績及び教育面での資質を厳密に評価する方法がとられていることは特筆できる。

特に 2013 年度に制定した「総合科学系の昇任の推薦要件に係る判断基準」及び「総合科学系の任期付き教員の再任用に係る共通判断基準」に基づき審査を行っていることは特筆できる。

●学系運営

学系会議が毎月第 4 水曜に開催されている。2014 年度は計 10 回開催された。学系長により、学系長会議、全学人事委員会、大学運営会議等の全学的な会議報告が詳細に行われ、学系所属の教員はこれにより均質な情報を把握できるようになっている。出席状況はきわめて高い。

また、総合科学系全教員宛のメーリングリスト、人事会議メンバー（教授）宛のメーリングリストが設定されており、これによって連絡が保たれていることも評価できる。

●任期付き教員人事の改善

任期がない教員が増加し、任期制教員は数人程度になった。新規採用も原則的に任期なしの採用が一般化された。これは大きな前進である。

改善すべき事項

2014 年度は論文・書籍の発表、学会発表共に 2013 年度に比べ増加したが、すべての分野で研究業績が活発であったと言い切ることはできない。それぞれの分野ごとに研究交流を盛んにする必要がある。また、学系の 3 分野の研究活動における連携・情報交換を強めるよう努力をする必要がある。

研究業績及び科研費補助金の増加は個人的努力によるところが大きいですが、学系全体での外部資金獲得への取り組む体制作りを構築する必要がある。

教員人事の学系内審査方法には問題は無いが、昇任人事における原則や任期付き教員の任期更新に関しては大学全体としていくつかの問題点を抱えている。具体的には以下の通りである。

昇任人事の原則での問題点：各分野（学系）の公平性を保つために、昇任のための在職期間や年齢に原則が設けられている。最近は柔軟になってきていることは評価できるが、若くして講師に採用され高い実績を上げている教員を正しく評価することは必要であり、本学の教員組織の強化にもつながる。この意味でも、「総合科学系の昇任の推薦要件に係る判断基準」に定めたような基準作りを全学的に検討すべきである。

再任用の原則での問題点：再任用審査を行う際の基準が全学的に決められておらず、審査は学系にすべて委ねられており、全学的な検証体制が作られていない。この意味でも、「総合科学系の任期付き教員の再任用に係る共通判断基準」に定めたような基準作りを全学的に検討すべきである。

学系の本来の目的である研究の活性化に関して現体制は十分機能しているとは言い切れない。特に F D 等の研究活性化に関して新しい取り組みを開始すべき時期に来ている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

3) 将来に向けた発展方策

教員人事に関しては、新基準を2014年度から適用した。定めた基準に基づき公平かつ客観的な運用が行われている。ただし、その際の詳細な事項については運用を行いながらその都度検討しなくてはならない。その意味でも更なる検証を進めていきたい。

また、研究活性化のために学系内での研究成果発表会等の新しい企画を検討する時期に来ている。その意味でも紀要の活性化、研究交流の活性化の具体的な計画立案の時期に来ている。

Ⅲ-10 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

教員の採用・昇任については、本学では学系組織を中心として行われるため、ここでは記述しない。

リベラルアーツ学群の教育目標を実現するために、教員組織は、専攻プログラムと区分の2段階構えとなっている。37の専攻プログラム(2016年度からは35)が存在することは既に述べたが、現状では各教員がいずれかの専攻プログラムに「所属」する形をとっている。カリキュラム構成、開講科目の決定、科目内容の設定等、教育実践の基本的な部分は、専攻プログラムを単位に決定されている。この専攻プログラムを隣接領域ごとに複数にまとめて、10の組織にしたものが区分である。通常は、この区分を単位として教育に関する議論や決定がなされる(区分会議は、多くの場合、月1回の定例で開催されている)。こうした2段階構えの組織構造は、幅広い学問分野から成り立つリベラルアーツ教育の特徴を活かすためであり、個別の専攻プログラム内で議論や決定が下されることを避けるためでもある。

2014年度においては、本学群全体として115人の教員で組織されている(ただし、大学の要職に就いている教員も多いため、教授会に定例で参加できる者は100人を超えていない)。さらに、学群長、教務委員長、入試委員長、将来構想委員長の4人は、職務上、学群執行部のメンバーとなり、この執行部はほぼ毎週で会議を開催するとともに、本学群全体に関わる諸処の案件について(教授会案件も含む)、常時話し合いを行っている。学群の最高決議機関は、無論、学群教授会であり、3月を除く毎月の定例開催となっている(8月に関しては、教授会構成員の承諾を得たうえで、執行部会議をもって臨時教授会としている)。

本学群教員の専門分野をみると、おおむねリベラルアーツ教育として提供すべき分野をカバーしており、社会の要請との整合性は保たれている見なすことができる。一方、教員の数については、分野によっては十分に教員が確保されているとは言えない専攻プログラムがある。これは、学生のメジャー登録にあたって定員管理をしていないこともあって、学生登録者数の多い専攻プログラムについて当てはまることである。

リベラルアーツ学群の教員に求められるのは、自らの専門的知識を学生に伝えるだけではなく、幅広い教養教育の中に個別の専門性を位置づけて教育を行うという、実践するには様々な自覚と

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

努力を必要とする資質能力である。その意味でも、専攻プログラム単位のみならず、区分単位でカリキュラム等の議論を行うことが、こうした自覚を養う場として機能している。繰り返しになるが、「特定の専門分野を教える教員」ではなく、リベラルアーツ教育の実践者として「幅広い視野のもとに専門性を追究し教える教員」であること。これは、FD研究会や研修会においても、しばしば教員間で確認されていることである。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

専攻プログラム単位で「所属」する教員数をみた場合、2014年度現在、0人又は1人の専攻プログラムがいくつかある。これについては様々な考え方があがるが、まずは、各教員の有効な活用を考慮して、教員が専攻プログラムに「所属」という考え方を緩めていくことを一つの方向性として示しておく。(詳細は、下記の項目「3) 将来に向けた発展方策」を参照。)

リベラルアーツ学群では、専攻プログラムの選択において定員を設けていないため、学生のメジャー選択にはプログラム間で大きな偏りが出ていることは、既に述べた。その結果、通常の授業における受講者数にも偏りが生じており、特定の専攻プログラムが提供する科目では、慢性的な受講生の多さが問題となっている。さらに、専攻演習に関しても、専攻プログラムによっては非常勤教員に依頼する、もしくは1人の教員が複数の演習を開講する等、臨時措置を執らないと学生の要望に応えきれなくなっている。この点は検討を要する課題であろう。また、授業科目と担当教員の適合性については、多様な分野にまたがる巨大組織であるため、基本的には各区分及び専攻プログラムに任されている。最後に、教員の年齢構成については、専任採用人事を扱う学系組織と連携を取りながら、バランスを維持するように努めている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本学群には、常設のFD委員会が設けられており、毎年2月に終日をかけて開催されるFD研修会と、各学期2回程度開催されるFD研究会の企画運営を行っている。この研修会と研究会では、授業運営の改善が継続的なテーマとなっており、個別教員による授業実践報告や提言を行っている。

具体的に言うと、2014年度においては、増加傾向にある心身に問題を抱えた学生に対する情報交換と対処の方法について、研究会を1回開催した。また、年度末に近い2月に開催されたFD研修会では、基礎教育に関するカリキュラム改革案が承認されたことを受けて、その具体的実践をめぐって議論を行った。また、学長特別補佐を招いて、新しく開設されるグローバル・コミュニケーション学群の内容を含めて、大学全体の中期的目標に関する情報を提供してもらった。なお、アカデミック・アドバイジングについて言えば、春秋両学期の初めに行われる学生向けオリエンテーションに先立ち、「アドバイザー研修会」を開催し、その時点でのアドバイジングに関する必要な情報の共有と注意事項の確認を行い、統一されたアドバイジングを学生に対して行えるように努めている。

上記の諸活動の記録と詳細については、FD委員会が簡易な報告書にまとめ、教員全員に配付している。教員の専門的な研究に関する資質向上の場については、本学群の多様性ということもあって、現在のところ設けられておらず、研究組織としての学系に任せている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教員の資質向上に関しては、アカデミック・アドバイジングに関する改善が挙げられる。各学期初めのアドバイザー研修会が定着し、本学群開設以来の時間の経過とともに経験が積み重ねられ、アドバイジングに関する教員間の統一性が見えてきたといえる。また、毎年2月のFD研修会には多くの教員が参加し、教員間の意見と情報の交流の場として機能を果たしている。学期中に開催されるFD研究会は、個々の教員が多忙なために参加者が少ないのが現状であることを考えると、2月研修会には大きな意義があるといえよう。

改善すべき事項

本学ではおそらく、他大学と比較しても相当に緻密なアドバイジングを学生に対して行っていると思われる。それは同時に、教員にとって大きな負担になっているが、近年の大学における必要な「学生サービス」として、これからも続けられていくであろう。ここで一つ挙げられるのは、アカデミック・アドバイジングとは、具体的に何を指すか、どこまでの指導を含めるのか。これらについての教員間の統一的な認識の形成についてである。近年の学生・保護者の行動や考え方を踏まえたうえで、「大学におけるアドバイジング」の意味について、いまして時間をかけて教員間で議論を行い、可能な限りで少しずつ合意を形成していくことは必要であろう。

また、本学群教員の専門分野の幅広さと、日常の多忙さもあって、研究面における資質向上の機会がもてない点は、今後の改善点として挙げられるかもしれない。この点については学系組織の下で行われるものかもしれないが、本学群においても検討の余地はあるだろう。

3) 将来に向けた発展方策

この項目では、主として、教員組織の編制について触れる。上記の項目「(1) 大学として求める教員像及び教育組織の編制方針について」及び「(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について」で述べたように、現状では、「専攻プログラムに各教員が所属する」という考え方に則っているため、カリキュラムあるいはプログラムの柔軟な運用にとって、支障を来すこともある。

そこで、将来的には、カリキュラム上の分類である「専攻プログラム」と、各教員のいわゆる「所属」をまずは分離して考えることが望ましいと思われる。この考え方は、人的資源の有効活用という観点からも妥当であろう。

Ⅲ-11 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

教員の採用・昇任の基準等については法令に定める資格要件等を踏まえ、教員に求める能力・資質等を明らかにして、その審査にあたっている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

教員に求める能力としては、自らの専門分野における幅広く深い知識と高い技術であり、さらに学生を十分に指導できる能力が不可欠である。しかしながら、本学群はコースの独立性を維持しながらも芸術を総合的に学ぶことを追求しているために、本学群の教員は自らの専門領域だけではなく、他の関連する芸術分野にも知識を有することが求められている。

また、教員が自らの研究と学生の教育だけでよしとする時代は既に過ぎ去り、現在の社会状況の中で、大学に期待される役割も時間の経過とともに激しく変化している。教員は社会と大学と教育の関係について認識を深め、広い視野を持って、こうした変化に対応していかなくてはならない。

教員に求められる資質として、学生への指導力も重要である。学生は、大学へ入学してから卒業するまでの4年間は未熟な年代でもあり、教員としてまたアカデミック・アドバイザーとしての適切な指導がなされなければ、効果的な学びを完成させることができない。特に近年は、心の問題を抱える学生も散見され、教員の一層の指導力が要請されている。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

本学群では各コースに多彩な講義科目と実技・実習科目が配置され、知識教育と実践的教育が緊密に連携している。

また、本学群の専攻科目は各コースの専修科目と学群共通科目から構成されており、専修科目40単位以上と学群共通科目16単位以上修得することが卒業要件でもあり、共通科目を担当する教員も必要である。

専任教員の構成は、専修別に見ると、演劇8人、音楽5人、造形デザイン6人、映画8人の計27人である。職位別に見ると教授17人、准教授6人、講師4人の計27人。学系別では、芸術・文化学系24人、人文学系1人、総合科学系1人、法学・政治学系1人と、芸術・文化学系が圧倒的に多い。また、実技・実習系が21人、理論系が6人で、実技・実習系教員が多い。

年齢構成で言えば、本学群は高齢の教員が比較的多いが、新しく設立した専修等では経験の豊かな外部専門家を任用した経緯もあり、やむを得ないのではないかと。4年後には高齢の教員の退職が重なり、年齢構成も改善すると思われる。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員の資質の向上を図るのは教員各自の努力によることが多いが、学群では適切なテーマを選択して、年に2回程度FDを行っている。2014年度は、「大学生基礎力調査」について、担当者からの詳細な報告と分析を受けた。学群生の基礎力とともに、本学群に入学してくる学生の志望動機等も明らかになり、また、入学後の活動状況についても極めて示唆に富む分析が示され、学生指導等に有益な情報となった。

さらに、「新・オープンキャンパスについて」のFDを実施した。2015年度のオープンキャンパスに「芸術文化学群デー」を設ける予定もあり、他大学の試み等を様々紹介しながら、受験生を惹きつけるオープンキャンパスの在り方について活発な意見交換を行った。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学群の教員数は大学設置基準に定める必要専任教員数を上回っている。これは、少人数クラスで懇切丁寧な授業を行う実技・実習系の科目が多いことから必然的に生じる結果である。各芸術分野で活躍している教員も多く、プロフェッショナルの現場に近い実践型の教育が行われており、効果が上がっている。

本学群では、学期ごとに行われている学生の授業評価アンケートにおける評価とコメントが授業内容と指導方法の改善に役立っている。各教員も自らの授業に対する評価を読み、コメントを書いている。学群長はこれに目を通し、学群内の授業の状況はすべて把握している。

FDは毎年実施しており、内容によって教員の反応に濃淡はあるが、全体的に意識も高まり、一定の成果を収めている。

改善すべき事項

本学群は、他の芸術系大学の教員数に比べるとその数が少なく、改善すべき点である。教員構成においても、実技・実習系 21 人に対し、理論系はわずか 6 人である。その結果、多くの理論系の講義科目を非常勤教員の担当に委ねているのが現状で、この偏りはなるべく早く是正すべきである。

特に、芸術のコアとなる中心的な科目は早期に専任教員が担当できるよう改善したい。

また、美術と音楽の教職課程がありながら、教育分野の専任教員が不在であることも問題であり、改善すべき事項である。

実技系においても教員が十分でないという意見があるが、科目が多すぎる場合もあり、経営規模に見合った教員数、科目数等を再検討することが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

本学群は 4 つの専修からなるが、専修間の交流が少なく、これまで円滑なコミュニケーションが図られていなかった。これを改善するため、2013 年度から教授会の議事として専修長報告を新設し、各専修の動きを学群内に周知することによって、教員間の情報共有を進めてきた。

本来、各専修の独立性とその融和は総合的な芸術教育を目指す本学の重要なテーマであり、今後の方向を議論しなければならない。いずれ学群組織の再編が予想される中で、総合大学での芸術教育という本学群の在り方も含め、議論を深める必要がある。

Ⅲ-12 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

ビジネスマネジメント学群は、学生に企業や組織に係わる専門的知識を与えて広く社会に送り出すことを使命としている。そのため、実務経験の豊富な教員を積極的に採用して実務教育に重

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

心移してきた。そこには、社会認識の疎くなった最近の学生像を反映して、現場感覚を身につけさせるという意図を含んでいる。ビジネス型科目の配置と実習・研修型科目の多用は、この方針に沿ったものである。しかし、課題も見えてきている。特に、実務経験型教員の採用は教員年齢を高くする傾向にあり、また科学的素養を軽視する傾向がある。具体的には研究を行わない教員、研究論文を作成しない教員が垣間見られるようになっている。この傾向は結果として、大学教育の質の低下を導き、学生の論理的思考力・問題解決力を低下させることになる。学生の読書習慣や学習習慣が身につけていない現状はこのことを物語っている。この点から見たとき、教員の採用・昇任の基準と評価はさらに検討を要するし、その責務を担う学系組織の果たすべき役割の再検討が求められる。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

ビジネスマネジメント学群の教育課程は、基礎教育科目（基盤教育科目 2 単位・コア科目 16 単位・入門科目 10 単位）に乗せて、専攻科目（専門外国語科目 8 単位・専門基礎科目 14 単位・専門応用科目 30 単位・実習演習科目 2 単位）が位置づけられている。専門応用科目にあってはビジネスマネジメント学類 8 プログラム、アビエーションマネジメント学類 3 コースが編成されている。それぞれの中核科目には専任教員を配置して、補足的に非常勤教員を組み込んで教育にあっている。全体的に科目数が多くなっている関係で、一部専門領域を超えた負担を強いているところはあるが、科目と教員の整合性においては適切に構成されている。科目と教員の適合関係は、教務委員会で慎重に審議して教授会での承認を受けて学系で採用するという手順がとられている。

ここ数年の教員編成方針として実務経験者の採用を図って来た経緯から、教員の平均年齢が高くなっていること、また科目数の増大が教員数の増大を招きそれが結果としてコスト増の要因になっていることを鑑みると、教育体系の見直しとカリキュラムの簡素化が必要になってきているといえる。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

年数回のFDを行ってきたものの形式的なFDに留まり、問題解決はもとより教員間の共通認識を醸成するまでには至っていない。また、教員の自主性に依存した能力向上に留まり、組織的な対応策を構築するまでには至っていない。こうした反省を踏まえると、まずはFDを実質的に実のあるものにしていかなければならない。つぎに、そのFDの成果を踏まえて、教員自らが自己研鑽する環境づくりが必要である。教員の資質の向上は研究成果に現れる。大学教育は研究成果を踏まえずして担えない。研究水準を高めて、その成果を学生に提供することが求められる。引き続きの努力が求められている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

実務知識の提供において高い効果をもたらしている。

実習・研修科目の充実が図られている。

職業に対する意識が醸成されている。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

学生の参加意識を高めることに成功している。

改善すべき事項

論理的思考力を高められる教育とそれを可能とするカリキュラムの構築が不十分である。

つまみ食い型の勉強から蓄積型の勉強に移すことが必要である。

科目数・教員数が多いにもかかわらず学生に適切な力がついていない。

知識を与える教育から学び方を教えられる教育への転換が必要である。

ノウハウを教える教育から考える力を付ける教育への転換が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

教育構造とカリキュラム体系の根本的見直しが喫緊の課題である。

専門性を明確にした教員配置とそれに見合った研究成果の創出が求められる。

このためには、本学においては学系の責務と努力が期待される。

教員の年齢構成が高い点を考慮すると、若手の教員に採用を移していきたい。

Ⅲ-13 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針について

健康福祉学群は、健康科学専修教員 7 人、社会福祉専修教員 6 人、精神保健福祉専修教員 2 人、保育専修教員 10 人、その他の教員 4 人、助手 5 人の専任教員と非常勤教員により構成されている。

教員は本学群の教育理念・目的の具現化を目指すことが求められている。このため非常勤教員を含めた研修会を年 1 回と専任教員のみでの F D を年 2 回実施している。

専任教員は各年度開始前に次年度校務分掌を確定し、役割分担と責任の所在を明確にしている。

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

本学群は 4 つの専修で構成されている。各教員の専門研究領域に合わせた適合性のある科目担当がなされているが、各専修への教員配置には偏りがみられる。学群内で学生数が最も多い健康科学専修の専任教員数が少ないことは、長年の課題となっている。専任教員数の多い保育専修は、厚生労働省の定員管理が厳しいこともあり、学生数は少なく抑えられているが、ほぼすべての学生は保育士及び幼稚園教諭の資格取得を目指しているため、4 年間の在籍期間中に 5 回の実習があり、教員は実習巡回に追われている。社会福祉専修、精神保健福祉専修においても実習巡回は、教員の大きな負担となっている。また、2015 年度及び 2016 年度に定年を迎える教員が数多くおり、教員の負担増が喫緊の問題となっている。今後の学群の方向性も検討しながら学群の発展に貢献できるような教員の採用と配置が必要と考えられる。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員の資質の向上を図るために年2回のFDを実施している。2014年度も2回のFDを実施した。第1回は大学生基礎力調査の結果を踏まえて、担当者からの報告の後、ディスカッションを行った。第2回目は学長特別補佐を招いて新学群計画と学群教育の方向性を議題として実施した。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

将来構想検討委員会にて学群教育の将来の方向性を検討できた。また、2回のFDにおいて、いずれも学群の方向性を検討する際に大いに参考となり、教員の資質向上にも有効であったと考えられる。

改善すべき事項

2回のFDとも有意義であったが、各教員からの発言が少なかった。各教員の考えに基づき活発な議論を進められるよう、教員各自が自覚を持って将来構想に取り組む必要があると思われる。

3) 将来に向けた発展方策

学群の教育の質の向上を図るべく、将来構想検討委員会を中心に学群カリキュラムの見直しを考えている。また、それに相応しい教員配置を行い、更なる学生指導の充実を行い、有為な人材の育成に取り組んでいきたい。また、それと連動する形で、今後も各教員の資質向上とより良い学群教育を検討するためのFDを行っていきたい。

実習支援センターには現在5人の助手が配置されているが、学生に直接教育・指導ができる助教の配置が望ましいと考えられるため、引き続きその必要性を訴えていきたい。

また、「Ⅱ. 教育研究組織」について(1)教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものかについて」のように、本学の教育理念に即した4つの専修で構成されているが、今後の社会の方向性を考えると、さらに2つの資格を取得できる、各人のニーズに応じて取得資格を選択できるということも考慮し専修の再編も検討していく必要がある。

Ⅲ-14 基盤教育院

1) 現状の説明

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

基盤教育院では毎年度末に全体でリトリート(研修会)を行い、基盤教育院の理念・目的の検証を実施している。2010年度より、履修者の総合到達点となる「基盤教育スタンダード」の構築を目指した議論を行ってきており、2011年度からは教育目標・目的を「基盤教育院の木」として整理・明確化する取り組みを実施している。2015年3月のFDは「基盤教育スタンダードの構築に向けて5-基盤教育の木を完成させる」というテーマで行った。それに先立ち学長室、各学群長に『OBIRIN TODAY』2014年度号に掲載の「「基盤教育院の木」を作る-基盤教育院のFDの取

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

組みと成果一」へコメントをもらい、FDに役立てた。また、各部門（基盤教育部門、外国語教育部門、フィールド教育部門）や科目群単位で教員の資質向上を目指した研修会（FD）を毎学期行っており、非常勤教員も参加している。フィールド教育部門では、サービス・ラーニングの普及に向けて、全学に開かれた報告会形式のFDも行っている。また、コア科目等多くの非常勤教員を擁する科目では、毎学期少なくとも2回担当者会議を行い、非常勤教員との意思の疎通を図っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

リトリートや定期的な研修会等を通して、教員間で常に意志の疎通を行っているため、基盤教育院の目指すべき教育の共通理解が進んでいる。また、ELPで行われているような、昼休み等を利用した教員を対象とした研修会を1週間に渡って毎日開催する形のFDも、教員の資質の向上の助けとなっている。

改善すべき事項

研修会の機会を増やすことで、教員の資質の更なる向上を図るとともに、非常勤教員の参加もさらに増えることが望ましい。また、外国語においては言語数が多いため、専任教員のコーディネーターが専門以外の言語の授業内容にまで踏み込んで非常勤教員に要望を伝えることが難しい。

より言語学習の効果を上げるためには、非常勤教員に本学の言語教育の目指すところをより理解してもらう機会を増やす必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

大学が大きくなるに伴って、従来のような全学必修の基礎教育という概念から、学群ごとに必要とされる基礎教育は何かを考えていくことが必要とされている。大学として、将来に向けて学群独自の基礎教育を考える際に、今まで蓄積してきた基盤教育院の知見が活用されるよう、各教育組織と話し合いを密にしていきたい。日程的に参加が難しいこともあるが、初年次教育学会や、外部団体の主催する基礎教育に関するシンポジウム等にも交代で教員を派遣することも、最新の情報に触れるうえで重要である。

Ⅲ-15 教職センター

1) 現状の説明

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教職センターでは、専任教員及び教職センター事務室職員を中心に年2回のFD/S D（研修会）を企画・実施している。専任教員や職員が教育課題を共有して、ともに問題を検討し合うことによって、教員・職員のより高次の専門的知識の獲得と、共通認識にたつての学生指導をより可能とする教職員集団の質的向上を目標として実施している。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2014年度は、教職センター研修会を2回実施した。第1回は本学教授を招き、「現在の大学改革の動向とセンター教育」と題して2014年10月に開催した。最近の大学教育の改革動向の中で本センターの教育活動の存在意義を検討した。

第2回目は、2015年1月に「互いの授業実践を語る」と題して開催した。学内の教職科目及び学芸員科目担当者、非常勤教員も招き、グループに分かれ互いに授業実践、学生指導上の問題等を語りあって、授業における学生指導の在り方を学ぶ機会をもった。授業実践での共通の問題を語り合うことにより、自己の授業実践の反省の機会となったとか、非常勤教員からは大学全体の教育方針を理解できる機会となったとの感想が寄せられた。特に、教職課程指導室や「草の根国際理解プロジェクト」事務室、博物館学芸員課程実習室・資料室・展示室等の見学を行って、兼任教員・非常勤教員の方々等に学生の教育環境をより広く理解する機会を設けた。

専任教員の資質向上のためには、在外研修の機会は重要であるが、2014年度は本センター教員1人を派遣することができた。

また、本センターの専任教員は、各専門領域での学会に所属して研究大会に参加する等の活動により専門的力量的形成に努めている一方、研究成果は学会誌、学内紀要等に発表している。なお、2014年度は文部科学省の科研費の助成を受けた教員は2人であった。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教職科目や学芸員科目の指導や個別のアドバイジングにおいて、学生指導が効果的に行われるようになった。教職センター事務室の職員と専任教員とが共通認識に基づき、連携した学生指導が深化してきた。学内の教職科目や学芸員科目の担当教員間や非常勤教員、学内の関係部署との連絡が密になり、理解が深まった。

教員、職員ともに、学会や外部との共同研究等に参加して、積極的に各自が学んで得られた知見を学内で共有し、教育の改善に役立てている。

学校及び博物館現場の教育実践、学校と地域あるいは博物館との連携、地方教育行政の動き、教員養成と学芸員養成の方針等の理解を互いに深めることができ、学生指導をより向上させることができた。

各教員は専門領域において着実に業績を収めつつあり、社会的要請にも積極的に対応している。

改善すべき事項

本教育組織の学生指導において、学生の学業、精神面における相談事例等から学生の傾向を知ることや、授業や個別相談における対応策等について、最新の知識や実態の把握が求められており、今後も研修を積み重ねていくことが必要である。

タコ壺的な授業実践に陥らないためにも、互いの授業実践を公表して問題点を継続的に語り合うことは必要であり、全関係教員・職員を対象とした研修を継続的に持つ必要がある。今後は呼びかける範囲も拡大してより充実した学内研修の機会を設けたい。

今日、学校現場、社会的・地域的環境、家庭が急速に変化しており、現場における生徒指導の方法や、社会における博物館の役割も大きく変化している。一人ひとりの教員の専門的な領域で

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

の力量形成のために、自律的に研鑽を積むことが必要である。そのためには、学外研修をはじめとする研修、研究の機会を拡大する方策が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

教職課程では、文部科学省のガイドラインによる少人数での「教職実践演習」や「教職指導」の充実が求められていることもあり、学生の教育とアドバイジングをより丁寧に行う必要がある。

専任教員4人に、2009年度から2011年度までは客員教授1人が在籍し、教育実習や生徒相談に係る科目の指導を行ってきた。2012年度からは、最低必置条件にあたる専任教員4人のみで現在運営している。より教職課程を発展していくためには、専任教員の増員が是非とも必要である。

また、教育実習のより円滑な運営のためにも助手が必要である。

博物館学芸員課程では、文部科学省のガイドラインにより、博物館実習における学内実習の強化と充実が求められている。本学は、全国の大学をリードすべく、よりきめ細かな実習に努めて行きたい。博物館学芸員課程の運営と学芸員養成は、これまで1人の専任教員で当たってきたが、2013年度からは専任教員1人が増員された。今後、学芸員養成のみならず、資料展示室やリベラルアーツ学群博物館学マイナープログラムの運営並びに、博学連携による地域への貢献、さらには教員免許状更新講習への協力と、より充実した幅広い学内外の活動につなげていきたい。

また、2021年度に迎える創立100周年を機に、是非とも「桜美林資料展示室」を発展させて、専任学芸員を配置した「大学博物館」を組織化して設置し、全学園的なアーカイブ体制を確立するとともに、学園史教育及び学芸員養成のための本格的実務実習の場とするよう改善を図りたい。

Ⅲ-16 インターナショナル・インスティテュート

1) 現状の説明

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本学においては、学群や学系におけるFDは年度計画の中に明確に位置づけられて行われている。インスティテュートの専任教員の多くはいずれかの学群に所属しており、ダブルトラックによるインスティテュートの教育研究事業担当ということで、学群ごとのFDには必ず参加している。

その上、「海外から来た留学生を対象とするプログラムの展開」を念頭においた教授法の議論や新たな学群の戦略・哲学・目標等についての議論は、インスティテュートでも行っており、これをFDの一部と称することは内容的には可能である。このようなFDは、定例のファカルティ・ミーティングの中で行っていた。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教員の教授法について情報共有や方法論を議論する中で、例えば、語学のレベルや文化的背景、民族・国家等を越えて集まった学生がひとつの授業に集まり、学修する際に、「何を・どのように」

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

進めていくか等の問題については方法論的な見解を共有することができた。

特に、日本人の学生と海外からの留学生、さらに英語や中国語のネイティブスピーカーと一緒に授業を履修する際の問題点や、語学の差が大きい場合の対処法、さらに、専攻が異なる学生が集まっている場合のまとめ方等、それぞれの教員の授業の方法を共有することにより、国際化する授業運営のノウハウを教員として修得している。

改善すべき事項

インスティテュートは何をどこまで独立した組織としてフォーマライズしていくか、また蓄積していくかということが今後の課題である。

3) 将来に向けた発展方策

外国語教授法や異文化対応をテーマにした研修会やワークショップを開催したい。

Ⅲ-17-1 大学院

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

大学院では、独自に「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」や「桜美林大学大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する要項」を制定し、これに則って教員審査を行っている。

2014年度に大学院を担当する教員数は、通学課程では、専任教員が89人、非常勤教員が77人。

通信教育課程では、専任教員が6人、非常勤教員が17人であった。なお、非常勤教員の数には、特任教員数も含まれている。

2014年度に行われた教員審査は、博士後期課程研究指導担当教員3人、博士前期・修士課程科目担当教員5人に関する審査で、いずれも合格し、2015年度より大学院を担う予定である。

教育研究に係る責任の所在及び組織的な連携という観点からは、原則月1回開催される大学院委員会と各研究科委員会、専攻会議等の会議体において必要案件の審議が十分に行われている。

また、大学院に常設委員会（教務、入試戦略、キャリア開発、学生、図書、研究紀要、国際交流、全学自己点検・評価等）を設けて、教員と当該事務部署とが連携して諸事項について検討や対応を行っている。

大学院部長が議長を務める大学院委員会は、大学院全体に関わる重要案件についての審議を行っている。構成員は、大学院部長と研究科長であるが、教務委員長、入試戦略委員長、学生委員長、教育支援課大学院担当と四谷キャンパス事務室、入試広報センターの職員が陪席している。なお、審議案件によって関係する委員会の長ないし事務部署の長に出席を求めている。

研究科長が議長を務める研究科委員会と専攻主任が議長を務める専攻会議は、毎月1回程度の割合で開かれ、その審議結果は逐次大学院委員会ないし研究科委員会に報告されている。

上記に加えて、常任運営委員会（構成員4人：大学院部長、2人の研究科長、教務委員長）を

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

設けて、大学院委員会、諸行事、大学院運営に関する諸事項の検討、緊急事態への対応等の任務を遂行している。

上記のように大学院の教育研究活動を円滑に運営するための教員組織（会議体や委員会等）は十分に機能しているものと判断できる。

（４）教員の資質の向上を図るための方策について

教員は、年度末と年度初めに「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」と「教員評価（目標計画）」の提出が義務づけられている。各教員が提出した書類は、当該教員が所属する学系の長がそれに目を通し、コメントを記して教員に返却される。これらの提出書類を教員評価のための基礎資料に活用することは可能かと考えられる。現状、直接的の関係がない教育組織の長は、この資料を目にすることがないが、今後は教育組織の長に対しても情報の提供を提言する必要があると考える。

2014年度のFD活動としては、9月に第1回大学院研修会として「私立大学における大学院教育の在り方～現状と課題～」と題し、国立国会図書館専門調査員 調査及び立法考査局 文教科科学技術調査室主任を招いての講演及びディスカッションを行った。また、3月には第2回大学院研修会として、同志社大学学習支援・教育開発センター所長を招き、『米国の大学教育制度と役割』と題した講演を行った。大学院研修会は恒常的に年2回開催しており、この他に各研究科及び専攻にて個別のFDを開催している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学院では、教育課程に相応しい教員と教員組織を整備している。上述の基準に従い新規大学院任用教員について、業績等を含めた審査を徹底した。これは、専任教員のみならず非常勤教員まで含め厳格な審査を行っている。

改善すべき事項

各研究科及び専攻において、大学院設置基準に則った研究指導教員数及び研究指導補助教員数の確保はできている。しかし、設置時には潤沢に配置していた専任教員数も、最低限しか確保できていない専攻が散見されるようになった。修士・博士前期課程において専任教員の少ない専攻では、各教員にかかる負担も増しており、事実上の研究指導を特任教員に頼っている部分もある。2013年度内に、正式に特任教員が研究指導を担当できるよう運用を変更した。この場合も、大学院研究科内での厳格な審査に加え、学長及び副学長（教学担当）の審査を経ての担当となる。

このような研究科・専攻に限らず、各研究科には、2015年度以降の人事計画を提出するよう指示している。また、教員本位の科目編成ではなく、より魅力的なカリキュラムを構築すべく、同時にカリキュラム改編計画も立てる必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

独立研究科の設置形態をとっているため、現時点では、学士課程と直接的なつながりがない。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

教員についても大学院課程と学士課程を兼担している教員が多数であるため、授業の開講方針の検討や、開講科目の精査、2つの課程間の授業の担当比率等について全学規模で検討する仕組みを作ることが必要かと考えられる。

Ⅲ-17-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

大学院が定めた「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」及び「桜美林大学大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する要項」に則って教員審査を行い、国際学専攻（博士前期課程）、国際協力専攻（修士課程）、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）の理念・目的に応じて適切に教員組織を整備している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

FDについては、大学院全体で年2回開かれ、そのときどきの教育課題を中心に研修を行っている。

専攻の質が異なるため、博士前期課程及び修士課程では、専攻を単位として教育課程の改革を中心に専攻会議を行い、研究科委員会（博士前期課程、修士課程）においては専攻会議で取り上げられた教育指導上の問題等を取り上げ、教員間で問題意識を共有できるように努めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学院全体のFDを通して、当面の教育課題の内容とそれへの対処について教員間で意識の共有が図れた。

専攻会議等の場を通して、担当教員全体で各専攻の理念・目的・実施状況等教育課程全般に関する取り組み状況について検証した。また、研究科全体にかかわる問題については、研究科委員会の場で検討を進めた。

改善すべき事項

多様な専門分野を包摂する国際学専攻（博士前期課程）及び国際人文社会科学専攻（博士後期課程）の理念や目的、論文の評価基準・項目等については、研究科及び専攻そのものの在り方を含め、さらに現在の社会状況等を踏まえて検討する余地が残されている。

3) 将来に向けた発展方策

多様な専門分野からなる国際人文社会科学専攻（博士後期課程）については、可能であれば、各専門分野に対応する既存の修士課程に接続する形態での研究科の再編が望まれる。

Ⅲ-17-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

老年学研究科は、専任教員 7 人（特任教員 1 人を含む）、非常勤教員 11 人で構成されている。

博士前期課程の入学定員数 20 人は、ほぼ満たしており、専任教員が分担してきめ細かな指導を心掛けている。博士後期課程は入学定員数 3 人より多くの志願者があり、入学定員の約 2 倍の入学者を受け入れている。博士後期課程では、年度毎に異なった教員の科目を履修するコースワークや、指導教員は主査にならない体制を採用して、審査の公平、透明性を確保している。同時に、指導教員は学位取得まで継続して指導している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

教員は、外部の競争的研究資金を積極的に獲得し、国内外の大学、研究機関との共同研究や、産官学民の連携を積極的に行っており、研究業績も積み上げている。同時に、自治体等の外部組織からの要請に応じて委員会活動に参加する等積極的に社会貢献活動も担っている。教育においても講義及び多様な専門テーマの学生に対する研究指導を丁寧かつきめ細かく行っている。

現在、専任教員の内の 2 人が学士課程の所属となっており、大学院における担当が過剰な負担とならないように可能な限り配慮している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

所属長の評価及び学生の授業評価から、各教員は高い評価を受けている。毎月行われている研究科委員会、年 2 回の FD 会議において自己点検や授業評価を実施しており、学生の状況や講義内容という教育に関してだけでなく、研究に関してもたゆまず情報交換を行っている。

改善すべき事項

非常勤教員の FD への参加が少ないため、今後改善の検討をすべきである。FD での検討課題も、現状に合わせてきめ細かく設定し、教育に活かす必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

教員の研修や研究、実践活動の時間を確保し、日進月歩の老年学の新知見や情報を吸収し続ける機会を確保することが必要である。

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

Ⅲ-17-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

大学アドミニストレーション研究科では、通学課程に専任6人（いずれも教授）の他11人の非常勤教員（特任・学内兼任を含む）が、通信教育課程に専任7人（教授6人・助手1人）の他約18人の非常勤（特任、学内兼任を含む）が、実務教員を含む豊富な陣容をもって、授業科目の内容に即して教育に当たっている。

専任教員のうち、通学課程の4人が通信教育課程、また通信教育課程の4人が通学課程の授業を持つことによって、通学課程と通信教育課程の一体的運営を可能としている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

大学院研修会に参加することで資質の向上を図っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

大学アドミニストレーション研究科では、通学、通信の両専攻の総合的な展開のために研究科長は両研究科を兼務しているが、それぞれの運営のために、専攻主任を配している。また、教務委員、学生委員、入試戦略委員、図書委員等を任命し、教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

改善すべき事項

専任教員のほとんどが教授であり、充実した内容を提供するという点では優位性があるが、結果として年齢構成がアンバランスになっており、改善の余地がある。

3) 将来に向けた発展方策

専任教員の構成原理を確立する必要がある。

Ⅲ-17-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

本研究科では、大学院が制定している「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」や「桜美林大学大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格に関する要項」に則って教員審査を行っている。

2013年度に行われた教員審査は、研究科における講義担当教員4人に関しての審査で合格し、

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

2014年度春学期から研究科の教育に携わっている。大学院を担当する教員数は(院生定員 60人)、専任教員が12人、特任教授3人、非常勤教員が3人であった。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

本研究科の教員には、春・秋学期末毎に大学院生による「授業評価」への“コメント”を述べることと、また年度末と年度初めに「教員個人別担当業務一覧」と「教員評価(目標計画)」の提出が義務づけられている。これらの提出書類を教員評価のための基礎資料に活用することは可能である。各教員の「授業評価」には研究科長がコメントを、年度末の諸書類は当該教員が所属する学系の長がそれに目を通し、コメントを記して教員に返却される。

また、学期ごとの大学院研修会、毎月の大学院委員会並びに研究科委員会・FD会議を通して研究科の理念や目的を教員に周知徹底している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科では、教育課程に相応しい専任、特任、非常勤教員を整備している。特に、2012年度に設置され2013年度から大学院生を募集し、開講し始めた国際標準化研究領域は、上述の基準に従い業績等を含めた審査を徹底に行った。教員審査は、専任教員のみならず特任、非常勤教員まで含め厳格な審査を行っている。

改善すべき事項

本研究科においては、大学院設置基準に則った研究指導教員数及び研究指導補助教員数の確保はできている。しかし全員がビジネスマネジメント学群との兼担で、学群における教育、諸活動等を優先しなければならない。

具体的には専攻演習、授業及び各委員会の担当も学群の方が先で、各教員にかかる負担もかなり重く、事実上の研究指導を特任教員に頼らざるを得ない状況である。いかにして負担の軽減を図っていくかの検討を図る必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

現状、本研究科は独立の設置形態をとっているため、学士課程と直接的なつながりが無い。しかし、上述の通り経営学研究科の教員については大学院課程と学士課程を兼担せざるを得ないのも事実である。なお、他の研究科と異なり95%以上が留学生である。従って、授業の開講方針の検討や、開講科目の精査、教員に至っては2つの課程(学士-大学院)間の授業担当比率等について全学規模で検討する仕組みを作ることが必要である。

Ⅲ-17-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

2014年度の教員数は、日本語教育専攻が専任8人、非常勤7人、英語教育専攻が専任9人、非常勤4人であった。担当各教員は、2011年10月に制定された「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」に照らして適切な資格を有しており、適正に配置されている。

教育組織の編制は、縦の関係として言語教育研究科委員会の下に、言語教育四役会議（研究科全体の運営の企画、総括等を行う。研究科長、両専攻主任、教務、入試戦略の四役が担当）を挟んで、日本語教育研究専攻会議と英語教育専攻会議が並立している。横の関係として教務、入試戦略、学生、図書の種類4種の委員をはじめ、紀要委員、eラーニング委員等を置いている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

研究科では独自のFD研修会を、年間2回開催することを恒例としている。ただし、2014年度は専任教員補充のため臨時に会議を行い、FDは秋学期の1回にとどまった。研究組織には、大学院担当者も所属している学系（言語学系）や研究所言語教育研究所がある。なお、2010年度から研究科独自の紀要刊行の体制を確立し、既に『言語教育研究』を第5号まで刊行している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ここ数年にわたって部分的にはあるが、学生のニーズに合った科目編成を目指してカリキュラムに変更を加えてきた。このことは、特に日本語教育専攻において顕著である。

また、教員資格の明確化という観点から、「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」に則るべく情報を開示して審査を行っている。研究科委員会での人事案件では、非常勤教員のプロフィール等が紹介され、議事録にも残すようにしている。

改善すべき事項

専任教員には大学院と学士課程との兼担が負担になっている者が多い。特に、日本語教育専攻の場合は、研究指導（論文指導）の学生が多くクラスサイズも大きい。学士課程の担当や校務も増大する傾向にあり、その負担は限界に近づきつつある。

英語教育専攻では、9人の専任のうち3人が学内で重職（副学長・学長補佐等）についているため、委員等の学務担当が、一部の教員に集中している。

3) 将来に向けた発展方策

2014年度日本語教育専攻では現状大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保しているが2015年度からその教員数を割り込む。そのため将来的な人事計画をも織り込んだ形でカリキュラムの再編を図る必要がある。

Ⅲ-17-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(2) 教育課程に相応しい教員組織の整備について

臨床心理学専攻は臨床心理士認定機構の分類で第1種養成機関となっているので、これに対応できる体制を整えている。また附置する臨床心理センターで実習及びスーパービジョンを濃密に行う目的で非常勤教員の配置も適切に行っている。健康心理学専攻は学際的な特性から、医学、健康科学、社会福祉等の関連分野の教員も配置している。担当各教員は、2011年10月に制定された「桜美林大学大学院担当教員資格審査基準」に照らして適切な資格を有しており、適正に配置されている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策について

2014年度は2回のFDを実施した。FDでは研究科の現状と課題について討議を行った。ニーズに沿ったカリキュラム改革の効果の確認や研究科の強みと弱みについて検討した。講習会の実施等による広報活動には今後も力を入れて行くことが確認された。授業料が高めであることが課題であり、奨学金等の対応について今後とも学園側に強く働きかけていきたい。また、受験生が検索する本学Webサイトのきめ細かい情報提供について検討が課題であることについても確認した。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

臨床心理学専攻では2014年度定年退職者に代わる新たな有能な人材を確保することができた。

しかし年度末に2015年度教員の欠員が生じる事態となったため、専門領域、年齢構成に配慮し、これら両面でバランスの良い人材確保をすべく、募集人事の申請を行い、承認を得ることができた。急な欠員のため、2015年度の募集に向けて、審査体制を整備した。新たな人事により今後の教育活動をはじめ研究科の運営においても好ましい成果を上げることが期待されている。また、臨床心理センターでの実習指導を担当する非常勤教員との大学院生情報の共有等綿密な連携により大学院生の指導に効果を上げている。

改善すべき事項

これまで2つの専攻がそれぞれ臨床心理士、専門健康心理士という(受験)資格取得に必要な科目配置を、認定機関から求められている。必要科目をカバーするため、非常勤教員に依存する率も高い。今後は国家試験受験資格を満たすべく、科目及び担当者の見直しを早急に進めなければならない。

3) 将来に向けた発展方策

全国の心理学系大学院は一斉に国家試験受験資格基準を満たすカリキュラムへと変更すると想

Ⅲ. 「教員・教員組織」について

定される。その中で本大学院はどのように明確な強みを提示し、受験者を確保することができるかを検討し、2015年度に方針を定めたい。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

IV. 「教育内容・方法・成果」について

IV-1 大学全体

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

建学の精神に基づき、本学の教育目標を「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養するための幅広い知識を授けるとともに、専門学芸の研究と教育を行い、キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを目的とする。」と定めている。この教育目標を達成するため、学群ごと、研究科ごとに学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）を定めている。

さらに、各学群・研究科を卒業・修了するにあたって修得すべき学習成果についても、学位授与方針及び教育課程の編成方針の中で明示している。

(3) 教育目標などの大学構成員への周知、社会への公表について

教育目標、卒業・修了要件、学位授与方針、教育課程の編成とその実施方針については、『履修ガイド』、『講義案内』、『大学案内』、『大学院案内』等の紙媒体の印刷物に掲載し、学生と教職員に配付し周知を図っている。教育目標等については、入学式や学期ごとのオリエンテーション時に学生への周知に努め、新任教職員研修会において新任教職員への周知を図っている。それに加えて本学 Web サイトに掲載して社会に広く公表している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、原則月 1 回開催される各学群教授会（本学学則第 21 条）及び大学運営会議（本学学則第 16 条）で定期的に検証を行っている。

学士課程、大学院ともに、学位授与方針、教育目標及び卒業・修了要件が「桜美林大学学位規則」に定められている。学士課程においては、学生から「卒業希望届」が提出された段階で、各教授会において卒業の認定及び学士の学位の授与についての審議を行い、学群長はその議決に基づいて、文書で学長に報告するという手続きをとっており、適正に運用されている。大学院での学位審査及び修了判定については、各研究科委員会及び大学院委員会で審議されており、客観性・厳格性が担保されている。学位論文（博士論文・修士論文）の審査に当たっては、主査と複数の副査担当の教員が厳正かつ適正な審査を行っている。博士論文については、学外から当該領域の資格保持者を副査に加えて審査が実施されており、学位に相応しい質が担保されている。

また、原則月 1 回開かれる副学長（教学担当）が議長を務める教学部門長会議（副学長（教学担当）、学群長、基盤教育院長、インターナショナル・インスティテュート長、大学院部長、教職センター長、図書館長、入試広報センター長、（陪席として）教学に関わる各事務組織の長）において、教育目標及び学位授与方針、教育課程編成、授業方針、授業運営等の基本要件について全学的に検討される。そこで議論された議案は、副学長（教学担当）が学長室会議で報告して情報の共有化を図っている。重要案件については大学運営会議において審議を行う体制をとっている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○教育方法

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本学は、比較的早期にシラバスを導入した。導入当初は、具体性を欠く記載内容のシラバスが散見されたが、年度を追うごとに全体的に精度が高まっている。シラバスの記載事項、記載方法、期間、学生への周知と公表の方法、記載されたシラバスの点検手順等について教学部門長会議において審議を行っている。また、「桜美林大学シラバス作成要領」を各教員に配付して記載上の注意を促している。

2014年度のシラバスには、「開講学期」、「授業コード」、「科目名」、「担当教員名」、「授業種別」、「単位数」、「曜日時限」、「授業方法」、「抽選対象」、「抽選定員」、「抽選備考」、「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業時間外学習」、「テキスト」、「参考書」、「評価基準」、「教員との連絡方法」、「URL」、「キーワード」、「備考」という22の記載項目を設定し、各項目名には英語の表記も付している。そのうち「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業時間外学習」、「評価基準」「教員との連絡方法」については特に詳細に記載することになっている。「授業計画」は、すべての授業科目について、15回ないし30回の授業ごとに具体的な授業内容を記述すること、「評価基準」は、評価内容の割合等を具体的に記すことを要求している。2012年度より、各授業の到達目標を具体的に明示する「到達目標」と学生が授業を一層理解し易くなるように「授業時間外学習」の項目を新たに設ける等、シラバスの内容の充実を図った。

各学期のシラバス公開前に、各教員が記載したシラバスの内容を教育組織の長や教務委員が点検している。記載に不備や未記載の項目等があれば、当該教員に所定の期間に加筆修正を求めている。この作業によって、シラバスに基本情報が洩れなく記載され、記載内容の精度が高められている。学士課程と大学院において、シラバスの作成と内容の充実が十分に図られている。

本学は、過去に他大学で休講の多いことが問題視されていた頃から、既にELP (English Language Program) の授業にあっては、休講ゼロを貫いていた。その伝統が全学的に広がり、近年休講ゼロを貫徹している。やむを得ず休講とした場合、別日に補講を義務付けている。そのため当初の授業計画に則った授業内容と時間数が確保されている。

あらかじめシラバスを作成する時点では、実際に履修する学生数等が未決定であるため、授業方法及び授業進行とシラバスとを整合させることは教員の悩むところである。当初の予想よりも履修学生数が極端に多いような場合には、授業の規模が明らかになった時点で、実態に合わせるべくシラバスの内容の一部を変更し、それを最初の授業時に学生に告知することもあるが、効果的に授業運営を行い、教育効果を高めるためには止むを得ない処置といえる。学士課程と大学院におけるシラバスと授業内容・方法とは十分に整合性が保たれている。

(3) 成績評価と単位認定について

本学ではGPA制度を導入して久しいが、その数値化の根拠となる成績評価については、理解が深まっているものの、その評価基準に関する意思統一が全教員間で完全に取れているとは言い難い。評価が比較的甘い教員と厳格な評価をする教員がいるため、不公平感が生まれたり、前者の教員の授業に履修学生が殺到したりするという傾向も一部認められる。GPA制度の見直し

IV. 「教育内容・方法・成果」について

と相まって、極端にバランスを欠く成績評価の在り方を改善し、公平性を担保するための段階的処置として、2010 年度春学期以降、「成績評価の適正化についてのガイドライン」を定め、A～Fの5段階評価のうち、特にAが10%以内、Bが30%以内という方針で評価を行っている。この措置を講じたことで、クラス中でのインセンティブが向上し、個々の学生の達成度や習熟度が把握し易くなった。また、評価基準ないし評価方法については、シラバスに明記されているため、学生が授業や課題に取り組みやすくなった。特にレポート、授業内発表、試験等の具体的な学習活動ごとの評価方法や総合評価についての割合も明記しているため、学生が明確な学習計画を立てやすくなっている。

各教員が明確な教育理念ないし成績評価基準を共有しつつ、公正な教育にあたることのできる基盤を整えている。

「成績評価の適正化についてのガイドライン」は、あくまでも厳格な成績評価の実施に向けての暫定的な処置であって、現時点で有効に機能しているが、今後、厳格かつ適正な成績評価体制を形成し、さらに精度を高めるためには、全学的に成績評価の在り方について議論を重ね、個々の教員の認識と意識を一層高めるための方策を練ることが必要である。

また、成績評価基準の中に、ごく一部の授業ではあるが、出席点が評価項目に加えられている。科目の種類によって事情は異なるものの、すべての授業が全出席を前提に開講されているからには、出席点を加算することは改善を要する。

本学では、直前の学期の履修科目に限って、評価された成績に質問がある場合は、担当教員に直接問い合わせるか、教育支援課で「成績質問書」を受け付けるという制度を設けている。シラバス上の評価基準の欄に、当該授業について詳細な評価基準や評価方法等を明記するとともに、授業時に教員自らが明確に説明することが必要である。学士課程と大学院における成績評価は、評価方法と評価基準の明示という点で、おおむね適正に実施されている。

学士課程については、「授業科目にはすべて所定の単位が配当され、授業を履修し、試験等に合格することによってその科目及び単位を修得したことが認められる」と『履修ガイド』に明記し、周知を図っている。「授業科目」、「授業科目の区分」、「授業の方法」、「単位の計算方法」「単位の授与」、「受験資格」「成績」等を規定した本学学則第36条～43条を『履修ガイド』に掲載することで常に確認ができるようにしている。それらの規定に則って厳正かつ適切に単位認定が実施されている。また、学士課程の卒業要件（本学学則第58条）、学位授与（本学学則第59条）、単位の計算方法（本学学則第38条）、単位の授与（本学学則第39条）、成績（本学学則第43条）、及び大学院の単位修得の認定・成績（本学大学院学則第24条）、修了要件（本学大学院学則第25条及び第26条）、学位授与（本学大学院学則第27条）もそれぞれの『履修ガイド』に明記し周知を図っている。

単位認定については、当該授業科目を開設する学群等及び研究科から選出された委員等による厳格な確認作業の結果を受けて、各教授会（大学院は研究科委員会）で審議される。

また、教育の質保証のために、学士課程では、学期ごとに履修登録できる単位数の上限（C A P制）を定めている。入学した最初の学期は一律20単位を上限としているが、それ以降の学期には、前学期のG P Aが①3.0以上の場合24単位、②2.0以上3.0未満の場合20単位、③2.0未満の場合16単位をそれぞれ次学期に履修することを認めている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

単位制度の趣旨に基づく単位認定については、学士課程と大学院において適正に実施されている。

入学前の既修得単位等の認定については、学士課程では本学学則第 34 条、大学院では本学大学院学則第 23 条に則って、当該学群教授会（大学院は研究科委員会）の議を経て適正に実施されている。他の大学（大学院）等及び（学士課程では）大学以外の教育施設で履修した授業科目については、学士課程では本学学則第 44 条及び第 45 条、大学院では本学大学院学則第 22 条に則って、教育上有益と認めるときは、当該学群教授会（大学院は研究科委員会）の議を経て適正に実施されている。

編入学等については、本学学則第 35 条に則って、入学を許可された者に対して、既に修得した授業科目及び単位数を卒業要件単位の 2 分の 1 を上限として認定している。認定は当該学群教授会の議を経て学長が決定している。

既修得単位の認定については、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、学士課程と大学院において適切に実施されている。

（4）教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育組織（学群等、研究科）、大学教育開発センターが F D に特化した研修（F D 会議、研修会、セミナー、講演会、シンポジウム等）を定期的に企画・実施している。そこでは教育の質の向上、授業の内容及び方法等についての検証を行い、問題点についての改善策等が検討され、教職員間で情報の共有化が図られている。また、学内外で開催される教育研究に関する研修会等への教職員の積極的な参加を促しており、情報収集ないし他機関との情報交換に努めている。

授業は実施する教員側とそれを受講する学生側の双方のコラボレーションによって成り立つものである。その関係が円滑に保たれてこそ効果的な授業が行われ得る。本学では 2004 年度より、授業評価アンケートを全学規模で実施し、学生の意見を幅広く吸い上げて教育に生かすという取り組みを行っている。各授業の実態の把握、問題点の洗い出し、教育の質の向上に向けてのデータ収集の方策ともなっている。この授業評価アンケートは、当該授業についての検証も然ることながら、本学の教育設備や環境、学生の学修、教育目標の達成状況等を測るうえで不可欠である。

授業評価アンケートの結果は当該教員に戻される。当該教員自らがその結果の確認と検討を行い、コメントを記すことになっている。後に教育組織の長がそれを確認しコメントを記し、最終的に学長と担当副学長が確認するという手続きを踏んでいる。現時点では、この授業評価は各教員の授業改善のために役立てることに止めており、教員評価とは結びつけていない。また、授業評価の結果については回答の数値のみを公表し、授業ごとの具体的な結果についての公表は現段階で行っていない。今後は授業評価アンケートの結果で得られたデータを教育組織の枠を越えて、全学的に検討と分析を行い、F D のテーマ設定のためにフィードバックする等、さらに組織的な取り組みを進めていくことが期待される。また、現在、履修学生数が少人数の授業、ゼミ（専攻演習）、卒業論文等は授業評価アンケート実施の対象外としているが、今後、検討する余地がある。

授業評価アンケート以外にも、各教育組織や機関が学生の意見を汲み取るための調査やアンケートを行っている。

研究の充実についても、各教育組織・学系、大学教育開発センター、総合研究機構、各研究所が

IV. 「教育内容・方法・成果」について

中長期計画ないし年次計画に基づいて、成果を上げるための諸活動に取り組んでいる。研究に関わる事項は、主に学系組織の業務とされているが、今後、研究活動面での一層の活性化が図れるような仕組みを作ることが望まれる。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

現時点で、課程修了時における学生の学習成果を適切に測定するための評価指標については開発していないが、詳細なシラバスに則って行われる授業運営下での成績評価によって学習成果を測定することが可能となっている。学生の学修到達度という点で、GPAは評価のための指針に十分になり得る。学習成果は単に個々の授業の成績評価によってのみ測定されるという性質のものではなく、ゼミ論文、卒業論文等の卒業制作、大学院にあっては学位論文、教育研究に関連する学内外での活動、就職活動等によっても測定が可能である。

学期末に実施されている授業評価アンケートは、学生の自己評価に繋がるものである。このアンケートには、当該授業に対する学生の自己評価を促す「あなた自身について」という項目が設けられている。具体的には、①「この分野の新しい知識、技能が得られた」、②「自分の考え方、発想に刺激を受けた」、③「この授業を休まずに出席した」、④「熱意をもってこの授業に参加した」等の設問が設けられている。また、当該授業について「期待したこと」と「受講した感想」を学生が自由記述する欄が設けられており、これらの設問に学生自らが回答することで当該授業に対する自己評価が可能である。無記名で実施される授業評価アンケートの結果から学生の自己評価がどの程度客観的に測定できるかという点についての検証を行うことが望ましいが、本アンケートから大筋の実態を読み取ることができる。

学生の自己評価を客観的に測る基準や手段については、今後検討を要するが、現時点で本学では一定の自己評価を可能とする試みがなされており、成果が得られていると言えよう。

大学院でも修了生全員を対象に各研究科・各専攻における達成状況を計るためのアンケートを実施しており、その結果を各教員に戻して、学修及び授業支援のために役立てている。

2013年度より学士課程の1・2年生を対象に「大学生基礎力調査」を導入し、学生自らが現況を把握し、その後に学習を通して強化すべき点等を知ることができるようになった。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学の学生は、専門領域の科目履修に止まらず、他の学群や研究科が開講する科目（ただし一部の科目を除く。）を履修することができ、柔軟な学びが可能になっている。そのため自発的な問題解決や幅広い学びが可能となるような学習計画を立てることができる。

2010年度から、「成績評価の適正化についてのガイドライン」によりA～Fの5段階評価のうち、特に、AとBの評価についての割合を設けて成績評価している。それによって授業の中でのインセンティブが上がりかつ学習の質を保証するという意味において、各学生の達成度や習熟度が把握し易くなった。また、評価基準及び評価方法がシラバスに明示されるため、学生が学習に取り組みやすくなっている。特に、レポート、授業内発表、試験等の具体的な学習活動ごとの評

IV. 「教育内容・方法・成果」について

価方法や総合評価の割合を明記することになっているため、明確な学習計画が立てられるようになってきている。

「成績評価の適正化についてのガイドライン」が提示されたことで、結果的に各教員は学生の成長に資する教育を行うべく、学習目標と整合性のとれた評価方法を設定し、可能な限り客観的な評価を行うことが可能となった。シラバスに学習目標や評価方法等をより明確に提示することによって、学生との情報の共有化が図られている。また、教員間で明確な教育理念と一定の成績評価の基準を共有し、公正な教育にあたることができる。2012年度からシラバスには、新たに授業時間外学習の記載項目を追加されたことによって、学生が当該授業を毎時受講するにあたって、要求される予習ないし復習の事項が具体的な提示されることになった。

学士課程に次いで、2014年度より大学院の授業科目に科目コード（ナンバリング）が導入された。『履修ガイド』で科目コードについて説明を施すとともに、新入生オリエンテーションでも解説しており、学生が各科目の性格や学問的な位置づけを十分理解したうえで履修することが可能になったことから、学びのガイドラインとして活用できる。

学生の卒業、修了、学位授与については、それぞれの学群教授会及び研究科委員会で厳正に審議され適切に処理されている。また、教育研究の諸活動の成果を示す試験、研究レポート、授業内発表、論文等を基に総合的に判定している。また、大学院生については、厳正な論文審査を経て学位論文を公開するという手続きにより十分に質が確保されている。

改善すべき事項

各学群の教育目標と教育内容との整合性について、学群制が定着してきたこの時期に多角的な検証を行い、従来にも増して効果的な教育や魅力的な教育となり得るような、また学生の学力を着実に向上させ得るような教育体制を構築すること、それこそがステークホルダーや社会が本学に期待していることであろう。変化が目まぐるしい現代社会にあって、迅速かつ柔軟に時代の要請に対応が可能な教育プログラムを提供できるように学群制を採用している。その利点が最大限生かせるようになるための柔軟な学びの環境づくりに努めたい。

本学は海外に多くの提携大学等を持っているが、現時点で活発な学術交流が行われているとは言い難い。「グローバル化」を推進させるためには、海外の提携大学等との間で共有することが可能な教育課程やプログラムの設計、人事・学術交流の実質化等に本腰を入れて取り組むことが強く望まれる。

GPA制度の精度を一層高めるためには、それと密接に関連することになる成績評価の厳密化を進めるための組織的な取り組みが課題となる。適正かつ厳密な成績評価を実限させるためには、適正な成績評価の意義について個々の教員の理解と認識が不可欠であり、そのための基盤づくりが必須である。シラバスの記載内容の精度は概して高まっているものの、チェック体制の厳格化及び記載項目の検討作業を継続する。

各教育組織において定期的にFDが実施されているものの、今後は大学からも全学的に検討を要する課題を提起し、各教育組織のFDにおいて検討を求めるということも必要であろう。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

3) 将来に向けた発展方策

2011年3月に「GPA制度の実質化に向けての方策 [最終答申]」がGPA制度検討委員会でまとめられた。今後は、本答申を大学当局及び教育組織において十分に検討し、教育組織の運営に反映させることが期待される。それと連動させて成績評価の在り方についての実質的な検討に取り掛かる必要がある。

今後は「成績評価等に関する検討委員会」と「GPA検討委員会」の答申を参考にして学習効果を計測する基準の策定が望まれる。そのための検討及び審議については、各教育組織、教授会、教学部門長会議、大学運営会議等で、大学教育開発センターの協力の下に行うことが可能な環境にある。

学士課程と大学院の開講科目の科目コード化ができたが、継続的に科目コードについての質的な検証を行い、一層精度の高いものにすることが望まれる。

学生の学習効果を向上させるためには、全学規模で本学の理念・目的に照らした教育組織、教育方針、教育課程についての検証を行い、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーについても定期的に検討を加えて、4年間の学士課程教育の在り方を明確化し、それに基づいたカリキュラムの整備が必須である。

2015年度も、1年次と2年次に「大学生基礎力調査」に参加する。学生が経年による対比を行うことが可能となり、客観的な自己評価ができるようになる。

大学院にあっては、少人数の授業に対応する成績評価の在り方の検討をする。2016年度よりGPA制度の導入が決定しており、2015年度は実質的な準備検討をすることとなっている。また、課程修了時における学生の学習成果を適切に測定するための評価指標を開発することによって、より客観性が高い学習成果の検証が可能になる。

IV-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本学群創設から5年目(2011年度)までは、卒業までに修得すべき単位数を124単位と定め、卒業要件として1つのメジャー認定が必要であった(メジャーの修了要件は、40~44単位)。その後、専攻教育におけるカリキュラム改革を実施し、2012年度からは、メジャーの修了要件を32~36単位に緩和すると同時に、専攻科目を合計で62単位以上修得するという条件を付け加えた。この意味については後述する。初年次教育にあたる基盤科目については42単位が必修となっている。基盤科目の必要単位数内訳は、コア科目(6)、外国語科目(16、英語(8)、外国語(8))、学問基礎(8)、専攻入門(2)、リベラルアーツセミナー(2)、キリスト教(4)、その他(4)となっている。したがって、基礎学習とメジャーの合計単位数は、旧カリキュラムでは82~86単位、新カリキュラムでは74~78単位となる。残りの単位は、旧カリキュラムにおいては、専攻プログラム科目の更なる履修、マイナーの取得等に向けられるが、この履修は学生

IV. 「教育内容・方法・成果」について

の自由な意志に任されている。また、新カリキュラムでは、専攻科目を合計で 62 単位以上修得しなくてはならないため、学生は、メジャー認定に必要な単位数以外のところでは、2 つめのメジャー、あるいはマイナーの修得を強く奨励されている。

これらの単位数配分は、基本的に、リベラルアーツ学群の教育目標である「幅広い教養に基づいた専門的知識」のために、適切になされていると判断できる。これらにより、教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程が編成され、実施方針が『履修ガイド』や本学 Web サイトを通して明示されている。

また『履修ガイド』には、基盤教育及び専攻学習における科目区分、必修・選択の別、単位数等が明示され、「Independent Learner」として、各自の到達目標実現のために修得しなくてはならない科目が明示されている。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

リベラルアーツ学群の教育目標は「広範な知識と深い専門性に裏付けられた思考力、分析力、柔軟な発想力を身につけた人間性豊かな人材の養成等を目的として、総合的教養及び専門的基礎学術に係わる教育等を行う」となっているが、「広範な知識」を育成する教育課程は、主として 1、2 年次の基盤教育と 2 年次以降の多様な専攻プログラムが提供する、広範囲の分野にまたがる授業である。また、「深い専門性」を育むのは、専攻プログラムが提供する専攻科目及び専攻演習・卒業論文／卒業研究である。卒業要件としては、指定された基礎学習 42 単位の修得、メジャーの認定（旧カリキュラム：40～44 単位、新カリキュラム：32～36 単位）、総履修単位が 124 単位以上と設定されている。また、在学中の通算 G P A が「1.5」を上回ることも、卒業に必須の要件となっている。

この教育目標の実現と学位授与方針に整合させるために、基礎教育と専門教育の両教育課程が設けられている。基礎教育を主に提供する組織として、本学には基盤教育院がある。また、入学して卒業するまでの育成及び専門教育に関してはリベラルアーツ学群が主に責任をもって行っている。これらの目標提示は『履修ガイド』等を通して学生に開示されている。

◎基盤科目

基盤科目は 42 単位が必修となっている。基盤科目の必要単位数内訳は、コア科目（6）、外国語科目（16、英語（8）、外国語）（8）、学問基礎（8）、専攻入門（2）、リベラルアーツセミナー（2）、キリスト教（4）、その他（4）となっている。基盤科目のそれぞれの目的は以下の通りである。

- ・コア科目：大学で学ぶための基本的スキルを修得する。
- ・外国語科目：英語 8 単位の必修のみならず他の外国語の素養を身につける。
- ・学問基礎科目：広範囲な学問のアプローチ方法を学び多角的な視野を身につける。
- ・リベラルアーツセミナー：大学で学ぶためにアカデミックライティング等のスキルを修得する。
- ・キリスト教：本学の建学の理念及びキリスト教が果たしてきた人類の文化に対する影響を理解する。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

◎専攻科目

37 の専攻プログラム（うちメジャーを認定しているのは 34 プログラム）における科目区分、必修・選択の分類、単位数等の情報は、『履修ガイド』に明記されている。専攻プログラムを構成する専攻科目は、リベラルアーツ学群が提供する約 750 の科目の中から専攻プログラムの教育目標を実現するのに必要な科目を設定し、「導入、理論、応用」等に分類され、『履修ガイド』に明記されている。同時に科目の単位数、配当年次、レベル等も明示されている。全体として、必修科目はそれほど多くなく、カテゴリーの中から選択必修の形式が多い。なお、本学群では『専攻プログラム履修モデル集』という冊子を発行して 1 年次生全員に対して秋学期初めに配付し、2 年次秋学期の専攻プログラム決定にあたり、各プログラムの内容とイメージが学生に正しく伝わるように、また、専攻選択に参考になるような科目履修を 1 年次から可能になるように努めている。

メジャー選択後の学生は、指定された条件の下に科目履修を行うと、メジャーもしくはマイナーの認定がなされる。最低 1 つのメジャーを修得することが卒業要件であるが、メジャー／マイナーの選択内容は学生に委ねられており、定員管理は一切行っていない。登録は 2 年次の秋学期に行われるが、その後の追加・変更に関しても自由意志により、卒業学期までに随時行うことができる。

（４）教育目標などの適切性の検証について

教育目標の適切性と、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、基本的に本学群の開設から時間が経過していないということもあって、具体的な検証や変更を行っていない。しかし、変化する社会のニーズに応えるため、また、更なる教育内容の改善を目指して、既存のカリキュラムを慎重かつ不断に検討する必要はある。そこで、本学群の開設から 2 年が経過した 2009 年度には将来構想委員会を立ち上げ、カリキュラムの見直しに着手した。将来構想委員会を中心に進められたカリキュラム改革構想は、毎年行われる教員 F D 研修会、最終的な責任主体・組織である学群教授会での議論を経て練り上げられ、専攻教育に関する新カリキュラムが決定された（2011 年度 4 月教授会において承認）。その後、将来構想委員会は、基礎教育の部分に関するカリキュラムの見直しに着手し、これについても、2012 年度と 2013 年度の教員 F D 研修会と教授会を通して、徐々に改革案を煮詰めてきた。その結果、2014 年度 7 月教授会において、基礎教育カリキュラムの改革案が承認された。新カリキュラムは 2016 年度からの実施となるが、その内容については細部の詰めが残っているため、本報告では割愛する。

○教育課程・教育内容

（１）教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

リベラルアーツ学群が提供している専攻科目数はおおよそ 750 科目である。これらは人文科学、社会科学、自然科学、そして学際統合科学の 4 領域に渡って高い専門性を育むために設置されたものであり、他大学の専門学部と比較すると、必然的により多くの科目から構成されることになる。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

メジャーを認定している34の専攻プログラムには、その分野に欠かせない必修科目や、履修が望ましい準必修科目があり、それらは、特に人気の高い専攻プログラムにおいては学生の履修にとって不利にならないよう、春秋両学期開講あるいは同じ科目の同時複数開講に努めている。また、在学中のいずれかの学期に履修機会を確保すればよい科目については、隔年にて開講している。さらには、専門性をさらに深く追究するための「専攻演習」が3年次に提供されており、必修化はされていないものの、アドバイジングを通してほぼ9割の学生が履修している。その後、4年次の「卒業論文／卒業研究」を通して、専攻教育の集大成とすることが可能となっている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

既に記載したように、リベラルアーツ学群が提供する専門教育は、メジャー及びマイナーを提供する34の専攻プログラムと、マイナーのみを提供する3つの専攻プログラムから成る。2014年度現在、前述のカリキュラム改革を受けて、入学年度によって異なる2種類のカリキュラムが運営されている。旧カリキュラムでは、メジャーを認定する場合、所定の単位数を各専攻プログラムが指定するカテゴリー内の科目から履修し（その意味では選択必修になる）、メジャーの全体要件としては、合計40単位（一部42、44単位が要件となるプログラムあり）を修得することとなっている。メジャー認定にかかわる総単位数及び選択必修の概念と具体的な条件は、本学群開設以前にあった、本学の国際学部、文学部、経済学部の専攻認定の方式と同等であり、専門教育としても遜色ないと見なすことができる。

また、既述の新カリキュラム（2012年度入学生から摘要）においては、メジャーの修了要件のために必要な総単位数を32～36単位に引き下げた。これは一見すると、専門教育の密度を薄くしたようにも思えるが、その代わりに、新たな卒業要件として、本学群の専攻科目を合計62単位以上修得することを付け加えた。これにより、リベラルアーツ学群の大きな特徴である「幅広い知識に基づく高度な専門性」を、ダブルメジャー、あるいはメジャーとマイナーの組み合わせといった、複数専攻プログラム修得の形で実践することを目指している。

前段で述べたマイナーとは、卒業要件であるメジャーとは異なる分野を学生が選択し、メジャーよりも少ない単位数（旧カリキュラムでは24単位、新カリキュラムでは20単位）で修了を認定するものである。繰り返しになるが、このマイナー修得は、リベラルアーツの専門教育の大きな特徴として、本学群が学生に推奨しているものである。

リベラルアーツ学群の初年次教育については、1年次春学期の「リベラルアーツセミナー」が重要である。この必修科目は15～16人の少人数で行われ、担当教員はアカデミック・アドバイザーとして、受講学生の在学期間中にわたって指導・助言を行うこととなる。この科目の目的は、レジュメの作成、口頭報告、レポート作成等、大学の学習生活にとって必要なスキルの上達に置かれている。本学群の専門教育に関わる部分では、主として1年次から2年次にかけて、「専攻入門」と「学問基礎」を学生は履修し、2年次秋学期のメジャー選択に役立てることになっている。

「専攻入門」は、10の分野で提供されているが、多くの授業では複数教員が登壇するオムニバス形式をとっており、学問分野に関する平易な説明によって学生を誘うとともに、各教員の専門分野を紹介する役目を果たしている（2単位必修）。また、「学問基礎」では、「人文」、「社会」、「自然」、「学際」の4つの分野において入門的な科目が用意されており、学生は、各分野から最

IV. 「教育内容・方法・成果」について

低2単位を履修することが要件となっている。こうした初年次教育を通して、学生は学びながら自らの専攻を選択していく。

なお、2012年度から2013年度にかけて、本学では科目のナンバリングに全学的規模で取り組んでおり、この作業を通して、学群全体のカリキュラムにおける配当年次、科目レベル、先修条件等が、より明確になる予定である。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

リベラルアーツ学群に設置されている科目には、授業運営に関連する様々な工夫が取り込まれている。全員必修の「リベラルアーツセミナー」は、受講生のアカデミック・アドバイザーが担当するが、学群統一の教育目標を掲げ、各教員の独自の工夫を取り入れながらも、学群共通の評価基準のもとに少人数のセミナー形式で行われている。1年次の春学期に開講されているこの科目は、その内容と方法において、本学群の最も特徴的な授業と言える。また、3年次の「専攻演習」についても、必修ではないが専門性を追究する重要な科目であり、本学群としてはアドバイジング等を通して履修を強く勧めている。「専攻演習」では講義形式とは異なる学生の主体的参加と積極的な取り組みが求められることは、言うまでもない。

他の授業については、課題の頻繁な提出、学生とのインタラクティブな質疑応答、グループワーク等の手法によって、受講生の理解度向上が試みられている。また、当然のことであるが、自然科学系や心理学の授業においては実験科目が導入されている。授業における学生の主体的参加については、近年の学生の気質を考えると難しい側面もあるが、リアクションペーパーの活用や、わかりやすく具体的な題材を用いた講義、オーディオ・ビジュアル機器の利用等が、各教員によって実践されている。すべての科目について、単位数の計算は文部科学省の基準に則って設定されており、妥当な単位数を認定していると考えられる。

履修科目の登録に関しては、全学的な規則があり、基準の登録単位数を20単位と設定したうえで、前学期のGPAをもとに、次学期の履修上限単位数を決めている。これは、成績不良者が無理な履修登録を行うことによって、逆に学習に悪影響や及ばないようにするためである。さらに、成績不振者に対しては、保護者も含めた面談を全学的に行っている。全般的な学習指導については、上記のアカデミック・アドバイザーが、入学から卒業まで同じ学生（1学年16人程度）を担当することによって、指導を一貫して丁寧に行えるようにしている。リベラルアーツ学群としては、1年次の春・秋学期、2年次の春・秋学期については、学期初めにアカデミック・アドバイザーのクラスごとに集まり、アカデミック・アドバイザーからの履修指導等を受けられる体制をとっている。なお、3年次以降は時間帯を設定した個別指導となる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

各授業のシラバスは、学期開始前に本学Webサイト上で掲載されるが、事前に専攻プログラム主任、区分長、教務委員長、学群長によるチェックを行い、情報記載に遺漏がないか、記載の内容に統一性が保たれているかを確認している。実際の授業内容がシラバスに沿って進められているかは、学期末に実施される「授業評価アンケート」から伺うことができるが、ほぼすべての授

IV. 「教育内容・方法・成果」について

業において、「シラバスに沿っている」との回答が、受講生の9割以上から寄せられている。

(3) 成績評価と単位認定について

厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）に関しては、本学全体で統一された取り組みが実施されている。全学的な指針として、「成績評価の分布については、A評価 10%以内、B評価 30%以内」を導入し、本学群も含めて、各教員はこの指針を踏まえて成績評価を行っている（全体の評価は、A・B・C・D・Fの5段階）。その結果、A評価とB評価が多くを占めるといった、以前の状況は、大幅に改善された。また、単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性や既修得単位認定の適切性に関しては、全学的な基準に則り、学群教授会の審議事項として扱われており、適切に処理がなされている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

本学群では、既に述べたFD研究会及び研修会において、様々な形で教育内容と方法の改善を試みている。また、本学群にとって最重要科目の一つといえる、1年次必修の「リベラルアーツセミナー」については、通常の授業評価とは別途に受講生アンケート調査を実施し、授業内容の改善を図っている。また、2014年度には、本学群教員に依頼して、FD研究会における模擬授業を実施してもらい、授業実践に関する教員同士の意見と情報の交換に努めた。本学群にはFD研究会と研修会を運営するためのFD委員会が常設されており、今後も、同委員会が中心となって、こうした教育内容と方法の改善につながる機会を設けていく予定である。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の学習成果を測定するための評価指標については、まだ検討はなされていない。したがって本学群としては、現時点においてその適用を計画していない。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与基準及び学位授与手続きは、本学学則に明記された方法に則って適切に行われている。2011年3月に、本学群として初めての卒業生を輩出したことを受けて、卒業判定の手法等に関する一つの筋道が確立された。リベラルアーツ学群の教育内容が多様であるからこそ、卒業判定は一定の明確な基準の下で厳格に実施されており、そこに不公平さや曖昧さが入り込む余地は無いといってよい。卒業判定は年度末の教授会で実施され、教員に対して基準を十分に確認したうえで議論し、学群教授会の責任において判定を行っている。また、1,000人に近い数の学生が、他学群と比較して複雑な卒業要件を理解して滞りなく学習を完結するためには、卒業に関わる自己の情報を常に確認できることが肝要である。本学群では、メジャー／マイナー判定システムを導入し、学生本人とアカデミック・アドバイザーが、オンラインでメジャー／マイナーに関する学習進行状況を容易かつ正確に把握できるようにした。また、「卒業要件チェックシート」をオンラインで用意し、学生がこれをダウンロード／プリントアウトして、すべての修得単位を記入し、卒業要件を全体として満たしているか否かを確認できるようになっている。さらには、2012年度

IV. 「教育内容・方法・成果」について

から、春秋両学期のオリエンテーション期間中の3日間にわたり、「卒業要件チェックポイントの解説」を開催しており、卒業を控えた関心のある学生は、ここに参加して自己の状況を履修登録前に確認することができる。このような様々な仕組みを整備したのは、あくまで学生自身が責任をもって、卒業要件も含めた自己の学習の管理を行えるようにするためである。

メジャー（専攻プログラム）の数と種類が多様で、プログラムによっては細かい部分で卒業要件が様々に異なるため、苦勞することも多いが、こうしたシステムを利用しつつ、2014年度も厳密かつ適切な卒業判定を行うことができた。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2012年度から実施した専門教育における新カリキュラムは、当初の改革の目的を現在のところでは果たしていると判断できる。2011年度入学生（旧カリキュラム摘要）の中で、メジャー・マイナーを複数選択した学生が約35%であったのに対して、2012年度入学生（新カリキュラム摘要）では約45%と10ポイントの上昇となっており、2013年度入学生（2014年10月に登録）については53%と、登録者の半数を超える結果となった。このように、新カリキュラムの下で、複数専攻の選択が学生に少しずつであるが浸透したことがわかる。

卒業判定の厳格な審査は、当初、卒業が不可となる学生を多く生み出すのではと懸念されたが、前述の様々な仕組みを導入したことで、特に問題は起きていない。これによって、学生が自己の責任において複雑な学びの課程を修了することとなり、リベラルアーツ教育の自主性も浸透していると思われる。

改善すべき事項

改善すべき事項として、以下に3つの点を挙げておく。

1点目は、ここまでも触れてきたメジャー選択の偏りである。「実践的」な知識と「日常的に役立つこと」を求める近年の学生の気質や、現状の困難な就職状況を考慮すれば、こうした偏りについてもある程度は理解できるが、本学群としては、冒頭で述べた教育目的を十全に果たすためにも、この傾向を改善すべき点と捉えている。そのためには、専攻教育に入る前の導入的な授業（学問基礎及び専攻入門）における工夫が必要であり、現在、本学群では基礎教育のカリキュラム改革を検討中である。2点目としては、「効果が上がっている事項」で指摘した、複数専攻選択の件を挙げておきたい。2014年度に、複数の専攻を選択した学生の割合が全体の半数を超えたことは心強い事実であるが、目標の達成にはまだ遠い。3点目は、「卒業論文」・「卒業研究」の履修者が少ないことである。多彩な学問領域に及ぶ科目を提供し、異なる分野のメジャー／マイナー複数選択を勧めている本学群としては、3年次の「専攻演習」の履修を4年次の「卒業論文」・「卒業研究」へと結びつけることで、一つの領域について「専門を極めた」ことになると考えている。しかし実際は、これらを履修するのは全体の3割程度であり、2014年度にはその割合は2割5分強にまで落ちている。「卒業論文」及び「卒業研究」の履修者の拡大は、各専攻演習の担当者の指導に依拠するところが大きい。今後は、上記の3点を改善のポイントとして議論していきたい。その際に重要なのは、教員による指導とアドバイジング、そしてオリエンテーションの更

IV. 「教育内容・方法・成果」について

なる充実であろう。入学当初には、まだ目的意識や学習意欲を強くもっていない者もあり、こうした学生には指導とアドバイジングが重要となるからである。魅力のある専攻科目の授業運営については、これが重要であることは言うまでもない。

3) 将来に向けた発展方策

前項で指摘した専攻プログラム選択の偏りについては、将来の改善策として、現行のプログラム構成の再検討も視野に入れることが考えられる。その場合、学生の選択傾向を単純に反映させるのではなく、リベラルアーツ教育の核心を押さえたうえで、より充実した、そして何よりも受験生と学生にとってわかりやすく、なおかつ密度の濃い専攻プログラムを整えることが重要である。

マイナーを選択する学生の少なさについては、既に 2012 年度の新カリキュラムの効果として、その改善について述べた。今後も、学生の動向を見守りつつ、現在進行中である基礎教育のカリキュラム改革が、学生の専攻選択にあたって、複眼的な視野と問題意識を発揮できるように役立つことを期待している。

IV-3 芸術文化学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

芸術文化学群はキリスト教主義に基づき、教養豊かな識見の高い国際的人材を育成することを基本とし、芸術分野における専門知識と技能を身につけ、グローバルな視野を持って芸術文化の振興に貢献する人材を育成することを目的としている。

学位授与方針として下記の要件を満たす学生に対して学士号を授与する。

- ①キリスト教精神に基づき、国際感覚とコミュニケーション能力を身につけ、芸術を学ぶことで人格形成を行い、国際社会に貢献することができる。
- ②芸術分野において専門家として活躍するために必要な知識・技能を習得し、幅広い視野と豊かな感性をもって独自の作品・パフォーマンスを生み出すことができる。
- ③芸術の創作活動を通じて社会における芸術文化の発展に寄与する使命感を持ち、社会人としてふさわしい教養と考え方を身につけている。
- ④本学群の教育目的に基づくカリキュラムを履修し、所定の卒業単位(基礎教育科目 18 単位以上、専修科目 40 単位以上、学群共通科目 16 単位以上、その他自由選択、計 124 単位)を修得している。

以上の通り、芸術分野の知識・技能を習得した教養豊かな国際人として芸術文化の発展に寄与することが、教育目標であり、かつ学位授与方針なので、双方は整合性がある。

芸術文化学群の各専修は新入生ガイダンスや在学生オリエンテーション等でカリキュラムの構成や内容を説明し、4年間で卒業できる履修計画の策定を勧めている。また、修得すべき学習成

IV. 「教育内容・方法・成果」について

果については、各科目のシラバスで明確に示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

本学群には、演劇、音楽、造形デザイン、そして映画の4コースがある。演劇と音楽は上演芸術、造形デザインと映画は視覚芸術に属するが、これらの領域は密接に関連し、相互に影響しあう関係である。本学群は、これらの領域の壁を低くし、学生各自の専門領域を中心としながらも、芸術総体をフレキシブルに学べる機会を提供している。

本学群の卒業要件は、「桜美林大学卒業規則」に定められている。卒業要件の単位数は124単位である。内訳は、基礎教育科目18単位（コア科目16単位、ガイダンス科目2単位）、専攻科目56単位（学群共通科目16単位、専修科目40単位）、自由選択50単位となっている。

このうち、基礎教育科目は必修で、コア科目の中には本学のキリスト教主義に基づく「キリスト教入門」、コミュニケーション能力を高めるための「口語表現」「文章表現」、インターネット社会で必須の「コンピュータリテラシー」、建学の精神でもある国際人養成のための「英語コア」4科目、合計8科目が編成されている。また、ガイダンス科目は、それぞれのコースごとの入門科目であり、学生は所属するコースの科目を履修しなければならない。

専攻科目は、学群共通科目16単位と所属する専修の専修科目40単位から成り立っている。この56単位を修得することがメジャー修了の条件であり、学生は各自所属のコースをメジャーとして修了することが卒業要件にもなっている。ただ、専攻科目のうち30%程度は共通科目であり、他分野の科目も幅広く学ぶことが求められている。また、専攻科目は、講義科目と演習・実技科目に大別されるが、理論も実技もバランスよく学ぶ必要がある。

自由選択は、所属専修の専攻科目、他専修科目、他学群科目、基盤教育院科目のほか、他大学や海外留学時の科目等の単位認定を含んでいる。従って、マイナーとして異なる分野を幅広く学ぶことも、所属専修の専攻科目を履修して深く専門分野を究めることも可能である。

以上の卒業要件は、『履修ガイド』に詳しく記載されており、学期ごとのオリエンテーションや日常の個人指導においても、学生には繰り返し説明されている。

本学群では、専攻科目と自由選択には必修科目が編成されていない。従って、学生は自由にプログラムを作れるというメリットがあるが、一方で専攻学習において必修科目を編成すべきだという意見もある。これは専修によって考え方に差異があり、今後の課題である。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

本学群は、演劇、音楽の上演芸術、造形デザイン、映画の視覚芸術の4専修を持つが、演技や演奏の専門家、芸術作品のデザイナーや製作者というプロフェッショナルの育成だけでなく、芸術を中心に学びながら、幅広い教養を身につけて社会に貢献する人材の育成も、教育目標として掲げている。

現在、絶えざる紛争、差別、貧困のために世界中で数多くの問題が生じている。そうした状況を克服し、世界に平安をもたらすために、芸術の持つ大きな力、すなわち強力なコミュニケーション力や病んだ心を癒す奥深い包容力等が特に必要とされている。総合大学で芸術を学ぶ本学群では、所属専修の専門科目だけでなく、他専修、他学群、他大学、留学等を含め幅広い学びを実

IV. 「教育内容・方法・成果」について

践することにより、芸術の基礎をしっかりと身につけたグローバルに発信できる人材を育成することが教育目標であり、現代社会が大学の芸術教育に求めるものとして適切であるといえる。

また、教育課程の編成・実施方針は、学群の教務委員会と教授会を中心に毎年度検証を行い、その結果を踏まえて、適切な見直しを行い、改善につなげている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

学群の専攻科目は、学群共通科目と各専修の専修科目から構成されている。学群共通科目には、「美学」、「文化論」、「シアターマネジメント論」、「メディア論」、「映像ビジネス論」等、幅広い知識を得られるだけでなく、芸術の基礎を着実に学べる科目が含まれている。これは、学群で芸術を学ぶための基礎学習ともいえる。また、3年次の「専攻演習」や4年次の「卒業研究」、学外での「インターンシップ」も学群共通科目に含まれている。

各専修の専修科目は、理論を学ぶ講義科目と実技を学ぶ演習・実技科目に大別される。講義科目で芸術を理論的・知的に考察することと、演習・実技科目で実際に演技をしたり、楽器を演奏したり、美術作品や映画を制作するという実践的な活動とを組み合わせることにより、知的にも技術的にも釣り合いのとれた教育を行うことが可能になり、一方に偏らない総合的な判断力を持った豊かな人間性が醸成される。

専攻科目は、共通科目も専修科目も入門科目から高度な科目へ体系的に組み立てられ、各科目は1000から4000までのレベル分けが行われている。開講年次はレベルに応じて設定されており、科目履修はその順序に従っている。科目によっては先修条件が設定され、予め履修すべき科目が指示され、当該科目の履修に必要な知識が求められている。また、科目名称の末尾に番号がつけられたものがあるが、これは科目の難易度を示すものであり、順次履修することになる。

教養教育の科目は、主に基盤教育院やリベラルアーツ学群に置かれているものであり、自由選択として、50単位以上の履修が可能になっている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

初年次は必修の基礎教育科目(コア科目とガイダンス科目)が履修可能な単位の約半分を占め、残りが専攻科目を履修ということになる。各専修とも初年次に開講する科目はそれぞれの分野の基礎となるものが多く、必修とはなっていないが、履修することが推奨されている。

入学してくる新入生の中には、自らが専攻すべき専門分野が定まっていない学生もおり、初年次の基礎的な科目を履修することにより、進むべき道の選択を可能にするという配慮もなされている。

高大連携科目は、2014年度は芸術文化学群から講義科目16科目が提供され、春学期2人、秋学期4人の履修があった。2013年度は提供科目が17科目で履修者が0人であったことを考えると、2014年度は一定の成果を上げたといえる。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

本学群の授業形態には、講義、演習、実技、実習等がある。講義においては、インターネットやDVD再生機等を駆使して映像資料等で授業を補完し、効果的な授業をしている科目が多い。また、授業形態が講義であっても授業の一部に演習を取り入れた科目もあり、講義で学んだ理論を演習で実践して効果を上げている。

演習、実技、実習は授業を効果的に進めるために、少人数クラスが必要な場合が多く、履修者数を制限する抽選科目という形態をとることが少なくない。また、これらの科目は専門性が高く、他専修及び他学群からの履修を認めないことが多い。

教育効果を上げるため、指導体制にオムニバス方式を採用する場合もあり、特に演劇専修の科目で多く取り入れられている。演劇は、演出、照明、音響、美術等大勢の専門家の協力によって創り出される芸術であるが、各専門分野の完成度の高さゆえに分業体制が確立し、自分の専門以外には立ち入れないことが多い。従って、演劇の一部の科目では、代表教員のもとに専門家たちが結集し、それぞれが自らの専門分野の授業を分担するというオムニバス方式を実施している。これは、高レベルの専門性を持つプロフェッショナルの授業を通して、第一級の知見を学生に提供するものである。また、この方式は、そのスケジュールの組み立て方によって、多忙な外部の専門家を大学教育の現場に取り込めるという大きなメリットもある。

芸術教育の効果を高めるためには、学生になるべく多くの優れた芸術作品に触れる機会を提供することが重要であるが、本学群では本物教育という名称で、芸術作品の鑑賞を強く勧めている。演劇の公演、音楽コンサート、美術展等、専修によって鑑賞するものは異なるが、後日レポートの提出を義務づける等、学習効果が上がったかどうか確認をしている。ちなみに、映画専修は実習の制作費が高額なため、本物教育の予算計上は認められていない。

日頃の学習成果を学内外で発表することを奨励しているが、学生は自主的に演劇公演、発表会、個展、グループ展等を行っている。本学群は、学生研究活動支援制度を設けているが、学生は自らの活動のためにこの支援金を十分に活用している。

履修科目登録の上限は各学期 24 単位であり、下限は 16 単位である。通常は 20 単位であるが、前学期のGPAにより、上記のとおり登録可能な単位数が変動する。学生指導は担当のアカデミック・アドバイザーが実施しているが、3年次の専攻演習担当の教員や4年次の卒業研究担当の教員が補完的な役割を果たすことも多い。

本学の建学の精神に則り、また中期目標でもあるグローバルな人材の育成に向けて、本学群でも海外での研修に力を注いでいる。短期研修では、演劇はイギリス、音楽はヨーロッパ諸国、造形デザインはイギリス、映画はアメリカ、となっている。各専修とも単なる見学・視察だけではなく、特別レッスンやワークショップでの指導等、様々な工夫を凝らし、短期ではあるが有意義な研修を実施している。音楽では 2014 年度にイタリアのシエナ外国人大学への研修を策定し、2015 年度から募集を開始する。

また、芸文GOプログラムの実施が決定された。2015 年度秋学期からの留学に向けて希望者の中から 3 人を選抜し、いずれもアメリカのノースカロライナ大学シャーロット校に派遣することとなった。今後実施状況を点検しながら、実効性のある制度設計を目指していく。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

授業科目を担当する教員はすべてシラバスを作成することが求められている。授業概要、到達目標、授業計画、授業時間外学習、評価基準等について必要十分な記述をすることが必要である。

シラバスは学外へ公開されるものでもあり、所属長が事前にチェックすることとしている。

学生は、科目履修前に、当該科目のシラバスを確認してから登録をしている。シラバスは教員と学生の間でなされる一種の契約のようなものであり、教員はシラバスの記載内容に沿って、授業運営をすることが求められる。

授業内容や方法がシラバスと整合性があるかどうかは、授業終了後の授業評価アンケートで点検を受ける。アンケートの質問に「シラバス通りに運営されているか」という項目があり、教員はその結果を次回の授業に反映させることができる。授業評価アンケートはすべて所属長が点検することになっており、不都合があれば当該教員に改善するよう通知している。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価（評価方法・評価基準）については『履修ガイド』に記載されているが、A～Dは合格、Fは不合格である。なお、Aは10%以内、Bは30%以内という配分があり、厳格な評価を行うため、各教員はこれを遵守している。

各科目の個別の成績評価はシラバスの評価基準に詳しく記されている。試験、レポート、授業態度等についての配点方法が示され、客観的な成績評価が担保されている。

単位制度は大学設置基準に従っている。講義及び演習科目においては1学期15週、週1回（1時限90分）の授業に対して2単位、週2回の授業に対しては4単位が与えられる。実技及び実習科目においては週1回の授業に対し1単位、週2回の授業に対しては2単位が与えられる。通年科目の「専攻演習」、「卒業研究」においては、それぞれ4単位、6単位が与えられる。「インターンシップ」は、研修内容及び期間に応じて、1～4単位が与えられる。

音楽専修の個人レッスン科目は主科と副科に分かれ、ピアノでは主科は45分の個人レッスン15回で2単位、副科は15分の個人レッスン15回で1単位が与えられている。声楽や器楽でも、時間や回数に若干の違いはあるが、同程度の個人レッスンが行われている。

専門学校を卒業し、また他大学を卒業あるいは中退して本学に編入学してきた学生については、それまで在籍していた専門学校・大学における既習単位を認定している。その際、本学群のカリキュラムとの整合性を検討したうえで、専門学校卒業生に対しては60単位、その他に対しては62単位を上限として、承認している。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

授業内容及び方法等の改善を図るための研修・研究はFDにおける重要な検討課題である。

2014年度は10月に「大学生基礎力調査分析報告」のFDを実施した。本学群の学生がどのような基礎力を持ち、大学に対してどのような希望を持っているか、また在学中にどのように学習したいか等について講演者から詳細な分析報告があり、学群教員が学生指導を考えるうえで貴重な機会となった。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学生の学習成果を測定するための評価指標の開発は、各科目を担当する教員に委ねられており、試験の結果、課題レポートの結果、作品の出来栄え、授業態度や授業への取り組み等を評価の指標とすることが多い。また、映画専修の科目に見られるように、学生が異なる役割を分担する授業形態もあり、この場合は各指導教員の評価を責任者が統括し公正に評価している。また、音楽専修の個人レッスンのように1種類の楽器で複数の教員が指導にあたる場合には、合同で試験を実施し、評価指標が不公平にならないよう特に留意している。

学生の自己評価については、授業評価アンケートに授業に臨む意欲や出席状況について学生自身への質問が設定されており、学習に対する評価を自分で行うことになっている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

卒業判定は学群教授会の審議事項である。本学学則が定める卒業要件が満たされたときに学位が授与される。審査は卒業希望届を提出した学生について、学群長、専修長、教務委員による卒業判定会議において卒業要件を充足させているかどうか確認する。学群教授会では、その結果を受けて審議を行い、学位授与の候補者を学長に報告している。

学生には、『履修ガイド』の記述に沿って、オリエンテーション、履修登録、個人面談等の際に卒業要件について繰り返し説明している。またオンラインでの卒業シミュレーションを学生自ら活用することもできる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2014年度は、演劇専修では、群読音楽劇「銀河鉄道の夜」の8年目の公演やOPAP公演等を実現させ、極めて高い評価を得た。音楽専修では4回目となるJAXAとのコラボレーションによる「宇宙と音楽の夕べ」の開催、「オラトリオプロジェクト 2014」コンサート、BS-TBSの「日本名曲アルバム」での合唱等、幅広い活動で声価を高めた。造形デザイン専修では、「桜美林トンネルアートプロジェクト」や「防犯ポスター」等で地域との連携を深めた。映画専修では、授業で制作した作品が西東京市民映画祭の「シネマ倶楽部特別賞」を受賞し、「さがまちパンパンアワード」では別の作品がグランプリを受賞した。これらの芸術活動には本学群の芸術教育の成果が如実に表れている。

改善すべき事項

本学群の芸術教育には大きな成果が認められるものの、さらに魅力的なものとするためには、カリキュラムの不断の改革が必要である。しかしながら、専修によっては温度差もあり、必ずしも順調には進んでいない。専修内の指導体制の在り方等について議論が必要となろう。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

3) 将来に向けた発展方策

本学群の教育は、芸術分野における専門的スキルと知識を身につけることであり、理論系科目と実技実習系科目をバランスよく学ぶことが求められているが、カリキュラム上は別として、理論系の教員に比較して実技系の教員がかなり多くなっている。学生の専門性が高くなる3年次の「専攻演習」や4年次の「卒業研究」の指導に求められる理論系の教員が不足している現状であり、バランスを取ることが必要である。

また、現行のカリキュラムには基礎教育科目以外の必修科目が置かれていないが、カリキュラムポリシーを再点検し、専攻科目の一部を必修化することも考えたい。学生の自主性に任せて自由な履修方法を維持することも大切であるが、学生が自らの専門を深めていく時に道標となる必修科目を置くこともまた重要である。

IV-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本学の教育目標は、「キリスト教精神に基づいた教養豊かな識見の高い国際的人材を育成すること」にある。これを受けたビジネスマネジメント学群は、「国際社会に必要なビジネス感覚を養い、広範な知識から発想し、適切な意思決定の行える、新しい経営マインドを備えた人材の育成」を教育目標として明示している。ビジネスマネジメント学類では学位として、「学士(経営政策学)」を授与している。この条件として、①学園の精神である「工且読書」「学而事人」を実践できる、②社会人としての常識とモラルを持つ、③企業実務の基本を理解し、自らのキャリア開発について明確なビジョンを持つとともに絶えず学習して専門性を高める努力ができる、④自分とは異なる様々な背景を持つ人々とお互いに理解し合ながら仕事を進めることができる、⑤日々生ずる様々な問題に対して失敗を恐れずに解決のための行動を起こすことができる、⑥たとえ困難が生じたとしても、諦めずに最後までやり抜くことができる、⑦本学群の教育目的に基づくカリキュラムを履修し、所定の卒業要件単位を修得していること、を明示している。

また、アビエーションマネジメント学類では学位として、「学士(アビエーションマネジメント)」を授与している。この条件として、①学園の精神を受け継ぎ、「工且読書」「学而事人」を実践できる、②社会人としての常識とモラルを持つ、③航空業界等で活躍できる職業人としての、確かな知識・技倆と経営マインドを身につける、④語学力を磨き、異文化を理解し、グローバルな視点から行動でき、相手の気持ちを思いやることのできる豊かな人間性を持つ、⑤日々生ずる諸問題に対して、失敗を恐れずに解決のために行動を起こすことができる、⑥たとえ困難が生じて、最後までやり抜くことができる、⑦本学群の教育目的に基づくカリキュラムを履修し、所定の卒業要件単位を修得していること、を明示している。以上のことから、教育目標及び学位授与方針は明確性を得ている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

教育目標を達成するために、専攻科目を中心として、学生各自の目的や関心に応じて専門的に学ぶためのプログラムが編成されている。ビジネスマネジメント学類には、ビジネス系とマネジメント系に分けた8つのプログラム、またアビエーションマネジメント学類には3つのコースが設定されている。これらは『履修ガイド』や各種広報誌を介して学生はもとより広く社会に発信している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

教授会やFDを介して諸問題の解決に取り組んでいる。また、教授会の下部機関である教務委員会においては常時、教学上の問題の把握と解決案を審議・検討している。その他の委員会においても常時問題の把握と解決案を審議・検討している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

大学の方針に基づく必要単位を修得できるように、学生のニーズと問題意識を鑑みて必要十分な科目を配置している。これらの科目は、教育プログラムや専門コースに対応できるように、大学教育の根幹を見極めつつ編成している。またグローバル化に対応した実務教育の重要性を鑑みて、専門英語科目（BM TOEIC®）の開設や各種実習・演習科目の充実を図っている。

一方において、環境の変化は一層時代の変化に適合したカリキュラムの見直しを求めている。特にビジネス系の科目群においてこの傾向は顕著である。ここには変えてはならない科目と変えなければならない科目の体系がある。基礎知識及び専門知識の順次性と応用知識の柔軟性を考慮した見直しが求められる。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

職業人を育成するという教育目標を達成するために、実務性・実践性の高い科目を組み込んで、実社会との乖離を極小化するよう科目編成を行っている。また、その内容においては実務経験者を教育の現場に配置することで、現場感覚の反映した教育に重点をおいている。

初年次教育においては、人間性・社会性を重視した教育に視点をおいて、一般教養科目、ガイダンス科目、入門科目等を介して人間教育を図っている。この姿勢は結果としてすべての科目教育に反映するよう考慮し、人間性豊かな職業人を社会に送り出すことを意図している。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

授業は少人数クラス科目と多人数講義科目の組み合わせにおいて行われている。演習系科目、実習系科目は少人数のクラス編成で行われ、講義科目は多人数収容の大教室で行われている。講義科目は相対的には一方通行型授業になりやすいので、それを補う意味からも演習・実習型のクラス科目を多く配置している。また、大人数講義科目にあっては、クラスを分割した授業体制を

IV. 「教育内容・方法・成果」について

一部ではあるが行っている。可能なクラスにおいてはアクティブラーニングを組み込んだ授業を推進している。

本学群学生の特性として、入学時は高い希望と熱意を持って入学してきているが、読書習慣や学習習慣が身につけていない傾向にある。その結果、論理的思考力や問題解決力が高まらない。

この特性を鑑みた教育方法及び学習指導の検討がさらに求められる。また、所定の水準に達しなかった学生の指導として、むやみに履修数を増やすのではなく、若干少なめの履修数（－4単位）で勉強を進め、成果を見て履修数を所定に戻す教育を図っている。一方、優れた学生には積極的に履修数を増やして（＋4単位）勉強できる態勢をとっている。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか

大学所定のシラバス作成方針に基づいて、①授業概要、②到達目標、③授業計画、④授業時間外学習、⑤テキスト、⑥参考書、⑦評価基準、⑧キーワード、等々を明確に指定して運用している。基本的には、シラバスは授業担当者が作成するが、教育組織の長は個々のシラバスを精査して必要なチェックを行い、目的適合性を見たうえで公開している。

（3）成績評価と単位認定について

単位認定の基礎になるのは授業を介した成績評価である。成績評価の基準は大学の全学的評価基準に適合する形で個々の授業担当者が教育内容との整合性で評価している。評価結果は受講生数を考慮した分析を行い、外部からの評価に耐えられる水準を確保している。

（4）教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

授業の内容についてはシラバスで公開し、そのシラバスを学群長が精査する形でチェック機能を働かせている。授業方法は教室管理も含めて多くの課題を抱えている。近年スクリーンを使っている授業が多くなっていることが、学生の理解力・文章力を低下させている要因であるとの指摘もある。また、シラバスに縛られた柔軟性に欠けた授業が教育の内容を浅くしているとの指摘もある。FD等を介した議論が必要になっている。

○成果

（1）教育目標に沿った成果について

ビジネスマネジメント学群は、学生の就職決定を最大の行動基準においていることから、就職内定を獲得することで教育課程の一つの成果を測ることができている。その観点からみた場合、目標に向けての着実な成果を重ねていると評価できる。しかし、それが学生の知的成果や満足度と適合しているかの検証は課題として残されている。学生には教員に向けた授業評価を行うよう指導しているが、それに合わせて、授業に臨む学生自身の振り返りを評価項目に組み込んで自己分析につなげている。しかし、さらに能動的な姿勢を評価できる仕組みの開発が課題として残されている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与は、学群のディプロマポリシーに基づいて審査し、教育目的に基づくカリキュラムに測った所定の単位を取得した者に対して与えられている。その評価は最終的には学群教授会において審査して与えられる。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

実務志向の強い科目群を配置して実務経験のある教員が教育にあたっていることによって、現場感覚の豊かな教育を提供することに成功している。また、こうした教員による実習や研修のプログラムが準備されていることによって、学生の関心を引く態勢の中で教育が行われていることは評価されるものである。

改善すべき事項

プログラム制を採用していることから、科目体系が縦割り構造になっている。さらに、その体系を2つに類型化していることによって縛りがきつくなっている。そのことによって、初期意図したプログラム間の相互作用が進んでいない。また、科目編成に知識体系がなく、科目数が多い割には知識の蓄積になっていない。その結果、総花的な学びに終始しており、一見知識が蓄えられたように見受けられるが、結果として考える力や論理的な思考力が備わっていない。こうした流れは、「専攻演習」を途中で放棄したり、「卒業論文」に取り組まない学生の増加につながっている。それは結果として大学教育の基本的使命である考える力や論理的思考力を形成するという点において欠陥を持つものである。

この改善策として、知識を重層的に養える体系化が必要である。具体的には、一般教養科目、ガイダンス科目、入門科目、専門基礎科目、専門科目、専門応用科目の重層構造に編成し直す必要がある。また、これによって知識の蓄積を支える専攻演習の位置づけと役割も明確になる。それは結果として卒業論文の意義を強調することにつながり、就活力・就業力を高めることになる。

3) 将来に向けた発展方策

ビジネスマネジメント学群は、専門性を介して就活力や就業力を養い高めることにある。しかし、職業に直結するビジネス領域を見極めることはたやすいことではない。そのため、2年次で見定めた進路が就職に直結することはまれである。学ぶ課程で進路が変わり絞り込まれていくのが通常である。そのことから鑑みれば、就職に係わるビジネスの絞り込みは3年次で十分である。

そのことを考慮するなら、教育体系を縦割型から重層型に編成し直すことを早急に検討しなければならない。また、知識体系の持たない総花的な科目群は知識の混乱を深めるだけであって、高等教育の本質を見誤ることにもなりかねない。論理的思考力の養成を如何に築きあげていくかの深い議論が求められる。

IV-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本学群の教育目標及びディプロマポリシーは、本学 Web サイト及び『大学案内』や『履修ガイド』に明示している。さらに、入学時のオリエンテーションで、『履修ガイド』を参照し、口頭で説明し、周知を図っている。修得すべき学習成果は、学期初めに公開する授業シラバスや『履修ガイド』において明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

これらについては学生に配付している『履修ガイド』に明示し、また入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。併せて、臨床心理士、専門健康心理士の受験資格を得るために必要となる科目群についても明示し具体的に説明している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

適切性の検証については、教務委員会で検討し、適切性について問題がみられる場合には、審議事項として学群教授会に挙げて審議し、決定するというプロセスをとる。改善のための手続きは明確にされている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

健康福祉学群では、資格取得のために必要なカリキュラムが定められていることが多い。また、科目演習や実習科目が比較的多く、そのために先修条件が付いている科目が少なからずある。そのため、順次性や体系的な履修が必要で、従来からそれを明確にしている。さらに科目ナンバリングが機能し、明示されるようになることで、科目レベルが明確に示され、スムーズに体系的な履修をすることができるよう編成されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

教育内容はシラバスに明記され、初年次教育・高大連携に配慮した科目を含め、きちんと検討されている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

授業の形態は『履修ガイド』及びシラバスに明記されている。各科目の方法の適切性については教務委員会で検討している。また、実習・演習・実技等の技能を修得する必要がある科目については少人数でのアクティブラーニング等の双方向的授業が行われている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

統一した書式のシラバスを用いて授業内容が提示されており、各学期開始前に学生に開示されている。シラバスは開示前に学群長及び専修長の責任においてチェックしている。

(3) 成績評価と単位認定について

単位認定は制度の趣旨に従って行っている。高大連携及び編入等、本学入学前の既修得単位の認定は、基準に基づいて行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

各科目担当者は、受講生の授業評価を検討し、内容や方法の改善を図っている。組織的な研修は現在行っていない。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学習成果の評価基準については、各科目のシラバスにおいて提示している。評価指標は、『履修ガイド』に明示された基準に基づいている。新たな指標の開発については教学部門長会議等全学的な検討による改善が求められる。学生の自己評価は適宜授業の中で行われている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

ディプロマポリシー、卒業要件は『履修ガイド』に明示されており、学期開始時のオリエンテーション、履修指導においても確認している。

卒業判定の手続きについても、学群教授会で審議し、その責任のもとで決定して学位を授与している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育内容については、きちんとしたカリキュラムに基づき、随時内容を確認して実施している。その結果、国家試験の合格率は全国平均を上回っている。

改善すべき事項

教育内容の充実のために、授業時間外に個別に学生への指導を行うことも少なからずある。実習指導等はその良い例である。科目単位に反映されないこれらの教員負担を適正に評価する方法を検討する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

教員が用意した教育プログラム以外に学生が提案して実施できる主体的な学びが活性化する仕組みづくりの模索が望まれる。

IV-6 基盤教育院

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

基盤教育院の教育目標、期待される学習成果を実現すべく教育課程を編成している。学群教育の基盤となる「コア科目」と呼ばれる全学共通の16単位分の必修科目では、再履修用クラスや、1年次GOプログラム参加学生対象の次年次開講のプログラムも含めて、確実に全員が履修できるよう科目を設置している。また、早期から社会人としての将来を見据えた学習をさせるためのキャリア関連科目も、1年次から履修できるように配置している。フィールド科目、サービス・ラーニング科目は、建学の精神を学び取ったオペリンナーとなるために、学年を問わず自由選択枠で在学中いつでも履修できるようになっている。

教育目標及び期待される学習成果ごとに科目区分を設け、必修・選択の別、単位数、先修条件等を一覧表にまとめ、『履修ガイド』に明示している。また、各科目の概要については、『講義案内』及びシラバスにおいて詳細に明示している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

基盤教育院が主に初年次教育と、建学の精神を体現するための人間教育を担っている現状を考慮すると、上記の教育目標等は適切なものであるといえる。開講科目の授業方針や開講科目数、非常勤教員が必要になった場合の任用に関しても、科目コーディネーターからチェアを通して、チェア会議で検討され、最終的に決定される。また、これらの科目を卒業要件とする学群とも常に話し合いを行いながら、新設や見直し、適正な開講数の調整、履修法方や抽選方法の検討等を行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

全学共通教育の中核となるのが、1年次の全学必修科目となっている「コア科目」である。コア科目は「キリスト教入門」、日本語・英語のコミュニケーション能力を育成する科目群（「口語表現」・「文章表現」・留学生を対象とした「日本語専門基礎」・「英語コア」）、「コンピュータリテラシー」から構成されており、学群ごとに専攻科目と時間的に重ならないように考えられた「コアパターン」によって時間割が作られている。2,300人弱の1年生に対し、英語は春学期・秋学期各364コマ、「コンピュータリテラシー」は春学期に46コマ、「口語表現」又は「文章表現」が各学期46コマ、「キリスト教入門」が春学期12コマ、秋学期11コマ開講されている。1クラスは平均25人からなり、少人数制の利点を生かして参加型の双方向の授業が行われている。

「キリスト教入門」と「日本語・英語科目群」は建学の精神（キリスト教主義と語学力の体得）

IV. 「教育内容・方法・成果」について

を具体化したものであり、「口語表現」「文章表現」は個々の学生の発信する力を伸ばし、「コンピュータリテラシー」は、大学での学びにおいても卒業後の実社会においても不可欠となった情報機器の操作スキルと、それに伴うモラルを身につける必要性に応える科目である。

選択必修科目・選択科目としては、より多角的にキリスト教に関する理解を深める「キリスト教理解科目群」、卒業後を視野に入れて大学での学びを考える「アカデミックガイダンス科目群」、国際理解と学而事人の精神を体得すべく、キャンパスを出て実社会に学びの場を求める「フィールドスタディーズ、サービス・ラーニング科目群」、教養教育として、異なる学問分野の基礎を学ぶ、「学問基礎」、18言語に及ぶ多彩な「外国語科目群」等が設置されており、教育目標に沿った学習を深め、より高度なスキルを身につけられるようになっている。

また、語学やコミュニケーションスキル科目においては、「〇〇語Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ……」というように、基礎から応用・発展へと段階的継続的に学習できるよう、体系的に科目を配置している。

英語の選択科目は、2014年度入学生より、名称を「英語エレクトィブⅠ～Ⅴ」と変更し、学習効果を確保するために、各人のレベルに見合ったレベルにのみ抽選の申し込みが行えるよう制度を改定した。これにより、レベル似合わないクラスの履修による問題点及び抽選漏れの人数は、今後減少していくものと思われる。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

1年次の全学必修科目（コア科目）では、学士課程の学びの基盤となるように、話すこと、書くことの両面で日本語コミュニケーション能力を高め、コンピュータの基本的技術を身につけさせ、国際社会に必要な実践的英語力を身につけ、文化としてのキリスト教を理解させる、といった教育を提供している。

また、フィールドワークを通して国際的視野、社会的視野で考え行動する能力を身につけること、日本語・英語を含む18の外国語の学習を通して、言語の運用能力のみでなく、他文化への理解を深めることを意図している。英語は選択科目としても、レベル別、技能、目的別に数十コマ提供されている。コアの英語では入学前のプレースメントテストを実施して能力別クラス編成を行っている。

英語、「口語表現」、「文章表現」のクラスでは25人以下の少人数制を実現し、教員と学生の信頼関係を築きやすい授業を行い、新入生に対して学生個々のニーズを教員が把握して、学習面にとどまらず精神面でも細やかに対応できるよう配慮している。

また、高校生に大学への学習に対する動機づけをするために、外国語の初級クラス他、適切と判断された科目を高大連携科目として提供している。

さらに、コーナーストーン・センターでは、学生サポーターと呼ばれる上級生が主に新入生に対し履修相談、学習相談、生活相談等を行っている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

教育目標に沿った教育内容を実現すべく、各科目に適した授業形態を採用している。また個々の学生に十分な対応が可能となるよう、少人数クラスによる演習形式の授業を多く実施している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

授業では、実際に外国語で会話する、スピーチを行う、作文や小論文を書く、スピーチや文章の内容について意見交換するといったように、学生の主体的参加が前提条件となっている。

講義形式の授業であっても、学生と教員が密にコミュニケーションをとりつつ、ともに考え学ぶ授業を実施している。授業形態については、『講義案内』をはじめ、シラバスに詳しく記載している。

海外研修等のフィールド教育科目については、研修がより充実したものとなるよう、事前・事後研修を体系化し、内容を充実させている。

2011年3月に発生した東日本大震災以降、サービス・ラーニングを教育手法として取り入れる授業の数も増加している。サービス・ラーニングの手法を取り入れた授業を学群の授業にも取り入れる試みを行い、クラス数も増加している。また、多岐にわたるボランティアの派遣、ボランティアの紹介も実施している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

すべての設置科目において、シラバスを作成、公開し、それに沿った授業を実施している。全学必修科目のように同一科目複数クラス開講の場合は、科目単位で「共通シラバス」を作成、公開し、それに沿った授業を行うことで、クラスごとに差異が生じないように、授業内容の均一化と質の担保を図っている。また、科目コーディネーターや、各分野の専任教員が非常勤教員含む全員のシラバスをチェックしている。

ただし、個々の学生、クラスにおいては習熟度や抱える問題に差異が生じることもあり、その場合は、受講生に告知したうえで、担当教員のある程度臨機応変な対応が必要になる。シラバスに沿って授業を進めることを前提としながら、特に演習系の授業では学生やクラスごとのニーズを細やかに汲み取り、授業内容を調整する配慮が必要である。

また、共通シラバスによる授業の場合でも、ある程度担当教員の裁量を認めることにより、個々の教員の持ち味を最大限に生かすことも可能にしている。

(3) 成績評価と単位認定について

近年、成績評価の分布はガイドラインに沿って厳格に行われるようになってきている。全学必修科目を中心に、同一科目を複数の教員が担当しているケースがほとんどであり、科目ごとのコーディネーターが中心となり、担当教員間で成績評価指標を確認し、それに沿った評価を行っている。

複数開講クラスでは、クラスによって構成員である学生の成績には偏りがあるため、1クラス内でA評価の上限数を決めるのではなく、同一内容クラス全体で評価の分布を定めている。

コーディネーターへの各クラスの成績分布報告を行う、あるいは成績判定会議を実施することにより、不公平又は不透明な評価が行われないよう、チェックや調整を行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

基盤教育院では、月例の運営会議及び年1回のリトリート（研修会）を実施し教育課程、教育内容・方法について話し合っている。チェア会議、デパートメント会議、あるいは科目によっては担当教員による定期的な会議及び研修会を実施することにより、教育成果の確認、問題の共有を

IV. 「教育内容・方法・成果」について

行い、教育方法の改善に結びつけている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

全学必修科目の「英語コア」では1年修了時に、入学前と同様の外部テスト（CASEC）を行い、全国平均よりも大幅な点数の伸びが認められている。しかし、すべての科目において客観的な学習効果測定方法があるとはいえない。例えば、外国語によっては到達度を測る外部試験が存在しないものもあり、「口語表現」や「文章表現」におけるスピーチや文章の質を厳密な意味において客観的に評価することは困難である。こうした科目では、いくつかの評価指標を洗い出し、できるだけ客観的に成果測定を行えるよう模索しているのが現状である。

英語等では公的試験等を導入することで、学生自身が学習成果の自己評価が可能になるよう努めている。また、アンケート等により、学生に振り返りを促し、自己評価に導くよう心掛けているが、これら学生の提出課題やアンケート結果によれば、各科目において一定の成果は上がっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

全学必修科目の「口語表現」や「文章表現」では、受講生の日本語でのスピーチや文章については、すべて細やかに講評や添削指導を行っているため、受講生の進歩や学習効果が実感できる。学期末のアンケートによると「人前で話すことの恐怖感がなくなった」「文章を書くことが楽になった」とのコメントが多く見られ、学生の自己評価においては一定の学習成果が確認できる。少なくとも、スピーチでも文章においても、苦手意識の克服という学習目標は達成できた受講生が多いと考えられる。

語学の場合は「外部の検定試験」（CASEC、TOEIC[®]、韓国語検定等）を活用することで、学習効果の客観的な測定が可能となっている。学年初めと終わりに実施するCASECでは、全体に大きな伸びがみられる。また、学生が自主的に受験するTOEIC[®]では700点、800点を超えるスコアを得る者等もパーセンテージでは少ないが、増えている。

また、フィールド教育科目、サービス・ラーニング科目を履修した学生からは、性別・年齢・国籍を超えた人々との交流を通して視野が広がり、自文化の再確認・再認識の機会となり、自分の考え方や人生に大きな影響を受けた、との意見が多く聞かれる。

なお、健康面において特に1年次生は、慣れない大学生活で心身に不調をきたす可能性が高いため、全学の学生に少人数クラスで接触する機会の多いコア科目担当の教員が、コーディネーターを通して、保健室及び学生相談室との情報共有・連携も行い、個々の学生のニーズにきめ細かく対応できている。春学期には、コア科目である「コンピュータリテラシー」の全授業から、欠席の多い学生の情報を各学群長に提供している。休学や退学に結びつきやすいことが推測される欠席の多い学生を把握し、早い段階でより細やかな学生対応をすることを可能にするためである。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

改善すべき事項

初年次教育（初年次の体験）という観点からすると、客観的な成果の測定に加えて、学びの視野を拡大できたかどうか、主体的・積極的な学習姿勢等を含めた評価が可能となるよう「Can Do Statement」の活用等を始めたところであるが、すべての授業にはまだ広がっていない。

公的試験等の客観的な成果の測定は、英語以外ではあまり行われていない。これは学生の到達度に対してこれらテストの難度が高い、費用が高い等の原因が考えられる。

また、18言語提供されている中で、言語によっては簡単に受験可能な公的試験もない場合もある。履修者の少ない言語では一人の非常勤教員に任されている状況であり、履修した学生があるべき到達点に達しているのかの検証が難しいが、望ましい客観的な到達点を目指す授業であることが検証できるようにする必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

将来の学群ごとの基礎教育という構想を踏まえて、学群を問わず必要な科目、あるいは、その中でも学群独自の色づけが必要な部分は何か、について検討していく。

E L Pでは、全学的な英語力の底上げだけでなく、2014年度からリベラルアーツ学群生を対象に、高い英語力を持つ少数の学生の力をさらに伸ばし、大学を牽引することのできる学生を送り出すための「英語パスポートコース」を開始した。2015年度にはビジネスマネジメント学群にも拡大し、在学中のみならず卒業後もこれらの学生のコミュニティを作っていくことを計画している。これによって中期目標に定める正規留学生の数を増やし、本学のブランド構築の一角とし、それが意欲のある受験生、入学生を獲得することにつながることを希望している。2014年度の11人の「英語パスポートコース」の学生のうち、7人が2年次秋学期からの正規、長期留学が決まっている。

近年の学力の低迷に対処するべく新設した「数の基礎理解」は、基礎的算数力が乏しいままに大学に進んできた学生たちに、根本の理解を促していく取り組みで、2014年度は1年生のみが履修可能だったが、経年で履修者数が増えていくことが見込まれる。キャリア教育に関しては、3年次で行っている具体的就職対策科目につなげるべく、初年次からキャリアを意識するための科目を名称変更、科目新設によって作るため、キャリア開発センター長と毎月検討会議を開いている。

また、外国語教育では、本学の魅力として18言語が履修可能であることを発信する一方で、将来に向けての適正な言語数、適正なレベル数の見直し、同レベルを多数開講している言語では、常に変動する履修生の動向に合わせた適正開講クラス数の見直しを行い、レベル内でのより高い到達レベルを可能にする授業形態を求めて模索を続ける必要がある。

非常勤教員数の多さが指摘される中で、多くの非常勤教員が必要となる現在の基盤教育では、外国語のみならずコミュニケーション科目、コンピュータ科目においても、学群の卒業要件の変化や社会情勢の変化を視野に入れつつ、適正な開講科目数を検証し続ける必要がある。

IV-7 教職センター

1) 現状の説明

○教育方法

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学教職課程委員会や博物館学芸員課程運営委員会等での協議を経て、全学的にカリキュラムの改善に取り組んでいる。教員免許法、博物館法施行規則、文部科学省ガイドライン等で規定されている基本的な事項はシラバスに入れ、これに基づいて授業を行っている。なお、シラバスの点検は学期ごとに教職センター長が行い、シラバスの統一を指導している。新規の必修科目に向けて、現在、学内での運営委員会で調整し、シラバスの記載内容と授業展開について意思統一を図っている。

教職課程では担任制を導入して、「カルテ」を学年ごとに点検、学生との面談を頻繁に実施して、一人ひとりの学生の個別な課題に即して、丁寧な指導を実施している。

正規の授業での指導外の教育機会を拡大して、以下のような学生を支援する方策に取り組んでいる。①従来の教員採用模擬試験の実施に加え、8月、3月に教員採用試験特別講座を設けて教員採用試験への学生指導を強化している。②教職ボランティアの説明会、希望学生の面談指導を行い、現場経験を学生に推奨している。③学年別課題読書制度を設けて、学生に読後感を提出させ、添削をして指導している。④教職指導室にて学生が自主的に実習の準備ができるよう参考書を配架している。⑤「卒業生教員研究交流会」を開催して学生に自発的な学習の場を提供している。

また、学芸員課程では博物館実習において、館務実習のみならず学内実習においても、全実習統一した「実習日誌」を作成し、毎日、学生に記入させ、担当教員がコメントして返却する等、一人ひとりの学生の個別な課題に即して、丁寧な指導を実施している。

(3) 成績評価と単位認定について

関連法規の求める基準の維持（履修者制限、教育内容、方法）及び学内の規定通りの成績評価と単位認定を行っている。ただし、教育実習や館務実習等の受け入れ先の成績表がある科目については、学内規定のA評価10%以内、B評価30%以内という基準は適応できないが、教職センターでは専任教員が学生の実習記録簿や「教育実習事前・事後指導A」「教育実習事前・事後指導B」及び「博物館学内実習」等の科目の履修状況と合わせて責任を持って評価している。実習生派遣条件を設けて実習生の質の保証を行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教職課程及び博物館学芸員課程ともに、定例のセンター会議において、授業内容、教育方法、学生指導方法の評価を行っている。また、同一科目担当者間においては、自発的にカリキュラムの検討を継続的に実施して授業改善を図っている。

問題点の改善を伴う評価行動を全学的な意見交換から取り組めるように、「全学教職課程委員会」や「博物館学芸員課程運営委員会」を定期的に開催し、教育成果を検証している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

教職課程では、履修学生に課程登録時に『教職課程履修のてびき』を配付し、以後、これに基づいた履修指導と教職指導が展開されている。

「介護等体験記録簿」及び「教育実習記録簿」を、それぞれの実習の事前学習、体験と実習期間中、そして事後指導という3段階でまとめさせ、これを評価の指標として運用している。教育実習校から提出される出勤簿、「教育実習の評価」と担当教諭の評価表を評価の参考としている。

「カルテ」を学年ごとに提出させて担任が点検して、面談を通して個別に指導して、学生自身に自己の課題とその成果を確認、検証させている。

博物館学芸員課程では、初年度の履修学生に『博物館学芸員資格履修の手引き』、実習年度に「博物館実習ファイル」を配付し、以後、これに基づいた履修指導と実習指導を展開している。

博物館実習においては、館務実習のみならず学内実習においても実習記録簿を書かせ、毎回の学習成果とその効果を確認している。博物館実習館から提出される出勤簿、評価表、記録簿所見を「博物館実習」評価の参考としている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教職課程では、2年次の履修登録時に、「履修カルテ」を配付し、学年ごと、学期ごとに学生がそれぞれの履修状況、成績、教育ボランティア活動等を記録し、自己評価を行っている。履修学生は、このカルテを学年ごとに担任となる専任教員に提出し、個別指導である「教職指導」を受けて成果を検証している。また、4年次で教育実習を終了した学生は、終了後の振り返りを2,000字前後に記録し、これを担任教員に提出する。担任教員による校正を経て、学生がまとめた記録は、当該年度の『教職課程年報』に掲載している。

博物館学芸員課程では、博物館実習において館務実習はもとより、学内実習においても「実習記録簿」を作成し、自己評価を行っている。この「記録簿」は毎回、学内実習では担当教員に、館務実習では担当学芸員に提出し、個別指導を受ける。また、最終年次で館務実習を終了した学生は、終了後のまとめを1,200字前後に記録し、これを担当教員に提出する。担当教員による校正を経て、学生がまとめた記録は、当該年度の『博物館学芸員課程年報』に全員分が掲載される。

上記の教育活動により、学生の教職・学芸員資格取得への動機づけが明確になり、教育実習や博物館実習への意欲が高まってきた。

卒業後に、直ちに中学校・高等学校の教壇に立つ卒業生数が増加してきている。2014年度は、教員免許状取得学生は93人であった。採用の内訳は公立専任教員4人、私立専任教員5人、臨時任用、非常勤が15人であり、新卒教員として24人が巣立っていった。免許取得者の4人に1人以上が教員として就いたことになる。2014年度は公立、私立の専任教員として9人が合格を果たす快挙を成し遂げた。多くの学生たちは、頑張れば教員になれるという自信をもつようになってきたが、さらに学生たちの教職実現を支援する方策を積極的に展開する必要がある。そのためには、先輩教員から直接学ぶ機会をさらに増やす方策が望まれる。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

また学芸員課程を履修する学生や卒業生は、博物館に関心を持ち、利用者としてばかりではなく、学外の現場でインターンシップやボランティア活動を通して博物館に自ら関わろうとする者が増えてきている。また、学芸員課程履修学生が、資料展示室の主体的運営や「展示室だより」の発行をするようになっていく。

本学独自の「学芸員制度」を考案し、運営して既に6年となるが、2014年度は12人の学生が参加して質の高い運営とより実践的なキャリア教育を展開した。また、資格を取得した学生は32人で、前年度卒業生1人が相模原市「アートラボはしもと」の専門美術員として採用された。ちなみに、学芸員資格を取得して博物館関連業務に就職できる卒業生の全国平均は、年に約1万人中80人(0.8%)であるが、本学では専任着任以後、資格取得者約700人中30人(4.3%)と全国平均の5倍以上の実績を積んでいる。

改善すべき事項

前述したように、教職課程や博物館学芸員課程を履修することにより、単なる資格や免許状の取得ではなく、学生が将来より豊かな人生を送ることができるための、意味のある学びとなる必要がある。そのためには、無目的な履修をしたり、保護者に説得されての資格や教免取得であったりすることのないようにガイダンスを強化し、年次ごとのオリエンテーションや学生指導を充実させたい。このためには、次のような取り組みを強化していく必要がある。①課程への入り口で、履修の意欲や学習計画を持たせる。②履修期間中のアドバイジングや進路変更等の指導をする。③教育実習や博物館館務実習への派遣条件の厳しくする。④採用試験に積極的に挑戦するよう指導する。

3) 将来に向けた発展方策

教員養成と学芸員養成に向けては、より一層の理論と実践の融合が必要である。このためには、教育委員会関係者や地域の学校・博物館等とのより強い連携が必要となる。

その実現に向けて、教職課程としては専任教員の増員、助手の配置が必要である。また、正規職員(出張が可能である職員の存在)の増員も不可欠である。教育実習と生徒指導(教育相談)に関する分野をよりきめ細かく指導できる体制を確保でき、より高い成果が期待できる。

また、博物館学芸員課程としては、専任教員以外に、展示室運営や博学連携を専門に担当する専任の学芸員を配置し、大学博物館設置に向けての準備や、学園史編さんの準備が早期に推進されることを希望している。

さらに、よりきめ細かい学生指導を可能とする教育環境の整備が望まれる。

IV-8 インターナショナル・インスティテュート

1) 現状の説明

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

インスティテュートがプログラムとして提供している科目群の大部分は、リベラルアーツ学群とビジネスマネジメント学群の科目である。本学の学群制においては、まず、(1) 学群として隣接領域を含めた大きな学術のくくりを準備し、学群の共通教育を施したうえで専門領域としての専攻の学修を進め、(2) 時代の変化や社会の要請に柔軟に応えられるように、科目を組み合わせることによって専攻や副専攻を構築できるシステムを構築している。

科目の置き方として、二つの考え方を基本としている。まずは、(1) ディシプリンに基づいた科目の編成、そして(2) インターディシプリンを考慮した科目の編成である。ディシプリンについては、人文学、社会科学、自然科学のそれぞれの分野からさらに細分化された学術の体系を保證する科目群を十分に準備するとともに、インターディシプリンの展開を考慮した概論科目や特論科目も配置している。

このようなダイナミックな課程で学生が迷うことなく学修を進めるために、「基盤教育院」を置き、基礎学術的な教育を中心にして自立的な学修の素養を身につけさせている。また、アカデミック・アドバイジングを強化し、柔軟な教育課程における確かな学修を保證している。

科目間の関係や、ディシプリン、インターディシプリンの学修体系を構築する目安として、科目ナンバリングを導入している。一つひとつの科目には、学問分野やレベルが分かる科目コードが付されており、体系の中における科目の位置が分かるようになっている。従って、アドバイザーとなる教員も学生も、どのような科目を履修するのかが分かる仕組みになっている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

インスティテュートが管理している教育内容は、主に、留学生向けの「日本地域研究(E)」と「日本地域研究(C)」であり、外国語としての日本語や、日本の文化や社会、経済・経営や歴史に関する事柄を英語や中国語で開講している。このような科目群の大部分は、リベラルアーツ学群の人文科学系、社会科学系の科目群の中に置かれており、インスティテュートはそれらの科目から関連科目を抽出し、活用することによってプログラムを構成している。

リベラルアーツ学群には、語学と、その言語が話されている地域の文化や社会を総合的に学べるようにまとめた「地域研究」(アジア地域研究・アメリカ地域研究・日本地域研究)という専攻プログラムがある。これは、人文社会系のプログラムであり、一つの体系として機能している。また、これらは専門科目の集合体であるが、隣接領域の科目群と組み合わせることによって当該分野を囲い込む教養的な知識も得られるようになっている。

このように、学群制のメリットは複数のプログラムを組み合わせることで履修することにより、専門的な知識や教養、学部学科では難しいプログラムの組み合わせ等を実現できることであり、その中に、インスティテュートが提供しているプログラムも含まれている。従ってインスティテュー

IV. 「教育内容・方法・成果」について

トの教育内容についても、学士課程の中において、その質や量、専門性や教養、体系等において適切に管理されている。

上記の教育内容をより充実させるため、向こう5年間で「外国語で教える専門科目」の開講希望のアンケートを実施し、大学院を除く学士課程において英語又は中国語で40の専門科目が開講可能だという結論を得た。2015年度には、「Tourism in Japan」、「Japanese Theatre」、「Religions in Japan」等9科目の新規開講を決定している。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

本学は1991年の大学設置基準の大綱化以来、学生の主体的な学びを支援する教育方法を開発してきた。その初期においては、学習区分制を開発し、「基礎学習」「専攻学習」「自由学習」という学生の目線、視点から組み直し、教育という教員の視点からの大転換を試み、一定の成果を上げた。その後、2000年以降、さらに進化した「学群」による柔軟な体制に移行した。ここでは、「基盤教育」により自立的な学修基盤を身につけた学生が、隣接領域を広く含む「学群」において、学びの主体として独特の学びを作り上げていく方法を確立させた。

この中で、インスティテュートの科目においても、主体的な学修を促進する取り組みを行っている。特に、フィールドワークやグループワークを取り入れている授業が多く、異文化理解や国際協力の授業が多い中、日本人と留学生が協働して共通の価値を発見するような工夫を施している。日本の学生が留学生に日本の文化や社会を英語で教える授業や、海外からの学生が自国の文化社会についてプレゼンテーションを行うといった、活発かつ主体的な授業を通して、自立した学修者としての成長も促している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスの作成については大学全体としてのフォーマット、スタイル、そして、必ず記載しなければならない事項が定められているので、基本的な要素については揃っている。シラバスの確認作業についてもガイドラインがあり、さらに、所属長による個別の点検、指摘、指導等も確立されているので、全体的な質も高く、内容は授業以前に一定程度の保証ができています。早い段階で公開するので、学生の履修登録以前にかなり詳しく授業の様子を知ることができるようになっている。

授業は基本的にシラバスに記載されている計画に基づいて遂行されるが、万が一、休講等が発生しても補講等による補充方法が制度的に確立されているので、比較的スムーズに授業の当初の目的を達成できるようになっている。ただし、内容や学生の理解度により進捗状況や内容の変更等に問題が出る場合がある。その際は、個々の教員が工夫を施し対応するが、その結果については学生による授業評価と教員による授業評価報告、年度報告等で確認することができる。

インスティテュートの授業については、英語や中国語で開講される関係で、シラバスも英語や中国語で書かれている。また、授業の進め方や内容の扱い方についても、国や大学によって異なるので、多様な留学生が集団として履修する授業等については、かなりチャレンジングなシラバス作成となる。ただし、これについてもこれまでの積み重ねを土台として、国際的にも通用する

IV. 「教育内容・方法・成果」について

シラバスの形式を常に模索している。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価については、大学全体としての方針や取り決めがあるので、それに従い、各授業で行われている。A、B、C、D、Fの5段階評価の他、欧米の大学で適用される、Incomplete、Withdraw、Satisfactory and Unsatisfactory 等も取り入れている。また、絶対評価と相対評価を融合するような方針を取り入れながら、できるだけ公平で客観的、かつ有効な評価の在り方を常に心がけている。

評価の基準となる項目、例えば、授業への貢献度、試験、レポート、課題等については、それぞれの評価方法もシラバスの中で記述するようになっている。また、総合評価の出し方も説明される。

学習時間については、教室内外における学生の学習量を把握し、2単位や4単位を授与するに相応しい内容や形態を定めている。

インスティテュートの科目については、多くの留学生が履修するので、海外の大学との単位認定を前提とした慎重な評価を心がけている。授業の種類、講義内容、講義レベル、学習量、評価基準等が明確に記載されていなければ、国際的な単位の認定は非常に難しいので、その意味では、インスティテュートの授業は厳密に管理されなければならない。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育内容や教育方法の改善を図ることを目的とした研修や研究の機会については、インスティテュート独自に設けているわけではない。学群単位で行うことが多く、ダブルトラックで所属する教員としては、そちらの研修に参加することになる。ただし、インスティテュートの授業について話し合う機会はファカルティ・ミーティングの中で行われており、情報交換や意見交換にとどまらず、事例報告や改善案の提言等も頻繁に行われている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

●学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

インスティテュートの科目群は、人文社会系の科目が中心であり、基本的には定性的な成果、ある程度の時間を要するアウトカム、という特徴がある。例えば、哲学的な講義、文学的な講義等の成果を考察する場合、長い人生におけるある場面の中で発揮されることもある。従って、基本的にはポートフォリオ等を利用した定性的なアウトカムを検証することが多い。ただし、パフォーマンスを数値化して定量的な成果の検証も工夫によってはできるので、積極的に取り入れていきたい。語学の授業等は、確立されたテストを受験することによって、ある程度の成果を計ることは可能であるので、これらについては既に取り入れている。

外国語としての日本語を教授するチームでは様々な形で学生の学習成果を計測し、教授法の改善に結びつけるための研修会を行っている。文化社会を教える授業等においても、講義方式とフィールドワーク方式のメリットやデメリットを討議している。このような研修の機会は増やして

IV. 「教育内容・方法・成果」について

いきたい。

●学生の自己評価

学生の自己評価については、学期末に行われるそれぞれの授業の授業評価の中で、自己の学修を評価する項目があり、自由記述も含めた自己評価を行っている。これについては担当教員も確認し、教員としてのコメントを記し、それについて所属長もコメントを記すというスタイルが確立している。また、個々の授業では、コメントペーパーを利用し、個々の学生のコメントリーを教員が確認することによって、教育・学修目標の成果を検討できるようにしている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学生と教員、授業と教室外活動、自己評価と授業評価等、様々な観点から授業という全体像を評価改善できるシステムになっているので、環境や状況が変わってもできるだけ質の高い授業を実現できるようになっている。インスティテュートの授業は、特に、外国からの留学生や外国籍の教員が担当する機会が多いので、本学のスタンダード、海外のスタンダードが常に比較対照される形になっており、その中から最適なスタイルが生まれつつある。

教育の成果であるかも知れないが、新規で受け入れた短期・交換留学生は2014年度春と秋にそれぞれ59人と92人であった。

改善すべき事項

形式やスタイル、システムが整ってくると、それによって失うものもある。特に、個々の教員の個性や授業の特性、講義や演習、実習の相違、レベルの異なる授業の展開等が画一化され、フラットになっていく現象もみられる。あまりにも画一的な管理は、人文、社会、自然といった学術的な特徴を弱めるように機能する場合もあり、注意が必要である。

成績評価については、現在のA、B、C、D、Fの5段階評価から、さらに細分化してA+やA-等への評価変更は可能か、全学的に議論してほしい。

3) 将来に向けた発展方策

デジタル化が進み、かつネットワーク環境が整っていく中で、オンラインコンテンツやデジタルデバイスを活用する教育と評価を早急に検討する必要がある。デジタル・ネットワークによりこれまでの問題を解決できたり、改善できたりすることも多々あると思われるので、教室の授業を補完する形で進めていかなければならない。インスティテュートの観点からすると、海外の大学との協働学修を前提とすると、デジタル・ネットワークが寄与できる機会やサービスは計り知れないほど可能性に満ちているので、予算を初めて計上して積極的に開発している。

IV-9-1 大学院

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

修了要件と学位授与に関する事項を本学大学院学則第 25 条～第 27 条に定め、『履修ガイド』及び本学 Web サイトに掲載して周知している。また、カリキュラムポリシーを定めて修得すべき学修成果を明確にしたうえで、ディプロマポリシーとして学位授与方針を示している。この 2 ポリシーは『履修ガイド』及び本学 Web サイトに掲載され、学生及び教職員に対して周知徹底を図っている。

ディプロマポリシーについては、教育目標と学位授与方針との整合性を図る観点から、カリキュラムポリシーと連動させる必要があり、2013 年度より研究科ごとに設定した。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

大学院の人材養成目的及び教育研究上の目的並びに学位授与方針に沿って各研究科の教育課程を編成している。また、前項の通り研究科ごとの実施方針及び内容を『履修ガイド』等に明記している。

大学院全体の教育目標ないし研究や学習に取り組む学生に要望する事項は、「大学院で学ぶこと、大学院生へのメッセージ」にまとめ、『履修ガイド』に掲載している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、本学大学院学則第 5 条～第 8 条及び第 10 条に則って、大学院部長の責任のもと大学院委員会及び研究科委員会（FD 会議を含む）といった組織的会議・研修において検証している。大学院委員会と研究科委員会は、原則として月 1 回開催されている。また、年度ごとに 2 回実施する大学院研修会においても検証している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

博士前期課程及び修士課程は、各研究科において共通科目群、専門科目群、特殊講義科目群（経学専攻）、コア科目群（大学アドミニストレーション研究科、老年学研究科）、研究基礎科目群（老年学研究科）、演習（「研究指導・専攻演習」という科目分野が設けられている。授業科目を適切に配置し、かつ教育課程を体系的に編成することで、コースワーク形式としている。また、2013 年度内には、大学院における科目ナンバリングを整え、目に見える形で体系的な科目配置を整えた。

博士後期課程国際人文社会科学専攻及び老年学専攻は、研究領域に即した科目を配置し、コースワークとリサーチワークが融合されている。国際人文社会科学専攻では、現状リサーチワーク

IV. 「教育内容・方法・成果」について

に傾注した教育内容となっている。今後、教育の質の担保という観点から、相応の科目を配置し、コースワークとの融合を深めていくことが課題とされる。老年学専攻では、指導教員が専門とする6領域の中から在学期間中に学生が、最低3つの領域科目を修得することを修了要件としており、コースワークとリサーチワークが良いバランスで融合されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

2009年度より7研究科体制に移行したことにより、それぞれの研究科の独自性と個別性が明確になり、以前にも増して専門性の高い教育課程となった。その一方で、本学の教育の特長ともなっている学際総合的な教育方針も十分に維持されている。有職者の多い大学アドミニストレーション研究科、老年学研究科、言語教育研究科では、学生の便宜を図った教育課程の編成や授業時間にも十分な配慮を行っている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

大学院の授業は、概して少人数クラスが多いため、教員と学生との間で密接なコミュニケーションがとれるよう留意するとともに、シラバスに則った授業運営を行っている。

博士前期課程・修士課程では、研究指導が毎週1回定期的に行われ、第3セメスターの終了時に中間発表を公開で実施する。提出された修士論文の審査と修了試問は非公開で行っている。(但し健康心理学専攻は公開)

博士後期課程では、定期的に研究指導を行うとともに、第一次中間試問及び第二次中間試問を公開で行い、それに合格した者のみに課程博士論文を提出する資格を与えている。その後、提出された論文は審査委員会によって審査され、最終試問は公開で行われる。

教育方法や学習指導、研究指導については、大学院研修会や各研究科委員会、専攻会議、研究科ごとのFD会議等の機会を利用して、教員間での意見交換や検討が行われている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

各授業科目の担当者が、全学で定められている方針に準じて、授業概要、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスの記載を行っている。シラバスに記載されている内容を、研究科長、専攻主任、専攻の教務委員が点検作業を行い、記載内容に不十分な点があった場合、当該教員に加筆訂正を求めている。

また、シラバスに記載された内容に沿った授業がおおむね展開されている。なお、止む無く予定されている授業日に休講した場合には、単位制度の趣旨に則り、その補講の実施を義務づけている。

(3) 成績評価と単位認定について

授業科目ごとにシラバスに評価基準を明記し、それに基づいて授業科目や研究指導の成績評価が行われている。実習科目・講義科目等、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

また、既修得単位については、大学院設置基準に則った形で認定基準及び上限単位数を定め、本学大学院学則に明記している。認定作業は、入学学期の履修登録期間中に学生からの申請を受け付け、教務委員会、研究科委員会で適切な単位認定作業が実施され、大学院委員会で最終確認を行っている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

大学院では、教育成果の検証を定期的実施する委員会等は設けられてはいないものの、研究科委員会や研究科ごとに開催されるFD会議において検証している。

教育・研究環境の改善を図るための一貫として、博士前期課程・修士課程生を対象として修了時にアンケート調査を実施している。回収率はほぼ100%である。また、在学生に対しては、隔年に実施される「大学院アンケート」の結果を踏まえて、大学院研修会でその考察と討論会を行っている。加えて、毎学期末に「授業評価アンケート」を実施することで、教員ごとに教育成果の検証が可能となっている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

2013年度までは、教育目標に沿った成果が得られているか否かを客観的に測定する基準等は設けられていなかった。しかし結果として、提出される学位論文の内容と水準を基に判断する限り、おおむね成果が上がっているものと判断できる。

学生の学修に対する効果測定のための指標として、2013年度に各研究科における学位論文審査基準を制定した。2014年度以降の学位論文に対する評価は、この基準に則って行っている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

各研究科において、学生の自己評価アンケート結果からは、教員の指導内容及び指導内容は、おおむね良好な評価を得ている。

ただし、日常的な教員と学生の接触の中で把握している情報も多く、今後、具体的に学生の自己評価の指標を決定して客観的に把握していく必要がある。

大学院の学位授与については、「桜美林大学学位規則」に明示され、それに則って厳正に行われている。修了要件については『履修ガイド』及び本学Webサイトに掲載し周知徹底を図っている。

修士課程及び博士前期課程については、教務委員会で単位認定及び修了判定を行い、その結果を受けて各研究科委員会において、適切な修了判定が実施され、最終的に大学院委員会にて確認を行っている。その意味では、他の専攻からのチェックも受ける客観性、何重にもわたる審査を受ける厳格性は確保されている。また、通学課程生の場合、公開で実施される修士論文中間発表会で発表を行うことが義務づけられている。修士論文の審査については、主査を含む3人以上の審査委員が論文審査と口頭試問を厳正に行っている。

博士後期課程については、第一次試問、第二次試問、最終試問をすべて公開で実施し、それに加えて当該研究分野の外部有資格者を審査委員に加えて厳正に審査を行うなど、質の保証を十分に図っている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

学位に求める水準を満たす論文であるか否かを測定のための指標として、2013年度内に各研究科における学位論文審査基準を制定した。2014年度以降の学位論文に対する評価は、この基準に則って行う。現状、公開の準備が整わず、2014年度は各種基準を「内規」の形でスタートさせるが、2015年度からは『履修ガイド』及び本学Webサイトに掲載し周知徹底を図る。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

博士後期課程では、年6、7人程度の課程博士と年に1、2人程度の論文博士の学位を授与している。また、2010年度より研究科ごとに査読制度を設けた研究紀要を年1回発行して、教員、学生、修了生等が研究成果を発表する場が設けられたことによって、研究と教育が直結され、内容の一層の充実が期待される。

改善すべき事項

大学院研修会等で厳密な成績評価の必要性や教育の質の向上に向けての種々な提言が行われているため、評価に対する教員の意識は高まっている。しかし、少人数の授業が大半を占めるため、少人数授業を視野に入れた成績評価の在り方について指針を定める、またグローバル社会に対応すべく大学院の国際化を見据えた場合、大学院におけるGPA制度の検討が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

2012年度より国際協力専攻、大学アドミニストレーション専攻を除いた専攻においては2013年度より大幅なカリキュラムの見直しを行ったが、満足することなく、学生アンケートを中心とした点検等で、マイナス要素を排除し、更なるカリキュラムの充実を図る必要がある。「Ⅲ. 「教員・教員組織」について 改善すべき事項」の人事計画とも融合させた形で、学生募集状況と併せてみても、それぞれの分野での社会の動向やニーズに即した研究科・専攻の枠組みとなっているか、あるいは研究科という垣根を越えた抜本的なカリキュラム改編が望ましいのかを考える。

大学院段階の教員養成に係るカリキュラムの改革と充実についても考え直す必要がある。2012年8月の中央教育審議会答申及び2013年10月の文部科学省ワーキング・グループ報告書を鑑み、大学としての指針に則り再考する。理論と実践の往還を進めるうえで、実践的科目の配置や、学外へのインターンシップが新たに必要とされるため、教育課程を見直すとともに教員配置についても考慮しなければならない。科目や教員の配置については、本大学院のみで完結できない課題であり、他大学院との連携、本学学士課程との連携についても模索する。

また、大学院独自に教育内容・方法・成果等について、さらに客観的な計測を行う体制作りと精度の高い成績評価の実現を期した仕組み作りを行うことによって、一層教育内容の向上と質の担保が期待できる。

IV-9-2 国際学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

専攻ごとに教育目標・教育課程を編成・実施しており、その内容は『履修ガイド』等により明らかである。

全研究科に共通の学位授与方針が示されており、各専攻の教育目標とも整合している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

専攻ごとに教育目標を設け、全研究科共通の学位授与方針を踏まえた教育課程を編成・実施しており、科目区分、必修・選択の別、単位数等を含め、すべて『履修ガイド』等に明示されている。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、研究科委員会（博士前期課程・修士課程、博士後期課程）、教育実践を積み重ねながら専攻会議等で継続して検討している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

国際学専攻（博士前期課程）及び国際協力専攻（修士課程）では、各教育目標に適した授業科目が開設されている。国際学専攻では、授業科目のまとまりと関連性にやや弱い面があり、新しい教育課程を編成し、その改善を図った。また、国際協力専攻では、新教育課程に基づく授業科目を開設・実施した。なお、リサーチワークを中心とする国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、その研究指導分野について本学の既存の修士課程の研究指導分野を念頭に置いた、より広い研究分野のまとまりで表わすように改めた。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

国際学専攻（博士前期課程）は学術・教養の修得を中心とする特定の専門分野又は分野横断型の教育課程を、国際協力専攻（修士課程）は国際協力にかかわる実務者養成を目指す教育課程を編成している。また、国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、特定の専門分野の研究者及び高度専門職業人の養成を目指している。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

国際学専攻（博士前期課程）及び国際協力専攻（修士課程）では、教員は毎週、研究指導を行

IV. 「教育内容・方法・成果」について

うとともに、2年次前半に修士論文の中間発表会を実施しており、これを経て修士論文の作成に入ることになっている。なお、国際協力専攻では、インターンシップ等の実習科目を開設し、国際協力にかかわる実務者養成を目指している。国際人文社会科学専攻（博士後期課程）では、個別に研究指導を行い、第一次と第二次の中間試問を設け、これに合格してはじめて課程博士論文を提出でき、その後、提出された博士論文の審査と公開の最終試問を実施している。

博士前期課程・修士課程での履修科目の登録については、上限設定を行っていない。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

シラバスは全学の方針に従って作成し、専攻主任（もしくは研究科長）による点検が実施されている。授業目的、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等はシラバスに明示されており、本学 Web サイト上に公開されている。

(3) 成績評価と単位認定について

授業科目や研究指導等については、それぞれのシラバスに成績評価の基準を設けており、それに従って評価がなされ、単位認定されている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育課程の改善については専攻会議や研究科委員会等で検討しているが、そのほかについては組織的研修・研究は実施していない。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

教育目標に沿った成果について定期的な検証はなされていない。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与については明確に示されている。国際人文社会科学専攻（博士後期課程）については、当該研究分野の外部審査委員を副査として必ず加えるとともに、最終試問を外部に公開とすることによって客観性を担保している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

国際学専攻（博士前期課程）・国際協力専攻（修士課程）及び国際人文社会科学専攻（博士後期課程）のいずれでも、公開の中間発表や中間試問等を経たうえで論文の作成が実施されており（博士論文の場合は最終試問も公開、外部審査委員を含むことで論文評価の客観性を担保する等）、これによって論文内容の水準が担保されている。

改善すべき事項

教育内容や教育方法等の改善を目的とした研修・研究の場を、大学院全体のFDにおいてはも

IV. 「教育内容・方法・成果」について

つことができたが、研究科内においても定期的にもつことが必要である。

3) 将来に向けた発展方策

研究科内で、研究科全体あるいは専攻単位での教育内容や教育方法の改善に向けての研修・研究の場を設けていく。

IV-9-3 老年学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

老年学研究科では、医学、社会学、心理学を中核とした学際的老年学の高等教育を行っている。

老年学の基礎知識の修得のみならず、社会に貢献可能な研究成果の達成と公表に力を入れ、博士、修士の学位論文の質の維持に力を入れている。学位審査基準も整備し、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを明確にし、修得すべき内容及び達成目標を明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

老年学研究科では、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを明示した『履修ガイド』を作成している。学生には、本研究科で何を学修するかに関して、研究指導を通して、学位論文の水準、個人の目標に沿ったカリキュラムの構成を指導している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

教育目標、学位授与方針とこれに従ったカリキュラムの適切性は、定例の老年学研究科委員会及びFD会議において検証している。指導体制や研究指導教員の役割、学位申請や審査の手続きを教員間でも共有し、学生に十分説明するようにしている。また、学生アンケートや研究指導、講義等多様な機会を通して、学生に教育目標や学位授与方針が理解されているか確認している。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

学際的老年学の高度な専門職業人及び研究者養成という目標に従ったカリキュラムが編成されていると考えられているが、科目数、履修者数、学生の要望、教員の必要性等に関しては、たゆまず確認している。講義科目のみならず実習、演習科目も設定し、受動的な学修だけでなく、参加型の教育も行っている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

専任教員はもとより、非常勤教員も各専門分野において高い教育研究業績を有している。教育

IV. 「教育内容・方法・成果」について

においては、高度な内容だけでなく、可能な限り最新の内容を学修できる体制となっている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

学際的老年学の大学院教育を達成するために適切な授業、演習、実習、研究指導が設置されている。各科目において受講者の特性にあわせたきめ細かい授業及び指導が行われている。学生の発表や討議への参加の機会も多くするよう配慮しており、博士前期課程の修士論文・研究成果報告の中間発表、博士後期課程の中間及び最終試問は公開で行われている。学位論文作成とその研究指導は、大学院生の多様な専門性と背景に合わせて計画的に進められている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

老年学研究科では、シラバスが明示されており、それに沿った授業を展開している。ただし、学生の専門的背景や関心領域が異なることもあり、学生の希望に沿って合意のもとに、各年度、各科目で柔軟に授業内容の修正を行っている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価の方法は、科目ごとのシラバスで公表されている。その内容に沿って成績評価と単位認定が行われている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

学生に対する授業評価アンケート、授業及び研究指導等様々な機会を通じた学生からの要望・意見の聴取、公開の中間発表及び中間試問において、教育成果を確認し、これらの情報に基づき、定例の研究科委員会、FD会議で、教育内容・方法に関して情報交換と検証を行っている。

不十分な点や課題の改善に関してはたゆまず検討し、教育実践に活かすよう努力している。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

シラバスにおいて、当該科目の到達目標を明示することにより、学生の授業時間内外で学修すべき内容と期待される学習成果に加え、評価方法が示されている。学位論文においては、評価基準の概要が定められている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学生は、自己の学習成果が教育目標に沿ったものであるか、レポートや課題に対する教員からのフィードバックに基づいて確認できる。社会人学生が多いことから、仕事との両立困難で欠席がちであったり十分な授業時間外学習の時間が確保できない学生もあり、このことを自覚した学生への指導が課題である。

修士論文では公開の中間発表を行い、主査1人、副査2人の体制で最終試問を行っている。中間発表以降は副査も随時指導を行っており、効果を上げている。博士論文においては、公開の中

IV. 「教育内容・方法・成果」について

間試問を2回と、第二次中間試問においては業績基準を設け語学学力審査を行っている。最終試問も公開で行い、審査体制は主査1人、副査3人で、副査の中に外部副査を1人含めている。また、主査と指導教員とを重複させないことにより、審査をより厳正に行うよう配慮しており効果を上げている。これらの手続きは、入学以来、オリエンテーションや研究指導を通して学生に明示している。さらに、修士論文、博士論文の審査基準を定めている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

博士論文はもとより、修士論文の中にも、専門領域の学術雑誌に受理された論文が多数あることから、研究指導の在り方、学位審査の方法や基準は、論文作成に効果的であると考えられる。

博士前期課程に文献購読と演習科目を開設したことは、研究指導を補うものとして有用であった。

改善すべき事項

研究倫理審査の厳格化、審査条件の厳しさ等から、修士論文を2年間、博士論文を3年間で取得できない学生がいる。論文の質を落とさないためには、研究指導に一層の努力と配慮が必要である。入学定員から考えると、6人の専任教員が平均して修士6人、博士5人程度を指導することになり、質の確保のための指導には労力を要するので、担当科目等の負担が過剰にならないような配慮が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

博士前期課程においては、入学後に研究の進行が計画的に行われるよう、学生の背景や専門に合わせた個人カリキュラムのモデルを作成することも考えられよう。博士後期課程においては、加齢・発達研究所を中心とした内外の共同研究組織に学生を参加させることで学位論文作成に結びつけることを検討したい。

IV-9-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本研究科では本学大学院学則第3条の3第1項第5号にて養成する人材等を明示している。内容は以下の通りである。

「大学アドミニストレーション専攻修士課程は、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的として、教育研究を行う。」

IV. 「教育内容・方法・成果」について

また、学位授与方針について、通学課程及び通信教育課程について、次のように定めており、『履修ガイド』や本学Webサイトを通して学生に周知を図っている。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）】

コア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得、並びに、専攻演習と授業科目外での研究指導を通じて研究能力を培い、修士論文もしくは特定課題研究を成し遂げた者に、厳格な審査の上、修士（大学アドミニストレーション）を授与する。

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）】

大学教育系及び大学経営系にまたがるコア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得、並びに、専攻演習と授業科目外での研究指導を通じて研究能力を培い、修士論文もしくは特定課題研究を成し遂げた者に、厳格な審査の上、修士（大学アドミニストレーション）を授与する。

上述の通り、本研究科では「大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的」としており、これらの知識・能力を培う科目を配置したカリキュラムを整備している。また、本研究科では「コア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得」（通学課程）、「大学教育系及び大学経営系にまたがるコア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得」（通信教育課程）を学位授与方針として定めていることから、人材養成の目的と学位授与方針に整合性はあるといえる。

修了要件については、本学大学院学則第25条第1項第3号と同第4号にて修了要件を明確にしている。

「桜美林大学大学院学則」第25条第1項

(3) 大学アドミニストレーション研究科の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、研究科委員会が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。

(4) 大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。

修了要件の詳細は下表の通りである。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）の修了要件】

科目分野	単位数
コア科目	8単位以上
専攻科目（選択をしたコースから14単位以上、他コース＋O E P P特別科目から8単位以上）	22単位以上
研究指導ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB	各1単位、計4単位（必修）
合計単位数	34単位以上

IV. 「教育内容・方法・成果」について

修士論文（もしくは研究成果報告）	必修
------------------	----

学位は修士（大学アドミニストレーション）となる。

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）の修了要件】

科目分野		単位数
コア科目	大学教育系	4単位
	大学経営系	4単位
専門科目		16単位以上
専攻演習		6単位
合計単位数		30単位以上

修士論文もしくは研究成果報告	必修
----------------	----

学位は修士（大学アドミニストレーション）となる。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

本研究科では、以下の通り、教育課程の編成方針を明示し、『履修ガイド』にて周知を図っている。

【大学アドミニストレーション専攻】

大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的としている。原則として、現職の大学教職員を対象とし、高い自覚とプロ意識を育て、高等教育の基本理念の理解、大学経営のための基礎的な理論と知識の修得のほか、国際比較の視点の獲得など、実践的な実務知識を提供することを重視している。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）】

当専攻では、高等教育、大学経営に関する基礎的な理論と知識の修得を目的としたコア科目に加え、高等教育研究のための「高等教育研究領域」ならびに高度専門職業人養成のための「大学行政管理者養成領域」の2つの領域にわたって、多彩な専門科目を設定している。

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）】

当専攻では、高等教育、大学経営及び国際比較の視点等に関する基礎的な理論と知識の修得を目的としたコア科目に加え、高等教育に関する「政策と行政」「経営管理と財務」「学務と教学支援」「情報化と生涯学習化」の4つの分野にわたって、多彩な専門科目を設定している。また、本課程は自学・自習が基本となるだけに、自己を律する強い意志が不可欠であるが、学習過程での疑問や悩みに応えるための専任のアドバイザーを配置して、バックアップ体制を整えている。

本研究科では「大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等」を人材養成の目的としており、その目的を果たすため、「高い自覚とプロ意識を育て、高等教育の基本理念の理解、大学経営のための基礎的な理論と知識の修得のほか、国際比較の視点の獲得等、実践的な実務知識を提供することを重視している。」という教育課程の編成方針を掲げていることから、人材養成の目的と整合性のある教育課程の編成方針であるといえる。また、本研究科では「コア科目及び専門科目での当該分野での知識、能

IV. 「教育内容・方法・成果」について

力の修得」(通学課程)、「大学教育系及び大学経営系にまたがるコア科目及び専門科目での当該分野での知識、能力の修得」(通信教育課程)を学位授与方針として定めていることから、教育課程の編成方針と学位授与方針は連関しているといえる。

本研究科では、設定した人材養成の目的に則し、通学課程では専門科目群に「高等教育研究領域」及び「大学行政管理者養成領域」という2つの領域、通信教育課程では「高等教育に関する政策及び行政」「高等教育機関の経営管理及び財務」「高等教育機関の学務及び教学支援」「高等教育機関の生涯学習と社会連携」という4つの分野別科目群の設定の下に、多様なディシプリンとディシプリンの組み合わせを用意し、また個別の継続的な「研究指導」を通して、高等教育機関、政府、高等教育関係団体等において高等教育経営を担うのに必要な全般的な能力を育成している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

本研究科で独自には行っていない。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

大学アドミニストレーション研究科では、通学課程においては、「コア科目」に6科目、専門科目に2つの領域を設け、「高等教育研究領域」に11科目、「大学行政管理者養成領域」に13科目を開講している。これに加えて、オスロ大学からの留学生を対象としてO E P P特別科目を3科目開講している。

通信教育課程においては、「コア科目」を「大学教育系」(高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する)と「大学経営系」(高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する)に分け、それぞれ4科目を開講している。また、「専門科目」では、「研究法」2科目のほか、身につけるべき知識・技能像に則した5分野別科目群について、それぞれ「政策と行政」7科目、「経営管理と財務」6科目、「学務と教学支援」4科目、「生涯学習化と社会連携」3科目を開講している。

上述の授業科目に加えて、研究指導担当教員が在学生に対する修士論文等の作成に必要な研究指導を実施している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

大学アドミニストレーション研究科においては、人材養成の目的に沿った身につけるべき能力に沿った授業科目と研究指導の提供を、以下のように行っている。

[通学課程のカリキュラム構成]

<コア科目>

高等教育論

大学法制論

大学職員論

高等教育行政・政策と大学経営 I

IV. 「教育内容・方法・成果」について

調査とデータ分析

大学におけるICTシステム

<専門科目>

[高等教育研究領域]

高等教育統計分析

大学管理日米比較研究：思想と理論

第三者評価と自己点検研究

通信・遠隔教育論

グローバリゼーションと教育政策

現代日本の大学改革論

高等教育行政・政策と大学経営Ⅱ

大学制度の国際比較

大学行政と社会連携

大学のカリキュラム

私学行政論

[大学行政管理者養成領域]

大学経営管理論

実践的FDとSD

大学運営と職員力

大学管理日米比較研究：管理・運営

大学の財政

大学アドミッション

キャリア教育とキャリア支援

大学におけるファシリティマネジメント

国際交流プログラムの運営と諸問題

大学改革事例研究（ケーススタディ）

学生カウンセリング論

学校法人会計

大学マーケティング戦略論

<O E P P 特別科目>

日本の私立高等教育（Private Higher Education in Japan）※英語にて開講

アジアの高等教育（Higher Education Reform in Contemporary Asia）※英語にて開講

グローバリゼーションと日本の高等教育（Globalization and Japanese Higher Education）

※英語にて開講

<研究指導>

研究指導ⅠA

研究指導ⅠB

研究指導ⅡA

IV. 「教育内容・方法・成果」について

研究指導ⅡB

[通信教育課程のカリキュラム構成]

<コア科目>

C 1 (高等教育の基礎理論を理解し、国際比較の視点を獲得する。)

- (a) 高等教育論
- (b) 高等教育・大学教育史
- (c) 高等教育政策論
- (d) 大学制度比較論

C 2 (高等教育経営の基礎的な理論と知識を獲得する。)

- (a) 高等教育組織論
- (b) 大学マーケティング戦略論
- (c) データ解析論
- (d) 学校法人会計

<専門科目>

■研究法 (修士論文研究を遂行するうえで必要な研究方法の修得)

- (a) 研究指導／専攻演習
- (b) 高等教育研究調査法

■政策と行政 (高等教育に関する政策及び行政の理解と担当能力の育成)

高等教育の経済分析と政策
日米高等教育比較研究
大学法制論
大学と関係法令
地域政策と大学
大学設置・転換の実務 (2013年度以降入学者対象)
大学評価論
大学評価国際比較研究

■経営管理と財務 (高等教育機関の経営管理及び財務の理解と担当能力の育成)

私立大学経営環境論
大学教授職の国際比較
大学職員論
大学と法的リスクマネジメント
エンrollment・マネジメント (2013年度以降入学者対象)
大学財政論
学費政策論

■学務と教学支援 (高等教育機関の学務及び学生支援の理解と担当能力の育成)

大学カリキュラム研究
学生支援論
学生相談研究

IV. 「教育内容・方法・成果」について

キャリア開発支援論

■生涯学習化と社会連携（高等教育の生涯学習化と社会連携の理解と対応した経営能力の育成）

継続教育論

ITと高等教育

通信・遠隔教育運営論

○教育方法

（1）教育方法及び学習指導について

有職者を主たる対象としていることから、通学課程においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」に則って、四谷キャンパスをベースに、夕刻及び集中講義によって教育を提供している。

通信教育課程においては、①『スタディガイド』（印刷物及び本学 Web サイト上の“OBIRIN e-Learning (Moodle)”にて提供）、②配付教材（1科目3冊程度）と参考文献（各自）、③レポート添削指導（1科目4,000字程度を2回）、④スクーリング（2コマ（0.25単位相当））を通して行われる。また、質疑応答は電子メールを通して行われ、通信教育課程専任のアドバイザーが教員と学生との仲介役を担っている。また、研究指導は、入学後のオリエンテーション（4月もしくは9月）で、主として「研究指導」を担当する教員を決定し、その後、電子メール等での指導を受け、最初のスクーリング（8月もしくは1月）までに研究テーマと研究計画を作成する。その後、電子メール等による指導（随時）及びスクーリング時（8月及び1月）に設定される指導（各4コマ）を2年間にわたって受け、修士論文又は研究成果報告を作成する。

（2）シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科所属の教員は、授業概要、到達目標、授業計画、授業時間外学習、評価基準等から構成される全学共通のシラバスの書式に従い、担当科目のシラバスを作成している。科目担当教員により作成されたシラバスは、履修登録時に e-Campus や本学 Web サイトを通して、学生に公開しており、シラバスに沿った授業が実施されている。

通信教育課程では、それに加えて、科目ごとにスタディガイドが作成されており、それに沿った授業が展開されている。

（3）成績評価と単位認定について

成績評価は、以下の方式により、個々の授業については、シラバスに評価基準を明記したうえで、厳格に行われている。

成績は、A・B・B・D・Fの段階によって評価し、A～Dを合格として単位を与え、Fは不合格とする。「学業成績通知表」には、A・B・C・D・Fの成績評価が記載される。「学業成績単位修得証明書」には、A・B・C・Dの成績が記載される。

なお、修士論文・研究成果報告は、合・否によって決定する。

【参考】成績評価の評語と意味

A（優） Excellent：特に優秀な成績

IV. 「教育内容・方法・成果」について

- B (優) Good : すぐれた成績
C (良) Fair : 一応その科目の要求を満たす成績
D (可) Minimal Pass : 合格と認められる最低の成績
F (不可) Failure : 不合格
TC (認) Transferred Credit : 他大学院等で修得した単位等の認定
P Pass : 不合格
I (未了) Incomplete : 履修未完了または成績評価の一時保留 (病気や不慮の事故のみに適用する。成績評価の確定は原則として当該学期末までとする。各学期は次のように設定されている。春学期: 4月1日から夏季休業を含む9月15日まで、秋学期: 9月16日から冬季休業及び春季休業を含む3月31日まで)

既修得単位の認定については、本学大学院学則第23条について、以下の通り定めている。

「桜美林大学大学院学則」

第23条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院 (外国の大学院を含む。) において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、前条により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

また、既修得単位の認定を希望する者に対しては、申請書、成績単位修得証明書に加えて、シラバスを提出させることで適切な単位認定を行っている。

- (4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて
研究科委員会において、教育成果の視点から、授業内容及び方法の改善を図っている。

○成果

- (1) 教育目標に沿った成果について

「教育課程・教育内容」の「(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容」に示した、明文化した身につけるべき能力に沿った授業科目と研究指導の提供を行っており、測定のための指標は大卒では整備されている。

学生の多くは現職の大学等の高等教育機関、政府機関、高等教育関係団体、教育関連企業等の職員あるいは経営者であり、有職者主体のプログラムとしては修了率が極めて高い。また、修了者のほとんどから「昇進した」「より重要な役職を任されるようになった」「請われて他大学に転じた」等という報告を受けており、博士後期課程に進学した者も相当数に上る。社会人経験のない大学院生の場合も、大学関係に就職あるいは本学も含め他大学院の博士後期課程への進学を果たしている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

大学アドミニストレーション研究科の修了要件については、『履修ガイド』を通して、学生に提示している。

本研究科においては、修了試問（通学課程・通信教育課程共通）を以下の通り、適切に実施している。

- (a) 審査は論文の口頭発表と論文及びこれに関連する学問領域についての試問の形で行う。
- (b) 審査委員会は 研究科委員会において委嘱された3人以上の教員によって行う。うち1人（研究指導教員）を主査とする。
- (c) 時間は1人につき30分行う。
- (d) 審査日程・場所は掲示板及びe-Campus に掲示する。
- (e) 不合格となった場合は、再審査は原則として1回までとする。

また、学位授与（通学課程・通信教育課程共通）に関しては、審査委員会が審査報告を文書で大学院部長に行い、これに基づき研究科委員会（3分の2以上の出席により成立）は学位授与の可否を出席者の4分の3以上の賛成により決定し、大学院部長が学長に報告、学長が学位を授与する。授与は、本学学位規則による。以上の内容については『履修ガイド』を通して、学生に周知を図っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

『大学アドミニストレーション専攻 学修の手引き』を活用すること等による組織的な教育の展開を図っている。

改善すべき事項

大学職員等、主たる学生対象者が夕刻であっても通学できない現状にあった教育形態の提供が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

通学課程においては、主たる学生である大学職員は業務多忙で夕刻であってもなかなか通学できないという現状である。こうした事を考慮し、土日での授業や集中型の授業を拡大する必要がある。通信教育課程においては、遠隔システムの高度化等が必要である。

IV-9-5 経営学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本研究科は本学大学院学則第25条～第27条に定めている修了要件と学位授与に関する事項を

IV. 「教育内容・方法・成果」について

『履修ガイド』に掲載して周知している。そして、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーを『履修ガイド』に掲載し、周知徹底を図っている。なお、大学院の方針に従い既に教育目標と学位授与方針との整合性を図る観点から、ディプロマポリシーについては、カリキュラムポリシーと連動させている。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

人材養成等のための教育課程は、教育研究上の目的及び学位授与方針に沿って編成されており、実施方針及び内容を『履修ガイド』、「シラバス」等に明記している。研究科におけるマネジメント、グローバルビジネスと国際標準化研究の3つの領域は、それぞれの課程の特徴を生かした2年間教育課程の編成・実施方針として教育・研究対象に焦点を当てることを明示している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

毎月1回開催されている研究科委員会（FD会議を含む）で、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性等において検証されている。また、大学院委員会での報告、議論も行っている。年度ごとに2回実施する大学院研修会でも検証を図っている。また、修士論文の質を確保すべく、中間発表には教員と大学院生全員の出席を義務としており、修了試問は、主査と副査による審査制度を廃止し、審査員制度を導入して行っている。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

本研究科では、基礎必須科目群（本研究科のみ）、専門科目群、特殊講義科目群（本研究科のみ）、演習（「研究指導・専攻演習」）という科目分野を設け、研究科のマネジメント領域及びグローバルビジネス領域並びに国際標準化研究領域における授業科目が体系的に配置されている。授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

上述の3つの領域において、歴史、理論、政策、言語の視点から、多様な専門科目が配置されている。科目の内訳は、3科目が経営学研究の基礎科目（必修）、12科目はマネジメント領域の専門科目、12科目はグローバルビジネス領域、同じく12科目が国際標準化研究領域の専門科目となっている。加えて4科目の特殊講義科目が設けられ、最先端の課題研究を提供できるよう構成されている。なお、特殊講義は必要に応じて柔軟に入れ替え、留学生等の特性を考慮して日本の企業研究に重点が置かれている。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

修士課程における研究指導は毎週1回定期的に行われ、第3セメスターの終了時に中間発表（教員、院生全員出席が義務）を公開形式で実施する。提出された修士論文の審査（主査、副査によ

IV. 「教育内容・方法・成果」について

る審査制度を廃止し審査員制度を導入)と修了試問は非公開で行っている。本研究科では、講義、特殊講義、講演会、授業内発表・質疑応答、学会参加、企業参観等の多様な形で授業と研究指導に従事している。大学院生の履修科目は主に所属研究指導の担当教員との相談のうえで各自の状況に合わせて履修をさせ、指導を行っている。必須となっている「学術論文の書き方」で身につけた知識を生かして修士論文のまとめにリンクしながら進んでいる。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科における科目の全ての授業シラバスは本学 Web サイトで公開されており、授業概要、到達目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしている。

シラバスには学期ごとにそれぞれ 15 回分の授業計画を立て、各回の授業で取り扱う内容について明示している。教員が執筆したものを教務委員と研究科長が再度確認したうえで、本学 Web サイトにて公開する。教員はシラバスに明記した内容に沿った授業の実施を常に努めている。学期末ごとに、受講生による授業評価のアンケートにはシラバスに基づいて授業が展開されているのかへの項目が設けられ、授業の評価等、大学院生の意見や指摘を参考に授業改善に努めている。

(3) 成績評価と単位認定について

受講生の成績の評価及び履修科目の単位認定に関しては、シラバスで明示した通りである。

既修得単位の認定については、研究科委員会で適切な作業が行われ、最終的には大学院委員会に報告する。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

教育成果の検証、教育課程や教育内容・方法の改善については、毎月行われている研究科委員会 (FD含む) において検証している。なお、大学院研修会、及び学期末ごとに実施されている受講生による授業評価アンケート、中間発表、修了試問等を総合して教育成果の検証、教育課程や教育内容・方法の改善を図っている。

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

学習成果を測定するための評価指標として、授業終了後行われている受講生による授業評価アンケート調査、授業への評価及び各研究指導での交流等が適切に実施されている。一貫して、授業評価に対する当該教員のコメント、研究科長によるチェック及び評価も実施されており、その整合性は十分に取れている。大学院生における取得単位数、合否判定には研究科教務委員及び大学院教務委員会の精査を経て、研究科委員会で十分に検討と審議を行うという手順を踏んで、適切に行われている。

教育目標に沿った成果に関しては、授業評価アンケート調査等から測定している。ゼミ合宿、中間発表後の反省会、修了試問後の総括会等で各自における自己評価も行われている。また、在学生と修了生との交流会を設け、交流を通して自己成長、自己評価等が交わされ互いに刺激を受けている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

全体的に学生の自己評価アンケート結果等からは、教員の指導内容及び指導結果について、おおむね良好な評価を得ている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与基準、学位授与手続きについては、『履修ガイド』で示されている本学学位規則に則って厳正に行われている。

修了試問審査においても、主査と副査による審査制度を廃止し、審査員による審査制度を導入し、2人の審査委員による審査を経て、その結果を基に当該学生の指導教員を交えて審議を行い、最終結論を経営学研究科委員会に報告する。研究科委員会において最終の合否判定を行うプロセスをとっている。また、修了に必要な履修要件ないし取得単位数等についても慎重に確認作業を行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科の学生は、専門領域の理論を学ぶと同時に、社会科学研究の本質と方法等を理論と政策の両面から次第に身につけることができるようになった。また、コースワークとリサーチワークについては、文献研究・実践研究のリサーチ、実践面を主とする演習主体の科目と理論面を主とする講義主体の科目を配し、適切なバランスを取って、国内外学生の要望に十分に答えられる専門的・学際的教育と研究指導を行っている。なお、査読制度を設けた研究紀要によって、研究と教育が直結され、内容の一層の充実が期待される。

改善すべき事項

少人数授業が多いために、成績評価はAとBに偏る傾向がある。少人数授業を視野に入れた成績評価の在り方について指針を定める等の検討が必要である。なお、修了試問の合否判定においてA、B、C、D等の成績をつけるべきであるとの要望が本研究科の教員より出されている。

3) 将来に向けた発展方策

経営学研究科の特徴の一つでもある必須の基礎科目群では、専任教員のそれぞれ専門分野を鑑みてオムニバス形式で実施している。修士論文中間発表の教員、大学院生全員参加、審査員による厳格な修士論文審査方式の導入・実施等によって一定の効果が上がっていると思われる。今後、更なる教育の質の向上のため、改善案を引き続き推進・検討する。今後も科目間の有機的連携、学生の特性に合わせた履修モデルの構築、論文の質の向上に向けての検討に努める。

IV-9-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

修士課程の教育目標は学生に配付する『履修ガイド』で明示し、さらに入学時のオリエンテーションで研究科全体として、さらに日本語教育及び英語教育の専攻ごとに、資料を配付し口頭で説明している。

教育目標と学位授与方針との整合性を確認するために、日々の指導だけでなく、後進の学生への教育効果をも視野に入れて修士論文の中間発表と修了試問を設けている。学生の論文や研究方針が学位授与に相応しいかを検証するのが本来の目的である。学位審査基準も整備しつつあり、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーだけでなく、修得すべき内容及び達成目標を掲げている。修得すべき学習成果または修了要件は、入学前から公開されている授業シラバスや入学後に配付する『履修ガイド』においても明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施については、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを明示した『履修ガイド』を作成し学生に配付している。このガイドには科目区分、必修・選択の別、単位数等については詳述している。

さらに入学時の研究科オリエンテーションでも詳細な説明を加えている。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

本研究科で独自には行っていない。

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

言語教育研究科の理念・目的に合わせて必要な授業科目を開設し、コースワーク形式にて体系的な履修ができるよう配慮している。さらに学生の希望、時代や社会の要請に基づき常時、改革を試みてきた。

研究科全体として共通科目を設置し、この他日本語教育と英語教育の専攻ごとに専門科目を配置するという重層構造をとっている。科目間の順序性についてはオリエンテーションにおいて教示し、体系的な履修となるよう助言している。順次性をより明確にするために 2014 年度から科目ナンバリングを導入した。また、講義科目に加えて実習、演習科目も設定し、受動的な学習だけでなく、参加型の教育も積極的に取り入れており、海外提携校への派遣も行っている。

さらに、上述の授業科目に加え、研究指導担当教員が在学生に対する修士論文等の作成に必要な研究指導も実施している。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

言語教育研究科では、人材と研究能力の育成を目指して、授業科目と研究指導の提供にあたって以下のような目標を定めている。

＜コア科目＞言語状況の多様性を理解し、教育的対応力を高める。

＜専門科目＞多様な言語教育・日本語研究・英語研究の専門性を高める。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

本大学院全体の特徴でもあるが、「研究指導」という授業名の下に、論文指導の時間を毎週のカリキュラムに組み込んでいる。こうすることにより、大学院生は研究計画を立てる場合の「ペーパーメーカー」としてこの授業を利用でき、何よりも指導教員との関係が密になり、この点が指導の効果を上げる大きな要因となっている。また、修了までに「中間発表」という公开发表の機会が義務化されているため、これが学生により意味での緊張感を与えている。入学後各専攻の担当教員の中から研究指導を受ける教員を選び、2年間にわたり指導を受ける体制を取っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

本研究科所属の教員は、授業概要、到達目標、授業計画、授業時間外学習、評価基準等から構成される全学共通のシラバス書式に従い、担当科目のシラバスを作成している。科目担当教員により作成されたシラバスは、履修登録時に e-Campus や本学 Web サイトを通して、学生に公開しており、シラバスに沿った授業運営が実施されている。研究科長によるシラバス点検を通して、必要に応じた内容の修正を求めている。

(3) 成績評価と単位認定について

成績評価は以下の方式により、個々のシラバスに評価基準を明記したうえで厳格に行われている。試験の結果は、A・B・C・D・Fの段階によって評価し、AからDを合格として単位を付与し、Fは不合格とする。「学業成績通知表」には、A・B・C・D・Fの成績評価が記載される。

ただし、「学業成績単位修得証明書」にはA・B・C・Dの成績のみが記載される。また、修士論文・研究成果報告は合・否によって決定する。

単位制度の趣旨に基づく単位認定も、授業の内容や時間数に応じて自宅での課題を課す等の適正化を図っている。

他大学院在籍時に修得した既修得単位認定も適正化を目指している。例えば、他大学院の科目を本研究科目の科目と読み替える場合は、他大学院の単位数の確認は言うまでもなく、その内容を示す書式（成績証明書、科目説明、『履修ガイド』）の提出を義務づけている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

授業内容及び方法の改善を図るため、必要に応じての専攻会議、ほぼ毎月の研究科委員会（研究科教授会）、毎学期のFD及び大学院全体の研修会等を開き、研究科全体や専攻別に、検討する機会を設けている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

院生の学習成果を測定するための評価指標として現在行っていることは、「2年に1回の大学院全体の大がかりなアンケート調査」、「毎学期に修了生の行う調査」、「各科目の毎学期の学生による授業評価アンケート調査」の3つである。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

言語教育研究科において、修了試問を以下の通り実施している。

- ①審査は論文の口頭発表と論文及びこれに関連する研究領域について試問の形で行う。
- ②審査委員会は研究科委員会において研究科委員会において委嘱された3人以上の教員によって行う。うち1人(研究指導教員)を主査とする。
- ③審査時間は一人につき30分とする。
- ④審査日程・場所は掲示板及びe-Campusに掲示する。
- ⑤不合格となった場合、再審査は原則として1回までとする。

修士論文の質を維持するため、審査基準の再検討を行った。修士論文の審査は、審査委員の話し合いなしは投票で審査結果にいたるため、客観性・厳格性があるといえる。

また、学位授与に関しては、審査委員会が審査報告を文書で大学院部長に行い、これに基づき研究科委員会（3分の2以上の出席により成立）が学位授与の可否を出席者の4分の3以上の賛成により決定したのち、大学院部長が学長に報告し、学長が学位を授与する。授与は本学学位規則による。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

教育目標及び教育課程の編成には、アンケート調査等には現状では特に問題は出ていない。

教育課程については、この5年ほど日本語教育専攻を中心として少しずつ変更を加えたため、その教育効果は上がっている。しかし、特に現職教員である受講者の数が激減しており、社会的要請に即したカリキュラムとなっているかは今後、検証を要する。

教育方法の成果はアンケート調査からは、言語教育研究科在籍及び修了生の大半が満足との回答を得ている。

改善すべき事項

授業の主たる開設場所が、日本語教育専攻は四谷キャンパス、英語教育専攻は町田キャンパスで行われるようになったため、大学院生が互いの専攻科目を履修する機会が減ってしまったことは残念である。共通科目については、すべて四谷キャンパスで開講されているため、英語教育専攻の大学院生は時間割を工夫しながら専門科目と共通科目を同じ日に町田キャンパスと四谷キャンパスで受講する場合もある。

一方、言語教育の大半の学生が2年間の修士課程の修了を目的として入学するため、長期的な

IV. 「教育内容・方法・成果」について

視点から授業以外での訓練の場を想定することが困難である。

教育内容については、日本語教育専攻の個々の担当科目の中には、クラスサイズの大きさを是正する必要性が出てきている。また、いわば「進んでいる」学生と「遅れている」学生との差が年々拡大する傾向にあり、この対策が急務である。

3) 将来に向けた発展方策

修了要件・学位授与方針については、学生にさらに勉学・研究を奨励するために今後、項目を多少増やすことを検討している。

教育内容については、受講生の経験や能力の差が顕著な授業での工夫が迫られている。

また、特に日本語教育専攻においては、ある時期を境として現職教員の応募が激減し、留学生の占める割合が大きくなっている。教員評価制度導入等が原因と考えられるが、留学生の増大が顕著となった時期を特定し、カリキュラムの見直しを図っていく必要がある。

IV-9-7 心理学研究科

1) 現状の説明

○教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標と学位授与方針について

本研究科の教育目標は、本学 Web サイト並びに『大学院案内』や『履修ガイド』に明示している。さらに入学時の研究科オリエンテーションで、『履修ガイド』を参照し、口頭で説明している。

教育目標と学位授与方針との整合性については、修士論文中間発表（2年次春学期末）及び修了試問を通して、学生の論文や研究全体が学位授与に相応しいかどうか検証している。修得すべき学習成果は、学期初めに公開する授業シラバスや『履修ガイド』において明示している。

(2) 教育目標と教育課程の編成・実施方針について

これらについては学生配付の『大学院案内』、『履修ガイド』に明示し、また入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。併せて臨床心理士、専門健康心理士の受験資格を得るために必要となる科目群についても明示し具体的に説明している。

(4) 教育目標などの適切性の検証について

『履修ガイド』に現行のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを明示する過程では、原則として月1回実施している研究科委員会で審議し、確定した。何らかの問題点がみられた場合には、変更について研究科委員会で審議を行い、責任主体である大学院委員会に諮る手続きをとることで合意を得ている。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の適切な開設及び教育課程の体系的な編成について

臨床心理学、健康心理学の2専攻はそれぞれ臨床心理士、専門健康心理士の受験資格を満たす科目を不足なく設置している。順次性についてはオリエンテーションにおいて教示し、体系的な履修となるよう指示している。順次性をより明確にするための取組として科目ナンバリングを導入した。また、両専攻の授業科目を可能な限りオープンにし、関連領域の幅広い知識を得られるよう配慮している。臨床心理学専攻では、資格取得のための試験の合格率を上げるため受験対策として特別講義等を設定している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程の教育内容について

原則として資格認定機関の要請に基づく科目配置をした教育課程の編成・実施方針となっている。

健康心理学専攻では、今後、産業分野での健康心理学の重要性に鑑み、コーチング心理学等の授業科目の増設を行った。併せて学士教育段階で心理学の基礎知識を得る機会の少なかった社会人等の学生の強化及び学士課程の学生の大学院教育への興味関心喚起を念頭に、2013年度から入門的な授業を1コマ設置した。

○教育方法

(1) 教育方法及び学習指導について

各教員が毎週、研究指導を行うとともに、2年次春学期末に修士論文中間発表会を設定している。また2012年度からは健康心理学専攻では修士論文の最終審査も公開とし、修士1年生の研究意欲を高める方策の一つとした。臨床心理学専攻では修士論文の最終審査は非公開であるが、審査後に公聴会を行い、後続の大学院生の意欲喚起を図っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

全学の方針に沿ってシラバスを作成しており、研究科長によるシラバス点検も行って、必要に応じて加除修正を求めている。

(3) 成績評価と単位認定について

各授業科目についてシラバスに成績評価の基準を明示し、それに従って評価がなされている。また、評価の厳格性を強めている。

(4) 教育成果の検証と教育課程や教育内容・方法の改善の結びつきについて

各領域の特殊性を尊重し、教育内容・方法の研修は実施していない。

IV. 「教育内容・方法・成果」について

○成果

(1) 教育目標に沿った成果について

現状では研究指導を含む各授業の担当者に任せている。しかし、リサーチワークに関しては、中間試問、最終試問をはじめとして、折あるごとに主査以外の教員も積極的にコメントをするよう心がけており、学生にも他の教員の意見を聞くことを推奨している。具体的な評価指標については今後の検討課題としたい。

臨床心理学専攻では、修了後に即実践可能な臨床心理士の育成を目指しているため臨床心理実習の授業を核に事例に対するグループスーパービジョンの他、各教員がすべての大学院生に臨床心理士としての心構え等についても個別に指導を行っている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）の適切性について

学位授与基準については、『履修ガイド』に各専攻別のディプロマポリシーを明記している。学位授与基準、学位授与手続き及び学位審査及び修了認定の客観性・厳格性の確保に関しては、修士論文の質の検証をはじめ、修了要件単位や授業の出席・試験等の実施等、総合的に見て適切に修了判定の審議を行っている。修士論文の質を担保するため、審査基準の再検討を行った。

また、修士論文の審査は、審査委員の話し合いなし投票で審査結果の決定を行っているので、客観性・厳格性があるといえる。学位審査の修了試問は非公開だが、その後に公開で発表会を行っている。なお、健康心理学専攻では 2012 年度から修了試問についても公開とした。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

授業科目の体系的配置及びコースワークとリサーチワークのバランスについても適当であり、確実に効果を上げている。臨床心理学専攻では学内外での実習が他大学の追随を許さない程綿密に実施されており、大きな学習効果を上げている。健康心理学専攻は、わが国で数少ない専攻として独自性があり、周知されてきている。

改善すべき事項

学士課程の健康福祉学群健康科学専修の学生には大学院志望者が毎年少なからずおり、人間科学専攻から心理学研究科への改変により体育の専修免許取得が不可となったこともあり、他の大学院へ進学する者が複数いる。このニーズを活かすための改編について検討が必要ではないかと考える。

3) 将来に向けた発展方策

特に社会人学生の多い健康心理学専攻では、夕刻から夜の時間帯に多くの授業を配置しているが、大学院生の利便性を考え 2012 年度からは一部の授業について P F C や四谷キャンパスでも行った。今後、さらに検討を重ねて社会人学生のニーズに応えたい。臨床心理学専攻でも専門家の集中講義等、大学院生が学習しやすい日程を確保するため四谷キャンパスの使用をさらに検討したい。

V. 「学生の受け入れ」について

V. 「学生の受け入れ」について

V-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

[学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）]

学士課程及び大学院の学生の受入方針（アドミッションポリシー）を次の通り定め、『学生募集要項』及び本学 Web サイトで明示し、受験生を含む社会一般に公表している。

アドミッションポリシー

学士課程

桜美林大学の建学の理念「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を理解し、人間として幅広い教養を身につける、あるいは高度な専門性を追求するという教育目標に応え、「自分探し」、「自分づくり」を目指す人が本学に相応しい人物、特に、積極的に学ぶ意欲と能力を有している人物、また学業・技術・文化・芸術・スポーツの分野で実績のある人物が望ましく、さらに本学での学習を通してこれからの社会で通用する実力を身につけ、将来それぞれの分野で活躍したいという強い意志と意欲を持つ人物を募集します。

大学院

桜美林大学の建学の理念「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を理解し、各研究科の特徴に沿って、専門及び実践を通して学問及び社会への貢献を目指す人物を募集します。

[障がいのある学生の受け入れ方針]

国内の大学では障がいのある学生の大学進学者数がこの5年間で倍増しており、この状況は、本学においても同様である。これを受けて、それまでの個別的な対応から組織的な対応が必要であると判断し、2013年度に「障がいのある学生の受入・修学支援検討委員会」を設置した。

その背景には、政府が国連の「障害者権利条約」への署名、締結に動き、これに連動して国内の障害者基本法の改正がされたことや、発達障がいのある学生が増加しつつあること等も挙げられる。

本学としては、当面、増加する様々な障がいのある学生（受験生）に対して、受験前から本学が提供できる支援制度の理解を得ると同時に、受験時及び入学後の合理的な配慮が適正に行えるようにするためのハード及びソフト面の基盤整備を進めていく方針である。

(2) 学生募集及び入学者選抜について

2014年度（2015年度入学者選抜）の学生募集・入学者選抜は、「桜美林大学入学者選抜運営規程」及びアドミッションポリシー（学生の受け入れ方針）等に基づいて適切に実施され、その方法は受験生に対して公正な機会を保障し、かつ本学の教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであったといえる。

結果、学士課程の2015年4月入学にあつては、総志願者数7,465人（対前年度比106%）、入学者数は2,276人（入学定員1,880人）となった。

以下は、2014年度（2015年度入学者選抜）における主な見直し・改善点等である。

①学生募集活動の分析と改善（学士課程）

学生募集活動を強化するため、学長直轄の「入試広報戦略委員会」において、入学者選抜制度及び学生募集広報に関する分析・検討等を行った。その結果、一般入学者選抜では日程

V. 「学生の受け入れ」について

変更や学群統一入試・3科目型入試を増加させたほか、推薦入学者選抜においても出願資格の一部変更を行った。また、オープンキャンパスの内容等についても適宜見直した。

②オープンキャンパス、高等学校訪問（学士課程）

2014年度は、オープンキャンパスを8回、ミニオープンキャンパスを7回開催した。総来場者数は13,138人となり、前年度に比べ2,559人増となった。また、教員による高等学校への出張講義は49回実施し、前年度と比べて10回増となった。さらに、事務組織を横断して編成された「全学学生募集広報プロジェクト」メンバーによる高等学校訪問や説明会・進学相談会への参加を強化した。

③インターネット出願（学士課程）

2015年度入学者選抜より、一般入学者選抜・大学入試センター試験利用入学者選抜における出願方法を「インターネット出願」へ全面的に移行した。受験生にとって利便性があるだけでなく、出願処理における確認作業の軽減化等を図ることができた。

④地区入試・現地入試

前年度に引き続き、学士課程においては、AO入学者選抜・一般入学者選抜等で地区入試を実施した。AO入学者選抜では札幌市、名古屋市、福岡市、那覇市を会場とし、一般入学者選抜では仙台市、福岡市、那覇市を会場とした。町田キャンパスで実施する入学者選抜と比べ、歩留まりが高い結果となった。さらに、中国現地において、学士課程及び大学院の留学生入学者選抜を実施しており、提携校等からの安定的な受験生確保に繋がっている。

⑤Webサイトの改善

本学のWebサイトは、2011年にリニューアルして以来4年近く経過しており、諸々の改善が必要となっていた。このため、改善の第一段階として、ユーザーから強い要望が寄せられていた、トップページから必要な情報ページへ容易に到達するための変更を行うこととした。

⑥情報のデジタル化

効果的な情報発信を行うため、広報誌『OBIRINER PLUS』を2014年度秋学期より、紙媒体からデジタル媒体に移行した。この変更により、情報到達対象の拡大が可能となった。

(3) 適切な定員の設定による学生の受け入れ、在籍学生数の収容定員に基づく管理について

学士課程における2015年度の入学定員に対する入学者数比率（入学定員超過率。秋学期入学者は次年度の入学者として計算。以下、この項において同じ）は、リベラルアーツ学群1.20、芸術文化学群1.13、ビジネスマネジメント学群1.26、健康福祉学群1.28、学士課程全体で1.21であった。また、過去5年（2011年度～2015年度。以下、この項において同じ）の平均入学定員超過率は、リベラルアーツ学群1.17、芸術文化学群1.04、ビジネスマネジメント学群1.21、健康福祉学群1.15、学士課程全体で1.16となる。

学士課程における2015年度の収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員超過率）は、リベラルアーツ学群1.18、芸術文化学群1.03、ビジネスマネジメント学群1.19（ビジネスマネジメント学類1.13、アビエーションマネジメント学類1.26）、健康福祉学群1.11、学士課程全体で1.15であった。また、過去5年の平均収容定員超過率は、リベラルアーツ学群1.18、芸術文化学群1.04、ビジネスマネジメント学群1.23（ビジネスマネジメント学類1.25、アビエーションマネジメント

V. 「学生の受け入れ」について

学類 1.16)、健康福祉学群 1.14、学士課程全体で 1.17 となる。

修士課程・博士前期課程の 2015 年度の収容定員超過率は、国際学研究科 0.65、老年学研究科 0.82、大学アドミニストレーション研究科（通学課程）0.40、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）0.98、経営学研究科 1.26、言語教育研究科 0.52、心理学研究科 0.55、修士課程・博士前期課程全体で 0.76 であった。また、過去 5 年の平均収容定員超過率は、国際学研究科 0.64、老年学研究科 0.93、大学アドミニストレーション研究科（通学課程）0.37、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）0.96、経営学研究科 1.11、言語教育研究科 0.69、心理学研究科 0.65、修士課程・博士前期課程全体で 0.79 となる。

博士後期課程の 2015 年度の収容定員超過率は、国際学研究科 0.56、老年学研究科 2.88、博士後期課程全体で 1.10 であった。また、過去 5 年の平均収容定員超過率は、国際学研究科 0.71、老年学研究科 2.70、博士後期課程全体で 1.16 となる。

学士課程においては、入学定員超過率・収容定員超過率ともに、すべての学群・学類で 1.00 を超えているが、本学では大学設置基準で定める必要専任教員数・必要校地面積・必要校舎面積を大幅に上回っているため、教育の質は維持できていると考える。しかしながら、高大接続改革や大学の質的転換の観点からは、学生数を定員に基づいて適正に管理することにより、教員一人当たりの学生数等の教育条件を維持・向上させることが求められる。そういう意味では、今後は定員管理の厳格化に取り組む必要がある。

一方、研究科においては、一部の研究科を除いて、ほとんどの研究科で定員未充足の状況にあり、本学の学士課程との連携等をはじめ、抜本的な改革・改善が望まれる。

（4）学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜の実施の検証について

本学には、入学者選抜を公平かつ円滑に運営するため、学士課程に入学者選抜代表者会議、大学院に大学院入試戦略委員会が置かれている。（「桜美林大学入学者選抜運営規程」第 3 条第 1 項）

入学者選抜代表者会議及び大学院入試戦略委員会では、アドミッションポリシー、入学者選抜の方法・期日・出題科目、学生募集の方法・内容等に関する検証と審議が定期的に行われている。（「桜美林大学入学者選抜運営規程」第 5 条）

また、これらの委員会における検証の結果や改善方策等は、担当副学長等から学長に報告され、学長が最終決定しており、検証プロセスも適切に機能している。（「桜美林大学入学者選抜運営規程」第 5 条）

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

2014 年度は、2013 年度より取り組みを始めた「障がいのある学生の入学前までのプロセスを整備」、「障がいのある学生の修学支援に必要な情報を学内で共有」の二点を継続して行った。

受験前相談から合否判定、入学に至るまでのプロセス及び入学後の Semester 単位の教職員間の情報交換の仕組みが確立され、安定した支援体制が整ったと考える。

これに加え、学生生活支援課、保健衛生支援室、学生相談室のスタッフを全国で開催されている障がいのある学生の受入・修学支援に関する研修会に参加させるだけでなく、さらには障がい

V. 「学生の受け入れ」について

のある学生の受入先進校に積極的に訪問させ、今後、増加が見込まれる障がいのある学生の様々な支援をどのように構築していくかの検討を行い、将来構想案を取りまとめた。

改善すべき事項

学士課程においては、入学定員に対する入学者数比率が 1.00 を割ってはいないものの、志願者は恒常的に増加しているとは言えない。18 歳人口の減少に伴い、今後ますます受験者及び入学者の確保に苦戦を強いられることが想定されることから、全学が一丸となって志願者の増加を図るための広報活動に取り組むことが望まれる。

また、大学院においては、各研究科が公開講座、公開授業、セミナーを実施する等、学生募集活動に努めているにもかかわらず、定員は未充足の状況にある。定員充足に向けての継続的な努力と新たな取り組みを行うことが望まれる。

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（2014 年 12 月）においては、新しい時代に相応しい高大接続の実現に向けて、各大学はアドミッションポリシーにおいて、求める学生像のみならず、各大学の入学者選抜の設計図として必要な事項を明確に示す必要があることが提言され、あわせてアドミッションポリシーに明示すべき点として、以下のようなポイントが示された。

- ①大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか。
- ②入学者に求める能力は何か。
- ③高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価するのか。

以上のポイントと本学のアドミッションポリシーを比較すると、③のポイントが必ずしも明確には示されておらず、一層の改善が求められる状況にある。

障がいのある学生の受け入れ方針における現在の予算枠や配置人員での対応としては、他大学と比べても高い水準の制度構築を行っていると考え。また、ハード面については、障がいのある学生の要望もきめ細かく確認し、建物の構造上、対応ができないもの以外の整備はほぼ完了している。

今後より一層の改善が必要な事項としては、視覚障がいのある学生に対するノートテイクや PC テイク、障がいのある学生に必要とされるコミュニティ形成であると考え。

3) 将来に向けた発展方策

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（2014 年 12 月）では、入学者選抜について、知識・技能の習得だけではなく、その知識を活用する力や、主体的に学ぶ力を含めた「確かな学力」を、多面的・総合的に評価していこうとしている。

答申では、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」（2019 年度導入予定）、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」（2020 年度導入予定）という 2 つの新しい共通テストの導入が示されているが、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」は大学入試センター試験に替わる共通テストの位置付けであることから、我が国の大学入学者選抜制度にきわめて大きな影響を及ぼすことが予測される。

V. 「学生の受け入れ」について

「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」は、従来の知識・技能の習得としての教科型試験だけではなく、得た知識を活用する力として、大学段階で必要とされる思考力・判断力・表現力等をより重視して評価するようなテストの実現を目指しているようであるが、本学においては、まずは以下のポイントに関し検討等を行い、環境の変化に適応できる力を蓄えておかなければならない。

- ①従来の教科型の設問に加えて、教科・科目の枠を超えた思考力・判断力・表現力を問う「合教科・合科目型」、あるいは「総合型」といった問題を組み合わせた出題。
- ②解答方法については、択一式だけではなく、複数の正解があったり、複数の問題が連動して深い思考力を問うような選択問題の導入と記述式の問題の導入。
- ③外国語（英語）については、民間の検定試験の積極的な活用。

また、本学は他大学に決して引けを取らないような優れた教育活動を実践しているが、その情報が学外者に十分に伝えられているとは言い難い。そのためにも新たな広報戦略を打ち立てることが必須である。

学士課程及び大学院は、今後、教育課程の内容や教育方法の面において、受験生ないしその関係者のニーズ及び社会の動向を的確にとらえ、それに迅速に対応できるような機動力と柔軟性を備える必要がある。そのため Web サイトを受験生の目線で再構成を行い、一層利便性の高い、分かりやすいものとすることや、『学生募集要項』『大学案内』『大学院案内』についても、受験生に分かりやすいような内容や記述にすることが必要である。

加えて、学士課程にあっては、教員による高校訪問を制度化する等、能動的な広報活動を展開することが望まれる。大学院にあっては、本学学士課程の学生の中で、大学院進学を希望する学生が増加するような学びの環境の構築と学士課程との連携を一層強化することが望まれる。

障がいのある学生の受け入れ方針にあたっては、2016 年 4 月から障害者基本法の改正に伴い、障がいのある学生の高等教育機関への進学者数の更なる増加が見込まれる。よって、「改善すべき事項」に挙げている通り、障がいのある学生支援のソフト面に関する質的・量的なサービスの拡充が求められることから、この部分の整備強化が今後の対応となる。また、精神面の障がいや疾患のある学生の増加も勘案すると、障がいのある学生を総合的に支援する機能をもつ「センター」の立ち上げの検討が次の課題と考える。

V-2 リベラルアーツ学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

リベラルアーツ学群のアドミッションポリシーは、本学のアドミッションポリシーと、本学群の教育目標及び理念を踏まえて以下のように定め、『学生募集要項』及び本学 Web サイトを用いて公開している。このアドミッションポリシーが、本学群が受け入れる学生像を明示し、入学時に修得しておくべき知識や能力等を明らかにするものである。

「本学群は、人間として社会で生きるために必要な幅広い知識と深い洞察力を身につけた学生

V. 「学生の受け入れ」について

の育成を目指します。この方針から、以下の資質を持つ学生が望まれます。①自ら進んで学ぶ強い意欲と自立心を有すること、②広い分野の基礎的学力を有するとともに専門分野への強い関心を有すること、③新しい分野への探求心と新たな体験へ挑戦する意欲を有すること、④本学の建学の精神を理解し、他者に奉仕し、共に向上する意欲を有すること。」

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

AO入学者選抜における課題図書の設定が、リベラルアーツ学群における同入試の一つの特徴となっている。AO入学者選抜の場合、学力を教場試験で問うことはできないため、面接において、読解力、理解力、論理的展開等を測るために、課題図書を導入した。課題図書の選定においては、本学群教員の意見を広く問いつつ、入試委員会で決定した後に学群教授会で承認している。

一般入試については、数学において記述式の設定を含めた本学群独自の問題作成を始めた。具体的に、どのような効果が上がるかは、今後の検証を待ちたい。また、一般入試における他の科目の作問においても、本学群教員の関わりをより深めることで、本学群の特徴を反映した問題の作成に努めている。

入学者選抜における透明性は確実に保証されている。面接が行われた場合、その採点は必ず2人の教員が行い、学群調整会議では面接担当教員が参加して判定が行われている。また、可能な限りで採点の数値化を行い、過去の合格点を参照しつつ、年度によって異なる基準で合否が決定されないよう努めている。さらに、学群調整会議での結果は、副学長(教学担当)、教育組織の長、入試広報センターの教職員をメンバーとする入学者選抜代表者会議にて、全学規模で判定され決定される。従って、判定に不透明さ、不公平さが含まれる可能性はほとんど無い。最後に、受験生の問い合わせに対しては、合格・不合格に対する説明内容も準備され、透明性は確保されている。

改善すべき事項

本学は他大学に比べてAO入学者選抜の比率が比較的に高く、リベラルアーツ学群においても、開設以来、同選抜による入学者数が多い状況となっている。しかし、最近の中高生における一般的な学力低下を背景に、社会的な動向として、同選抜に関する様々な問題点が指摘されている。

本学群としても、AO入学者選抜、公募制推薦入学者選抜、一般入学者選抜、大学入試センター試験利用入学者選抜といった、各種の入試における入学者数のバランスを再度検討しているところである。

また、リベラルアーツ学群の教育の特徴である「Late Specialization」は、入学後の学習を通して専門を決めていくことであるが、これが一部の受験生からみると、「大学で何を学ぶか全くわからないだけでなく、大学で学ぶという意識そのものがなくても、とりあえず入学できる学群」と捉えられてしまう可能性がある。無論、入学後の教育や学習指導において、上記の問題は改善できるのであるが、学生を受け入れる時点で、リベラルアーツ教育が学生の自主性を要求するハードルの高いものであることを周知徹底する必要があるかもしれない。

V. 「学生の受け入れ」について

3) 将来に向けた発展方策

リベラルアーツ学群は、その名称自体がまだ社会的に広く認知されていないため、学生募集においても、「リベラルアーツ教育」の説明に力を入れている。「幅広い知識に基づく高度な専門性」、「入学後に学びながら決めていく専門分野」といった学群教育の特徴を、いかにわかりやすく具体的な形で受験生に伝えていくか。オープンキャンパスや高校訪問をはじめとする広報活動において、本学群教員は無論のこと、職員も一体となって本学群の広報を進めていきたい。その際には、リベラルアーツ教育の成果として、卒業生の進路や活動を正しく把握して情報を提供することも重要となるであろう。

V-3 芸術文化学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

芸術文化学群の学生の受け入れ方針はアドミッションポリシーに明示されている。すなわち「演劇、音楽、造形デザイン、映画等、諸文化の多様な価値をとらえることに興味を持ち、理論と実践を学んで幅広く社会に貢献するとともに、国際人として活躍できる人物を求めます」という方針が学生受け入れにあたっての考え方である。また、各専修別に修得しておくべき知識についても詳しく記載しており、本学 Web サイトの「入試情報」だけでなく、『学生募集要項』等の印刷物によって受験生、保護者、高校等社会一般に公表され、オープンキャンパス、受験生への説明会等でも常に周知している。

学群の入学者選抜は「AO入学者選抜」「公募制推薦入学者選抜」「指定校制推薦入学者選抜」「留学生入学者特別選抜」「一般入学者選抜」「大学入試センター試験利用入学者選抜」等、様々な方式を採用している。専修別に行われる実技・面接試験の内容は、当該専修で学ぶために必要な技能等の水準を表している。

なお、障がいのある学生については、全学的なレベルで連携しつつ、受け入れていく方針である。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

オープンキャンパスでは教員が役割分担しながら、ガイダンス、ワークショップ、受験相談を行っているが、在学生も「桜インターン」としてキャンパス・ツアーや学生生活相談等で主体的な活動を行い、受験生にきめ細かい対応をしている。

2013 年度に実施した 2014 年度入学者選抜では、一般入学者選抜の一部で、演劇を除く 3 専修が実技・面接審査を廃止した。これは、一般入学者選抜受験生の負担を軽減することで幅広く受験生を集めるための方策であったが、その結果、志願者が大幅に増え、優秀な学生を多数入学させることができた。2015 年度以降の状況を見極めないと正確な評価はできないが、2014 年度に限ってはこの入試改革はある程度成功したといえよう。

V. 「学生の受け入れ」について

改善すべき事項

本学群の収容定員は合計 1,000 人であるが、2014 年 5 月 1 日現在の在籍者数は合計 1,013 人で収容定員の約 101.3%となっている。しかしながら、時間の経過とともに退学・除籍が発生し、在籍者数が減少していくので、その推移については十分に注意することが必要である一方、学群内では各専修でやや偏りがあるので、今後は是正していかなくてはならない。

入学者数の状況が厳しいのは、若年層減少等大学・学群の努力を超えたところに問題の根本があるとも思われるが、入学者確保に向けた学群全体としての取り組みに問題はなかったか、反省すべき点があれば積極的に改善していく必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

まず何よりも重要なことは入学者の確保である。各種調査からも本学群の認知度はまだまだ低いといえる。入試広報センターには以前から学群の広報をお願いしているが、まだ効果が目に見えて来ていない。引き続き広報をお願いするとともに、学群でもより吸引力のあるカリキュラムへの改訂、知名度の高い教員の採用、入試方法の改善等、考えられることはすべて実施するという気構えで取り組まなければならない。

2014 年度の入試改革については、一般入学者選抜の一部で、演劇を除く 3 専修の実技・面接審査の廃止により志願者が大幅に増加し、一定の成果を収めた。2015 年度は一般入試での実技・面接審査の廃止をさらに拡充することと、志願者の学群内での第二志望を認めること等が決定されている。どういう結果になるか、注視していきたい。

入学者を確保するうえで不可欠な要素は、優れたカリキュラム、優秀な教員、充実した施設の 3 点である。これまで述べてきたように、まだ改善の余地はあるとしても、カリキュラム、教員についてはまずまずのレベルにあるのではないかと思う。一方、施設に関してはまだ不十分で、さらに充実させる必要がある。その整備には多額の建設費が必要であるが、入学者確保のため、格段の配慮をお願いしたい。

V-4 ビジネスマネジメント学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

本学の建学の理念である「キリスト教精神に基づく国際人の育成」を理解し、人間として幅広い教養を身につけ、かつ高度な専門性を追求する、という教育目標に応えられる前向きな人物を受入の方針として定めている。そうした中で、ビジネスマネジメント学群は、特に国際社会で必要なビジネス感覚を養い、広範な知識から発想し、問題解決を行える、新しい経営マインドを備えた職業人を養成するという観点から、それぞれの選抜方法において応募基準を公表している。

また、面接等においては、企業や各種機関等で活躍できる人材を社会に送り出すという観点から、就職できる資質と姿勢の育成に対応できる基礎力を求めている。これらはアドミッションポ

V. 「学生の受け入れ」について

リシーとして各種広報誌等を介して広く社会に公表している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

就職して社会に貢献するという問題意識の高い志願者が増えてきている。その意味では進路意識、学びの意識の高い志願者に注目されているということができる。中には既に希望する業界や職種を持っている志願者も多い。こうした就職意識の高い志願者が増えていることは評価に値する。

改善すべき事項

AO、公募制推薦、指定校推薦の入学者には、志望の熱意に反して基礎力の不確かな学生の入学が見受けられる。特に数学系に弱い学生が多くなってきている。これは就活に大きく影響するので、早い段階での回復支援が必要であるが、志願学生の自己認識と自主的対応が求められる。

そのためには初年次教育の在り方が課題になる。入学者の男女比が女性に偏る傾向にある。現状では60数%が女性になっている。この傾向は教育の在り方や就職支援の在り方に係わるので、慎重な審議と対策が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

女性の比率が過度に高まるのは現状では相応しくない。何らかの対策を検討したい。

地域性において関東近県に偏りつつある。多様な人間間の交流や社会性を考慮すると、地域的な偏りは人間形成にマイナスである。また、社会構造・経済構造の観点からもマイナスである。全国からの志願者増を検討したい。

就職の優位性を考慮すると、商業科で学んだ内容は高い評価につながる。その意味から商業高校からの志願者増を検討したい。

グローバル化が急速に進展している現状からして、世界各国からの留学生を迎え入れることは日本の学生にとっても高い意義を持つ。留学生の志願者増を検討したい。

V-5 健康福祉学群

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

『大学案内』にアドミッションポリシーを提示し、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容水準を明確に示している。また、それに加え、パワーポイントで学群の特徴を明示した学群案内を作成してオープンキャンパス等で活用している。

V. 「学生の受け入れ」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

アドミッションポリシーの明示、共通した学群案内の作成により、本学群への入学を検討している学生や保護者が学群の特徴について理解できるようになったと思われる。

改善すべき事項

若年層の人口減少や福祉系学部の人気の低下、競合校も様々な工夫をして学生確保に努力を重ねている中、本学群も様々な努力を重ねているが、志願者の増加にまでには至っていない。今後も積極的に情報発信を行うよう努力したい。

3) 将来に向けた発展方策

学群の魅力を伝えるため、出前授業等の広報活動に今まで以上に取り組んでいきたい。また、カリキュラム改革に伴う新たな魅力づくりを不断に行っていきたい。

V-6-1 大学院

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

研究科及び専攻ごとにアドミッションポリシーを設定し、『大学院案内』、『学生募集要項』、本学 Web サイト等に掲載し周知を図っている。アドミッションポリシーには、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の先行学習についても明記されている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

入学者選抜（学内入学者選抜を含む）を年4回実施している。また、2013年度より大学アドミニストレーション専攻及び大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）では、試行的にローリングアドミッションを導入し好評を得ている。

入学者選抜は、定められたアドミッションポリシーに則って厳正かつ適正に実施されている。

各研究科がアドミッションポリシーを制定し、それを『大学院案内』、『学生募集要項』及び本学 Web サイトに明記することで、求める学生像と各研究科の教育目的との関連づけを明確にしている。

改善すべき事項

2013年度より大学アドミニストレーション専攻を除き教育カリキュラムの大幅な見直しを行った。今後、この改革に関する検証と、更なるカリキュラムの充実を図る必要がある。

現時点で、入学定員を満たしていない研究科ないし専攻については、受験者数を増やすために、それぞれの分野での社会の動向やニーズを十分に精査し、本学が有するリソースを最大限に活用

V. 「学生の受け入れ」について

して、志願者にとって魅力的な教育課程を構築する必要がある。社会的ニーズに即した研究科・専攻の枠組みとなっているか、あるいは研究科という垣根を越えた抜本的なカリキュラム改編が望ましいのかを考える。

3) 将来に向けた発展方策

カリキュラムの見直しをすることで、本学の学士課程との連携の強化を図り、学士課程の優秀な学生や卒業生（早期卒業者を含む）が一人でも多く大学院進学を志すような組織と教育環境を作る。

2013年度内に大学院における科目ナンバリングを整え、学士課程からの体系的な科目配置を整えた。さらに「大学・大学院連携」による早期履修の運用を2014年度から開始する予定で、入学後の単位認定による学生の負担軽減等を材料にアピールする。

また、一般社会人のうち定年退職者等も視野に入れて、社会人学生を確保するための公開講座の設定、履修証明制度の活用、大学院の研究成果を地域社会に還元するためのプログラム等を、継続的に行っていく。（既に経営学研究科のビジネス戦略講座、心理学研究科の公開講座等多数実施している）

大学院国際化の観点からは、委託研究生制度を活用し、交換留学の大学院版も視野に入れた検討を進めている。現在、留学生の大半を占めているのが中国人学生であるが、今後は台湾、モンゴル、東南アジア諸国にまで対象を広げ、優秀な学生を受入れるための基盤作りを進める。今後、国内のみならず国外に在住する受講生が学べるような遠隔教育についても導入を検討する余地がある。

V-6-2 国際学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

大学院説明会での説明や、本学 Web サイト、『大学院案内』『学生募集要項』『履修ガイド』等に明示されている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

学生の受け入れ方針に基づき、入試戦略委員会を中心として、一般学生、留学生、社会人等に分けた入学者選抜が公正・適切に実施されている。

受け入れ方法等については、大学院入試戦略委員会を中心に検証されている。各専攻でも定員未充足の解消に向けた対応について検討を進めている。

改善すべき事項

各専攻での定員未充足については、魅力ある教育課程の編成をはじめとした種々の対応を検討

V. 「学生の受け入れ」について

する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

広報活動をはじめ授業料の減免や奨学金の充実等、教育内容以外の大学院生支援の方途を模索する必要がある。

V-6-3 老年学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

老年学研究科では、『大学院案内』において、アドミッションポリシーにより、学生の受け入れ方針を明示し公表している。入学後に学修のみならず研究が適切に行える学生を受け入れることが必要であるが、同時に、社会人や留学生等、多様な専門や背景の学生がいるため、入学者を広く受け入れることが特徴であり、入学前の水準の確保と受け入れ学生の多様性との両立が現在の課題となっている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

入試説明会に加えて年2回の公開講座開催時に説明会を行っており、学生の受け入れに効果が上がっている。さらに、入試説明会と公開講座の説明には、可能な限り担当以外の専任教員も協力するようにして、きめ細かな対応にこころがけている。

改善すべき事項

学生募集には、在学者、修了者の協力も必要であり、開設当初のように、教員も様々な機会に本研究科の案内を行う必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

国内外の大学院と連携し、ダブルディグリーのコース設置も将来の発展方策の一つと考えられる。博士前期・後期通年コースも設置したが、その活用も検討されるべきであろう。

V-6-4 大学アドミニストレーション研究科・大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

通学、通信の両研究科で、『学生募集要項』や本学 Web サイトにおいて以下のアドミッションポ

V. 「学生の受け入れ」について

リシーを記載し、学生の受け入れ方針を明示している。

【大学アドミニストレーション専攻（通学課程）】

1. 高等教育に対する高い関心を持ち、大学経営のエキスパートを目指す、意欲に溢れた方
2. 大学等の教育研究機関・高等教育関係団体・関連政府機関・関係企業の従事者、大卒進学者、留学生等で上記の関心・意識を持つ方

【大学アドミニストレーション専攻（通信教育課程）】

1. 高等教育に対する高い関心を持ち、大学経営のエキスパートを目指す、意欲に溢れた方
2. 大学等の教育研究機関・高等教育関係団体・国及び地方の政府機関・教育関係企業の従事者で上記の関心・意識を持つ方

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本研究科の「養成する人材像」に掲げる大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の資質を有する学生が入学し、入学した学生については、有職者が主体にもかかわらず、高い修了率を達成している。

改善すべき事項

本プログラムに相応しい学生の受け入れが、規模においても実現する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

2014年度からの新カリキュラムのメリットを十分に伝えるリクルートを展開することによって、本プログラムに相応しい学生の受け入れが、規模においても実現することが見込まれる。また、2014年度入学者選抜からローリングアドミッションを実施し、志願者の都合に応じた柔軟な試験日時の設定や長期間の出願受付が可能となったことで、より多くの本プログラムに相応しい学生の受け入れが可能となることを見込まれる。

V-6-5 経営学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

学生の受け入れについては、『大学院学生募集要項』、『大学院案内』、本学 Web サイトに掲載することにより周知を図っていると同時に大学院入試説明会及び毎学期のオリエンテーションでも十分説明が行われている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

留学生が大多数を占めている本研究科では、中国の提携大学における入試説明会、提携大学推

V. 「学生の受け入れ」について

薦入試及び公開講座、年4回の大学院入試と入試説明会等が実施されている。アドミッションポリシーに則って厳正かつ適正に実施され、求める学生像と研究科の教育目的との関連付けを明確にしている。

改善すべき事項

開設以降、本研究科は入学定員割れは生じていない。ただし、研究科における留学生が多数を占めている現状から、学修の効果と質の高い修士論文を完成し得る大学院生を受け入れるために学生募集方法、入試方法に更なる工夫が必要である。

3) 将来に向けた発展方策

現在定員割れは生じていない、留学生が多数を占めている現状の下で、積極的に本学のビジネスマネジメント学群生等を中心とする学士課程との連携を図る必要性が高い。優秀な学生や早期卒業生を含む卒業生の確保及び国際標準化研究領域の開講に伴い、社会人学生の確保のための公開講座（3回の公開講座を開き、企業関係者、中央官庁等から高い関心が寄せられている）の設定等を通して大学院に進学しやすい環境の整備に努める。カリキュラムの見直しを前提にし、中国のみならず、幅広くその他の国々まで募集対象を広げ、優秀な学生を受け入れるための基盤づくりを推進する。

V-6-6 言語教育研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

『学生募集要項』や本学 Web サイトにおいて、以下のアドミッションポリシーを述べ、学生の受け入れ方針を明示している。

言語教育研究科は、現職の日本語教員・英語教員の再教育及び学部新卒者や留学生の教員養成をはじめ、多様な言語教育・日本語研究・英語研究の専門家の養成を目的として、それぞれの専攻では次のような方を求めています。

【日本語教育専攻修士課程】

言語状況の多様性を理解し、教育的対応力を高め、ステップアップをはかりたい方

日本語教育プログラムの開発と評価にかかわる理論と実践を学びたい方

e-ラーニングを活用した日本語教育を実践したい方

多言語・多文化に柔軟に対応し、専門性と国際性を生かし国内外で貢献したい方

大学教員をはじめ研究職に就くために博士後期課程へ進学したい方

【英語教育専攻修士課程】

小・中・高・大、塾などの英語教員としてさらに英語教育の研究と実践に磨きをかけたい方

英語教育・英語圏文化・英語学・英文学・コミュニケーションなどの理論研究を志している方

現在、言語関係の学部で学んでいるが、将来、通訳や翻訳など英語関係の職に就きたい方

V. 「学生の受け入れ」について

近年、台頭してきた小学校や幼稚園などにおける早期英語教育に携わりたい方
大学教員をはじめ研究職に就くために博士後期課程へ進学したい方

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

入学した学生については、高い修了率を維持している。

改善すべき事項

日本語教育専攻は、外国人留学生の入学が増えたので、授業の進度や課題の出し方等に細やかな配慮が必要になってきている。英語教育専攻は、受け入れ対象を現職教員から学士課程卒業者に重点化するため、開講キャンパスの変更を行った。

3) 将来に向けた発展方策

日本語教育専攻は、外国からの履修方法の検討（具体的にはスカイプ等を活用した遠隔授業）、現在行っている海外大学への教育実習に加え一層、海外の大学との受け入れ協定の推進、ダブルディグリー制度の導入等多様な対応を考えている。

英語教育専攻は、これまでの現職教員の再教育・再学習が中心のカリキュラムから、学部卒の入学生を教員として養成するカリキュラムへと大きくシフトすることにした。

V-6-7 心理学研究科

1) 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針の明示について

『大学院案内』にアドミッションポリシーを明示し、周知に努めている。また、両専攻とも、カリキュラムの充実を図り、学士課程の学生の導入を目指すとともに、臨床心理学専攻では、公開授業として臨床心理士の仕事の実情を知る機会も設定し、健康心理学専攻ではワークショップや健康心理フェアを開催する等して学内外の学生に心理学の意義の周知を目指した。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

公開授業は毎回多くの参加者を集めた。健康心理フェアも前年度より参加者が増加した。

改善すべき事項

2014年度の入試は、志願者の減少傾向がみられた。しかし、健康心理学専攻においては学部からの進学者の増加がみられた。学士課程のゼミ論、卒論履修者は減少傾向にあり、今後その増加に力を尽くす必要がある。また、競合校の入試日程情報を入手して日程調整については十分な考慮を望む。

V. 「学生の受け入れ」について

また、受験生は Web サイトでの情報収集を熱心に行うので、研究科のきめ細かい情報を本学 Web サイトにて提供し随時更新することができるよう改善を求めたい。

3) 将来に向けた発展方策

国家試験の受験資格を充足するようカリキュラムを見直し、社会的ニーズに合った体制を作っていきたい。

VI. 「学生支援」について

VI. 「学生支援」について

VI-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 学生支援に関する方針の明確さについて

[修学支援・生活支援]

主管部署の学生センター学生生活支援課に係る方針は、「厚生補導」の主管課であることの認識に立ち、安心・安全・充実の学生生活が行えるよう、学生生活支援、経済的支援、心とからだの支援、そして本学の建学の理念を具現化するグローバル化の4つの観点から直接的、間接的に人的及び物的な指導・援助を行うことである。それぞれの具体的な支援は、以下の通りである。

1つ目の学生生活支援は、卒業後に課題解決能力を有し、能動的に社会で活躍する人材を輩出することを主な目的とし、その支援に向けた具体策を正課以外の活動を通して学生生活支援課として提供することにある。

2つ目の経済的支援は、第一に安定した学生生活を送れるための経済的な支援、次に目的意識や学習意欲が高い学生がさらに充実した学習や活動に励むため、奨学金の整備や提供をすることにある。

3つ目の心とからだの支援は、安心・安全の学生生活の根底となる心身の健康の維持と支援の充実を目指すものである。

最後のグローバル化は、学園の長期ビジョンに基づき、学生の25%程度がインターナショナル・ステューデントとなり、様々な国の学生が共に学び、交わることで、自ずと国際性が身につくキャンパス環境を整えるために支援体制を組むことにある。

[進路支援]

主管部署のキャリア開発センターに係る方針は、下記の「CADACポリシー」によって示されており、以下の通りである。

CADACポリシーとは、「桜美林学園ミッション・ステートメント」を受け、CADACが行う学生の進路支援に関する基本的な方針をまとめたものである。

1 CADACのミッション（使命）

建学の理念に基づき、学園ミッションを実現するために、大学と社会の架け橋となり、キャリア形成支援を通じて、社会に貢献する人材を養成する。

2 CADACのビジョン（目標）

納得感の高い進路支援を行い、社会で活躍する人材を数多く輩出し、誰もが認める存在となる。

3 CADACのバリュー（価値観）

学生の主体性を常に尊重し、学生のために奉仕することを喜びとする。

上記のポリシーを達成させるための具体的かつ主な支援は、以下の通りである。

- ・16人のキャリアアドバイザーによる個別進路相談の実施。

（3年次秋学期より学生一人ひとりに担当制で進路支援を実施）

- ・低学年次と3年次対象のキャリア教育に関する授業の開講。
- ・インターンシップ・ボランティアの募集・開拓、学生への事前・事後指導。

VI. 「学生支援」について

- ・各種の進路支援ガイダンス・セミナーや、学内での企業説明会や選考会の実施、内定者・卒業生との交流会、公務員・マスコミ・筆記試験・新聞の読み方等の講座等の実施。
- ・PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）プログラムの実施。
企業から提起された課題（プロジェクト）に対して、学生たちがその解決法やアイデアを議論し、提案にまとめ、企業に対してプレゼンテーションを行うプログラム。
- ・キャリアアドバイザーを中心とした企業訪問の実施。
（新規企業開拓、学内説明会への招聘、インターンシップ受入依頼等）

（2）学生への修学支援の適切性について

●留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適性

留年者及び休・退学者の状況把握については、アカデミック・アドバイザー、教育・研究支援センターが中心となり行っている。その中で、経済的困窮を事由に休・退学をする学生については、その救済措置の一環として、学納金延分納制度を設け、可能な限り学業が継続できるよう配慮を行っている。また、日本学生支援機構より本学に割り与えられた奨学金枠を最大限に活用できるよう、継続審査等に係わる基準の見直しを行い、貸与を希望する学生が可能な限り経済的支援を受けられるよう体制整備を行っている。

さらに外部業者と提携を結び、2012年度からは教育ローンの融資が受けられる制度も導入した。

●補習、補充教育に関する支援体制とその充実

該当なし

●障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

①障がいのある学生の入学前までのプロセスを整備することと、②障がいのある学生の修学支援に必要な情報を学内で共有することを目指して検討を行い、その具体化を進めてきた。

その結果として、受験前相談から合否判定に至るまでのプロセスで、各教育組織の教員や関連する職員が、障がいのある受験生と面談し、受け入れの可能性を検討、協議できるようにしている。

また、9月には、修学支援カンファレンスを開催し、障がいのある学生の授業支援の在り方を教員間で共有できる機会を設けている。

●奨学金等の経済的支援措置の適性

学内奨学金と独立行政法人日本学生支援機構による奨学金を軸に経済的支援を行っている。特に、2011年度からは、修学支援を充実させることを主たる目的とした特別奨学生奨学金、学習奨励奨学金（実質的な給付は2012年度より）がスタートした。

2014年度の奨学金給費状況は、93人・総額67,049千円（昨年度は104人・総額69,018千円）であった。

（3）学生への生活支援の適切性について

●心身の健康保持、増進及び安全・衛生への配慮

〔学生相談〕

学生相談室では、精神的ストレスに起因する不調等を訴える学生が早期に来談できるよう、オ

VI. 「学生支援」について

リエンテーションや『学生生活ガイド』等で、学生への周知を行っている。

近年、特に心身の健康バランスを崩し、学生相談室や保健衛生支援室を利用する学生が増えていることから、学生の相談対応についてはこの二部署のみの対応にとどまらず、学生センター、キリスト教センターあるいはアカデミック・アドバイザーとも連携をとり、可能な限り学生の心身の健康維持・増進に尽力している。さらに、面談以外に掲示板や配布物での情報提供を行うほか、保護者からの相談にも対応している。

また、学生指導委員会（隔月開催）、事務部門長会議（毎月開催）や各学群の教員研修等を通して教職員との連携強化に努めている。

〔健康管理〕

2014年度の健康診断受診率は、健康診断の必要性を掲示等にて周知することにより、ほぼ昨年並みの受診率（88.3%・対前年比-0.9ポイント減）であった。なお、健診受診勧奨や二次検査対象学生へは、直接指導を行っている。また、保健衛生支援室では、同時期に薬物等の乱用防止やH I V感染に関するリーフレットを配布し、注意を喚起している。特に、H I V感染予防に関する啓蒙活動については、町田市保健所と連携し、情報の提供や発信を学内外行っている。

障がいのある学生に対しては、健康診断をスムーズに受けられるように別日程を組み、車イスでも1フロアで全ての検査が実施できるよう配慮した。

●ハラスメント防止のための措置

本学では、構成員すべてが、充実した学習と研究、そして快適な教育と労働ができ、安心した課外活動や交友関係が持てる環境を作り出すことに責任を負っていることから、学習や討議を行う機会を保証し、誰もが加害者や被害者にならない大学を目指し、ハラスメントによる人権侵害が発生したときは、適切な手続きに沿って迅速な対応にあたっている。

2014年度も、啓発活動の一環として、教職員向けの『ハラスメント防止と相談のためのハンドブック』を、年度当初に新任教職員全員に配付すると共に、ハラスメント防止研修会やF D研修を実施した。また、学生向けには、『Stop! HARASSMENT』『STOP!デートDV～あなたとあなたの大切な人のために～』を、新入生全員に配付した。

（4）学生への進路支援の適切性について

●進路選択に係わる指導、ガイダンスの実施

キャリア関連の授業科目として、1～2年生対象のキャリア教育科目「大学での学びと経験」、「自己実現とキャリアデザイン」、3年生対象「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講した。

「大学での学びと経験」、「自己実現とキャリアデザイン」は、4年間の基礎作りとして位置づけている。

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」はキャリア開発センター長が授業担当となり、全10クラス開講、約900人が履修した。就職活動全般の基礎から、問題発見・解決力や情報収集・編集力等の実践的な内容で、学生の職業観を醸成し、将来のキャリアに向けて進路支援を図った。

また、別途「キャリアデザインⅠ・Ⅱ（留学生クラス）」を1クラス開講し、春学期19人、秋学期21人の履修があった。日本の文化や慣例も含めた指導を実施し、多くの学生が、夏休みを利用してインターンシップを経験した。

VI. 「学生支援」について

以上の取り組みの結果、実情に則した進路支援を実施することができた。

その他のキャリア支援事業等については、以下の通りである。

- ・1～2年生向け：『LIFE START BOOK』をリニューアルし、1年生全員へ配付した。あわせて、進路支援ガイダンスを開催した。内容は、課外活動等を通して大学生活を充実させ、将来のキャリアへつなげるものである。

学生生活支援プロジェクト「モチキャン (Project: Motivation up for Campus Life)」を実施した。上級生の先輩による「語り」、自分が挑戦するように変わったきっかけ等を聞き、自身の今後の大学生活を充実させるためのヒントを掴む機会となった。

- ・低学年の学生団体（ジュニアサポーターズ）：3年生の就職活動を1、2年生が支援する「ジュニアサポーターズ」は、24人が参加した。社会人基礎マナー等の研修を受け、キャリアフェスタ等の運営スタッフとして協力した。参加学生のキャリア感の醸成につながるほか、企業からも高い評価を得ることができた。

- ・3～4年生向け：キャリアアドバイザー（16人）による担任制の進路相談支援。

- ・学内合同企業説明会：「学内合同企業説明会」（選考会を含む）の開催。合同企業説明会 569社、個別説明・選考会 9社、計 578社を招聘した。本学と継続的な関係を構築し、内定獲得の一助となっている。

- ・進路・就職支援イベント（キャリアフェスタ I～V）：「キャリアフェスタ」とは主に3年次を対象とした学内での各種進路・就職支援セミナー。

2014年度は年5回開催、延べ2,982人の学生が参加。同時に、留学生対象の説明会と障がいのある学生対象の説明会を毎回実施した。

また、2016年度採用に関しては、就職・採用活動開始時期の変更（日本経済団体連合会「採用選考に関する指針」）があるため、その対応について、学生が混乱しないよう丁寧に指導し、周知徹底を図った。

- ・PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）：2014年度より実施。企業から提起された課題（プロジェクト）に対して、学生たちがその解決法やアイデアを議論し、提案にまとめ、企業に対してプレゼンテーションを行うプログラム。

対象となった企業や社会が抱える課題について、より深い学びを得ることができる学習プログラムであり、本年はヤンセンファーマ株式会社と実施した。

- ・就業体験（インターンシップ）：

参加者数：236人、派遣先数：163社（キャリア開発センター扱いのみ）

- ・2014年度卒業生の進路・就職状況：

卒業生数1,980人、就職決定者数1,520人、就職希望者数1,554人、進学・留学90人、非正規雇用者（パート・アルバイト）94人、その他276人（芸術活動者、各種進路準備者、公務員・教員受験準備、帰国、進路未定ほか）

- ・内定率：97.8%（内定率97.8%＝就職決定者1,520人／就職決定者＋就職活動中1,554人）

内訳 リベラルアーツ学群 卒業生1,016人、就職希望者811人、就職決定者795人

ビジネスマネジメント学群 卒業生505人、就職希望者435人、就職決定者427人

健康福祉学群 卒業生226人、就職希望者196人、就職決定者193人

VI. 「学生支援」について

総合文化学群 卒業者 233 人、就職希望者 112 人、就職決定者 105 人

●キャリア支援に関する組織体制の整備

実質的なキャリア支援については、キャリア開発センターがその主たる業務を担っており、組織体制は、センター長、課長、係長、課員及びキャリアアドバイザー16人で構成されている。

各教育組織のキャリア関連の支援組織としては、「全学キャリア開発委員会」（毎月1回開催）があり、常に情報共有を図り、進路に関する指導・支援を行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

〔修学支援、生活支援〕

2014年度は、2年前より取り組みを始めた、学生一人ひとりの学生生活が様々な点から安定的に送られることを目指し、コミュニティ生活の最低限のマナーやルールの遵守、経済的困窮学生等に関する支援、心身の健康管理、学生寮の安定運営の底上げを進めてきた。

3年間を通して、学生のコミュニティ生活におけるマナーやルールの遵守が向上し、学生生活支援課で年間に取り扱う事件・事故や近隣からのクレームや学内ルール違反等が激減した。

また、心身の健康管理面では、2010年までは年間に1人程度のペースであった学生の自死を出していない。2011年、2013年に開寮した2つの国際寮は、稼働率を安定させて平均8割以上を維持している。桜寮についても現場のスタッフや寮生との意見交換を繰り返しながら、寮内の課題改善を進め、2014年度末にはそれまで7割に満たなかった稼働率を8割台に押し上げた。

加えて、学生コミュニティの活性化にも努め、大学祭実行委員会、グローバルサポーターズ、桜インターン、桜ジュニアサポーターズ等、大学の学生支援と密接な学生組織への加入率が顕著に増加し、ピアサポートの機能がより一層、整備されてきている。

〔進路支援〕

2014年度の就職率（就職希望者に対する就職決定者数）は97.8%となり、昨年の95.2%から2.6%向上した。キャリアアドバイザー制度を中心とした進路支援は、導入後6年が経過し、卒業者における就職者数は、2010年度1,181人、2011年度1,268人、2012年度は1,351人、2013年度は1,435人、2014年度は1,520人と顕著に増加している。

また、「キャリアアドバイザー制度に関する学生への満足度調査」では、「大変満足・満足・やや満足」の回答が2014年度は74.7%であった。その他、6～8月にかけて、約200社の企業訪問（開拓）により、インターンシップ受入企業及び学内説明会への参加が増加した。

改善すべき事項

〔修学支援、生活支援〕

2011年度からの3カ年を通して、修学・生活支援に掲げた学生生活支援、経済的支援、心とからだの支援、そして本学の建学の理念を具現化するグローバル化の4つの観点から直接的、間接的に人的及び物的な指導・援助をする点については、基盤整備に一区切りがついたと考える。

今後は、個々の支援において、継続的に質的、量的な支援の拡充をどのように進めるかを策定し、具現化に向けた計画を推し進める必要がある。

VI. 「学生支援」について

〔進路支援〕

低学年からのキャリア教育について、授業とキャリア開発センターの両面から、魅力あるプログラムを開発していく必要がある。毎月開催の「全学キャリア開発委員会」を通して、情報共有を実施し、学群との連携・協働を図り、課題点を見つけていく。

また、キャリア開発センター主催の支援行事の更なる学生周知を図るべく、方策を検討する。

その他、2014年度は就職活動スケジュールが変更となり、インターンシップが重要な採用活動の一環として考えられるようになってきた。このような現状を鑑み、インターンシップの更なる拡充を図り、学生への周知を強化し、派遣数を伸ばしていく。

3) 将来に向けた発展方策

〔修学支援、生活支援〕

改善すべき事項にも記載した通り、各種学生支援の基盤整備が一通り終わったことから、今後は次の事項について、質的、量的な支援や効率的な運営をより一層進める必要がある。

①学生が卒業後に課題解決能力を有し、能動的に社会で活躍する人材を輩出することを主な目的とし、その支援に向けた具体策を正課以外の活動を通して提供すること、②学生支援や指導に必要と考えられる情報の一元化と共有化、③障がいのある学生の受入・修学支援の質向上、④学生寮の拡充と業務の整理・統合。

〔進路支援〕

低学年のキャリア教育を強化していきたい。現在は1～2年生向けに、授業「自己実現とキャリアデザイン」を開講しているが、授業内容の見直しと適切なイベント実施等で、職業観の醸成や就業意識の向上に力を入れ、社会人基礎力を身につけさせたい。

多様な経験や社会貢献活動等により充実した学生生活を送ることが、卒業後の進路選択に有益となり、やりがいのある職業へつながると考える。

VII. 「教育研究等環境」について

VII. 「教育研究等環境」について

VII-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針の明確さについて

本学園の中期目標（2010年度～2014年度）において、「質量両面でのキャンパス高度化」を定めており、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にしている。中期目標は本学園の長期ビジョン実現のための基盤固めとして位置づけられ、教職員間で共有されるとともに、本学 Web サイトで広く一般社会に向けて公表している。

「質量両面でのキャンパス高度化」として、長期的展望を踏まえたキャンパス整備計画を作成するとともに、優先順位を明らかにして確実に着手・実現していくこととしており、これにより、安全安心かつ快適な教育環境を提供し、学生及び教職員等関係者の満足度の向上に繋がっている。

なお、キャンパス整備計画では、「エコ・キャンパス」の実現に向けて具体的な数値目標を掲げ、目標達成に取り組んでいる。

(2) 校地・校舎及び施設・設備の整備について

概況

本学キャンパスは、町田キャンパス（プラネット淵野辺キャンパスを含む）約 110,118 m²、四谷キャンパス約 898 m²、運動施設としての上小山田校地約 43,936 m²、他 4 校地からなっている。

校舎の延床面積は約 80,151.31 m²で、創立時より徐々に拡張してきたが、校舎・施設の老朽化及び学生や社会の要請に対応すべく新築・建替えを推進した。2006 年に明々館（教室棟）、2007 年に学而館（教室棟）、2008 年に理化学館（教室・実験室棟）を建設し、学群等改組及び収容定員増への対応を行った。その結果、学生 1 人あたりの校地面積は約 12.7 m²、校舎面積は約 9.2 m²となっており、大学設置基準上における校地面積、校舎面積を大幅に上回っている。

教室等

講義・演習室等は 6 人から 400 人まで収容できるものが 270 室あり、60 人以上の中・大教室には視覚メディアや教卓パソコンの映像を投影する機器を常備し、小教室には携帯用のプロジェクター、スクリーン、AV 機器等を用意している。近年、Blu-ray Disk 等の各種メディアの使用や教員持込みのパソコン接続等が増えており、これに対応する設備を標準とする等、授業規模や授業方法に応じた環境を整えている。また、270 室ある教員研究室は「教員オフィス」と呼称され、少人数ゼミの開講を可能とする等、教員と学生のコミュニケーションをより図れる環境となっている。

情報処理学習用として、13 室の PC 教室に 588 台のパソコンを設置している。この他、自習用として「セルフアクセスセンター」等に 423 台のパソコンを用意し、うち、185 台は貸出用ノートパソコンとなっている。学内の各所には、無線 LAN アクセスポイントを用意しており、教室以外でもネットワークの利用が可能となっている。

VII. 「教育研究等環境」について

運動場等

運動用施設として、運動場を3面、体育館2か所、野球場1面、テニスコート6面、柔道場1か所、剣道場1か所、トレーニングセンター1か所等を整備し、それぞれ夜間照明も設置され多くの学生が授業及び課外活動で使用している。

本学のミッションである「キリスト教主義に基づく人間教育」の観点から荊冠堂（チャペル）を併設し、礼拝やチャペルアワー等を通して本学の教育の理念・目的を具現化した教育活動の場として利用されている。

特殊教室として、健康福祉学群における専門実習に応じた実習室やリベラルアーツ学群における生物、地学、物理学実験等の自然科学系専攻プログラムに対応した実験室、アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーション（操縦士養成）コースで使用するフライトシミュレータ室、芸術文化学群における演劇スタジオや音楽レッスン室、デッサン室、編集ルーム等を整備している。

大学院においては、博士前期課程・修士課程及び博士課程の大学院生専用の共同研究室をそれぞれ用意しているほか、個人ロッカーを備えた共用スペースである専用ラウンジも用意している。

これらの施設は休日でも遅くまで開室しているため、多くの大学院生が利用している。

学生食堂

学生食堂の店舗数は3店舗で客席数は、崇貞館1階「桜カフェ」約450席、老実館1階「老実館食堂」約300席、「ファカルティラウンジ」約80席となっている。今年度より「老実館食堂」については、学園直営から委託事業に切り替え、メニューの多様化等より一層サービスの充実を図っている。その他、構内にコンビニエンスストアがあり、食事のとれるスペースを確保している。栄光館・太平館・明々館・学而館・理化学館各1階に学生ラウンジがあり、交流の場としても広く活用されている。

建物の安全管理

耐震基準を満たしていないすべての校舎について耐震診断を実施し、耐震補強工事を実施している。補強を実施しても基準を満たせない校舎については、教室数に見合う新校舎を建築した後解体した。これにより、懸案であった大規模地震等による二次災害が回避されることとなった。

2011年3月に発生した東日本大震災では、町田市は震度5弱であったが、これらの工事等により、校舎等への被害はごく軽微であった。

学内の警備については、定時的に警備員を巡回させることや、防犯カメラを適宜配置すること、教職員の巡回による声掛け等により事件や事故の未然の防止や状況の改善を図っている。

また、「緊急事故・災害等対策マニュアル」を策定し、2006年度から施行している。学内の井戸を活用した飲料水の確保や停電時の非常用発電機による照明装置、書架等への転倒防止金物の取付けを行い、大規模災害時に帰宅不能となった学生への生活支援はもちろんのこと、地域住民の受け入れをも視野に入れた整備を行っている。避難、誘導についても、「緊急事故・災害等対策マニュアル」及び教員向けハンドブック『Faculty Handbook』にも記載し、一層の安全整備を図った。東日本大震災の折はこれらの手順に基づき避難、点呼、安全確認までの待機といった一連

VII. 「教育研究等環境」について

の行動が整然と進められ、大いに効果があったといえる。さらに、携帯用の「災害対応ポケットガイド」を作成し、全教職員、学生に配付している。

環境問題への取組

2010年より「エコ・キャンパスの実現」を中期目標の一つとして掲げ、学内各施設の省エネ化等、環境対策への取り組みを進めている。BEMS（ビル・エネルギー管理システム）の導入、旧式設備の更新、LED照明・Hf型蛍光灯への更新、節水（節水機器の利用）、地下水及び雨水の利用（雑排水）、緑化の推進（オープンスペース・屋上緑化・花壇整備）、太陽光発電・風力発電及び食堂厨房生ゴミのコンポストによる処理等に積極的に取り組んでいる。

バリアフリーへの対応

すべての学生が等しく学び、学生生活を送ることができるよう学内各所のバリアフリー化を進めてきた。本学構内は段差が多く、車椅子での移動が困難な箇所もあったが、徐々に是正し、すべての建物で解消されている。また、「障がいを持つ学生との意見交換会」を半年に一度開催し、所属学群長や関係事務職員との懇談を通して要望を聞き、改善に役立てている。

（3）図書館、学術情報サービスの機能について

図書館を町田キャンパス（三到図書館・情報メディア室）及び四谷キャンパス（四谷キャンパス図書室）に置き、両キャンパスの蔵書は同一の図書館システムにより運用している。図書館システムでは、一部の古書類等を除いた蔵書のほとんどがデータベース化されており、利用者（学生、教職員等）は蔵書検索によって容易にアクセスすることが可能となっている。蔵書数は、図書約53万冊、雑誌約6,000タイトル、視聴覚資料約16,000点であり、それぞれが主題別に配架されている。町田キャンパスにある三到図書館には図書資料のほか、雑誌（製本雑誌含む）、新聞、学術論文集（紀要）を、情報メディア室にはDVD、ビデオ、カセット、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ等の資料を揃えて利用者に提供している。学術情報をオンラインで提供するためのオンラインデータベース（学術論文、新聞記事検索）も充実しており、これらは、学内LAN環境が整備されている場所であれば、パソコンを経由して随時利用することが可能となっている。四谷キャンパス図書室も、学内LAN環境のもとで、オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍を利用することができる。電子情報については、教員及び図書館メディアセンター職員で構成されている「オンラインデータベース検討委員会」を組織し、教育・研究に必要な電子情報整備について検討している。図書・学術雑誌の整備については、各図書委員がそれぞれの教育・研究組織のニーズを集約して選書を行っている。また、職員も学生の利用動向や授業に必要な資料を確認し、主要書店の新刊見計らいリスト・最新の出版情報等から必要な資料を教員に提供している。

1970年に建てられた三到図書館は、延べ床面積2,488.05㎡、閲覧室座席数231の施設である。図書館内は、基本的に全館開架方式を採用しており、利用者が自由に書架に接して書物を手に取り、利用できる仕組みとなっている。隣接する情報メディア室（延べ床面積323.56㎡、閲覧室等座席数53）では視聴覚資料を収容しており、利用者が視聴できるブースが設置されている。館内

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

には 26 台の検索用パソコンが設置されており、図書館蔵書検索、データベース検索、ワープロ・表計算等、自習用として利用することができる。この他、40 台の館内貸出用ノートパソコンを用意し、利用者は図書館各フロアに設置された無線 LAN を経由して、学術情報にアクセスすることができる。また、利用者は、図書館システム LIMEDIO の「マイライブラリ」に ID / パスワードでログインすることにより、学内・学外からの資料の予約や購入希望、文献複写申込み、本人利用状況確認、一部のオンラインデータベースへのアクセスが可能となっている。なお、スマートフォン又は携帯電話から蔵書検索を行うことも可能である。

2008 年度にオープンした四谷キャンパス図書室（延べ床面積 257.57 m²、閲覧室座席数 45）では、集密式開架書庫を設置し、三到図書館と同様に自由に書物を手に取ることができる。個人用のネットワーク対応パソコン 20 台やキャレルを設置し、大学院生の学習・研究に供している。いずれも学内 LAN 環境にあり、ネットワーク経由で図書館メディアセンターが提供する学術情報にアクセスすることが可能である。

図書館以外の施設においても、太平館セルフアクセスセンター（座席数 106）や、崇貞館考房（座席数 185）で学生の個人学習、共同学習が可能となっている。太平館セルフアクセスセンターでは、106 台のパソコンを設置し、学生がネットワーク経由で図書館メディアセンターが提供する学術情報にアクセスすることができる。また、崇貞館考房には図書が配置され、学生の自習・共同学習や小規模のゼミナール等が行われている。

図書館メディアセンター職員構成は、次の通りである。町田キャンパスには図書館長（教員兼務）、部長、課長各 1 人のほか専任職員が 4 人、合計 7 人（うち司書有資格者は 4 人）、このほかパート職員 3 人、業務委託スタッフ 16 人（うち司書・司書補有資格者 15 人）が勤務、四谷キャンパス図書室には業務委託スタッフ 6 人（うち司書有資格者 4 人）が勤務し、三到図書館、情報メディア室及び四谷キャンパス図書室を運営している。

図書館の開館時間は次の通りである。

- ・三到図書館：8:30-21:00（月～土）※日曜開館 12:00-18:00（7 月、1 月の日曜日）
- ・情報メディア室：9:00-17:45（月～金 ※土は 14:00 閉館）
- ・四谷キャンパス図書室：10:45-21:45（月～日 ※開館時間は時期により異なる）

なお、閲覧カウンター業務を委託化し、土曜日を含め夜間 21:00 まで開館し、学生の授業後の自習時間に配慮している。この他、定期試験時期を考慮し、2012 年度より学期末（7 月、1 月）の日曜日に三到図書館を開館（12:00-18:00）している。また、四谷キャンパス図書室は、大学院通信教育課程のスクーリング期間をはじめ、授業期間以外の期間や授業期間内の日曜日も開館して利用者の自習時間を確保している。

学士課程及び大学院新生に対しての図書館利用説明やガイダンスを実施しており、うちビジネスマネジメント学群とリベラルアーツ学群では、ほとんどのクラスで初年次の図書館利用ガイダンスを実施している。これらのガイダンスのほか、教員からの依頼で行う情報検索ガイダンスでは主に 3 年次を対象とし、レポート・論文執筆のために、初年次に比べて高度な情報検索指導を行っている。

また、国立情報学研究所が提供する学術情報コンテンツサービスを利用して国内の学術情報にアクセスすることが可能である。必要とする資料を本学図書館で所蔵していない場合は、国立情

VII. 「教育研究等環境」について

報学研究所が提供する目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を通して、参加している図書館が相互で資料の提供（現物貸借・文献複写）を行い、利用者が求める資料を迅速に提供している。

（４）教育研究等を支援する環境や条件の整備について

本学の学士課程には、総合的教養教育の機能に重点を持たせた教育研究を実践するリベラルアーツ学群（2007年開設）と特定の専門分野ないし職業人の育成のために教育研究を実践するプロフェッショナルアーツとして芸術文化学群（前身の総合文化学群 2005年開設）、健康福祉学群（2006年開設）、ビジネスマネジメント学群（2006年開設）が設けられている。各学群で学ぶ学生が自主的に学ぶことを可能にするために必要不可欠となる知識の基礎を教えること、積極的な学びの姿勢を身につけさせることを目的として、全学群に跨って主に初年次教育を行うために基盤教育院が設けられている。それに加えて、学群横断的に日本やアジアについて、一般的、総合的に学び、英語や中国語で開講するプログラムを提供するインターナショナル・インスティテュートがある。グローバル化と学際化が急速に進む現代社会に十分に対応が可能な教育の実現を目指している。

大学院は、博士前期課程・修士課程が7研究科10専攻—国際学研究科〔国際学専攻・国際協力専攻〕、経営学研究科〔経営学専攻〕、心理学研究科〔臨床心理学専攻・健康心理学専攻〕、言語教育研究科〔日本語教育専攻・英語教育専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕、大学アドミニストレーション研究科〔大学アドミニストレーション専攻〕、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）〔大学アドミニストレーション専攻〕、博士後期課程が2研究科—国際学研究科〔国際人文社会科学専攻〕、老年学研究科〔老年学専攻〕体制をとっている。

本学は3つのキャンパス（町田、淵野辺、四谷）を擁している。四谷キャンパスでは、大学アドミニストレーション研究科、老年学研究科、言語教育研究科日本語教育専攻等の授業が行われている。淵野辺キャンパスでは、ビジネスマネジメント学群アビエーションマネジメント学類フライト・オペレーションコース、日本言語文化学院、桜美林大学孔子学院、エクステンションプログラム等の授業等が行われている。主キャンパスである町田キャンパスにおいて、上記以外の授業及び教育研究活動が行われている。

それぞれのキャンパス内には学内LAN環境が整っている。各教室には原則ブルーレイ、DVD、実物投影機等のAV機器により視覚メディアをプロジェクターにより投影する装置が常備されている。また、移動スクリーン、可動式AV機器、携帯プロジェクターが用意され、授業に有効活用されている。近年、授業内容ないし授業方法の多様化に伴い、DVDや教員持込みのパソコンを接続しての授業に対応する設備を整えている。

ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）については、「大学教育の充実を図るとともに、本学大学院生に教育指導に関する実務の機会を与えること」を目的として制度化している。コンピュータリテラシー関連の授業において、OAの知識を有する社会人や学内外の大学院生をTA制度に準じる形で配置している例もある。

研究費については、個人もしくは共同で行う学術研究の促進を助成することを目的として、専任教員に対して研究室研究費として教授、准教授、講師には年間47万円、助教には年間24万円が支給される。また、研究成果を出版する者に対して出版助成金を支給する制度が設けられてい

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

る。2014年度には2人の専任教員がその助成を受けた。

学術研究の振興及び教育の向上を目的として、専任教員が日常の業務を離れて長期（1年間ないし6ヶ月間）に亘って国内外で研修を行う学外研修及び特別研修の制度が設けられている。2014年度には学外研修に5人、特別研修に4人が選ばれた。

日常の教育研究の業務を行うために、専任教員には町田キャンパス内に個室の研究室が与えられる。263室ある教員研究室は「教員オフィス」と呼称され、そこでは研究、ゼミ等の少人数の授業、学生指導、アドバイジング等が行われ、教員と学生のコミュニケーションが図られる環境が整っている。専任教員には週1日研究に専念できる日が設けられているが、授業、学生指導及び校務の合間に研究のための時間が確保できる環境におかれている。ただし、担当授業数ないし業務負担量において教員間で不均等な状況が生じていることも事実である。

図書館は、町田キャンパス（三到図書館・情報メディア室）と四谷キャンパス（四谷キャンパス図書室）の2箇所にあるが、両キャンパスの蔵書は同一の図書館システムにより運用されている。本学のメインライブラリーである三到図書館は1970年に建てられたもので、蔵書数と学生数の増加に伴って、物理的に狭隘化が進んでいる。

学生食堂の店舗数は3店舗で座席数は、崇貞館1階の桜カフェが約424席、ファカルティラウンジが約98席、老実館1階の老実館食堂が約220席となっている。その他に構内には学生のキャンパスライフの利便性を配慮して、生協、コンビニエンスストア、食事がとれるスペースとして太平館・明々館・学而館・理化学館の各1階に学生ラウンジ、それに加えて崇貞館の3階～5階に合計12室の考房が配置されており、学生は学習や交流の場として有効に活用している。

（5）研究倫理の遵守のための必要な措置について

「桜美林大学研究倫理規程」（2003年度に制定）に則って、担当副学長を委員長とする研究倫理委員会を設けて、そこでは社会科学的、医学的又は生物学的等の人間を対象とし、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表の妥当性、適切性の審査が行われている。研究倫理委員会は、本委員会と小委員会で構成され、それぞれが月に1回開かれる。小委員会で事前審査が行われることによって、本委員会での再審査の件数が軽減化し、審査期間の短縮化が図られている。

研究倫理委員会は、研究機関として高い倫理性を保持するように適切に運営されている。加えて、2008年度には「研究者の行動規範」を策定し、学内すべての研究者が法令や関係規則等を遵守し、適正に履行することを組織規範として周知している。2012年度より年1回町田キャンパスと四谷キャンパスにおいて「研究倫理申請についての講習会」を大学院生と教員を対象に開いている。

研究倫理委員会における審査の必要性について各種会議で啓蒙してきた結果、申請件数が確実に増加している。2013年度には申請件数が64件であったが、2014年度には69件になった。申請者の大半は、学位論文作成のための研究に取り組む大学院生であるが、科学研究費補助金等を獲得してそれに関わる研究を手掛ける教員も含まれる。

VII. 「教育研究等環境」について

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

ここ数年で最新の音響映像機器を備えた教室棟を建設し、それに伴い既存教室棟の機器も適宜入替えを行ってきた。これにより、機器の仕様違いによる授業形態の不統一を解消することができ、どの教室においてもほぼ同様の形態で授業を行える環境を整備した。

また、障がいのある学生対応として、車椅子利用時の移動に必要なエレベーター及びリフターのいずれかを学内すべての校舎に設置した。これにより、基礎的なバリアフリー環境の整備を終えている。さらに、継続案件とされていたメイングラウンド及び大学野球場に注力した改修を実施した。グラウンドの勾配を整えての凸凹解消、雨天時における排水路の改良及び利用時の適合性や強風時の砂塵防御を踏まえての土質改善等を実施し、利用者への安全確保や近隣住民等への砂塵被害を防ぐことができ、快適な環境が整備され大きな効果をもたらした。

「エコ・キャンパスの実現」として中期目標に掲げた「2009年度施設面積当たりの消費エネルギーを5年間で10%程度削減する。」に対しては、空調設備省エネ機器の導入や更新、省エネ啓発活動、節電対策の推進、LED等高効率照明の導入推進及びトイレ改修（エコ・トイレ化）を主体とした施策に取り組んだ結果、2014年度において約16.5%削減し、目標を達成することができた。

図書館については、2007年度より、リベラルアーツ学群、ビジネスマネジメント学群の初年次図書館利用ガイダンスを毎年度春学期に行っている。図書館主催の情報検索ガイダンス、レファレンスサービス業務の見直しを積極的に行い、学生、教員の学習・研究支援に力を注いでいる。

学生の読書意欲向上のための「図書館読書運動プロジェクト」の推進も継続して行っている。

四谷キャンパスについても、授業期間内の日曜日にも開館する等、大学院生の研究支援体制を徐々に拡大してきている。図書館員が教員と連携する等大学や学生の状況把握に努め、積極的な支援を行う等、地道な努力を続けてきたことが、図書館利用が増加している大きな要素となっている。大学の中軸に位置付けられる図書館は、ソフト面で十分に機能を果たしている。

各キャンパス内には学内LANが整備され、教室棟には授業に必要な情報機器等が整備されており、定期的に機器の新旧の入れ替えを行っていることから、教育研究を行うための環境は十分に整備されている。

障がいのある学生への対応として、建物の立地条件に応じて、車椅子を必要とする学生が学内移動に必要なバリアフリー化、エレベーターないしリフトのいずれかを全ての校舎に設置し、ひとに優しいキャンパス環境作りに努めている。

開講科目数が多くなっていることから、教室の稼働率が平均的に高い状況にあるためカリキュラムの見直し、授業開講の方法について検討を要する。

全専任教員には個室の研究室が配分されている。非常勤教員には各キャンパスに教員ラウンジが配備され、授業準備ないし学生指導等に特段支障が生じないようにしている。

専任教員への研究室研究費に関する注意事項や手続き等については、専任教員向けの『Faculty Handbook』にその詳細が記載されており、適正に執行されている。また、当該年度内の学術研究の成果については「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」を当該年度終了後に全専任教員が提出することになっている。それを基に所属長が各教員の教育・研究実績について把握

Ⅶ. 「教育研究等環境」について

しチェックすることが可能である。

改善すべき事項

三到図書館が完成した当時は学生数約 2,500 人であったが、45 年後の現在では、学生数は 3 倍を超えており、環境整備について抜本的な改善が必要である。現在、約 23 万冊もの資料を外部倉庫に預けており、これらの図書は翌日以降にならなければ利用することができず、利用者にとって不便な状態になっている。さらに、学生閲覧室座席数は学生収容定員の 10% を満たしておらず、定員増による在学生数の増加や教育組織の改編に伴うカリキュラムの改編により、既存の図書館が手狭となっている。図書館は教育研究を推進する大学にあって、最も重要な施設である。三到図書館は築 40 年以上が経過しているため、建物の老朽化と狭隘化が進んでいる。近い将来に新図書館が建設されることが望まれる。

また近年、教員間で担当授業数ないし業務負担量の点で差異が生じている。早急に客観的な教員評価の基準を策定することが望ましい。

老年学研究科、大学アドミニストレーション研究科、言語教育研究科日本語教育専攻は、四谷キャンパスにおいて授業（研究指導を含む）を実施している。しかし、学生と教員用のロッカーを完備すること等が未だ手つかずのままである。また、四谷駅周辺の都市開発に伴い、四谷キャンパスが 2015 年度中に一時移転する予定である。主に四谷キャンパスで授業や研究指導を行う教員のための研究室の確保等についても検討課題になっている。

研究倫理委員会への申請件数が増加していることに伴って、委員を務める教職員の負担が予想外に過重になっている。特に申請内容ないし申請書の記載に不備があるもの、研究計画そのものが分かりづらいものが散見される。今後、委員会の在り方と申請書の書式について再度検討する必要がある。

3) 将来に向けた発展方策

抜本的な改善策としては新図書館の建設であるが、早急に改善が必要な事項は、車椅子や視覚障がい等ハンディキャップのある学生が、可能な限り自由に利用できる環境整備及び自学自習スペースの設置である。また、アクティブ・ラーニング（能動的学修）を充実させるため、ラーニング・コモンズに代表される、学生たちの共同学習スペースや設備の設置も必要である。

各教育研究組織がそれぞれに个性的かつ特長のある教育研究を実践している。その実績が学内外に周知されるように効果的な広報活動を展開し、教育課程の多くの特徴をアピールする。それによって学生募集に波及効果が期待でき、各教育課程におけるブランド形成に繋がる。大学における専門教育の基盤として位置づけられる初年次教育及び基礎教育を重視する本学にとって、基盤教育院が果たす役割は極めて大きい。現在の指導内容・指導方法を見直すことで、他大学に類を見ない個性的な教育実践が期待できる。

大学院を擁する大学において、大学院生に実践的な教育経験を積む機会を提供するために T A ないしリサーチ・アシスタント（R A）の積極的な活用を行うことによって、学士課程の学生への丹念な指導が可能になるとともに、教員の負担が軽減化され得る。

本学が開発した e ラーニングの技術を活用して、授業の補習ないし入学時に本学が求める基礎

VII. 「教育研究等環境」について

学力を身につけさせるための入学前教育に取り組むことが、学生の学力強化策にもなり得る。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

Ⅷ-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針について

本学は、地域社会との連携・協力及び国際社会への協力について、学而事人の精神に基づき、大学の物的資源ないし人財資源を社会に還元するための様々な活動を展開し、推進している。

研究活動であげられた成果や知的財産を社会に還元することは、大学に課せられた使命である。

本学では、そのような考えの下に教育研究活動及び本学が有する知的財産を社会に積極的に提供し、社会的なニーズと期待に可能な限り応えられるよう連携強化を図っている。

産学連携に関わる研究においては、過去5年間に3件～5件の受託研究費を受給されている。

2014年度には受託研究件数が5件（うち、2012年度から継続の1件を含む。）あった。その他にも本学の専任教員の多くが官公庁、地方自治体、産業界での各種委員の任務に就いている。

本学と独立行政法人国際交流基金との学術交流協定に基づき、日本語試験センターにおいて、言語テスト理論、日本語測定・評価法、教育測定法等のセミナー、ワークショップ、講座を通して、言語教育に関する評価分野の人材育成に資する共同研究を進めている。同センターに所属する研究員には、本学の客員教員の資格を付与して事業の遂行に協力している。

地域社会への協力及び貢献については、地域密着型大学及び地域拠点大学として、学術・研究・文化・スポーツの分野において、様々な連携・協力体制を構築している。「中期目標 CORNERSTONE 4：地域貢献力の強化」に、「地域発展の支援」、「公開講座の充実」、「学生生徒のボランティア活動支援」の3点を重点項目として掲げている。各重点項目の具体的な内容は以下の通りである。

- ①地域発展の支援：学園が培った知見を活かし、東京都西部から神奈川県北部地域の文化的・社会的発展に関する学術面での支援体制を充実し、地域の発展に貢献できる活動を積極的に実施する。
- ②公開講座の充実：生涯学習センターのプログラムを整備充実し、受講生の倍増を図るとともに、大学・大学院の講義科目をできるだけ市民に開かれたものとし、聴講生・科目履修生等の積極的な受け入れを図る。
- ③学生生徒のボランティア活動支援：学生・生徒の多くが、地域における環境保護・福祉活動に興味をもって積極的に参加し、実際に地域の役に立つ行動がとれるようにするための支援の仕組みを構築する。

これらの目標を達成するために、町田市、相模原市、多摩市をはじめ近隣地方自治体と包括協定を結び、多分野にわたる活動に協働して取り組んでいる。また、大学の資源や教育研究の成果を適切に社会へ還元するための活動も展開している。

地域発展の支援においては、地域・社会連携室が各教育組織と連携しながら支援活動を行っている。公開講座については、エクステンションセンター及び孔子学院等が企画運営の中心となっている。老年学研究科、心理学研究科、経営学研究科でも定期的に社会人向けの公開講座やセミナーを実施している。学生生徒のボランティア活動支援には、キリスト教センター、基盤教育院、各学群、キリスト教センター、その他の学内組織、体育文化団体連合会（OACU）等が様々なボランティアの企画及び活動を行っている。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

本学の地域社会との連携方針について本学 Web サイトを通して周知させ、近隣の自治体と連携協定を順次結んでいる。地域・社会連携室が地域社会連携の窓口となって、地域社会からの要望への対応、情報収集に携わっている。本学の人的・物的資源を活用してより多くの貢献が地域社会にできるような体制を整えている。

なお、これらの連携は「受託研究取扱規程」、「利益相反ポリシー（一般）」、「共同研究取扱規程」、「教職員の兼業・兼職規程」、「教員の研究休暇制度（サバティカル・リープ）に係る規程」等に則って適切に実施されている。

（2）教育研究の成果の社会への還元について

〔地域連携・社会貢献〕

本学の町田キャンパスが所在する町田市を中心に、相模原市、多摩市等の近隣の自治体との間で、教育研究の成果を社会に還元するための種々の事業を実施し、相互に連携を図っている。

町田市との間で「包括協定書」を締結しており、その協定書では「21世紀に生きる子供たちが直面する、より高度で複雑な社会を睨み、彼等を育むより望ましい教育環境の整備のために、互いに協力する」と謳っている。それに基づいて連携活動を行っている。その他に町田市との間では、町田市教育委員会との連携事業、町田市観光コンベンション協会との連携事業、町田市スポーツ振興連携事業等を実施している。町田市教育委員会からの受託協働事業であるeラーニングによる不登校生学習支援事業もその一つである。また、山崎団地活性化プロジェクト事業では、団地自治会、(独)都市再生機構と連携し、町田市都市計画のキーワードである「団地再生」に協働で取り組んでいる。

相模原市との間では、淵野辺駅周辺活性化プロジェクト事業、養護学校と音楽コースの協働事業、相模原市における祭り（イベント）、協働・協力事業等を実施している。また、相模原市各部署開催の協議会や審議会、実行委員会等に教職員が出席し、地域振興、公共政策面で寄与している。淵野辺駅前にある淵野辺キャンパスでは、災害時帰宅困難者一時避難場所として開放する協定を結び、災害時の対応も行政と協働することになっている。

多摩市との間では、警視庁多摩中央警察署と東京消防庁多摩消防署との間で災害時の応急対策活動に関する協定を締結している。その他、相模原・町田地域大学コンソーシアム、学術・文化・産業ネットワーク多摩に加盟して相互連携体制を図っている。

2014年度には、地域・社会連携室を介して115件の地域連携事業に教職員と学生が積極的に参加した。その内訳は以下の通りである。

- ①町田市、相模原市、多摩市、その他自治体の教育機関へのアウトリーチ活動や出前授業：実施校数、延べ50校—スポーツ、異文化体験、サイエンス、演劇、音楽、ダンス、コミュニケーション
- ②町田市、相模原市、多摩市、その他自治体や各団体からの様々な協力要請：実施件数、65件—スポーツ、異文化体験、国際交流、芸術、音楽、男女共同参画、保健所、警察、消防、シティセールス、文化振興、商業振興、自治会、町内会、世代間交流、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て、地域活性化等
- ③境川クリーンアップ作戦（環境美化、地域コミュニティ育成）：2014年7月約1,300人の学

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

生が参加

④様々な地域連携、産学官連携の会議等：

- ・ネットワーク多摩関連 会議回数 8 回
- ・さがまちコンソーシアム関連 会議回数 6 回
- ・大野北まちづくり会議 会議回数 9 回
- ・相模原市中央区魅力発信実行委員会 会議回数 3 回
- ・相模原市中央区安心・安全・夢と希望プロジェクト実行委員会 会議回数 6 回
- ・大野北地区コミュニティバス利用促進協議会 会議回数 6 回
- ・相模原市中央区 区民会議 会議回数 6 回
- ・町田市産業クラスター会議 会議回数 3 回
- ・町田市教育委員会学校支援センター連絡会 会議回数 6 回
- ・アートラボはしもと事業推進協議会 会議回数 12 回
- ・相模原市・座間市 市民大学連絡会議 会議回数 2 回
- ・八王子市・町田市チャレンジ防災実行委員会 会議回数 5 回
- ・町田さくらまつり実行委員会 会議回数 10 回
- ・ふちのべ銀河まつり実行委員会 会議回数 5 回
- ・境川クリーンアップ作戦実行委員会 会議回数 15 回
- ・相模原中央支援学校評議会 会議回数 2 回
- ・町田市立小山中学校スクールボード協議会 会議回数 10 回
- ・町田市体育協会加盟団体代表会議 会議回数 1 回
- ・東京都私立大学父母・保護者の会事務局連絡会議 会議回数 1 回
- ・町田市学長懇談会 会議回数 1 回
- ・相模原市消費被害防止懇談会 会議回数 1 回
- ・忠生地区「地域ケア」会議 会議回数 6 回
- ・山崎団地活性化プロジェクト実行委員会 会議回数 8 回
- ・淵野辺駅周辺活性化プロジェクト実行委員会 会議回数 6 回
- ・多摩センター地区連絡協議会 会議回数 10 回
- ・神奈川県と大学との連携推進会議 会議回数 1 回
- ・町田商工会議所プロジェクト会議 会議回数 2 回
- ・小山地区住みよいまちづくり協議会 会議回数 4 回

大学院では専門的な領域における社会貢献に努めている。老年学研究科では、年 2 回四谷キャンパスで公開講座を開催している。心理学研究科臨床心理学専攻（臨床心理センター主催）が年 2 回公開授業ないし公開講座を町田キャンパスで開いている。経営学研究科経営学専攻国際標準化研究領域は、2012 年度より相模原市と町田市の後援のもとに、公益財団法人相模原市産業振興財団の協力を得て国際標準化（ISO）に特化した「ビジネス戦略セミナー」を実施している。

2014 年度には「中小企業のグローバル化と国際標準化戦略」のテーマのもとで 2 回実施し、全国から国際標準化の専門家を含む多数の参加者を集めた。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

●教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

〔オープンカレッジ等〕

オープンカレッジを町田・PFC・四谷・多摩アカデミーヒルズの各キャンパスで実施

①町田キャンパス・PFC

春学期 120 講座 総受講者数 1,457 人、秋学期 102 講座 総受講者数 1,261 人

②四谷キャンパス桜美林大学アカデミー

前期 27 講座 総受講者数 331 人、後期 30 講座総受講者数 319 人

③多摩アカデミーヒルズエクステンションプログラム

252 講座 総受講者数 885 人

〔教員免許状更新講習〕

教育職員免許法改正により、2009 年度に教員免許更新制が開始。免許状の有効期間更新に 30 時間の講習受講が義務化された。本学では、全国（海外から受講のケースもあり）の受講対象者に、本学独自の e ラーニングシステムによる講習を提供している。修了認定試験までを e ラーニングで行う唯一の大学であることや、開講期間が長い等の理由から、他では受講できない先生方の受け皿ともなっている。

2014 年度実績は以下の通り。

受講者 2,165 人（延べ 8,083 人）、平均受講時間 27.1 時間

●学外組織との連携協力による教育研究の推進

〔高大連携〕

2001 年度から進めてきた高大連携の提携校は 53 校、オブザーバ校 17 校となり、年 2 回の連絡会議の他、提携校高校生の科目等履修生として大学授業履修（授業料免除、本学に入学後単位認定）、一般入試過去問題の分析等を通して連携を深めている。本学教員による出前授業も積極的に実施している。

〔不登校支援〕

深刻な社会問題となっている不登校について、町田市教育委員会と本学が協力し、町田市内の公立小、中学校の不登校児童・生徒の学習支援を、e ラーニングのドリル学習を用いて行っている。具体的には、本学の「大学での学びと経験（不登校生学習支援）」の授業を実施し、ケーススタディー、トレーニング後に不登校生の学習支援を行っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

本学は、学而事人の精神を具現化させ、それを教育に反映させるために、いち早くボランティアの要素を教育の中に取り入れてきた。そのためボランティアに理解を示す教職員や学生が多い。

学習や研究を通して得られた成果を社会や人々のために役立てようと考えて、積極的に地域連携の諸活動に参加する学生が多い。学生が社会との連携・協力事業に参加することで、机上の学びでは得られないような実社会についての学びができる貴重な機会になっている。

本学には多くの留学生が在籍しているが、彼らが日本人学生と一緒に活動することによって、日本の社会、文化、慣習に直に触れて異文化体験ができることも大きなメリットになっている。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

孔子学院が主催する事業にも多くの地域住民が参加しており、異文化理解と日中友好のために貢献している。

本学が保有するeラーニング技術を活用して桜美林大学教員免許状更新講習センターが全国の教員を対象として教員免許状更新講習を行っており、職務多忙な方や地方在住の方に喜ばれている。

〔オープンカレッジ等〕

PFC・町田キャンパスは、マッピングにより受講者の通学圏を把握し、新聞折り込みチラシの効果的投下によって、全受講者に占める新規受講者の割合を43.2%へ引き上げた。一講座あたりの受講者数の増加を目指して「開閉講ルール」を厳正化し、受講者数の少ない講座の閉講を断行し、効率化を図ることができた。

四谷キャンパスは、講座開講率が前期83.3%（昨年86.1%）、後期94.1%（昨年79.4%）となった。多摩アカデミーヒルズに倣い講師料の歩合給制化について、秋期より導入した。

多摩アカデミーヒルズは、新しい試みとして導入した学生主導による講座開発において、学生との密な連携及び徹底したマーケティングにより、予定通り受講者を獲得することができた。

〔学外組織との連携協力による教育研究の推進〕

不登校だった小学生が、本学学生の支援を通して一時的に学校に通えるようになった。

〔地域交流、国際交流事業への積極的参加〕

様々な学外活動を通して、学生の活動が活発になり、社会人基礎力の強化に連動する取り組みが増加している。それに伴い、主体的、積極的な活動、行動を図れる学生が増加傾向にある。

また、コミュニケーションスキルの向上、チームビルディングの構築等、実践さながらの体験を通して学生一人ひとりの視野が広がってきている。行政や他団体等に、学生の活動が知れ渡り、協力要請依頼、参画依頼が増加している。

多様なフィールドに多くの学生が参画する機会が増加中。それに伴い、人間力、社会人基礎力の強化が図れ、各人のスキルの向上に繋がっている。

改善すべき事項

本学は、今日まで社会連携・社会貢献に深い理解を示し、多くの事業に積極的に参画し、地域社会の発展に貢献してきた。しかし、その活動ないし社会貢献については予想外に周知されていないことも事実である。本学の活動内容をより多くの方々に知ってもらえるように積極的な広報活動を行うことが今後の課題である。

現在、社会連携・社会貢献に関わる活動を活発に行っていない教育組織やプロジェクトにおいても、それぞれの学問分野の特性を生かして社会との連携・協力を繋がるような企画を立てることが期待される。

〔オープンカレッジ等〕

PFC・町田キャンパスは、多摩アカデミーヒルズに倣い早急に講師料の歩合給制を導入しなければならない。レベル毎にクラスを複数設定しなければならない語学講座は、一講座当たりの受講者数が少なくなる傾向があり、特に上級クラスの必要性について検討しなければならない。

四谷キャンパスは、キャンパスの閉鎖・移転に伴い過去の収支を勘案し、エクステンション事

Ⅷ. 「社会連携・社会貢献」について

業の継続・中止を検討しなければならない。

多摩アカデミーヒルズは、学群・ゼミ等との連携を強化し、学習の場として、同館を有効活用するとともに、より学生の経営参画意識の向上を図る。

これら社会人を対象とするオープンカレッジ等を企画運営するエクステンションセンターでは、上記の検討を行うとともに、一層の質の向上を図り、社会のニーズに十分に応えられるような内容に発展させることが望まれる。

〔学外組織との連携協力による教育研究の推進〕

- ・町田市教育委員会との連携強化。
- ・行政や各団体との更なる連携の強化。
- ・学内外での情報収集、情報発信、情報共有、等。
- ・担当教員退任による授業閉講の代替案の模索。

〔地域交流、国際交流事業への積極的参加〕

- ・多くの取り組みに、より多くの学生が参加できるような、ネットワークの構築が必須。
- ・アウトリーチ活動における、情報共有、情報発信の強化が必要。

3) 将来に向けた発展方策

本学の専任教員の教育研究成果について、講演、シンポジウム、セミナー、出版物、公開講座、ワークショップ等を通して広く社会に還元する機会を組織全体で企画立案することが必要である。教育組織において、それぞれの専門性と独自性を十分に発揮できるような社会連携・社会貢献に繋がる活動展開の可能性について検討を行い、社会への周知に努めることが望まれる。

今後、学内の各組織が地域・社会連携室と密接な連携をとって、情報の共有化を図ることが社会連携・社会貢献を一層活性化させ、発展させることに繋がる。

〔オープンカレッジ等〕

- ・収支バランスの更なる改善。
- ・特にPFC・町田キャンパスは、2015年度春期より円滑な講師料の歩合制化。
- ・各キャンパス共通講座、特にフローラルアートデザイナーコースの磐石な基盤づくり。

上記に加え、エクステンションセンターの業務は、町田キャンパス、プラネット淵野辺キャンパス、四谷キャンパス、多摩アカデミーヒルズを拠点に展開されているが、これらの拠点が相互に連携を強化し、広報戦略と共通講座の設定を行い、本学専任教員の協力体制を強化することでブランドイメージの構築を進める。

〔学外組織との連携協力による教育研究の推進〕

2014年度は、本学学生が、2013年度に支援をしていた生徒をボランティアで継続支援することを検討している。また、今後は「地域社会参加（子どもと教育）」の中で不登校生支援にも対応していく。

〔地域交流、国際交流事業への積極的参加〕

地域社会における活動を通して、外部ニーズの発掘、情報収集の拡充を行い、そのニーズ、情報に対する本学の多くのリソースをマッチングすることで、学生の社会人基礎力強化につながり、地域社会との継続的な関わりに寄与し、本学のブランディングにも寄与するものとしたい。地域

Ⅷ. 「社会連携・社会貢献」について

密着型大学及び地域拠点大学として、様々な分野において、地域貢献活動を実施し、多くの学生が参加できるよう、情報収集、情報共有を推進していく。

Ⅷ－２ 大学院

1) 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針について

大学院では、地域の文化社会的発展に関する学術面での支援体制を充実し、地域の発展に貢献できる活動を実施すること、大学院の講義科目を市民に開かれたものとし、科目履修生・聴講生を積極的に受け入れることを方針として掲げ、学園中期計画の一環として、積極的な社会貢献・地域貢献活動を行っている。

(2) 教育研究の成果の社会への還元について

大学院では、それぞれの研究科にて地域貢献・社会貢献活動の一環として、「公開講座」を開催している。2014年度は心理学研究科では臨床心理学公開講座（2回）・健康心理フェア（1回）、老年学研究科では公開講座（2回）を実施した。また、経営学研究科では、地元の相模原市、町田市の行政と商工会議所との連携で、9月と2月、年間2回の経営ビジネス戦略公開講座を開催した。

また、老年学研究科では地域貢献の一環として、多摩市医師会による「在宅療養推進のための地域包括ケアにおける医療・介護・予防の重層的連携の調査研究事業」に対し、専門的立場からの支援を行い、報告書を完成させた。

その他多くの研究科・専攻において講義科目を、科目等履修生・聴講生のために幅広く開放している。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

科目等履修生として単位を修得した後に正規生として入学するという道筋は、社会人層に定着しており、一定の成果を上げている。

改善すべき事項

国際社会に対する社会連携・社会貢献の方針が不明瞭である。現状、国際協力専攻にて、「国際協力インターンシップ」という実習科目を設け、NGO団体や青年海外協力隊への派遣を単位として認めているが、学術面での貢献も含めた方針設定が必要となる。

また、科目等履修生及び聴講生が履修可能な科目は、現在のところ正規生の履修登録がある科目に限定されている。故に折角申し込みをしても閉講になる科目が散見される。例えば専任教員の担当科目に限る等の条件を設け、科目等履修生・聴講生のみでも開講されるよう検討を行う。

VIII. 「社会連携・社会貢献」について

3) 将来に向けた発展方策

大学院においては、これまでも科目等履修生制度や公開講座等を活用して、その教育研究成果を社会へ提供する取り組みが行われてきた。より積極的な社会貢献を促進するため、社会人等を対象とした履修証明プログラム等まで発展・展開できないか検討する余地がある。本大学院の公開講座や、科目等履修とあわせ、近隣大学等と地域コンソーシアム等が考えられれば不可能ではないと考える。

X. 「内部質保証」について

X. 「内部質保証」について

X-1 大学全体

1) 現状の説明

(1) 大学の諸活動についての点検・評価と、その結果の公表について

本学の内発的な自己点検・評価活動は、1994年度より公式に開始されており、以後、本学学則第11条第3項及び本学大学院学則第4条の2第3項に基づき、毎年「年度報告書」（自己点検・評価報告書に準ずる）を作成している。

2006年度には日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、その結果となる「桜美林大学 自己評価報告書（2006年7月）」を本学Webサイトにて全文公開している。日本高等教育評価機構のWebサイトにおいても『平成18年（2006）年度「大学機関別認証評価」の評価結果報告書』が公開されている。2012年度には日本高等評価機構による大学機関別認証評価（第1回）を受審し、評価機構が定める大学基準に「適合」しているという認証を得た。「平成24年度 桜美林大学 自己点検・評価報告書（2012年4月）」を本学Webサイトにて全文公開している。日本高等教育評価機構のWebサイトにおいても『平成24年度「大学機関別認証評価」第1回評価結果報告書』が公開されている。

また、年度ごとに大学教育開発センターが発行する『桜美林大学 Fact Book』を通して、大学及び学園の諸情報を公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムの整備について

本学学則第2条において、「本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。また、「桜美林大学自己点検・評価委員会規程」により自己点検・評価委員会が組織されている。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の審議結果を学長に報告し、学長は、当該報告を尊重し、本学の教育研究水準の一層の向上と活性化のために具体的に活用している。組織レベルでは、上記の自己点検・評価委員会を補佐するため、2008年度に大学教育開発センターを立ち上げた。当該センターにおいて調査・検討を行い、『桜美林大学 Fact Book』を年度ごとに発行して内部質保証に向けての種々の情報を提供している。

桜美林学園監査事務局によって各組織の内部監査を定期的を実施し、その結果について適正かつ公正な提言を行う等、内部質保証に取り組んでいる。

内部質保証システムを適切に機能させるための大前提となる構成員のコンプライアンスについては、「学校法人桜美林学園就業規則」第19条第1項第2号に「職務の内外を問わず、本学園の信用を傷つけ、又は不利益、不名誉となるような行為をしないこと」と定めている。また、「学校法人桜美林学園ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」ではセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントの防止及び対策等について、「学校法人桜美林学園個人情報保護規程」では個人情報保護の適正な取扱い、個人の権利利益の保護について定めている。教授会、研究科委員会、学系会議、大学運営会議、各組織が実施するFD等を通して教職員のコンプライアンス意識の徹底に努めている。

また、「学校法人桜美林学園公益通報に関する規程」、「学校法人桜美林学園情報セキュリティ基

X. 「内部質保証」について

本規程」等を制定し、法令遵守の徹底を図っている。

(3) 内部質保証システムの機能について

寄附行為第7条第1項第3号に則り、理事の中に9人の学識経験者が選任されていて、その内本学の運営に関わらない学外の学識経験者5人が選任されている。理事会において学外者の意見を定期的に聴取し、大学運営に反映させている。また、常務理事会が原則月2回開催されていることから、運営の客観性を確保し、内部質保証システムの実効性を高めている。また、後援会活動を通して、在学生の保護者から定期的に本学の運営等について、忌憚のない意見や要望を集約して運営の参考にしている。

年度ごとに専任教員に対して「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」の提出、OBIRIN教員業績データベースに年間の教育研究等の活動成果の登録を義務づけている。

組織レベルでは、各教育組織において自己点検・評価と関連づけられるFDや研修会等の活動が定期的に行われている。個人レベルでは、授業評価アンケート結果へのコメント作成、「教員評価（結果報告）兼研究成果（経過）報告書」の作成作業を通して定期的に自己点検・評価ができる仕組みになっている。

学長主導の下、学長室会議、大学運営会議等の諸会議体において文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応を行う体制を作っている。

2) 点検・評価

効果が上がっている事項

自己点検・評価活動の一環として、年度ごとに全学を挙げて年度報告書を作成するという作業を通して、業務実績を記録に残すとともに、中期目標の達成度、教育研究の諸活動について定期的な検証を行い、現状の問題点や課題について確認することが可能になっている。

年度ごとに大学教育開発センターの情報評価・分析（IR）部門が『桜美林大学 Fact Book』を発行しているが、そこに掲載されるデータは自己点検・評価の基礎資料を提供するとともに、現況を客観的に把握するために有効活用されている。

改善すべき事項

2010年度より研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）と連携した「OBIRIN教員業績データベース」が始動した。教員による更新状況及び記載内容のチェックを学系長が定期的に行っているが、記載内容には個人ごとに精粗が見受けられるため、その改善を図る必要がある。

また、これまで自己点検・評価及び認証評価の業務が大学教育開発センターを中心に実施されてきた。当初見込まれた実績はあげられてきたものの、自己点検・評価によって明らかになった問題点や課題等の解決・改善のための作業をセンター主導で行うことには限界がある。問題解決と改善を迅速に行うための実作業を進めるためには、全学の諸組織と直結し、機動性が発揮できるような機関に業務を移管することも検討の余地がある。

X. 「内部質保証」について

3) 将来に向けた発展方策

自己点検・評価の精度を一層高め、高質の内部質保証システムを構築し、実質的な成果が確実に収められるようにするために、点検項目や点検方法について継続的な検証を行う一方で、自己点検・評価委員会の再編成と実施手順の改善を視野に入れての検討が必要になっている。学長を責任主幹とする自己点検・評価委員会活動の活性化を図り、PDCAサイクルが全学的に着実に実施され得るような体制作りに関する検討を要する。

今後、さらに高い内部質保証の実現を目指すには、本学の実態や諸相を具体的かつ的確に分析し、明示するような根拠資料を作成することが求められる。そのためにIRに関わる組織の強化と人材の育成が不可欠である。